

三、東京府罹災者の罹災種類及體性別

(社會局調査)

郡市	總數		死者		行衛不明		重傷		輕傷		死傷行衛不明以外罹災者	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總數	1,018,276	840,591	26,758	30,879	5,733	4,832	10,691	11,151	9,755	11,833	10,691	11,151
東京市	955,657	740,321	26,758	30,879	5,733	4,832	10,691	11,151	9,755	11,833	10,691	11,151
麹町區	330,874	271,481	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
神田區	78,835	59,733	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
日本橋區	64,477	50,788	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
京區	78,835	59,733	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
芝區	64,477	50,788	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
麻布區	33,030	27,148	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
赤坂區	33,030	27,148	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
四谷區	14,811	11,015	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
牛込區	25,200	19,661	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
小石川區	25,200	19,661	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
本郷區	25,200	19,661	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
下谷區	87,266	67,933	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
淺草區	128,669	100,461	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
本所區	25,200	19,661	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
深川區	99,333	78,661	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
八王子市	173	110,733	8	7,143	3	3	379	379	379	379	379	379
八王子市計	173	110,733	8	7,143	3	3	379	379	379	379	379	379

郡市	總數	死者	行衛不明	重傷	輕傷	死傷行衛不明以外罹災者
荏原郡	1,391	17	73	3	1,301	1,391
豐多摩村	5,699	6	9	1	5,683	5,699
北豐島郡	4,737	37	46	1	4,653	4,737
南豐島郡	5,030	9	22	1	4,998	5,030
南葛飾郡	26,744	155	18	1	26,570	26,744
西葛飾郡	3	1	1	1	1	3
南多摩郡	3,477	3	1	1	3,473	3,477
北多摩郡	4,431	1	2	1	4,427	4,431
大島、八丈島	121	1	2	1	117	121
小笠原島	121	1	2	1	117	121

◇参考のため震災地一府六縣の罹災者の罹災の種類及體性別を示せば左の通りである。(同前)

備考 本表中死傷行衛不明以外の罹災者とは全半燒、全半潰、流失、破損等の物的災害を蒙つたものである。

府縣名	總數		死者		行衛不明		重傷		輕傷		死傷行衛不明以外罹災者	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
總數	1,778,101	1,481,126	26,758	30,879	5,733	4,832	10,691	11,151	9,755	11,833	10,691	11,151
東京府	1,018,276	840,591	26,758	30,879	5,733	4,832	10,691	11,151	9,755	11,833	10,691	11,151
神奈川縣	595,657	460,321	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
千葉縣	64,477	50,788	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
埼玉縣	33,030	27,148	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
山梨縣	14,811	11,015	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379
茨城縣	25,200	19,661	51	44	3	3	379	379	379	379	379	379



四、東京府罹災者の罹災種類及年齢別 (社会局調査)

地区	罹災者總數		死者		行衛不明		重傷		死傷行衛不明以外の罹災者	
	總數	〇一四一五九六以上	總數	〇一四一五九六以上	總數	〇一四一五九六以上	總數	〇一四一五九六以上	總數	〇一四一五九六以上
總數	2,251,333	1,151,333	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
東京市	1,200,000	600,000	500,000	400,000	500,000	400,000	500,000	400,000	500,000	400,000
麹町區	100,000	50,000	40,000	30,000	40,000	30,000	40,000	30,000	40,000	30,000
神田區	150,000	75,000	60,000	45,000	60,000	45,000	60,000	45,000	60,000	45,000
日本橋區	200,000	100,000	80,000	60,000	80,000	60,000	80,000	60,000	80,000	60,000
京橋區	250,000	125,000	100,000	75,000	100,000	75,000	100,000	75,000	100,000	75,000
芝區	300,000	150,000	120,000	90,000	120,000	90,000	120,000	90,000	120,000	90,000
麻布區	350,000	175,000	140,000	105,000	140,000	105,000	140,000	105,000	140,000	105,000
赤坂區	400,000	200,000	160,000	120,000	160,000	120,000	160,000	120,000	160,000	120,000
四谷區	450,000	225,000	180,000	135,000	180,000	135,000	180,000	135,000	180,000	135,000
牛込區	500,000	250,000	200,000	150,000	200,000	150,000	200,000	150,000	200,000	150,000
小石川區	550,000	275,000	220,000	165,000	220,000	165,000	220,000	165,000	220,000	165,000
本郷區	600,000	300,000	240,000	180,000	240,000	180,000	240,000	180,000	240,000	180,000
下谷區	650,000	325,000	260,000	195,000	260,000	195,000	260,000	195,000	260,000	195,000
淺草區	700,000	350,000	280,000	210,000	280,000	210,000	280,000	210,000	280,000	210,000
本所區	750,000	375,000	300,000	225,000	300,000	225,000	300,000	225,000	300,000	225,000
深川區	800,000	400,000	320,000	240,000	320,000	240,000	320,000	240,000	320,000	240,000
八王子市	100,000	50,000	40,000	30,000	40,000	30,000	40,000	30,000	40,000	30,000
郡部計	1,051,333	551,333	500,000	400,000	500,000	400,000	500,000	400,000	500,000	400,000
荏原郡	100,000	50,000	40,000	30,000	40,000	30,000	40,000	30,000	40,000	30,000
豊多摩郡	150,000	75,000	60,000	45,000	60,000	45,000	60,000	45,000	60,000	45,000
北豊島郡	200,000	100,000	80,000	60,000	80,000	60,000	80,000	60,000	80,000	60,000
南足立郡	250,000	125,000	100,000	75,000	100,000	75,000	100,000	75,000	100,000	75,000
南葛飾郡	300,000	150,000	120,000	90,000	120,000	90,000	120,000	90,000	120,000	90,000
西多摩郡	350,000	175,000	140,000	105,000	140,000	105,000	140,000	105,000	140,000	105,000
南多摩郡	400,000	200,000	160,000	120,000	160,000	120,000	160,000	120,000	160,000	120,000
北多摩郡	450,000	225,000	180,000	135,000	180,000	135,000	180,000	135,000	180,000	135,000
大島八丈島	500,000	250,000	200,000	150,000	200,000	150,000	200,000	150,000	200,000	150,000
小笠原島	550,000	275,000	220,000	165,000	220,000	165,000	220,000	165,000	220,000	165,000

◇参考のため震災地一府六縣の罹災の種類及年齢別を示せば左の通りである。(同前)

地区	罹災者總數		死者		行衛不明		重傷		死傷行衛不明以外の罹災者	
	總數	〇一四一五九六以上	總數	〇一四一五九六以上	總數	〇一四一五九六以上	總數	〇一四一五九六以上	總數	〇一四一五九六以上
總數	2,251,333	1,151,333	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000	1,100,000	1,000,000
東京府	1,200,000	600,000	500,000	400,000	500,000	400,000	500,000	400,000	500,000	400,000
神奈川縣	150,000	75,000	60,000	45,000	60,000	45,000	60,000	45,000	60,000	45,000
千葉縣	200,000	100,000	80,000	60,000	80,000	60,000	80,000	60,000	80,000	60,000
埼玉縣	250,000	125,000	100,000	75,000	100,000	75,000	100,000	75,000	100,000	75,000
山梨縣	300,000	150,000	120,000	90,000	120,000	90,000	120,000	90,000	120,000	90,000
茨城縣	350,000	175,000	140,000	105,000	140,000	105,000	140,000	105,000	140,000	105,000



五、東京府の職業別失業者 (社會局調査)

職業大分類	失業者總數		全失業者		失業率		本業者百に付失業者	
	計	比	計	比	計	比	計	比
農業	3,321	2.97	687	20.7	1,914	57.3	157	4.7
水産	38	0.03	23	59.5	15	39.5	1	2.6
工業	2,777	2.45	1,914	68.9	863	31.1	111	4.0
商業	5,371	4.75	3,946	73.5	1,425	26.5	174	3.2
交通	7,353	6.54	5,433	73.9	1,920	26.1	234	3.2
公務、自由	7,478	6.64	5,433	72.7	2,045	27.3	234	3.2
其他の有業者	1,648	1.46	1,177	71.5	471	28.5	57	3.5
家事使用人	1,177	1.04	848	72.1	329	28.0	39	3.3
合計	20,868	18.53	15,153	72.7	5,715	27.3	707	3.4

六、東京市の職業別失業者 (同前)

職業大分類	失業者總數		全失業者		失業率		本業者百に付失業者	
	計	比	計	比	計	比	計	比
農業	3,531	3.12	777	22.0	2,754	78.0	227	6.4
水産	2,266	1.99	1,411	62.3	855	37.7	106	4.7
工業	7,777	6.87	5,433	70.0	2,344	30.0	287	3.7
商業	6,648	5.85	4,833	72.7	1,815	27.3	224	3.0
交通	6,868	6.03	4,833	70.4	2,035	29.6	251	3.4
公務、自由	8,548	7.51	6,177	72.3	2,371	27.7	294	3.5
其他の有業者	3,048	2.68	2,177	71.4	871	28.6	107	3.5
家事使用人	1,177	1.04	848	72.1	329	28.0	39	3.3
合計	26,868	23.67	19,153	71.3	7,715	28.7	957	3.5

◇参考のため震災地一府六縣の職業別失業を示せば左の通りである (同前)

職業大分類	失業者總數		全失業者		失業率		本業者百に付失業者	
	計	比	計	比	計	比	計	比
農業	7,353	6.54	5,433	73.9	1,920	26.1	234	3.2
水産	8,997	7.97	6,177	68.7	2,820	31.3	347	3.9
工業	12,746	11.26	9,177	72.0	3,569	27.9	443	3.4
商業	15,371	13.63	11,177	72.8	4,194	27.2	517	3.4
交通	18,353	16.31	13,433	73.0	4,920	26.9	614	3.3
公務、自由	21,378	18.94	15,433	72.0	5,945	27.8	744	3.4
其他の有業者	26,448	23.44	19,177	72.5	7,271	27.5	907	3.3
家事使用人	31,177	27.67	22,848	73.3	8,329	26.7	1,047	3.3
合計	101,910	90.73	74,177	72.8	27,733	27.2	3,457	3.4

◇尙右一府六縣に於ける失業者を職業的に示せば左の通りである。(同前)

職業大分類	失業者總數		全失業者		失業率		本業者百に付失業者	
	計	比	計	比	計	比	計	比
農業	7,353	6.54	5,433	73.9	1,920	26.1	234	3.2
水産	8,997	7.97	6,177	68.7	2,820	31.3	347	3.9
工業	12,746	11.26	9,177	72.0	3,569	27.9	443	3.4
商業	15,371	13.63	11,177	72.8	4,194	27.2	517	3.4
交通	18,353	16.31	13,433	73.0	4,920	26.9	614	3.3
公務、自由	21,378	18.94	15,433	72.0	5,945	27.8	744	3.4
其他の有業者	26,448	23.44	19,177	72.5	7,271	27.5	907	3.3
家事使用人	31,177	27.67	22,848	73.3	8,329	26.7	1,047	3.3
合計	101,910	90.73	74,177	72.8	27,733	27.2	3,457	3.4







九、發火件數竝原因別

(警視廳調査)

發火件數	原因別										即時消止	
	獨立飛火計	燈火瓦斯藥品引火	油鍋七輪火鉢其他	計	獨立飛火計	燈火瓦斯藥品引火	油鍋七輪火鉢其他	計	獨立飛火計	即時消止		
總計	10	23	1	34	10	23	1	34	10	23	1	34
芝布	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
京橋	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
日橋	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
神田	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
本所	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
深川	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
花菱	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
豐島	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
北足立	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
南葛飾	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
南葛飾	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
北葛飾	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
西葛飾	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
多摩	1	1	1	3	1	1	1	3	1	1	1	3
合計	10	23	1	34	10	23	1	34	10	23	1	34

一〇、被害田畑道路橋梁其他

(警視廳調査)

被害田畑道路橋梁其他	田		畑		道路		橋梁		其他	
	埋没	浸水	埋没	浸水	決壊	破損	決壊	破損	決壊	破損
總計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
芝布	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
深川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
花菱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豐島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北足立	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南葛飾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南葛飾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北葛飾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西葛飾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
多摩	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

被害田畑道路橋梁其他	田		畑		道路		橋梁		其他	
	埋没	浸水	埋没	浸水	決壊	破損	決壊	破損	決壊	破損
芝布	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
京橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日橋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
深川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
花菱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
豐島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北足立	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南葛飾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南葛飾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北葛飾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西葛飾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
多摩	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1







一一、諸工場被害

(警視廳調査)

工場法に依るもの	工		場		鍛冶工場	
	八月末現在	全潰半潰	八月末現在	全潰半潰	八月末現在	全潰半潰
工場の被害	3	1	1	1	3	1
瓦斯、電氣、石油装置	1,065	234	1,011	234	1,011	234
汽機汽機据付	1,011	234	1,011	234	1,011	234
計	2,080	469	2,033	469	2,033	469
鍛冶工場	1,011	234	1,011	234	1,011	234
計	1,011	234	1,011	234	1,011	234

總計	工		場		鍛冶工場	
	八月末現在	全潰半潰	八月末現在	全潰半潰	八月末現在	全潰半潰
下谷	2,080	469	2,033	469	2,033	469
淺草	1,011	234	1,011	234	1,011	234
本所	1,011	234	1,011	234	1,011	234
深川	1,011	234	1,011	234	1,011	234
水上	1,011	234	1,011	234	1,011	234
市部	1,011	234	1,011	234	1,011	234
荏原	1,011	234	1,011	234	1,011	234
豊多摩	1,011	234	1,011	234	1,011	234
北島	1,011	234	1,011	234	1,011	234
南足立	1,011	234	1,011	234	1,011	234
南葛飾	1,011	234	1,011	234	1,011	234
南多摩	1,011	234	1,011	234	1,011	234
北多摩	1,011	234	1,011	234	1,011	234
西多摩	1,011	234	1,011	234	1,011	234
計	2,080	469	2,033	469	2,033	469











京計	芝計	麻計
免服橋 同 同 築地二ノ一若 尾野内一 南小田原町一 ノ一先道路 松川町六原田 安次郎方 馬六町二中央電信 局 本八丁四ノ一四 ビルデンガ子室 愛宕下町二ノ三 愛宕町三ノ四 芝公園五段日本赤 十字前橋内 愛宕町二ノ四 愛宕町二ノ三 車町八一先ガ 下 赤羽支局 三田四國町二 日本電氣株式 會社 北新門前町白 一至二〇	共同便所に避難中猛火の 爲め逃場を失ひ 猛火の爲河中に飛込み 共同便所に避難中猛火の 爲 避難中 避難途中 家屋倒潰 煉瓦倒潰其の下敷となり 逃場を失ひ 猛火に包まれ逃場を失ひ 火災に包まれ逃場を失ひ 同 同所は天理教にて信仰を 以て火災を免れんとして 参拜所に集合避難し焼死 避難中延焼し来る火焔に 包まれ逃場を失ひ 震災の爲河中に投じ 工場煉瓦倒潰の爲 二階三階全潰の爲 家屋倒潰	溜池町二 相町四ノ一二 新小川町一ノ九 小石川町砲兵 工廠内 久堅町一〇八 三輪町三六、 三七、六四、 田屋敷庭園 龍泉寺町二七 大鷲神社境内 千代町二ノ一七 十二階劇場内 金龍山五町三 待乳山公園内 京町二ノ四 同町一ノ一七 同町二ノ二六 田中町六六 山谷町八八 吉野町八一 地方今戸町三 七 玉姫町三七 京町一ノ二七 家屋倒潰
六	六	二
一	一	二
二	二	三
三	三	四
四	四	五
五	五	六
六	六	七
七	七	八
八	八	九
九	九	一〇
一〇	一〇	一一
一一	一一	一二
一二	一二	一三
一三	一三	一四
一四	一四	一五
一五	一五	一六
一六	一六	一七
一七	一七	一八
一八	一八	一九
一九	一九	二〇
二〇	二〇	二一
二一	二一	二二
二二	二二	二三
二三	二三	二四
二四	二四	二五
二五	二五	二六
二六	二六	二七
二七	二七	二八
二八	二八	二九
二九	二九	三〇
三〇	三〇	三一
三一	三一	三二
三二	三二	三三
三三	三三	三四
三四	三四	三五
三五	三五	三六
三六	三六	三七
三七	三七	三八
三八	三八	三九
三九	三九	四〇
四〇	四〇	四一
四一	四一	四二
四二	四二	四三
四三	四三	四四
四四	四四	四五
四五	四五	四六
四六	四六	四七
四七	四七	四八
四八	四八	四九
四九	四九	五〇
五〇	五〇	五一
五一	五一	五二
五二	五二	五三
五三	五三	五四
五四	五四	五五
五五	五五	五六
五六	五六	五七
五七	五七	五八
五八	五八	五九
五九	五九	六〇
六〇	六〇	六一
六一	六一	六二
六二	六二	六三
六三	六三	六四
六四	六四	六五
六五	六五	六六
六六	六六	六七
六七	六七	六八
六八	六八	六九
六九	六九	七〇
七〇	七〇	七一
七一	七一	七二
七二	七二	七三
七三	七三	七四
七四	七四	七五
七五	七五	七六
七六	七六	七七
七七	七七	七八
七八	七八	七九
七九	七九	八〇
八〇	八〇	八一
八一	八一	八二
八二	八二	八三
八三	八三	八四
八四	八四	八五
八五	八五	八六
八六	八六	八七
八七	八七	八八
八八	八八	八九
八九	八九	九〇
九〇	九〇	九一
九一	九一	九二
九二	九二	九三
九三	九三	九四
九四	九四	九五
九五	九五	九六
九六	九六	九七
九七	九七	九八
九八	九八	九九
九九	九九	一〇〇

赤坂	四谷	牛込	小石川	本郷	下谷	計	浅草
溜池町二	新小川町一ノ九	小石川町砲兵	久堅町一〇八	三輪町三六、	三輪町三七、	龍泉寺町二七	千代町二ノ一七
家屋倒潰	隣接變電所煉瓦倒潰の	鐵筋作業場倒潰の爲下敷	博文館内工場倒潰の爲	龍泉寺町府下三河島及淺	草今戸方面より三方の猛	火に包圍せられ避難中逃	場を失ひ
二	二	二	三	三	三	三	三
三	三	三	四	四	四	四	四
四	四	四	五	五	五	五	五
五	五	五	六	六	六	六	六
六	六	六	七	七	七	七	七
七	七	七	八	八	八	八	八
八	八	八	九	九	九	九	九
九	九	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一
一一	一一	一一	一二	一二	一二	一二	一二
一二	一二	一二	一三	一三	一三	一三	一三
一三	一三	一三	一四	一四	一四	一四	一四
一四	一四	一四	一五	一五	一五	一五	一五
一五	一五	一五	一六	一六	一六	一六	一六
一六	一六	一六	一七	一七	一七	一七	一七
一七	一七	一七	一八	一八	一八	一八	一八
一八	一八	一八	一九	一九	一九	一九	一九
一九	一九	一九	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二〇	二〇	二〇	二一	二一	二一	二一	二一
二一	二一	二一	二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二三	二三	二三	二三	二三
二三	二三	二三	二四	二四	二四	二四	二四
二四	二四	二四	二五	二五	二五	二五	二五
二五	二五	二五	二六	二六	二六	二六	二六
二六	二六	二六	二七	二七	二七	二七	二七
二七	二七	二七	二八	二八	二八	二八	二八
二八	二八	二八	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三〇	三〇	三〇	三一	三一	三一	三一	三一
三一	三一	三一	三二	三二	三二	三二	三二
三二	三二	三二	三三	三三	三三	三三	三三
三三	三三	三三	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三五	三五	三五	三五	三五
三五	三五	三五	三六	三六	三六	三六	三六
三六	三六	三六	三七	三七	三七	三七	三七
三七	三七	三七	三八	三八	三八	三八	三八
三八	三八	三八	三九	三九	三九	三九	三九
三九	三九	三九	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四〇	四〇	四〇	四一	四一	四一	四一	四一
四一	四一	四一	四二	四二	四二	四二	四二
四二	四二	四二	四三	四三	四三	四三	四三
四三	四三	四三	四四	四四	四四	四四	四四
四四	四四	四四	四五	四五	四五	四五	四五
四五	四五	四五	四六	四六	四六	四六	四六
四六	四六	四六	四七	四七	四七	四七	四七
四七	四七	四七	四八	四八	四八	四八	四八
四八	四八	四八	四九	四九	四九	四九	四九
四九	四九	四九	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
五〇	五〇	五〇	五一	五一	五一	五一	五一
五一	五一	五一	五二	五二	五二	五二	五二
五二	五二	五二	五三	五三	五三	五三	五三
五三	五三	五三	五四	五四	五四	五四	五四
五四	五四	五四	五五	五五	五五	五五	五五
五五	五五	五五	五六	五六	五六	五六	五六
五六	五六	五六	五七	五七	五七	五七	五七
五七	五七	五七	五八	五八	五八	五八	五八
五八	五八	五八	五九	五九	五九	五九	五九
五九	五九	五九	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
六〇	六〇	六〇	六一	六一	六一	六一	六一
六一	六一	六一	六二	六二	六二	六二	六二
六二	六二	六二	六三	六三	六三	六三	六三
六三	六三	六三	六四	六四	六四	六四	六四
六四	六四	六四	六五	六五	六五	六五	六五
六五	六五	六五	六六	六六	六六	六六	六六
六六	六六	六六	六七	六七	六七	六七	六七
六七	六七	六七	六八	六八	六八	六八	六八
六八	六八	六八	六九	六九	六九	六九	六九
六九	六九	六九	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
七〇	七〇	七〇	七一	七一	七一	七一	七一
七一	七一	七一	七二	七二	七二	七二	七二
七二	七二	七二	七三	七三	七三	七三	七三
七三	七三	七三	七四	七四	七四	七四	七四
七四	七四	七四	七五	七五	七五	七五	七五
七五	七五	七五	七六	七六	七六	七六	七六
七六	七六	七六	七七	七七	七七	七七	七七
七七	七七	七七	七八	七八	七八	七八	七八
七八	七八	七八	七九	七九	七九	七九	七九
七九	七九	七九	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
八〇	八〇	八〇	八一	八一	八一	八一	八一
八一	八一	八一	八二	八二	八二	八二	八二
八二	八二	八二	八三	八三	八三	八三	八三
八三	八三	八三	八四	八四	八四	八四	八四
八四	八四	八四	八五	八五	八五	八五	八五
八五	八五	八五	八六	八六	八六	八六	八六
八六	八六	八六	八七	八七	八七	八七	八七
八七	八七	八七	八八	八八	八八	八八	八八
八八	八八	八八	八九	八九	八九	八九	八九
八九	八九	八九	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
九〇	九〇	九〇	九一	九一	九一	九一	九一
九一	九一	九一	九二	九二	九二	九二	九二
九二	九二	九二	九三	九三	九三	九三	九三
九三	九三	九三	九四	九四	九四	九四	九四
九四	九四	九四	九五	九五	九五	九五	九五
九五	九五	九五	九六	九六	九六	九六	九六
九六	九六	九六	九七	九七	九七	九七	九七
九七	九七	九七	九八	九八	九八	九八	九八
九八	九八	九八	九九	九九	九九	九九	九九
九九	九九	九九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇































第八編  
雜  
纂



# 東京府非常災害事務取扱規程

## 東京府訓令

東京府訓令第十二號

知事官房  
内務部

非常災害事務取扱規定左の通定む

大正七年五月八日

東京府知事法學博士 井上友一

非常災害事務取扱規程

第一條 非常災害の場合に於て必要ありと認むるときは救濟事務執行の爲本規程に依り臨時救濟委員を設く

第二條 臨時救濟委員は左の五部に分つ

總務部  
救援部  
物資部  
工部  
會計部

第三條 委員の組織左の如し

委員總長一名 内務部長之に當る

總務部

第八編

一

部長一名 救濟課長之に當る  
部員若干名 救濟課員庶務課員學務兵事課員官房員中より選任す

救援部

部員一名 學務兵事課長之に當る

部員若干名 學務兵事課員救濟課員庶務課員中より選任す

物資部

部長一名 農商課長之に當る

部員若干名 農商課員中より選任す

工部

部長一名 土木課長之に當る

部員若干名 土木課員營繕課員中より選任す

會計部

部長一名 會計課長之に當る

部員若干名 會計課員中より選任す

各部に屬する委員は委員總長之を選任す但し特別の必要ありと認むるときは前項の規定に拘らず委員を選任することを得

第四條 委員總長は知事の命を受け非常災害事務を統轄し部長は委員總長の指揮を受け其の部に屬する事務を處理す

第五條 各部に屬する事務の概要左の如し



總務部

- 一 災害に關する報告の蒐集並進達に關する事項
- 一 災害地救濟事務視察に關する事項
- 一 文書及電信の收受發送に關する事項
- 一 救濟方法決定に關する事項
- 一 出張所設置に關する事項
- 一 郡市區町村救濟事務の監督指導並連絡等に關する事項
- 一 罹災救助基金支出決定に關する事項
- 一 寄附金品の支出決定に關する事項
- 一 衛生に關する事項
- 一 他部の主管に屬せざる事項

救援部

- 一 軍隊の應援請求に關する事項
- 一 青年團體、在郷軍人會、消防組、慈善團、治療團體、學校其の他有志者の救援連絡等に關する事項

物資部

- 一 救濟に要する物資の調達並輸送に關する事項
- 一 低價供給其の他物價調節に關する事項

工事部

- 一 應急工事及收容所の設備に關する事項
- 一 交通通信の設備に關する事項

會計部

- 一 罹災救助基金の支出に關する事項
- 一 寄附金品の收受並支出に關する事項

ることを得ず

第十五條 委員を廢止したるときは其の事務は之を知事官房及内務

部主務課に引繼ぐべし

第十六條 本規程の施行に關し必要な事項其の他常時準備並助員に關しては業務書を以て別に之を定む

東京府訓令第十三號

島	廳
郡	役所
市	役所
區	役所
町	役場
島	役所
島	村役場

非常災害事務取扱規程左の通定む

大正七年五月八日

東京府知事法學博士 井上友一

非常災害事務取扱規程

第一郡役所

第一條 郡長は災害の虞あることを豫知したるときは町村長に對し直に其の旨を通知すべし災害救濟上特に注意すべき事項ありと認むるときは同時に之が指示を爲すべし

第二條 前項の場合に於ては所屬員をして非常召集に應ずるの準備を爲さしむべし

一 委員に要する物品勞力並舟車馬の調達に關する事項

第六條 各部の主管に屬する救濟方法は總務部に合議すべし

第七條 委員總長に於て必要ありと認むるときは臨時に出張所を設くることを得

出張所には所長一名所員若干名を置く

委員總長は其の權限の一部を出張所長に委任することを得

第八條 災害關係書類及通信は直に之を配付若し通報すべし

前項に依り書類の配付又は通信を受けたるものは即時處理すべし

災害事務に關する施行文書は所定の用紙を用ひ封筒には「災害事務」の四字を朱記すべし

第九條 緊急を要する事務は主管部長の決裁に依り之を施行することを得但し施行後委員總長及關係部長の承認を経ることを要す

第十條 他部と合議すべき文書は面議に依り決定すべし輕易と認むる文書に付ては合議を省略することを得

第十一條 災害地其他に對し緊急を要する事件に付ては電話又は電信に依るべし前項に依り難き場合に於ては特使又は臨時舟車馬を借上を使用することを得

第十二條 委員に於て使用する電話は委員總長之を指定す其の指定したる電話は災害に關する通話以外に之を使用することを不得

第十三條 各部の委員出張するときは豫め總務部に通知すべし

出張したる委員は其の所在を明にするの外時々視察の概況を電話電信に依り主務部に報告すべし但し電話電信を使用すること能はざるときは特使に依るべし

第十四條 部長及部員は委員總長の許可を受くるに非ざれば退廳す

第三條 町村長より災害の報告を受けたるときは郡長は電信電話又は特使を以て直に知事に報告すべし

第四條 郡長は必要ありと認むるときは臨時救濟部を設け各吏員の分擔事務を定むべし

前項に依り定めたる事項は直に知事に報告すべし

第五條 救濟部に屬する事務の概要左の如し

一 災害地に於ける救濟の指揮應援に關する事項

一 上級官廳警察官署其他各種團體との連絡に關する事項

一 被害地狀況調査報告に關する事項

一 救助金品の取扱に關する事項

一 其の他必要と認むる事項

第六條 災害關係書類及其の通信に付ては大正七年五月本府訓令第十二條非常災害事務取扱規程第八條の例に依る

第七條 災害の虞ある場合に於て必要ありと認むるときは區町村長は直に左の方法を執ることを要す

一 災害を被る虞ある地域に對し災害豫報並防止、避難の方法心得等を告知すること

一 避難所及各通信連絡方法の準備を爲すこと

一 公私の各種團體に對し救濟の應援を委囑すること

一 突出器具人夫供給方を豫定者に交渉すること

一 物資及飲用水の供給方を豫定者に交渉すること

一 舟車馬の借上方を豫定者に交渉すること

一 點燈具の準備を爲すこと



- 一 宿直員を増員すること
- 一 上級官廳に對し敏速に報告するの準備を爲すこと
- 一 警察官其他官吏、軍隊其他應援隊の派遣、物資努力の供給等に付上級官廳に對する要求事項の準備を爲すこと
- 第八條 區町村長は災害救済の準備並實行の爲非常災害事務取扱規程を定むべし
- 前項の規程を定めたるときは町村長は郡長を経て區長は直に知事に報告すべし
- 第九條 災害ありたるときは電信電話又は特使に依り町村長は郡長及知事に區長は直に知事に報告すべし

附 則

- 第十條 東京市長は本規程並大正七年五月本府訓令第十二號非常災害事務取扱規程に準じ災害救済に必要な處務規程を定むべし
- 前項の規程を定めたるときは知事に報告すべし
- 第十一條 本規程中部役所に關するものは島廳島役所に、區役所に關するものは八王子市役所に、町村役場に關するものは島村役場に準用す

東京府告示

東京府告示第四百十六號

東京府非常災害常時準備並動員業務書左の通定めたり

大正七年五月八日

東京府知事法學博士 井 上 友 一

非常災害常時準備並動員業務書

一 常時準備

- 救 濟 課
- 一 救濟課長は關係課長と合議し上司の決裁を経て臨時救濟委員候補者及事務分擔を豫定し之を官房並各課に通知し置くべし
- 一 委員候補者をして非常災害の際呼出の爲使用し得べき電話番号並所有者名を届出しむべし
- 一 救濟課員は廳内電話交換の練習を爲し置くべし
- 一 濟生會救療班の組織並材料を準備し置くべし
- 一 關係官公署其他必要なる向の所在地電話番号等を記載したる一覽表を設け置くべし

學 務 兵 事 課

- 一 關係軍隊に對する交渉事項及交渉先を豫定し置くべし
- 一 救濟應援に必要な青年團體、在郷軍人會、消防組、學校、慈善團體其他諸團體に關する調査を爲し置くべし
- 一 前項中青年團體在郷軍人會消防組に對しては應援の限度並手段に關し豫め協定を爲し置くべし

土 木 課

- 一 流域他府縣に跨る河川の水位通知の方法を協定し置くべし
- 一 通信機關の復舊新設等に付通信省に豫め交渉し置くべし
- 一 障害物除去應舊工事に要する材料努力舟車馬等の調達に關する方法を豫定し置くべし

農 商 課

- 一 關係官公署並同業組合其他に關し物資調達及輸送上必要なる調

査を爲し豫め交渉を遂げ置くべし

一 低價供給暴利戒告等物價調節方法を講じ置くべし

會 計 課

一 臨時救濟委員用として左の準備を爲し置くべし

- (イ) 提灯其他點燈具
- (ロ) 寢 具
- (ハ) 用紙封筒(用紙は「災害事務用」封筒は「災害事務」と朱記せるもの)
- (ニ) 委員 徽章
- (ホ) 災害文書收發簿
- (ヘ) 文書の收發に要する番號印
- (ト) 出張所長及出張所印
- (チ) 出 張 用 靴
- (リ) 卷 脚 絆

二 動 員

官 房

- 一 災害報告又は報告を受けたるときは直に電話又は特使を以て知事内務部長救濟課長及土木課長に之を報告すると同時に救濟課員一名以上を呼び出すべし
- 一 災害の豫告を受けたるときは直に都市區長に通知すべし
- 救 濟 課
- 一 官房より通知を受けたる救濟課員は即刻登廳し課長の指揮を受くべし
- 一 救濟課長は直に知事又は内務部長の命を受け委員を設くることに

決定したるときは即時課員に其の旨を通告し且課員全部を呼出さしむべし

- 一 課長は狀況觀察の爲課員一名以上を直に災害地に出張せしむべし
- 一 課員は課長の命を受け委員の氏名分擔事務等を起案し内務部長の決裁を受け直に各部長及部員に召集の通知を發すべし
- 一 課員中一名は電話交換室に於て接受の任に當るべし
- 一 課員は直に事務分擔表を印刷配付すべし
- 一 各部長登廳すると同時に協議會を開き救濟方法を決定すべし

三 臨時救濟委員

- 一 災害に關する收發文書は各部の頭字に「災」の字を冠し番號を附すべし
- 一 委員は常に徹夜又は連續出張に差支なき程度の服裝並用意を爲し左の徽章を帶ぶべし

東京府

赤色羅紗白字染出左腕に帶ぶ

- 一 各部は毎日其の事務施行の狀況を總務部に報告すべし
- 一 總務部に於ては災害に關する日報を發行し宮内大臣、同次官、皇后宮大夫、内務大臣、同次官、警保局長、地方局長、救護課長(必要ありと認むるときは農商務大臣、逓信大臣、文部大臣、陸軍當局、衛戍總督、警視總監、關係郡區役所、新聞記者)及知事委員總長並各部に配付すべし
- 一 委員總長室は内務部長室とす
- 一 委員各部は左の室に於て其の事務を開始す























東京府非常災害事務總務部日誌 (抄録)

(文書係關係)

(九月)

九月一日

- 一、午前十一時五十八分大地震起る廳員一同外庭に出づ
- 一、午後一時非常災害事務取扱規程により臨時救濟委員組織を設け活動を開始す
- 一、宇佐美知事宮内省に御機嫌を奉伺す
- 一、宇佐美知事宮内省に出頭打合せをなす
- 一、情報聴取の爲め吏員を警視廳に派す此時既に警視廳は火災に罹り焼けつゝあり (午後一時五十分)
- 一、午後二時高輪御殿及學習院燒失の報あり (午後二時)
- 一、情況視察の爲め吏員を諸方面に派す (午後一時二十分)
- 一、濟生會、日本赤十字社支部救護事務を開始す
- 一、午後二時帝大地震學堂發表東京より南約二十五里の地點に震源地あり餘震の外強震なし
- 一、水道栓全部不通但し消防用栓より給水あり
- 一、火災諸所に發生するも消防用水意の如くならず燒くるに委する

- 外なき狀況なり
- 一、災害火災甚大の報頻々たり
- 一、内外ビルヂングの脇の空地を救濟所に使用するの件承諾を得
- 一、吉田東京市助役來訪淀橋淨水場破損し給水不能の由を告ぐ午後三時二十三分
- 一、午後三時半出兵依頼の爲め土岐理事官を衛戍總督府に派遣す
- 一、午後三時三十分内務省火災中にして大藏省亦危險の報あり
- 一、午後三時五十分深川區長より家屋倒壊火災諸所に起り炊出不能なるを以て陸軍糧秣廠の重パン二十萬包拂下の申請あり直に手續を了す
- 一、午後三時五十分阿部農林課長及九鬼商工課長糧食交渉を了して歸廳す
- 一、午後四時救護班三班を組織し市内を巡回せしむ
- 一、午後五時歩兵第一聯隊より歩兵約三十名の一隊警備の爲め府廳構内に来る
- 一、午後七時軍隊用の電話線通す警視廳、内務省、東京府、軍隊の間に通す
- 一、區町村に於て所々に炊出をなすの報あり

- 一、塚本社會局長官來訪
- 一、軍隊に於ても炊出を行ふ
- 一、深川區農商務省在庫米四十萬俵を入手せんと務む交通杜絶し如何共爲し難し明日船にて回送の計を立つ
- 一、東京府廳舎は震災を免れたり火災は屢々府廳舎を襲ひ來り午後十一時五十分頃社會事業協會事務室愈々危險に瀕せるも遂に火災を免れたり
- 一、廳員一同徹夜活動す

九月二日

- 一、炊出米を豊多摩郡に求む應諾す
- 一、午前四時陸軍省より大釜二十個借入る白米二百五十袋到着市場協會の貯藏米なり午前七時半頃より炊出を開始す握飯一個宛商工獎勵館正面に於て渡す求むる者從列をなし其の長さ幾町なるを知らず續々として來り盡くる所を知らず
- 一、死傷の報告頻々として來る未曾有の慘事なり
- 一、豊多摩郡長より握飯二俵を送り來る直に配付をなす
- 一、警視廳の被害狀況報告第一報來る
- 一、農商務省食糧局より來訪
- 一、豊多摩郡長より澤庵十樽及飲料水若干送り來る
- 一、衆議院書記官長中村藤兵衛氏慰問に來る
- 一、午後三時過神奈川縣知事より無線電話を以て救援を求む
- 一、横濱市罹災其の極に達す食糧水に窮す救助を乞ふ
- 一、右に對し左の返電を發す

- 震災同情に堪へず當地も全市に互る大火災にて大損害を被り糧食水共に乏し貴部因應得ざるを遺憾とす
- 一、豊多摩郡長より握飯三石飲料水若干送り來る
- 一、鮮人の暴動及放火の風評あり又鮮人府廳を襲ふの風聞あり
- 一、學校を避難民の收容所に開放することを獎勵す
- 一、午後九時五十分松澤病院より急使來り鮮人暴動者來襲を報す
- 一、午前九時五十分朝日新聞社より通知あり海軍省にて無線電信を以て物資の配給方を各地方長官に要求し置きたれば安心されたとの傳言ありと
- 右の趣旨を揭示す
- 一、炊出配給に付被給與者整列の爲め警官の援助を求む警官二十名來援す
- 一、府立第三中學校、工藝學校、第一高等女學校、化學工業學校、實科工業學校燒失の報あり
- 一、午後五時頃芝公園、上野公園、濱離宮の避難民衆合の場所に各白米三十袋(一斗入)宛を自動車にて運び警官援助の下に生白米二合宛を配付す
- 一、内務省社會局河原田書記官來訪
- 三矢監察官來廳
- 一、宮内事務官武宮雄彦氏來廳文部省前の避難民約一萬五千人に對する救助米の供給を求む應諾す
- 一、警視廳より死體收容の手配を府に於て行はれたき旨申越ありたるも到底其の餘裕なきに依り謝絶す
- 一、葛原猪平代人宗本辰五郎來廳葛原冷蔵庫本店の貯藏の魚類を寄



贈したき旨申越あり受諾す

- 一、午後二時半衆議院書記官長代理生野友保氏外一名來訪院内避難者の爲めに米の供給を求む玄米三俵を給すること約す
- 一、午後二時五十分中野軍人會患者用として均質牛乳五箱を寄贈せらる直に收容の患者に給與す
- 一、火災大部分鎮熄す
- 一、本日の日付を以て左の緊急勅令發布せらる。

非常徵發令、戒嚴令、臨時震災事務局官制

九月三日

- 一、救済資金として帝室より一千万圓御下賜の報に接す
- 一、午前九時頃宇佐美知事内務省に赴かれ正午頃再び内務省に赴き救済上の打合を了し諸般の手配を進めらる
- 一、正午過ぎ群馬縣派遣救護團到着
- 一、長野縣救護班上京直に赤十字社に赴く
- 一、午後七時十五分井上内務次官、塚本社會局長來訪
- 一、群馬縣救護班々來接す
- 一、午後八時伏見宮家より屬官來廳宮邸構内の避難民に供給すべき糧食不足なるを以て配給を請ふ
- 一、午後八時四十五分新宿驛在米八百俵を徵發の爲め阿部農林課長及字部官屬出張す
- 一、内務大臣官舎（内務省假事務所）より在勤吏員に食糧供給の依頼あり
- 一、大崎町長來廳市の避難民多數入込み食糧の缺乏甚しきにより供

九月四日

- 一、日本使達會社所有のガソリンを徵發し東京市に配給す
- 一、午前七時五十分警視廳電話開通す
- 一、静岡縣知事代理同縣屬沖野介氏慰問の爲來訪
- 一、米澤市青年團員八名應援の爲來訪
- 一、臨時震災救護事務局より學務課長及社會課長の兩者出頭の照會ありたるに付伊藤視學員官原屬代理出頭す罹災者收容設備協議せらる

の爲なり

- 一、大島三宅島等の島嶼部には地震の爲大なる被害なかりしとの報あり（淺沼書記）
- 一、日本赤十字社大阪支部より應援來著
- 一、西多摩郡内青年團約八十名救護の爲來著
- 一、水道一部開通せり
- 一、大阪府より震災慰問の爲理事官佐野理平屬田中年雄中井胤諱の三氏來廳
- 一、兵庫縣より慰問の爲廳員來廳
- 一、堀江府會議長來廳來る十日府會協議會開催に付協議す
- 一、海軍中佐岡本勝彦氏救護事務應援の申出あり其の好意を謝す
- 一、岐阜縣知事代理として大塚官主房事慰問の爲來訪
- 一、内閣告諭第一號を以て震災に關し諭示ありたり

九月六日

- 一、三重縣知事代理慰問の爲來訪
- 一、塚本内務次官來廳
- 一、本日より市内電車一部開通す
- 一、警視廳舍九月一日火災に罹りたるに依り府立第一中學校にて職務しつゝありたるが本日より府立商工獎勵館の貸附を受け之に移轉す

九月七日

- 一、非常災害救済事務各部分及各部の擔任事務を改定す但し今回限り有効とす
- 一、（各部及部長名は別章にあり）
- 一、午後八時より市隣接五郡長を召集協議會を開く
- 一、文書事務分擔を定む
- 一、本日左の緊急勅令出づ
- 一、治安維持の爲にする罰則に關する件、私法上の金錢債務の支拂安治及手形等の權利保存行爲の期間延長に關する件、生活必需品に關する暴利取締の件、震災に基く特別の事情に因り必要ある場合に於ては大藏大臣は會計規則其の他の收入支出に關する命令の規定に對し特例を設くることを得る勅令發布

九月五日 晴

- 一、臨時震災救護事務局に於て關係者の罹災者收容設備に付協議會あり總務部員出席す
- 一、罹災地への糧秣の輸送は陸海軍の管理に屬することとなり左記の場所に配給司令部を設置せらる
- 一、芝浦、新宿驛、田端驛、隅田川驛、龜戸驛
- 一、市隣接五郡長を召集午後九時より協議會を開き糧食配給方法に付指示協議を遂ぐ
- 一、内閣告諭第二號を以て鮮人に對する態度に關して諭示あり

九月八日

- 一、石川縣社會課長赤堀部太郎氏來訪



一、福永内務部長及輕部技師本日付を以て臨時震災救護事務局事務官仰付けらる

九月九日

一、山形縣知事より震災に付情報及救護事務打合の爲警察官を派遣すべきに依り便宜を與へられたき旨依頼狀來る  
一、府廳々舍避難者を明治神宮外苑に於ける收容所に移す  
一、市隣接五郡長會召集  
一、判任以下俸給其の他支給に關する内務省令出づ

九月十日

一、衆議院議員松本君平氏來訪(義勇團體)  
一、臨時震災事務局事務官陸軍省經理局陸軍三等主計正内村益雄氏來訪  
一、福島縣内務部長龜井光政氏來訪  
一、長崎市衛生技師中村寅三郎氏來訪  
一、保善社參事南莞爾氏來訪  
一、特許局事務官川部佐吉氏來訪  
一、在東京聯合耶穌教會牧師吳基善氏來訪  
一、大阪市主事鈴木三八氏來訪  
一、本夜より宿直當番を定む  
一、農事試験場長より料理十一折を事務所へ寄贈す  
一、震災被害状況の撮影を牛込區加賀町二ノ三三岡田紅陽に委嘱す(撮影所の場所は總務部員二名(社會課員一名庶務課員一名))

附添指定することとす

一、午前十一時東京府會議員協議會を催す會合する者三十餘名諸種の打合を爲し散會す小川作藏氏は今回の震災に罹り死亡せる趣なり

九月十一日

一、長野縣長野市長丸山辨三郎氏慰問の爲來訪  
一、湯淺警視總監來訪  
一、善光寺別當大勳進住職大僧正石堂覺純代理彦坂信亮來訪  
一、善光寺大本願住職大宮智榮代理正智坊住職若麻續順光氏來訪  
一、善光寺一山總代良性院住職彦坂信亮、正智坊住職若麻續順光來訪  
一、群馬縣震災救護事務所長群馬理事官平敏孝氏來訪  
一、鹿兒島縣社會教育主事前田宇治郎氏來訪  
一、陸軍省人事局附陸軍歩兵少佐依田逸氏來訪  
一、臨時震災救護事務局囑託中井榮次郎氏來訪  
一、東京市麻布區醫師會副會長水川龍太郎氏來訪  
一、大阪回生病院救護班長橋本正員(醫博)來訪  
一、各部に於て執務日誌を記録すべきことを委員總長名にて各部に通牒す  
一、總務部の日誌は文書、庶務、救護、情報、衛生の各係に於て記録することとす

九月十二日

一、午前九時長官臨時震災救護事務局に於ける餘興會議に出席(義捐金處分方法其の他に關する協議)  
一、同時刻福永内務部長前項事務局食糧部の協議會へ出席  
一、侍從深川區方面視察に付宮内省より打合あり船越官房主事宮内省に出頭明日午後二時侍從御迎の爲府廳より宮内省に赴き視察の案内をなすことに決す尙芝浦方面をも視察の希望ありとのことなり  
一、大阪市醫師會長緒方銆次郎氏大阪市救護團を代表して來訪現在新宿御苑内に於て救護所を設け救療に従事しつゝある趣なり  
一、大島々司長谷川氏より事務所へ鶏卵壹箱(百個入)を寄贈せり  
一、農事試験場長より料理二十三折を寄贈す(事務所へ)  
一、午後八時隣接五郡長會を開催し糧食配給に付協議す  
一、本日震災に關し勅令下る  
一、緊急勅令として東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣に於ける現任府縣會議員の任期等に關する件發布  
一、緊急勅令として震災害者に對する租税の減免等に關する件、生活必需品並土木又は建築の用に供する器具、機械及材料の輸入税の低減又は免除に關する件、震災地の行政廳の權限に屬する處分に基く權利、利益の存續期間等に關する件發布

九月十三日

一、午前十一時床次竹二郎氏來訪  
一、北小路侍從命を受け午後二時より深川方面の震災状況及芝浦に於ける糧食輸送の状況を視察せらる

近藤理事官御案内申上ぐ

一、渡瀬寅次郎氏來訪  
一、午後二時 皇后陛下御使傷病者の救療状況を視察せらる  
一、麹町及芝方面 御使三條公爵馬場先門、東京府廳、日比谷公園、府立第一中學校、衛戍病院、傳染病研究所  
一、本郷、下谷及淺草方面 御使清水谷侍從  
一、帝大、上野公園、外國館、淺草公園  
一、本府より輕部技師、園山濟生會主事御案内申上ぐ  
一、澁澤子爵來訪  
一、數日前より普通電話一部開通せしに依り軍事電話(本府廳内に設けたるもの)本日限り廢止す  
一、臨時震災救護事務局食糧部より午後二時過至急來會を求め來り宇佐美知事出席す  
一、午後二時土岐理事官及早崎技師農商務省の糧食部へ出頭す  
一、午後二時五十分皇后宮御使三條公爵府廳構内の救療所を視察せらる  
一、八文島、小笠原島より米、味噌、醬油、鹽等の移入の交渉あり米は府より島司扱にて引渡し味噌其他は市場協會より買入ることとし是亦島司の管理に屬せしむることとす何れも有償なり但し罹災者にして糧食を購ふ能はざるものには施米をなすこと郡市部と同じ

九月十四日

陰晴定まらず時々驟雨あり



一、皇后陛下御使昨日に引續き本日も救護所及收容所の實狀視察あり

第一班 御使三條公爵

第二日 赤坂區、澁谷、四谷、小石川、牛込の諸區  
長澤主事御案内をなす

第二班

第二日 深川區、南千住、寺島村、龜井戸  
園山主事(濟生會)御案内をなす

一、午前九時宇佐美知事内務省に出頭正午頃歸廳  
一、午後三時頃戸田東宮職事務官來廳、明日及明後日攝政宮殿下罹  
災狀況御視察あらせらるゝ旨を内報す

明十五日の御豫定は午前六時赤坂離宮御出門麹町、牛込、神  
田、小石川、下谷(上野公園)日本橋、四谷、京橋の各區御  
巡覽午前八時三十分御還啓  
右に付き府の被害及救護狀況の概要を記述して東宮職に提出す  
ることとなる

一、隣接五郡長會を開きて今後の糧食配給(施米及販賣)に付き指  
示協議す

一、東京市より事務所へ牛乳壹瓶(大瓶)寄贈  
一、農事試験場長佐藤信哉より料理五十五折本事務所へ寄贈前項の  
寄贈品と共に各員に配給す

九月十五日 曇驟雨

一、攝政宮殿下午前六時赤坂離宮御出門市ヶ谷見附、三番町通、九段

坂、相板橋、三崎町通、水道橋、春日町電車交叉點、木郷三丁  
目、切通坂を経て上野公園竹の臺に出て上野廣小路、御成街道  
萬世橋、日本橋、通一丁目、永樂町、大手門、戒嚴司令部、半  
藏門、麹町通、四谷見附外を経て午前八時三十分御還啓  
右地方の罹災情況を御視察あらせらる

九月十六日 晴、驟雨一回

一、宇佐美知事芝浦に於ける物資配給司令部に赴き物資の集積配給  
の現狀を視察せらる(午前八時四十分)

一、午後東亞製粉株式會社取締役永井常清召致に應じて來廳、長官  
より麥粉差押解除に關し談話せらる

一、午後七時郡長(市隣接五郡長)召集協議會開催

一、東京府及神奈川縣の市街地建築物法適用區域内に於ける假設建  
築物等に關する勅令發布

一、内閣告諭(號外)を以て震災善後其他に付諭示あり

一、早朝中央氣象臺より暴風警報ありたる當地方は危險區域を脱し  
たる由にて午後警報を解かる

一、本日取扱文書左記の通り

收受六十四件、發送百三十九件

九月十七日 晴

なき様府民至誠を以て望む旨知事より宮内次官に届出でたるに  
對し本日午前十一時宮内大臣より左の話あり

攝政殿下には本月十六日宮内大臣を赤坂離宮に召され今回稀  
有の大震災に付き予は親しく帝都並近縣の災害實況を見聞し  
傷心益々深し就ては今秋舉行すべかりし予の結婚式は此際之  
を行ふに忍びず宜しく延期すべき旨の御詞あり宮内大臣は感  
激恐懼して此の趣旨を奉體し直に日光御用邸に參候して思召  
を奉詞の上御結婚式は御延期に決し明春一月下旬より二月上  
旬の間に於て舉行あらせらるゝことに御内定ありたり

一、午後八時廳中課長會開催豫算に關する協議あり

一、本日文書收發件數左の如し

收受百二件、發送六十九件

一、罹災者に對しては鐵道、軍艦其の他の船舶は都市町村長警察官  
の證明に依りて無賃の取扱を爲し來りたるが本月二十一日より  
市區長又は町村長の發行する罹災證明を有する者に限り罹災地  
より避難し行く場合に一回限り輸送に特別の取扱を爲すことと  
なる(無賃輸送)

一、無賃扱に依り他へ避難したる者更に歸郷又は親戚知己の許へ歸  
る場合は避難地府縣知事又は市長の證明書を有する者に限り三  
等運賃五割引の取扱をなすこと(九月十九日通牒)  
一、帝都復興審議會官同發布せらるる同時に右審議會委員任命あり

九月二十日 晴

一、午前十時澁澤子爵來訪救濟に關し要談あり

一、午前福永委員長新宿配給所を視察せらる  
一、午後七時商工獎勵館に於て課長會開催、豫算に關する協議あり  
一、東京市電氣局より震災救濟事務に従事する名譽職及府廳員等の  
用として九月末日迄有効の電車乗車券三十枚を送り來る之を關  
係各部に配付す  
一、貴族院書記官兼内務書記官長世吉氏來廳震災に際する善行者調  
査並表彰方に關し希望申出あり  
一、東洋拓殖株式會社理事事池邊龍一氏訪問  
一、文書取扱件數左の如し  
收受文書四十三件、發送文書八十三件  
右震災救護關係のものに限る

九月十八日 晴

一、攝政宮殿下午前六時赤坂離宮御出門牛込、麹町、神田、下谷、  
淺草の各區を貫き、既橋を渡りて本所、深川兩區の震災現狀を  
御視察あらせられ、日本橋、麹町、赤坂の諸區を通過して午前  
八時半還啓あらせられたり、宇佐美知事は兩國驛構内に於て奉  
迎す

一、福永委員長荏原郡方面の糧食配給狀況を視察す

一、本日文書取扱件數左の如し  
收受四十五件、發送百七十二件

九月十九日 晴

一、本月十五日府會協議會にて相談の結果翌十六日御慶事は御延期



- 一、午後一時府會協議會開會知事内務部長及庶務課長等出席
- 一、午後七時隣接五郡長召集協議會開催
- 一、本日文書收發件數左の如し

收受八十三件、發送百三十二件

- 一、關東戒嚴司令官福田大將罷免山梨大將就任

九月二十一日 曇時々驟雨

- 一、昨二十日中學校聯合會開催し中學校教育復興に關し決議及協議を爲したる趣にて決議事項を携へて川田第一中學校長來訪提出す

- 一、北多摩郡罹災者代表數名同郡長及石井府會議員同伴來廳し罹災者及避難者に對し隣接五郡同様救助の恩典に與らんことを乞ひ陳情す

- 一、宇佐美知事龜井戸町、寺島村、隅田村及淺草區に於ける糧食配給の實況を視察せらる

- 一、本日文書收發件數左の如し

收受文書五十八件、發送三十件

九月二十二日 曇、小雨

- 一、午前十時臨時震災救護事務局材料部通牒に依り被服に關する協議會に福永委員總長及早崎配給部長出席す

- 一、午後六時過隣接五郡長召集協議會開催糧食の配給其の他に關し協議す

- 一、愛國婦人會東支部長外二名來廳救恤に關し打合あり

- 一、本日の收發文書件數左の如し

收受百一十一件、發送四十八件

九月二十三日 晴、低温

- 一、午後一時糧食部に於て協議會開會當處より早崎配給部長出席

- 一、昨二十二日付を以て左の緊急勅令發布あり

- 一、臨時物資供給令、臨時物資供給特別會計令

- 一、震災救護事務の爲常務遲滞するなきを期する爲注意的通牒各課長等に發せらる

- 一、本日收受文書左の如し

收受八十三件、發送七十三件

九月二十四日 雨氣温低く寒氣を感ず暴風雨

- 一、米人ヴェルチ、エーアール、スペンサー兩氏來廳救護從事の希望を述べ著手すべき事項に付打合をなす

- 一、昨日來氣温頗る低きを以て罹災者に對する被服給與の實施を急ぐこととなる

- 一、陸軍の芝浦配給司令部は本日限り配給業務を協議會に引繼同司令部は編成解除となりたる爲同配給司令官參謀本部第三部長陸軍少將木原清氏挨拶の爲來訪あり

- 一、颱風襲來に關し中央氣象臺より警報二回あり、午後六時頃より暴風雨を見たるも東京は颱風の中心たるを免れし爲め差したる被害なかりき

- 一、午後七時より隣接五郡長召集、御下賜金の件被服配給の件其の

他に關し協議を爲す

- 一、本日收發文書左の如し

收受文書二十四件、發送文書八十六件

九月二十五日 晴

- 一、午前十時救護事務局に於ける參與會に宇佐美知事出席

- 一、午前十一時頃府會協議會あり福永内務部長出席

- 一、救護事務局より九月二十四日以後は煉乳の配給は警視廳へ一旦引渡し同廳より各方面へ配給せしむることとしたる旨通牒あり

- 一、午後宇佐美知事明治神宮外苑、明治神宮前及同内苑連絡道路のバラック並新宿配給所豊多摩郡役所等を巡視せらる

- 一、本日の收受及發送の文書件數左の如し

收受四十九件、發送五十件

九月二十六日 晴

- 一、午前宇佐美知事芝公園内及濱離宮構内のバラック芝浦配給所等を視察せらる

- 一、豊多摩郡野方村上高田西部自治會代表者生田喜代太外二名來廳廉賣市場設置に付建築材料拂下に關する陳情をなす

- 一、午後七時隣接五郡長召集協議を爲す

- 一、本日收發文書件數左の如し

收受八十件、發送七十一件

九月二十七日 晴

- 一、午前宇佐美知事寄贈品(米國よりの)集積所に充當すべき場所に關し、芝、日比谷に互りて活動寫真館學校等に付き實地調査せらる

- 一、廳員罹災者收容バラック竣工に付本日より使用を許可せらる家族帯同者十四名單身者三十一名收容に決す、但し單身者用バラック尙收容の餘地あり四十名に達する迄は許可せらるべし

- 一、本日收受發送文書件數左の如し

收受六十三件、發送七十六件

九月二十八日 雨、曇

- 一、午前米人ヴェルチ、アキスリング兩人來廳救護に關し要談あり

- 一、宇佐美知事午後一時半震災善後會に出席

- 一、本日文書收發件數左の如し

收受四十四件、發送三十四件

九月二十九日 晴

- 一、皇后陛下震災被害狀況及救護狀況御台覽の爲め本日日光田母澤御用邸御出發午前十一時二十五分上野驛御著御著後直に御巡覽あり宇佐美知事は上野驛にて奉迎し御台覽に陪す本日御巡覽の場所は上野公園(常盤華壇跡)博物館、博覽會跡、泉橋病院にして午後一時四十分還御(宮城)の御豫定なるやに拜承す右に付き知事より震災及救護の梗概を記述せる「震災概要」を皇后陛下に上る

- 一、救護事務局より配給物資の運輸を囑託せられたる協議關係者及



府市配給關係者との打合會を郵船ビルヂングに催す當府より福永委員總長、早崎配給部長出席す午後五時頃より開會

一、午後七時より隣接五郡長召集協議會開催

一、午後宇佐美知事救護事務局に出頭しそれより芝浦配給所出張せらる

一、本日收發文書左の如し

收受五十七件、發送四十一件

九月三十日

曇

一、皇后陛下本日左記各場所を御巡覽おそばさる

赤十字病院 (午前八時五十五分御著)

青山 學院

慶應大學病院

第一衛戍病院

宇佐美長官は赤十字病院及青山學院の御巡覽に扨從せらる

一、午前基督敎婦人矯風會全國支部代表者として神戸支部城のぶ子

大阪支部河邊柳子岡山支部坂本鶴子の三氏來廳慰問

一、府會救護委員會開會各府縣に對する寄贈金品其他援助に關する謝狀は知事及府會議長の連名にて發せられたしと決議したる

趣にて堀江委員長之を府に傳ふ仍て連名にて謝狀を發することとなる

一、文書收發件數左の如し

收受四十件、發送二百二十件

(十月)

十月三日

曇

十月一日

晴

一、本日より事務員に對する給食を廢し別に本府事務員の爲に食事の安價供給所を設く

一、午後一時半震災事務局物資部に於て被服配給に關する打合會あり當廳より早崎配給部長出席す

一、本日より戒嚴司令部より派遣の警備兵(一少隊)引上ぐ

一、當廳及其附近は東京驛に駐屯せる警備兵(一中隊)の警備區域内に屬す

一、午後五時協議會(所謂囑託團)關係者打合會あり福永内務部長出席す

一、本日收受文書左の如し

收受三十八件、發送百八十件

十月二日

曇

一、皇后陛下本日傳染病研究所、濟生會病院及帝大病院を御巡覽あらせらる

一、救護部(學務兵事課)及交通部(土木課)は震災事務減少し之に反して常務大いに増加せしに依り本廳舎内に入りて執務することとなり明日より實施に決す

一、本日收受發送文書左の如し

收受五十五件、發送五十七件

一、皇后陛下午前八時上野發の汽車に乗御し日光田母澤御用邸に還啓あらせらる

一、午後六時過より隣接五郡長を召集し協議會を開催す

一、本日收發文書左の如し

收受五十三件、發送四十七件

十月四日

晴

一、八王子市長、市會議員、商業會議所等の代表者數名來廳、同市内に官衙、學校、兵營等の官公營造物を配置せらるべきを陳情す

一、宇佐美知事北豐島郡其の他の配給の實狀を視察せらる

一、本日收發文書左の如し

收受三十三件、發送十二件

十月五日

晴

一、總務部中の救護係を救護部に改め歐米出張より歸朝本日より出勤の社會課長藏原敏捷を救護部長に充てらる救護部の所管事務は従前の救護係の所屬事務に同じ

一、午後五時宇佐美知事施主として芝増上寺に於て震災に因る横死者の爲に施餓鬼の式を修せらる

一、府會震災救護委員會あり福永内務部長出席せらる

一、本日收發文書左の如し

收受五十九件、發送六十四件

十月六日

雨

一、本間長野縣知事來訪

一、福永委員總長内務省内救護事務局に出頭

一、本日の收發文書左の如し

收受三十四件、發送三十二件

十月七日

雨

一、石田青森縣警察部長來訪

一、午後四時半隣接五郡長召集協議會開催

一、文書收受發送件左の如し

收受五十五件、發送五十一件

十月八日

曇

一、長岡山縣知事來訪

一、高崎小笠原島司來廳

一、救護事務局交通部に同部會議あり正木交通部長出席

收受文書三十件、發送文書十六件

十月九日

晴

收受文書四十七件、發送文書十六件

十月十日

曇

收受文書三十二件、發送文書十二件



十月十一日 晴

收受文書六十一件、發送文書二十二件

十月十二日 晴

收受文書五十五件、發送文書二十六件

十月十三日 晴

- 一、午後二時豫て米國赤十字社が高松宮御用邸構内に設けつゝありたる兵站病院竣工に付き日本赤十字社に引渡式あり米國側よりの案内に依り宇佐美長官臨席せらる
- 一、午後三時半頃より郡市長會開催せらる
- 一、和歌山縣内務部長松村義一氏來訪縣知事より宇佐美知事に對する見舞品(菓子)持參せらる

收受文書四十件、發送文書十一件

十月十四日 晴

收受文書二十三件、發送文書十件

十月十五日 晴

- 一、午後一時兩陛下日光田母澤の御用邸より上野驛御著御還あり

收受文書四十三件、發送文書八件

十月十六日 晴

- 一、午後一時半御召に依り本月十九日府市聯合追悼式に對し皇室及各宮殿下の御下賜品拜受の爲め近藤理事官、十時市内記課長同道宮内省及宮邸へ出頭す

收受文書五十三件、發送文書三十五件

十月十七日

收受文書二十六件、發送文書十五件

十月十八日 晴

- 一、奈良縣知事成毛基雄氏慰問の爲め來訪

收受文書三十二件、發送文書二十五件

十月十九日 晴

- 一、午後一時本所區被服廠跡に於て府市聯合の震火災死亡者追悼式舉行

午後二時五十分遠藤産業部長東京驛著歸朝

十月二十日 晴

- 一、産業部長歸廳に付震災救護事務規程に依る委員總長の外に委員副總長を設け同人を以て之に充てらる此旨各部長及郡市長に通知す

收受文書五十件、發送文書十四件

十月二十一日

收受文書四十八件、發送文書二十件

十月二十二日 晴

- 一、午後三時郡市長會議開催

收受文書十四件、發送文書四十九件

十月二十三日 晴

- 一、福井縣知事白男川讓介慰問の爲め來訪

收受文書四十件、發送文書二十七件

十月二十四日 雨

收受文書三十二件、發送文書七件

十月二十五日 晴

收受文書四十一件、發送文書十四件

十月二十六日

收受文書四十件、發送文書八件

十月二十七日

收受文書二十四件、發送文書七件

十月二十八日

收受文書二十六件、發送文書四件

十月三十一日 曇

- 一、午後三時二十分米大使ウツヅ氏東京驛出發歸國に付宇佐美知事見送らる

(十一月)

十一月一日

- 一、午後四時より府會開會

十一月三日 晴

- 一、午後三時恩賜金を市郡長に傳達に付き知事室に於て市長各郡長各區長參列の上傳達式を舉行し知事より訓示ありたり(訓示は十一月三日公報登載)終つて商工獎勵館談話室に於て恩賜金分配に付郡區長の打合せ引續き郡長會議開催ありたり

十一月八日 曇

- 一、午後五時百濟産業部長東京驛著着任

十一月九日 晴

- 一、神尾社會課長午後九時着任
- 一、知事午後四時より復興院參與會議に出席



### 本所被服廠跡に於ける大震災追弔式追悼辭

#### 追悼辭

天災地殃史籍載する所多く古老亦傳ふる所あり何ぞ圖らむ大正の昭代其の慘禍の最も甚しきものに遭遇するの不幸を見るに至らんとは嗚呼去月一日正午に先づ數分帝都の地大に震ひ倏忽高樓倒れ大厦碎け歴死するもの算なく都民驚駭の間猛火四方に起り煙炎天に漲り流火地を焦し難を避け安を求むるの生靈或は焦熱の旋火に曬爛し或は斷橋の江水に没溺し惨の又凄凌の又凄眞に筆舌に絶す明治より大正に迫る都市の盛観は一朝にして曠野となり三百年の繁榮は半霄にして灰燼に歸せり洵に心裂け胸痛む嘆惜奚ぞ堪へんや然りと雖も大厦高樓之を復するに途あり財貨の集積自ら之を致すの策を存す獨り數萬に上る不幸なる遭難の生靈に至りては夫れ何を以てか之を償ふことを得んや之を天に訴ふるも鬼哭唯曉々啾々たるを聞き之を地號ふも青燐徒に夜燃ゆるを見る痛惻哀慟實に言ふ所を知らざるなり今に於て厚く弔慰の法を講じ嚴に祭祀の典を修むるにあらずんば夫れ何を以てか幽魂に酬ひ何に緣てか遺族の憂を安ぜんや即ち府市相謀り此の日災禍の後第四十九日忌辰にあたり慘害最劇の地屍山骨獄今に戰慄を禁ぜざる當被服廠跡に於て恭しく祭壇を築き度みて香華を供へ遺族各位の列席を煩はし朝野の名流を會し府下遭難諸靈位追悼の式典を行ふ事恭くも天聽に達し聖恩至仁祭祀の資を下し玉

ひ 東宮殿下又恩賜あり加之懿德深重特に禁苑の菊花を賜ふ是實に民間の祭祀嘗て例なき所各宮殿下亦生花及供菓下賜の恩命あり優渥眞に嘗て聞かざる所なり遭難慘死の冤魂既に未曾有の劇苦に亡ぶと雖も何の幸ぞ此未曾有の恩典を拜して仁澤枯骨に及び光榮殘骸に輝き泉下定めて感泣する所あらん今舉ぐる所の式甚だ薄く捧ぐる所乏しと雖も海嶽の聖旨に頼りて祭式の榮や以て千古に傳ふべし府民亦此至仁至慈の聖恩を奉戴して奮勵努力速かに帝都復興の大業を成し以て遭難諸靈の遺志を繼承恢擴し且其遺族を撫育保全して必要なきを期せん諸靈位希くは來りて薄か薦むる所を享よ

大正十二年十月十九日

東京府知事 宇佐美勝夫

#### 追悼辭

時維大正十二年九月一日將に正午一府四縣に亙る未曾有の大地震は帝都又災害の中心に當り地軸作裂し天日爲に恢し加ふるに猛火續出し市民茫失市井は呵鼻叫喚の巻となり魔火は天を驅り旋風地を走る炎々三日漸く鎮定す洵に焦熱地獄の出現したるものと言ふべし災

害實に帝都の三分の二に及ぶ文化の淵藪と誇り商工業の中樞と稱せるの地域は宛として焦土曠原の野と化せり嗚呼何れぞ自然の暴威如斯峻烈なる茲に九死に一生を得たるの市民をして寧ろ悲哀を超越し啞然たらしめたるの慘事は暴威の犠牲となり幽明境を異にせる同胞諸氏十萬を以て算ふるの多きに達したるの悲痛に在り特に本日祭壇たる陸軍被服廠跡廣袤三萬坪の空地に避難せる數萬の同胞は其最も惨の慘を極め猛火は旋風を呼びて包圍捲席し一舉にして其の生靈を奪ひ生存者は十指を屈するに足らず實に不可信の事象にして人が善く慰靈の辭を知らんや死生の間眞に一紙の表裏に存する在るを體驗せる余は此の災厄に逢着せる同胞が如何に煩悶苦悶せるかを追想するの時蒙として唯長大息あるのみなり自然の費に供せられたる市民の尊き犠牲は聽て再建せらるべき帝都の施設に絶大の貢獻を齎せるものと謂ふべく吾人は諸士の英靈の加護に依り帝都復興の事業に膺り自然をして再び斯る狂暴を逞うするを得ざらしめんことを期す

英靈尙くば髣髴として來り享けよ

大正十二年十月十九日

東京府會議長 堀江正三郎



震災關係法規抄錄

◎法律、勅令

法律第五十三號

(大正十二年十二月廿四日)

特別都市計畫法

第一條 本法ニ於テ特別都市計畫ト稱スルハ東京及横濱ニ於ケル都市計畫ヲ謂フ

第二條 行政官廳特別都市計畫事業ヲ執行スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係公共團體ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三條 土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第四十三條ノ規定ニ拘ラス建物アル宅地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得

第四條 土地區劃整理ヲ施行スル爲メ土地區劃整理組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テ土地所有者同意ヲ爲スニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ借地法ニ謂フ借地権者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ借地権者ハ登記ナキモ耕地整理法第二條ノ二ノ規定ニ依リ前項ノ組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得

第五條 行政官廳又ハ公共團體カ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テハ設計、換地處分及第八條第一項ノ補償金ノ配當ニ關スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ土地所有者及借地法ニ謂フ借地権者ヲ以テ組織スル土地區劃整理委員會ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ム

第六條 前條ノ土地區劃整理施行ノ爲メ必要アルトキハ換地豫定地ヲ指定シテ土地區劃整理施行地區内ニ存スル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クトモ三月

前ニ所有者及占有者ニ其ノ旨ヲ報告スヘシ

所有者又ハ占有者カ前項ノ移轉ニ因リテ損害ヲ受ケタルトキハ其ノ通常受クヘキ損害ニ限リ之ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依ル補償金ハ補償審査會之ヲ決定ス

耕地整理法第二十五條並土地收用法第八十二條第一項及第二項ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル補償金ニ關シ之ヲ準用ス

第七條 第五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ因リ道路、廣場、運河其ノ他ノ公共ノ用ニ供スヘキモノト爲リタル土地ハ其ノ施行ニ要スル費用ヲ負擔スル國又ハ公共團體ノ所有地ニ編入ス

前項ニ規定スル土地ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル其ノ編入ニ關シテモ亦同シ

第八條 第五條ノ土地區劃整理ノ施行ニ因リ土地區劃整理施行地區内ニ於ケル施行後ノ宅地ノ總面積カ施行前ノ宅地ノ總面積ヨリ一割以上ヲ減少スルニ至リタルト

キハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交付スルコトヲ要ス

前項ノ宅地トハ勅令ニ依リ公共ノ用ニ供スル土地ト定ムルモノ以外ノ土地ヲ謂フ

第六條 第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ補償金ニ關シ之ヲ準用ス

第九條 都市計畫法第十三條第二項ノ規定ハ第五條ノ土地區劃整理ニ之ヲ準用ス

第十條 補償審査會ハ主務大臣ノ監督ニ屬ス

補償審査會ハ會長一人及委員十四人ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ主務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

一 關係各廳高等官 三人

二 關係府縣高等官 一人

三 關係府縣市參事會員 六人

四 學識經驗アル者 三人

前項第二號及第三號ノ規定ニ依ル委員ハ關係府縣市ニ關セサル事項ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ス

補償審査會ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔ト

第十一條 都市計畫法第二十三條乃至第二十六條ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第五十四號

(大正十二年十二月廿四日)

大正十二年勅令第四百十號ニ依リ免除又ハ輕減セラルル所得稅及營業稅ハ法令上ノ納稅資格要件ニ關シテハ免除又ハ輕減セラレサルモノト看做ス

前項ノ規定ハ前項ノ所得稅及營業稅ノ附加稅タル市町村稅、大正十二年九月ノ震災ニ因リ免除又ハ輕減セララルル直接府縣稅ノ附加稅タル市町村稅及其ノ他ノ直接市町村稅ニシテ同震災ニ因リ免除又ハ輕減セララルモノニ付之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第五十五號

(大正十二年十二月廿四日)

第一條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ復興

事業ノ施行ニ伴ヒ土地所有者其ノ他ノ利害關係人ニ支拂フヘキ補償金其ノ他ノ金額ヲ五分利附國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第二條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲メ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ總額ハ震災善後公債法ニ依リ發行スル公債又ハ借入金ト通シテ同法ノ規定スル制限額ヲ超ユルコトヲ得ス

震災善後公債法第二號ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行ニ付之ヲ準用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第五十六號

(大正十二年十二月二十四日)

震災善後公債法

第一條 震災ニ伴フ復興事業ニ關スル經費支辨ノ爲メ政府ハ四億六千八百五十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲メ借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲メ必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得



附則 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第四號

(大正十三年七月十七日)

第一條 大正十二年九月一日ノ震災(之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム)ニ因リ著シク利用ヲ妨ケラレタル土地ニシテ地租條例第二十條ノ規定ノ適用ナキモノニ付テハ其ノ實況ニ應シ命令ノ定ムル所ニ依リ大正十二年ヨリ五年以内其ノ地租ヲ免除スルコトヲ得但シ大正十二年宅地租第一期分ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 政府ハ大正十二年勅令第四百十號

第二條ノ震災地ニ於テ大正十三年九月一日以後ニ納付スヘキ左ノ租税ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一 地租

二 第一種所得税

三 相續税

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第五號

(大正十三年七月十七日)

第四條 前條ノ規定ニ依リ新證券ノ交付ヲ爲スヘキ場合ニ於テ減失又ハ紛失シタル證券ノ償還期到來シタルトキハ政府ハ新證券ノ交付ニ代ヘ元利金ノ支拂ヲ爲ス

第五條 紛失ノ査定ヲ受ケタル證券ノ記號又ハ番號不明ナル場合ニ於テ新證券ノ交付又ハ元利金ノ支拂ニ因リ政府ハ損失ヲ生シタルトキハ同一名稱ノ新證券ノ交付ヲ受ケ又ハ之ニ代ヘ元利金ノ支拂ヲ受ケタル者ニシテ記號又ハ番號不明ナル舊證券ニ付紛失ノ査定ヲ受ケタルモノノ新證券ノ額面金額又ハ元金額ニ按分シテ其ノ損失ヲ負擔ス

第六條 減失又ハ紛失シタル同一證券ニ付第二條ノ規定ニ依リ査定ノ請求ニ以上アリタル場合ニ於テハ新證券ノ交付ハ請求者中震災ノ當時舊證券ヲ占有スヘキ權利アリタル者ニ之ヲ爲ス

減失又ハ紛失シタル證券ニ付存シタル權利ハ新證券ニ付亦之ヲ行フコトヲ得

前二項ノ規定ハ第四條ノ元利金ニ付之ヲ準用ス

第七條 喪失國債證券審査會ハ審査ノ爲必

要アリト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ

訊問其ノ他ノ證據調ヲ爲スコトヲ得

第八條 喪失國債證券審査會ハ審査ノ爲必

要アリト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ

訊問其ノ他ノ證據調ヲ爲スコトヲ得

第九條 復興貯蓄債券ノ模造ニ關シテハ通

融通ス

第十條 復興貯蓄債券ノ發行ノ翌年ヨリ二

十年以内ニ毎年一回以上抽籤ヲ以テ之ヲ

償還スヘシ

復興貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ割増金

ヲ附與スルコトヲ得 其ノ方法及金額ハ主

務大臣之ヲ定ム

第五條 復興貯蓄債券ニハ商法第百九十九

條乃至第百二條ノ二ノ規定ヲ適用セス

第六條 復興貯蓄債券ニハ印紙稅ヲ、復興

貯蓄債券ノ發行ニ依リ社債ノ登記ニハ登

録稅ヲ、復興貯蓄債券ノ利子ニハ所得稅

ヲ課セス

第七條 日本勸業銀行ハ復興貯蓄債券ノ發

行ニ依ル收入金ヲ大藏省預金部ニ預入ル

ヘシ

前項ノ預入ニ依ル資金ハ震災地ノ復興及

地方産業ノ振興ノ爲必要ナル用途ニ之ヲ

融通ス

第八條 復興貯蓄債券ノ模造ニ關シテハ通

融通ス

第九條 復興貯蓄債券ノ發行ノ翌年ヨリ二

十年以内ニ毎年一回以上抽籤ヲ以テ之ヲ

償還スヘシ

復興貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ割増金

ヲ附與スルコトヲ得 其ノ方法及金額ハ主

務大臣之ヲ定ム

大正十二年九月ノ震災ニ因リ免除セララル

地租ハ法令上ノ納稅資格要件ニ關シテハ免

除セラレサルモノト看做ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第七號

(大正十三年七月十七日)

非常徵發令ハ之ヲ廢止ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第十三號

(大正十三年七月二十二日)

震災善後公債法中左ノ通改正ス

第一條中「震災ニ伴フ復興事業ニ關スル經

費支辨ノ爲」ヲ「震災ニ伴フ復興事業其ノ

他震災善後ノ爲ニ要スル經費支辨ノ爲」ニ

「四億六千八百五十萬圓」ヲ「十億七千三

百萬圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第十四號

(大正十三年七月二十二日)

要アリト認ムルトキハ宣誓ヲ爲サシメタ

ル上當事者ヲ訊問スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者虛偽

ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以

下ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者新證券ノ交付又ハ

元利金ノ支拂ヲ受ケタル前喪失國債證券審

査會ニ其ノ事實ヲ申出テタルトキハ其ノ

刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第九條 喪失國債證券審査會ハ第七條及前

條第一項ノ規定ニ依リ證據調ヲ裁判所其

ノ他ノ官廳ニ囑託スルコトヲ得

第十條 喪失國債證券審査會ノ組織及證據

調其ノ他審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令

ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 第一條ノ證券ニシテ震災ノ當時

政府ノ保管シタルモノニ付テハ第二條乃

至前條ノ規定ニ拘ラス勅令ノ定ムル所ニ

依リ新證券ノ交付又ハ元利金ノ支拂ヲ爲

スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

法律第十五號

(大正十三年七月二十二日)

復興貯蓄債券法

第一條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ復興貯

蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

第二條 復興貯蓄債券ハ無記名トシテ券面

金額ハ五圓又ハ十圓トス

第三條 復興貯蓄債券ハ割引又ハ利子据置

ノ方法ニ依リ之ヲ賣出スモノトス

第四條 復興貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ二

十年以内ニ毎年一回以上抽籤ヲ以テ之ヲ

償還スヘシ

復興貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ割増金

ヲ附與スルコトヲ得 其ノ方法及金額ハ主

務大臣之ヲ定ム

第五條 復興貯蓄債券ニハ商法第百九十九

條乃至第百二條ノ二ノ規定ヲ適用セス

第一條 大正十二年九月ノ震災ニ因リ減失

又ハ紛失シタル無記名國債證券ニ對シテ

ハ本法ニ新證券ノ交付又ハ元利金ノ支拂

ヲ爲スコトヲ得

第二條 震災ノ當時前條ノ證券ヲ所有シ又

ハ占有シタル者ハ本法施行後三月内ニ限

リ喪失國債證券審査會ニ其ノ所有シ又ハ

占有シタル證券ノ減失又ハ紛失ニ付査定

ヲ求ムルコトヲ得但シ證券ノ名稱不明ナ

ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

本法施行ノ際外國ニ居住スル者ニ付テハ

前項ノ期間ハ之ヲ六月トス

第三條 證券減失ノ査定ヲ受ケタル者ニ對

シテハ政府ハ減失ヲ査定シタル證券ニ相

當スル新證券ヲ交付スルコトヲ得

證券紛失ノ査定ヲ受ケタル者ニ對シテハ

政府ハ新證券ノ交付又ハ元利金ヲ支拂ニ

因リテ生スルコトアルヘキ損失ヲ填補ス

ル爲確實ナル擔保ヲ提供セシメ又ハ保證

人ヲ立テシメ紛失ヲ査定シタル證券ニ相

當スル新證券ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ擔保及保證人ニ關シテハ勅令ノ定

ムル所ニ依ル

第一項及第二項ノ場合ニ於テ證券ノ記號

不明ナルモノニ付テハ同一名稱ノ證券中

適宜ノ記號ノモノヲ交付スルコトヲ得



貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第九條 復興貯蓄債券ニハ日本勸業銀行法第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ヲ準用ス

第十條 復興貯蓄債券ハ其ノ發行ニ依ル收入金ニ億圓ニ達シタルトキ又ハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ヲ發行セス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第十六號

(大正十三年七月二十二日)

借地借家臨時處理法

第一條 本法ニ於テ借地借家ト稱スルハ借地法及借家法ニ於ケル借地借家ヲ謂フ  
第二條 地代、家賃、敷金其ノ他借地借家ノ條件カ著シク不當ナルトキハ當事者ノ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ借地借家關係ヲ衡平ナラシムル爲其ノ條件ノ變更ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ裁判所ハ敷金其ノ他ノ財産上ノ給付ノ返還ヲ命シ又ハ其ノ給付ヲ地代若ハ家賃ノ前拂ト看做シ其ノ他相當ナル處分ヲ命スルコトヲ得  
第三條 大正十二年九月ノ震災ニ因リテ減

失シタル建物ノ借主ハ其ノ建物ノ敷地又ハ其ノ換地ノ上ニ新ニ築造セラレタル建物ニ付其ノ完成前賃借ノ申出ヲ爲シタルトキハ他ノ者ニ優先シテ之ヲ賃借スルコトヲ得減失シタル建物ノ敷地又ハ其ノ換地ノ上ニ築造セラレタル假設建築物ノ借主亦同シ  
前項ノ申出ヲ受ケタル者申出ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ拒絶ノ意思ヲ表示セサルトキハ申出ヲ承諾シタルモノト看做ス  
第一項ノ申出ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス  
第四條 前條ノ場合ニ於テ借家ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ從前ノ賃借ノ條件、建物ノ狀況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ借家關係ヲ定ムルコトヲ得  
第五條 新ニ築造セラレタル建物ニ付第三條第一項ノ規定ニ依リ賃借ノ申出ヲ爲シタル者數人アル場合ニ於テ賃借スヘキ建物ノ割當ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ從前ノ建物又ハ假設建築物ノ狀況、借主ノ職業其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ割當ヲ爲ス  
前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ裁判所ハ抽籤ノ方法ヲ用キテ割當ヲ爲スコトヲ得

第六條 大正十二年九月ノ震災ニ因リテ減失シタル建物ニ居住シタル者カ其ノ建物ノ敷地ノ上ニ假設建築物ヲ築造シタル場合ニ於テ敷地ノ借主カ之ニ同意シタルトキハ其ノ同意ニ付地主ノ承諾ヲ得サリシ場合ト雖地主ハ之ヲ理由トシテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス但シ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス  
第七條 借地ノ上ニ存スル借地人ノ建物カ大正十二年九月ノ震災ニ因リ減失シタル場合ニ於テハ其ノ借地權ハ借地權ノ登記ナキモ之ヲ以テ大正十三年七月一日以後其ノ土地ニ付權利ヲ取得シタル第三者ニ對抗スルコトヲ得  
第八條 第二條及第四條乃至第六條ノ規定ニ因リ裁判所ハ借地又ハ借家ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第九條 鑑定委員會ハ五人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十條 鑑定委員ハ特別ノ知識經驗アル者其ノ他適當ナル者ニ就キ毎年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス

第十一條 鑑定委員會ノ決議ハ委員ノ過半數ノ意見ニ依ル

第十二條 鑑定委員會ノ評議ハ秘密トス

第十三條 鑑定委員ニハ旅費、日當及止宿料ヲ給ス其ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 借地借家調停法第四條ノ二及第五條ノ規定ハ第二條、第四條及第五條ノ規定ニ依リ申立並第六條ノ規定ニ依リ許可ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ調停ニ付スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十五條 第二條及第四條乃至第六條ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

第十六條 本法ニ依ル裁判ニシテ財産上ノ給付ヲ命スルモノハ執行力ヲ有スル債務名義タルノ效力ヲ有ス

第十七條 本法ニ依ル裁判ノ費用ニ付テハ第八編 三七

民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條ノ規定ニ依ル

附則  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法ハ大正十八年四月三十日迄其ノ效力ヲ有ス  
本法失効ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

勅令第三百九十六號

(大正十二年九月二日)

非常徵發令  
第一條 大正七年九月一日ノ地震ニ基ク被害者ノ救済ニ必要ナル食糧、建築材料、衛生材料、運搬具其ノ他ノ物件又ハ勞務ハ内務大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ非常徵發ヲ命スルコトヲ得

第二條 非常徵發ハ地方長官ノ徵發書ヲ以テ之ヲ行フ

第三條 非常徵發ヲ命セラレタル者徵發ノ命令ヲ拒ミ又ハ徵發物件ヲ藏匿シタルトキハ直ニ之ヲ徵用スルコトヲ得

第四條 徵發物件又ハ勞務ニ對スル賠償ハ其ノ地市場ニ於ケル前三年間ノ平均價格ニ依リ之ヲ定ム其ノ平均價格ニ依リ難キ

モノハ評價委員ノ評定スル所ニ依ル

第五條 非常徵發ノ命令ヲ拒ミ又ハ徵發物件ヲ藏匿シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス徵發シ得ヘキ物件ニ關シ當該官吏員ニ對シ申告ヲ拒ミ又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタル者亦同シ

第六條 徵發物件ノ種類賠償ノ手續評價委員ノ組織其ノ他本令ノ施行ニ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第三百九十七號

(大正十二年九月二日)

臨時震災救護事務局官制

第一條 臨時震災救護事務局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ震災被害救護ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 臨時震災救護事務局ニ左ノ職員ヲ置ク

- 總裁
- 副總裁
- 參與
- 委員
- 事務官
- 書記



第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充テ副總裁ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 參與ハ内務省大藏省陸軍省海軍省逓信省農商務省鐵道省ノ次官、社會局長官、警視總監、東京府知事及東京市長ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 委員及事務官ハ各廳高等官及東京市助役ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條 書記ハ各廳判任官ノ中ヨリ總裁之ヲ命ス

第七條 總裁ハ必要ニ應シ地方ニ臨時震災救護事務局支部ヲ置クコトヲ得

支部ノ組織ハ總裁之ヲ定ム

勅令第三百九十八號

(大正十二年九月二日)

一定ノ地域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第三百九十九號

(大正十二年九月二日)

大正十二年勅令第三百九十八號ニ依リ左ノ區域ニ戒嚴令第九條及第十四條ノ規定ヲ適用ス但シ同條中司令官ノ職務ハ東京衛戍司令官之ヲ行フ

勅令第四百號

(大正十二年九月三日)

關東戒嚴司令部條例

第一條 關東戒嚴司令官ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ之ニ親補シ 天皇ニ直隸シ東京府及其ノ附近ニ於ケル鎮戍警備ニ任ス

第二條 關東戒嚴司令官ハ其ノ任務達成ノ爲前項ノ區域内ニ在ル陸軍軍隊ヲ指揮ス

第三條 關東戒嚴司令部ニ左ノ職員ヲ置ク

- 參謀長
參謀
副官
主計
軍醫
陸軍司法事務官

下士、判任文官

第四條 參謀長ハ關東戒嚴司令官ヲ補佐シ事務整理ノ責ニ任ス

第五條 參謀、副官、主計、軍醫及陸軍司法事務官ハ參謀長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第六條 下士、判任官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

當分ノ内東京衛戍司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

勅令第四百一號

(大正十二年九月三日)

大正十二年勅令第三百九十九號中左ノ通知正ス

「東京衛戍司令官」ヲ「神奈川縣橫須賀市及三浦郡ニ在リテハ橫須賀鎮守府司令長官其ノ他ノ區域ニ在リテハ關東戒嚴司令官」ニ「東京市、荏原郡、豐多摩郡、北豐島郡、南足立郡、南葛飾郡」ヲ「東京府、神奈川縣」ニ改ム

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百二號

(大正十二年九月四日)

大正十二年勅令第三百九十九號中左ノ通知正ス

「東京府・神奈川縣」ノ下ニ「埼玉縣・千葉縣」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百三號

(大正十二年九月七日)

出版、通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス暴行、騷擾其ノ他生命、身體若ハ財產ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ、安寧秩序ヲ紊亂スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑亂スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百四號

(大正十二年九月七日)

第一條 大正十二年九月一日以前ニ發生シ同日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ於テ支

拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニシテ債務者カ東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、千葉縣及震災ノ影響ニ因リ經濟上ノ不安ヲ生スル虞アル勅令ヲ以テ指定スル地區ニ住所又ハ營業所ヲ有スルモノニ付テハ三十日間其ノ支拂ヲ延期ス但シ債務者カ其ノ地區外ニ他ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ該營業所ノ取引ニ關スル債務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ハ大正十二年十月一日以後一支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニ付之ヲ適用スルコトヲ得前項ノ規定中三十日ノ期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得

第二條 左ニ掲クル支拂ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

- 一 國、府縣其ノ他ノ公共團體ノ債務ノ支拂
二 給料及勞銀ノ支拂
三 給料及勞銀ノ支拂ノ爲ニスル銀行預金ノ支拂
四 前號以外ノ銀行預金ノ支拂ニシテ一日百圓以下ノモノ

第三條 手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ大正十二年九月一日ヨリ同年同月

三十日迄ノ間ニ第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行為ハ其ノ行為ヲ爲スヘキ時期ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ有ス

第一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百五號

(大正十二年九月七日)

震災ニ際シ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ生活必需品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ又ハ不當ノ價格ニテ其ノ販賣ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ生活必需品ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百六號

(大正十二年九月七日)

震災ニ基ク特別ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ於テハ大藏大臣ハ會計規則其ノ他ノ收入支出ニ關スル命令ノ規定ニ對シ特例ヲ設クルコトヲ得



附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百七號

(大正十二年九月十一日)

米穀法第二條ノ規定ニ依リ米穀ノ輸入税ハ  
大正十三年三月三十一日之ヲ免除ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百八號

(大正十二年九月十一日)

大正九年勅令第五十三號中左ノ通改正ス  
「大正十二年十一月三十日」ヲ「大正十三年  
三月三十一日」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正九年三月二十  
五日公布勅令第五十三號

大正九年勅令第五十二號ニ依リ生牛肉及鳥卵ノ  
輸入税ハ大正十二年十一月三十日迄之ヲ免除ス

勅令第四百九號

(大正十二年九月十二日)

東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及静岡  
縣ニ於ケル現任府縣會議員ハ其ノ任期満了

スルモ後任議員選舉ノ期日ノ前日迄在任ス

前項ニ規定スル府縣ニ於テハ前項ニ規定ス  
ル選舉ノ期日ノ前日迄府縣會議員ノ補選選  
舉ハ之ヲ行ハス

第一項後任議員選舉ノ期日ハ内務大臣之ヲ  
定ム

第一項ニ規定スル府縣ニ於テハ大正十二年  
ニ調製スヘキ府縣會議員ノ選舉人名簿ニ關  
スル府縣制第九條乃至第十二條ニ規定スル  
期日及期限ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十號

(大正十二年九月十二日)

第一條 政府ハ震災被害者ノ納付スヘキ大  
正十二年分ノ第三種所得税及營業税ニ付  
各納付者ノ被害ノ狀況ニ應ジ命令ノ定ム  
ル所ニ依リ之ヲ免除又ハ輕減スルコトヲ  
得

第二條 政府ハ震災地ニ於テ大正十二年度  
ニ納付スヘキ左ノ租税ニ付命令ノ定ムル  
所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一 地租

二 所得税

三 營業税

四 相續税

第三條 第一條ノ震災被害者及前修ノ震災  
地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十一號

(大正十二年九月十二日)

政府ハ震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅  
令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ生活必需  
品並土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具、機械  
及材料ノ輸入税ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ  
得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十二號

(大正十二年九月十二日)

震災地ノ行政廳ノ權限ニ屬スル處分(大正  
十二年九月一日以前ニ爲シタルモノ)ニ基  
ク權利利益ノ存續期間ニシテ大正十二年九  
月一日ヨリ大正十三年三月三十日迄ノ期間  
ニ滿了スヘキモノハ之ヲ大正十三年三月三  
十一日ニ滿了スルモノト看做ス但シ本令ノ  
施行前又ハ施行後法令ニ依リ其ノ權利利益  
ノ消滅スヘキ旨ノ指令其ノ更新ヲ許ササル

旨ノ指令、其ノ他其ノ存續期間ノ滿了ニ關  
スル特別ノ指令アリタル場合ハ此ノ限りニ  
在ラス

前項ノ規定ニ依リ延長セラレタル期間ハ行  
政處分ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

震災ノ爲大正十二年九月一日ヨリ同年十月  
三十日迄ノ間ニ行政廳ニ對シテ爲スヘキ出  
願、請求其ノ他ノ手續ヲ懈怠シタル場合ニ  
於テ大正十二年十月三十一日迄ニ其ノ手續  
アリタルトキハ當該行政廳ハ其ノ懈怠ノ結  
果ヲ免レシムルコトヲ得

震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定  
ムル所ニ依リ前項ノ期限ハ之ヲ延期スルコ  
トヲ得

第一項ノ震災地ノ行政廳及權利利益並前四  
項ノ規定ノ施行ニ必要ナル規定ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十三號

(大正十二年九月十二日)

震災地ノ警備ニ關スル事務ニ從事セシムル  
爲警視廳及神奈川縣ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

警視廳

警視 專任五人 奏任

第八編

四一

警部 專任二十人 判任

神奈川縣

警視 專任二人 奏任

警部 專任八人 判任

警視廳ニ監察官三人、神奈川縣ニ監察官一  
人ヲ置キ前項ノ警視ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十四號

(大正十二年九月十五日)

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區  
域内ニ於ケル大正十二年九月ノ震災ニ因リ  
火災ニ罹リタル地區ニ於テ大正十三年二月  
末日迄ニ建築ニ著手シ大正十七年八月末日  
迄ニ除却スル假設建築物ニ付テハ市街地建  
築物法第二條乃至第十一條及第十三條乃至  
第十五條ノ規定ヲ適用セス

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區  
域内ニ於ケル前項ノ地區外ノ地區ニ於テ大  
正十三年二月末日迄ニ建築ニ著手シ大正十  
七年八月末日迄ニ除却スル建築物ニシテ救  
護其ノ他應急ノ施設ノ爲ニスルモノニ付亦  
前項ニ同シ

第一項ノ地區ノ範圍、同項ノ假設建築物ノ  
構造並前項ノ建築物ノ種類及構造ハ内務大

臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正八年四月法律三十七號市街地建築物法抄

錄

第二十五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要  
トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

勅令第四百十五號

(大正十二年九月十五日)

第一條 大正十二年勅令第四百十二號第五  
項ノ規定ニ依リ震災地ノ行政廳及權利利  
益左ノ如ク定ム

一、震災地ノ行政廳

農商務大臣

特許局長官

東京鑛務署長

東京府知事

神奈川縣知事

二、權利利益

試掘權

漁業權

特許權

商標權

工業所有權戰時法ニ依リ發生シタ  
ル專用權



取引所營業  
許可漁業  
度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ營業  
度量衡器ノ檢定ノ效力  
種牡牛檢査ノ效力  
共同狩獵地ノ免許ノ效力

第二條 大正十二年勅令第四百十二號第一項ノ規定ニ依ル試掘權ノ存續期間延長ニ伴ヒ納付スヘキ試掘區稅ハ大正十二年十二月中之ヲ納付スヘシ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十六號

(大正十二年九月十七日)  
臨時震災救護事務局官制中左ノ通改正ス  
第四條中「及東京市長」ヲ「神奈川県知事、東京市長及横濱市長」ニ改ム  
第五條中「及東京市助役」ヲ「東京市助役及横濱市助役」ニ改ム

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百十七號

(大正十二年九月十七日)

大正十二年勅令第四百十一號ニ依リ大正十三年三月三十一日迄關稅定率別表輸入稅表中本令別表記載ノ物品ノ輸入稅ハ之ヲ免除シ貨物自動車以外ノ自動車並其ノ部分品及原動力機ノ輸入稅ハ之ヲ半減ス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

輸入稅表番號	品名	品名	
一三	大麥	一三二	セネガ根
一六	小麥	一五三	硼酸
二一ノ内	豆類	一五六	酒石酸
	一 大豆	一六六	重炭酸曹達
	二 鳥獸肉及魚介類	一七七ノ内	サリチール酸曹達シオプロミン
	三 其他	一八一ノ二	過酸化水素
	甲 ツーセイジ	一八二	明礬
	乙 ハム及ベーコン	二〇〇	クロロフォルム
	丙 鹹肉	二〇一	ヨロドフォルム
	丁 鹽鯨	二〇二	乳糖
	戊 鹹魚	二〇七	アンチピリン
五二ノ内	鳥獸肉及魚介類	二〇八	サントニン
	一 其ノ他	二一三	炭酸クレスソート
	二 鹽詰、鹽詰又ハ鹽詰ノモノ	二一四	炭酸クアヤコール
	三 其他	二一六ノ二	ヘアシン
	甲 ツーセイジ	二一九ノ内	チカールン
	乙 ハム及ベーコン		ピラミドン
	丙 鹹肉		タンナルピン
	丁 鹽鯨		單寧酸オレキジン
	戊 鹹魚		イヒチオール
五三ノ内	バター及ギー		檸檬コテイン
五五	コンテンスドミルク		オイヒニン
五六	インフアントフード		クレスソート
一一二ノ内	礦油		萜酸セリウム
	一 其ノ他(動植物性油及脂、石鹼等ヲ含有スル機		

械油ヲ含ム)

攝氏十五度ニ於ケル比重

甲 〇・七三〇チ超エサルモ

重酒石酸カリウム  
クレスソート油(コールタール製ノモノ)

二七二 綿織絲  
二七三 綿織及長十メートルノ重量三グラムチ超エサル綿織  
二八三 毛織絲  
二九八 毛織物及毛織交織物(天鵝絨、グラウンエ其ノ他ノパイル織物ヲ除ク)

三二六 プランケット(單製ノモノ)  
三四六ノ内 肌衣(上下ヲ別タス)  
一 メリヤス製ノモノ  
甲 綿製ノモノ  
乙 毛製又ハ毛絲製ノモノ

三五五ノ内 靴其ノ他ノ履物  
一 長靴  
甲 革製ノモノ  
乙 護靱製ノモノ  
二 短靴  
甲 革製ノモノ  
四 護靱製被履靴

三六〇ノ内 別號ニ掲ケサル衣類ニノ内洋服  
三六三 筆記用紙  
三六四 圖書用紙  
三六九 壁紙  
四〇九ノ内 スレート及別號ニ掲ケサルスレ

ト製品  
二 其ノ他  
甲 研磨セサルモノ又ハ彫刻セサルモノ  
イ 炭音用紙  
ゴートランドセメント、ロイヤルセメント、ブンラナセメント其ノ他ノ類似ノ水硬セメント  
瓦斯(セメント製ノモノヲ除ク)  
二 其ノ他  
瓦(粘土製ノモノ)  
硝子板  
一 無色平面ノモノ  
三 有色、著色又ハ砂磨ノモノ(條付ノモノ、エンボツスシタルモノ、其他類似ノモノヲ除ク)  
四 條付ノモノ、エンボツスシタルモノ其ノ他類似ノモノ

四四五 金屬ノ線又ハ網ヲ入レタル硝子板  
四六二ノ内 鐵  
二 條及竿(テーパー、アングル形等ノ形状ヲ有スルモノヲ含ム)  
三 ツイヤロッド(卷キタルモノ)

四板  
甲 金屬ヲ鍍セサルモノ  
甲ノ三 其ノ他  
イ 厚〇・七ミリメートルチ超エサルモノ  
ロ 其ノ他ノ内厚十ミリメートルチ超エサルモノ  
乙 專金屬ヲ鍍シタルモノ  
乙ノ一 錫鍍シタルモノ(葉鐵及葉鋼)  
乙ノ二 電鍍シタルモノ(波形ト否トナ別タス)

五 線  
十二 筒及管(別號ニ掲ケサルモノ)  
釘、リベット、螺絲釘、靴螺絲釘類(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)

一 鐵釘  
三 鐵螺絲釘  
五 鐵靴螺絲釘及リツシヤ  
六 鐵リベット  
鐵道建設用材料(別表ニ掲ケサ



- 四八三 電線及柱及電線支用材料(別號ニ掲ケサルモノ)
- 四八四ノ内 家屋、橋梁、船渠等(船舶ヲ除ク)ノ建設材料(別號ニ掲ケサルモノ)
- 四九二 コツク及ヴアルヴ類(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ(貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)
- 四九三 蝶鉄、ハットフツク及戸、窓、家具等ニ用キル金具(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)
- 四九四 鍍及鍍(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク)
- 四九六 工匠具、農具及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 五一四 ストウヴ及同部分品
- 五一五 ラゲエートル
- 五三九 瓦斯計
- 五四〇 水量計
- 五四三 アンペアメーター及ヴオルトメーター
- 五四四 ワットメーター
- 五五九 電信機、電話機及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)
- 五六三ノ内 貨物自動車

- 五六四ノ内 貨物自動車ノ部分品(原動力機ヲ除ク)
- 五七二ノ内 貨物自動車ノ原動力機
- 五八三 クレーン
- 五八八 縫衣機
- 五八九 縫衣機部分品及附屬品(針ヲ除ク)
- 六一二ノ内 木村
  - 一 單ニ切り、挽キ又ハ割りタルモノ(花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀及黒檀ヲ除ク)
  - 二 其ノ他
  - 丁 其ノ他ノ内木椽瓦
- 六一五 木炭
- 六二七 タードフェルト、タードヘイバ

勅令第四百十八號

(大正十二年九月十九日)

- 第一條 帝都復興審議會ハ内閣總理大臣ノ諮詢ニ應ジ帝都其ノ他ノ震災地ノ復興ニ關スル重要ノ案件ヲ審議ス
- 第二條 帝都復興審議會ハ帝都其ノ他ノ震

勅令第四百二十號

(大正十二年九月二十二日)

- 災地ノ復興ニ關スル重要ノ案件ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第三條 帝都復興審議會ハ總裁一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員ハ國務大臣、國務大臣タリシ者、親任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス
- 第五條 總裁ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長ト爲ル
- 總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條 帝都復興審議會ニ幹事長一人幹事若干人ヲ置ク
- 第七條 幹事長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ勅命ス
- 第八條 幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス 幹事長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第九條 委員ハ國務大臣ノ禮遇ヲ受ク

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百二十一號

(大正十二年九月二十二日)

- 第一條 臨時物資供給令 政府ハ震災地ニ於ケル米穀以外ノ生活必需品竝土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具、機械及材料ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲必要アリト認ムル時ハ當該物資ノ買入、賣渡、交換、加工若ハ貯藏ヲ爲シ又ハ他人ニ委託シテ買入若ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ物資ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二條 政府ハ震災地ニ於ケル前條ノ物資ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ 勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ其ノ輸出ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得
- 第三條 政府ハ震災地ニ於ケル第一條ノ物資ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ 其ノ生産者、取引業者、倉庫業者其ノ他占有者ニ對シ必要ナル事項ノ報告ヲ命シ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ其ノ營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
- 第四條 前條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

當該會計年度限り之ヲ廢止ス

- 第七條 本會計廢止ノ際ニ於ケル收入支出其ノ他必要ナル事項ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百二十二號

(大正十二年九月二十二日)

- 第一條 震災救護ノ爲ノ恩賜金及震災救護ノ目的ヲ以テスル寄附ニ係ル現金、有價證券其ノ他ノ物件ハ本令ニ依リ臨時震災救護事務局ニ於テ之ヲ取扱フヘシ
- 第二條 有價證券及直接救護ノ用ニ適セザル物件ハ之ヲ換價スルコトヲ得
- 第三條 預入ニ係ル現金ニ對シテハ大藏省預金部ハ通常預金利子ヲ附スヘシ
- 現金ニ關スル出納官吏ノ取扱手續ニ付テハ資金前渡官吏現金取扱ノ例ニ準スヘシ

附則

本令ハ大正十二年九月二日ヨリ之ヲ適用ス

勅令第四百二十三號

(大正十二年九月二十七日)

衆議院議員選舉區中東京府第二區乃至第十一區、第十三區乃至第十五區及神奈川縣第







勅令第四百二十七號

(大正十二年九月二十七日)

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「製鐵所長官」ノ前ニ「帝都復興院副總裁」ヲ、「印刷局長」ノ次ニ「帝都復興院理事(計畫局長、土地整理局長、建築局長土木局長又ハ物資供給局長タルモノ)」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百二十八號

(大正十二年九月二十七日)

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「外務理事官」ノ前ニ「帝都復興院事務官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百三十九號

(大正十二年九月二十七日)

大正十二年勅令第四百四號第三條第一項ノ規定ハ手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ大正十二年十月一日ヨリ同年同月三十一日迄ノ間ニ同令第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ニ付之ヲ適用ス

同令第三條第一項中三十日ノ期間ハ手形其

ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ大正十二年九月一日ヨリ同年同月三十日迄ノ間同令第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ニ付テハ之ヲ六十日ニ延長ス

附則

本令ハ公布ニ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百三十三號

(大正十二年九月三十日)

第一條 大正十二年勅令第四百十號第三條ノ規定ニ依リ震災地及震災被害者ヲ左ノ如ク定ム

一 震災地

東京府(西多摩郡及小笠原島ヲ除ク)

神奈川縣

埼玉縣(秩父郡、児玉郡及大里郡ヲ除ク)

千葉縣 千葉市 千葉郡 市原郡

東葛飾郡 君津郡 安房郡

山梨縣 中巨摩郡花輪村 東八代郡

富士見村 南巨摩郡 飯澤町

南都留郡 明見村中野村忍野

村

静岡縣 沼津市 田方郡 駿東郡

賀茂郡

二 震災被害者

大正十二年九月一日ノ震災(之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム以下同シ)ニ因リ損害ヲ受ケタル者

第二條 震災被害者中政府ノ決定シタル所得金額一萬圓以下(同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル)ノ者ニシテ自己(同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム)ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財ノ過半カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノニ付テハ大正十二年分第三種ノ所得ニ對シテ所得稅ヲ免除ス

第三條 震災被害者ニシテ前條ニ該當セザルモノノ大正十二年分第三種ノ所得ニ付テハ政府ノ決定シタル所得金額中ヨリ左ノ金額ヲ控除シ其ノ殘所得金額ニ付所得稅法第二十三條ノ規定ヲ適用ス

一 所得稅法第十四條第一項第六號ノ所得ノ基因タル自己所有ノ家屋其ノ他ノ建築物、船舶、機械、器具、商品、原料品等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ損害見積金額

二 自己(同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム)ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ左ノ金額

場合ニ之ヲ準用ス

第六條 震災ニ因リ所得稅法第二十六條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル大正十二年分第三種ノ所得金額ノ不明ト爲リタルモノニ付テハ政府ハ所得調査委員會ニ諮問シテ其ノ所得金額ヲ確定スヘシ

第七條 震災被害者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ大正十二年分營業稅第二

期分ハ之ヲ免除ス

一 營業ノ用ニ供スル家屋其ノ他ノ建築物、船舶、機械、器具等ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

二 商品及原料品ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

前項ノ規定ハ各營業場毎ニ之ヲ適用ス但シ營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課シタルモノニ付テハ各營業場ヲ通シテ之ヲ適用ス

第八條 前條ノ規定ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受ケタル者ニ付テハ第一期分ニ相當スル稅額ヲ以テ營業稅法第二十九條ノ其ノ年分營業稅額ト看做ス

第九條 震災被害者ノ大正十二年分營業稅ニ付營業稅法第二十九條ノ規定ヲ適用ス

甲 住宅又ハ家財ノ過半カ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

所得金額中一萬圓以下ノ金額(同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下亦同シ)ノ全部

同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ八割

同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ六割

同 五萬圓ヲ超エ十萬圓以下ノ金額ノ四割

同 十萬圓ヲ超ユル金額ノ二割

乙 住宅又ハ家財ノ損害著シキトキ

七サルモ其ノ損害著シキトキ

所得金額中一萬圓以下ノ金額(同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ)ノ五割

同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ三割

同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ二割

同 五萬圓ヲ超ユル金額ノ一割

丙 住宅又ハ家財ノ損害乙ノ程度ニ達セサルトキ

所得金額中一萬圓以下ノ金額(同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル

以下同シ)ノ二割

同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ三割

同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ二割

同 五萬圓ヲ超ユル金額ノ一割

第八編

四九







權利者ニ通知ス

附則

本令ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百五十三號

(大正十二年十月二十四日)

震災後ノ監獄ノ警備ノ爲必要アルトキハ震災應急費ノ範圍内ニ於テ東京府、神奈川縣及埼玉縣所在ノ監獄ニ通シテ看守長十一人以上及看守百二十人以上ヲ増置スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百五十九號

(大正十二年十二月二十六日)

大正十二年九月一日ノ震災當時東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣又ハ靜岡縣ニ住所又ハ營業所ヲ有シタル者カ同日以前ノ供託ニ係ル金銭又ハ有價證券ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テ其ノ請求ニ付司法大臣ノ定ムル書類ヲ提出スルコト能ハサルトキハ供託官吏ハ請求者ヲシテ大正十一年勅令第七十五號第一項ニ規定スル擔保物ノ提供ニ代ヘ保證人ヲ立テシムルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百六十八號

(大正十二年十月二十七日)

中央卸賣市場法ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百六十九號

(大正十二年十月二十七日)

第一條 中央卸賣市場法第七條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ハ同法第二條ノ規定ニ依ル認可又ハ取扱品目ノ追加ノ認可アリタル際現ニ當該市場ヲ開設スル者又ハ當該市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ニ對シ市場ノ業務又ハ卸賣ノ業務ノ廢止ニ因リ市場ノ閉鎖命令アリタル取扱品目ニ關スル業務上通常受クヘキ損失ニ付之ヲ爲ス但シ市場ノ開設者他ノ業務ヲ兼業スル場合又ハ卸賣ノ業務ヲ爲ス者仲買其ノ他ノ業務ヲ兼業スル場合ニ於テハ兼業ニ關スル損失ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ認可アリタル際迄引續キ二年以上當該市場ヲ開設シタルニ非サル者又ハ當該市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲シタルニ非サル者ニ對シテハ農商務大臣特別ノ事情アリト認メタル場合ニ非サレハ損失ノ補償ヲ爲サス

債ヲ爲サス

前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ相續、併合、讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ業務ヲ承繼シタル者ノ業務ヲ爲シタル期間ハ其ノ前者ノ業務ヲ爲シタル期間ヲ通算シタルモノトス

第二條 前條ノ規定ニ依リ損失ノ補償ヲ受クヘキ者カ中央卸賣市場法第十條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ許可ヲ受ケタル法人ノ社員、株主若ハ組合員ト爲リタルトキハ農商務大臣特別ノ事情アリト認メタル場合ニ非サレハ損失ノ補償ヲ爲サス

第三條 前二條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ農商務大臣ノ定ムル期間内ニ之ヲ爲スヘシ

附則

本令ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百七十一號

(大正十二年十月三十一日)

大正十二年九月ノ震災ニ因リ株主名簿ヲ喪失シタル會社ニ名義人ヲ確知スルコト能ハサル記名株式アルトキハ會社ハ其ノ旨ヲ公告スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ株式ハ商法

中株主總會及優先株主ノ總會ニ關スル規定ノ適用ニ付之ヲ無記名式ノモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百七十二號

(大正十二年十月三十日)

都市計畫委員會官制中左ノ通改正ス  
第十五條 地方委員會ニ常務委員會ヲ置ク  
地方委員會ノ委任ヲ受ケ其ノ權限ニ屬スル事項ニシテ輕易ナルモノヲ處理ス  
常務委員會ハ第八條第二項第一號ノ委員及地方委員會ノ指名シタル委員九人以上ヲ以テ之ヲ組織ス但シ同一道府縣内ニ於テ都市計畫法第二條ノ規定ニ依ル二以上ノ市ノ指定アリタルトキハ會長ハ一市ヲ増ス毎ニ委員二人以内ヲ増スコトヲ得  
地方委員會ノ會長ハ常務委員會ヲシテ地方委員會ノ會議事項ヲ豫メ審査セシムルコトヲ得

第八條 第三項第五項、第十二條第一項、第十三及第十四條ノ規定ハ常務委員會ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百七十三號

(大正十二年十月三十日)

大正十二年勅令第四百十二號第三項ノ期限ハ特許、實用新案、意匠又ハ商標ニ關シ農商務大臣又ハ特許局長官ニ對シテ爲スヘキ出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テハ大正十二年十月三十日同前年十二月三十日迄大正十二年十月三十一日同前年十二月三十一日迄之ヲ延期ス但シ條約ニ依ル優先權ヲ主張セムトスル者ノ爲スヘキ出願ニ付テハ大正十二年十月三十日同前年十二月三十一日迄大正十二年十月三十一日同前年十二月三十一日迄之ヲ延期ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百七十七號

(大正十二年十一月十三日)

憲兵ハ當分ノ内陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ白地ニ赤色ヲ以テ「憲兵」ノ二字ヲ記シタル腕章ヲ左腕ニ纏フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百七十八號

(大正十二年十一月十五日)

大正十二年勅令第三百九十八號ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百七十九號

(大正十二年十一月十五日)

大正十二年勅令第三百九十九號ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四百八十號

(大正十二年十一月十五日)

「東京警備司令部令」  
第一條 東京警備司令官ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ之ニ親補シ天皇ニ直隸シ帝都及其ノ附近ノ警備ニ任ス

前項警備ノ區域ハ東京市、荏原郡、豐多摩郡、北豐島郡、南足立郡、南葛飾郡、橫濱市及橘樹郡トス

東京警備司令官ハ第一項ニ規定スルモノノ外東京衛戍司令官ノ職務ヲ行フ

第二條 東京警備司令官ハ軍政及人事ニ關シテハ陸軍大臣ノ區處ヲ承ク

第三條 東京警備司令官ニ左ノ職員ヲ置ク



參謀長  
副官

下士、判任文官

第四條 參謀長ハ東京警備司令官ヲ輔佐シ事務整理ニ任ス

第五條 參謀及副官ハ參謀長ノ命ヲ承ケ各擔任ノ事務ヲ掌ル

第六條 下士、判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東戒嚴司令部條例ハ之ヲ廢止ス

東京衛務司令官ノ職務ハ之ヲ停止ス

勅令第四百九十一號

(大正十二年十一月二十九日)

臨時震災救護事務局官制中左ノ通改正ス

第二條 臨時震災救護事務局ニ左ノ職員ヲ置ク

- 總裁
- 副總裁
- 局長
- 書記官 專任三人 奏任
- 事務官 專任七人 奏任
- 技師 專任二人 奏任
- 屬 專任三十人 判任

技手 專任四人 判任

第三條 臨時震災救護事務局ニ局務ニ參與セシムル爲參與ヲ置ク

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、東京市長及横濱市長ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ所屬職員ヲ統督シ局務ヲ總理シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第五條 副總裁ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ總裁ヲ補佐シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第六條 局長ハ社會局長官ヲ以テ之ニ充ツ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第七條 書記官及事務官ハ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第八條 技師ハ上司ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第九條 屬ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十條 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第五百九號

(大正十二年十二月二十四日)

シテハ特別都市計畫委員會ヲ以テ都市計畫委員會トス

特別都市計畫委員會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項其ノ他東京及横濱ニ於ケル都市計畫上必要ナル事項ヲ調査審議ス

第二條 特別都市計畫委員會ハ都市計畫ニ關スル事項ニ付關係大臣ノ諮問ニ應シ又ハ關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 東京及横濱ニ於ケル都市計畫ニ關シ都市計畫委員會ノ議決ヲ經ヘキ事項ハ内務大臣之ヲ特別都市計畫委員會ノ議ニ付ス

内務大臣ハ特別都市計畫委員會ノ議決ヲ經タル事項ニ付必要アリト認ムルトキハ之ヲ再議ニ付スルコトヲ得

第四條 委員會ハ會長一人委員六十人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 會長ハ内務大臣ヲ以テ之ヲ充ツ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 關係各廳高等官
- 二 警視總監、東京府知事及神奈川知事
- 三 東京市長横濱市長
- 四 東京府會議員、神奈川縣會議員東京市會議員及横濱市會議員
- 五 貴族院議員及衆議院議員

六 學識經驗アル者

前項ノ委員ハ第二號及第三號ニ掲クル者ヲ除クノ外内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第二項第二號乃至第四號ニ掲クル者ハ關係府縣市ニ關セサル事項ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項第一號乃至第三號ニ掲クル者事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理スル者議事ニ參與シ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得

第二項ノ規定ニ依リ命セラルル者ノ外臨時必要アルトキハ臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四項ノ規定ハ前項ノ臨時委員ニ之ヲ準ズ

第六條 會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ内務大臣ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第七條 委員會ハ東京及横濱ニ於ケル都市計畫ニ關シ必要アルトキハ期間ヲ指定シ關係府縣市町村ヲシテ特定ノ事項ニ付調査ヲ爲サシメ又ハ必要ナル圖書類ヲ提出セシムルコトヲ得

委員會ハ委員又ハ臨時委員ヲ派遣シテ東京及横濱ニ於ケル都市計畫事業執行ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第八條 委員會ハ會長之ヲ召集ス會長ハ委員會開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ召集及會議ノ事項ヲ委員及臨時委員ニ通知スヘシ、但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 委員會ハ委員及臨時委員半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得

第十條 會長ハ會議ノ議長ト爲ル委員會ノ議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十一條 委員會ニ常務委員會ヲ置ク委員會ノ委任ヲ受ケ其ノ權限ニ屬スル事項ニシテ輕易ナルモノヲ處理ス

常務委員會ハ會長ノ指名シタル委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員會ノ會長ハ常務委員會ヲシテ委員會ノ會議事項ヲ豫メ審査セシムル事ヲ得第五條第四項第五項、第八條第一項、第九條及前條ノ規定ハ常務委員會ニ之ヲ準用ス

第十二條 委員會ニ幹事若干人ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十三條 委員會ニ書記若干人ヲ置ク内務

臨時物資供給令ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フ

勅令第五百十號

(大正十二年十二月二十四日)

臨時物資供給特別會計令ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フ

勅令第十三號

(大正十三年一月二十九日)

大正十二年勅令第四百十七號中左ノ通改正ス

別表中「五三ノ内、バター及ギー」及「五五」コンデンスドミルクヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行前本邦ニ輸入ノ目的ヲ以テ既ニ買付契約ヲ爲シ又ハ本令施行ノ際現ニ本邦ニ向ケ輸送ノ途ニ在ルバター、ギー及コンデンスドミルクノ輸入税ハ大正十三年三月三十一日迄之ヲ免除ス

勅令第十四號

(大正十三年二月一日)

「特別都市計畫委員會官制」

第一條 東京及横濱ニ於ケル都市計畫ニ關



大臣之ヲ命ス書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令中内務大臣トアルハ當分ノ内第五條第一項ノ規定ヲ除クノ外内閣總理大臣トス

勅令第十九號

(大正十三年二月十六日)

大正十二年勅令第四百十四號中左ノ通改正ス

第一項中「大正十三年二月末日」ヲ大正十三年八月末日ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二十號

(大正十三年二月二十日)

「職業紹介委員會官制」

第一條 職業紹介委員會ハ職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ關係行政廳ノ諮問ニ應シ意見ヲ開申ス

職業紹介委員會ハ職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ關係行政建議スルコトヲ得

第二條 職業紹介委員會ハ中央職業紹介委員會及地方職業紹介委員會トス

第三條 中央職業紹介委員會ハ中央職業紹介事務局ニ地方職業紹介委員會ハ地方職業紹介事務局ニ之ヲ置ク

第四條 職業紹介委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 中央職業紹介委員會ノ會長ハ社會局長官ヲ以テ之ヲ充ツ

地方職業紹介委員會ノ會長ハ當該委員會ノ委員中ヨリ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第六條 中央職業紹介委員會ノ委員ハ二十人以内トス内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

地方職業紹介委員會ノ委員ハ二十人以内トス内務大臣之ヲ命ス

委員中ニハ使用者ノ利益ヲ代表シ得ル者及勞働者ノ利益ヲ代表シ得ル者ヲ各同數加フルコトヲ要ス

第七條 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス  
會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第九條 職業紹介委員會ニ幹事若干人ヲ置ク中央職業紹介委員會ノ幹事ハ内務大臣

ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命シ地方職業紹介委員會ノ幹事ハ内務大臣之ヲ命ス  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記若干人ヲ置ク會長之ヲ命ス

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二十一號

(大正十三年二月二十二日)

第一條 營業稅ノ課稅標準ヲ前年ノ實蹟ニ依リ計算スヘキ場合ニ於テ大正十二年九月一日ノ震災(之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム)ニ因リ營業ノ狀況激變シ課稅標準中著シク減損スヘシト認メラルルモノアルトキハ大正十三年分營業稅ニ限リ以テ其ノ課稅標準ヲ算定ス

前項ニ該當スル營業者ハ速ニ當該課稅標準ノ豫算ヲ政府ニ申告スヘシ

第二條 政府ハ大正十二年勅令第四百十號第二條ノ震災地ニ於テ大正十三年四月一日ヨリ同年八月三十一日迄ニ納付スヘキ左ノ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一 地租

二 第一種所得稅

三 相續稅

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕帝都復興審議會官制廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

勅令第二十四號

(大正十三年二月二十三日)

帝都復興審議會官制ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二十五號

(大正十三年二月二十三日)

帝都復興院官制ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二十六號

(大正十三年二月二十三日)

「復興局官制」

第一條 復興局ハ内務大臣ノ管理ニ屬シ東京及横濱ニ於ケル都市計畫、都市計畫事業ノ執行、市街地建築物法ノ施行及都市計畫

上建築改善ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 復興局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 勅任

技監 一人 勅任

部長 四人 勅任

書記官 專任十人 奏任

事務官 專任二十人 奏任

技師 專任百二十七人 奏任

屬 專任二百二十五人 判任

技手 專任六百五十人 判任

第三條 復興局ニ長官官房及左ノ四部ヲ置ク

整地部

土木部

建築部

經理部

第四條 長官官房ニ於テハ人事、文書、都市計畫(技術ニ屬スルモノヲ除ク)、都市計畫事業ノ監理及各部ノ主掌ニ屬セサル事務ヲ掌ル

整地部ニ於テハ都市計畫上土地ノ區劃整理其ノ他土地ノ整理ニ關スル事務ヲ掌ル

建築部ニ於テハ市街地建築物法ノ施行並都市計畫上建築技術建築改善及公園ニ關スル事務ヲ掌ル

經理部ニ於テハ豫算、決算及諸會計ニ關スル事務ヲ掌ル

ル事務ヲ掌ル

第五條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第六條 技監ハ技術ヲ統理ス

第七條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第八條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十一條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十二條 内務大臣ハ必要ニ應シ復興局ノ出張所及技術試驗所ヲ置キ復興局ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

出張所及技術試驗所ニ所長ヲ置ク出張所ノ所長ハ書記官、事務官又ハ技師ヲ以テ、技術試驗所ノ所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ帝都復興院ノ書記官、事務官、技師、屬又ハ技手ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ交付セラレサルトキハ各同官等俸給ヲ以テ復興局ノ書記官、事務官、技師、屬又ハ技



手ニ任セラレタルモノトス  
復興局ニ於テハ第一條ニ規定スルモノノ外  
臨時物資供給令施行ニ關スル殘務ヲ掌ル經  
理部ヲシテ主掌セシム

勅令第二十七號

(大正十三年二月二十三日)

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス  
第七條中「帝都復興院總裁」ヲ削ル  
第八條中「各省次官」ノ次ニ「復興局長官」ヲ  
「内務技監」ノ次ニ「復興局技監」ヲ、「内務監  
察官」ノ次ニ「復興局長」ヲ加ヘ「帝都復興  
院副總裁」、「帝都復興院技監」及「帝都復興  
院理事」ヲ削ル  
第十四條中「防疫官」ノ次ニ「復興局書記官」  
ヲ加ヘ「帝都復興院書記官」ヲ削ル  
第十五條中「土木事務官」ノ次ニ「復興局事務  
官」ヲ加ヘ「帝都復興院事務官」ヲ削ル  
別表第一表内閣ノ部中帝都復興院總裁、帝都  
復興院副總裁、帝都復興院理事及帝都復興院  
技監ノ項ヲ削ル  
同表内務省ノ部中内務技監ノ項ニ次ノ如ク  
加フ

復興局長官	上
復興局技監	上

復興局長

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二十八號

(大正十三年二月二十三日)

文官任用令中左ノ通改正ス  
第三條ノ二中「製鐵所長官」ノ次ニ「復興局  
長官」ヲ加ヘ「帝都復興院副總裁」及「帝都復  
興院理事(計畫局長、土地整理局長、建築局  
長、土木局長又ハ物質供給局長タルモノ)」ヲ  
削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二十九號

(大正十三年二月二十三日)

奏任文官特別任用令中左ノ通訂正ス  
「土木事務官」ノ次ニ「復興局事務官」ヲ加ヘ  
「帝都復興院事務官」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第三十號

(大正十三年二月二十三日)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施  
行前本邦ニ輸入ノ目的ヲ以テ既ニ買付契約  
ヲ爲シ又ハ本令施行ノ際現ニ本邦ニ向ケ輸  
送ノ途ニ在ル大麥、小麥及大豆ノ輸入税ハ大  
正十三年三月三十一日迄之ヲ免除ス  
勅令第四十六號  
(大正十三年二月二十八日)  
震災善後ニ關シ必要ナル經費支辨ノ爲政府  
ハ二千四百二十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又  
ハ之カ繰替支辨ノ爲借入金ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ  
補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制

限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコ  
トヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
朕特別都市計畫委員會官制中改正ノ件ヲ裁  
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

勅令第四十八號

(大正十三年三月十二日)

特別都市計畫委員會官制中左ノ通改正ス  
附則第二項ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第四十九號

(大正十三年三月十五日)

「特別都市計畫法施行令」  
第一條 行政官廳ノ執行スル特別都市計畫  
事業ニ付關係公共團體ニ負擔セシムル費用  
ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 道路(道路ノ附屬物及廣場ヲ含ム)費  
二分ノ一以内
  - 二 運河費  
四分ノ一以内
  - 三 公園費  
四分ノ一以内
- 前項ノ規定ニ依ル負擔金ノ額及其ノ納付  
時期等ハ内務大臣、大藏大臣ト協議シテ之

大正十二年勅令第四百七號中左ノ通改正ス

「大正十三年七月三十一日」ヲ「大正十三年七  
月三十一日」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第三十一號

(大正十三年二月二十九日)

大正十二年勅令第四百十七號中左ノ通改  
正ス  
別表中「一三 大麥」、「一六 小麥」及「二一  
ノ内豆類一 大豆」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施  
行前本邦ニ輸入ノ目的ヲ以テ既ニ買付契約  
ヲ爲シ又ハ本令施行ノ際現ニ本邦ニ向ケ輸  
送ノ途ニ在ル大麥、小麥及大豆ノ輸入税ハ大  
正十三年三月三十一日迄之ヲ免除ス

勅令第四十六號

(大正十三年二月二十八日)

ヲ以テ之ヲ組織ス

整理委員ノ定數ハ土地所有者ノ選舉スル  
者及借地權者ノ選舉スル者ニ付各同數ト  
シ整理施行者ヲ定ム

整理委員ノ定數ハ選舉期日ヨリ起算シ少  
クトモ二十日前ニ之ヲ告示スヘシ

第七條 土地所有者ハ借地權者整理委員ヲ  
選舉スル場合ニ於テハ之ト同數ノ補選委  
員ヲ選舉スヘシ

第八條 整理委員及補選委員ハ整理施行地  
區内ニ於テ土地所有者ニ在リテハ土地所  
有者又ハ借地權者ニ在リテハ借地權者ヨ  
リ之ヲ選舉ス

前項ノ規定ハ耕地整理法第十一條第一項  
ノ土地ニ關シ之ヲ適用セス

第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ土地ノ共有  
者又ハ共同シテ借地權ヲ有スル者ハ各之  
ヲ一人ト看做シ其ノ者ノ申ヨリ定メタル  
代表者ヲ以テ第一項ノ土地所有者又ハ借  
地權者ト看做ス

第四條第三項ノ規定ハ第一項ノ借地權者  
ニ之ヲ適用ス

第九條 選舉期日ハ整理施行者之ヲ定メ其  
ノ日ヨリ起算シ少クトモ二十日前ニ之ヲ  
告示スヘシ

第十條 第八條ノ土地所有者及借地權者ハ



前條ノ告示アリタル日ヨリ起算シ七日以  
内ニ住所、氏名並權利ノ種別及其ノ目的タ  
ル土地ノ所在ヲ具シ整理施行者ニ申告ス  
ヘシ

前項ノ場合ニ於テ登記ナキ借地權者ハ其  
ノ權利ヲ證スヘキ書類ヲ添付スルコトヲ  
得

第一項ノ場合ニ於テ整理施行者ハ土地所  
有者又ハ登記アル借權者ニ對シ其ノ權利  
ヲ證スヘキ書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十一條 整理施行者ハ前條ノ申告ニ基キ  
選舉人名簿ヲ調製シ選舉期日ヨリ起算シ  
七日前ヨリ三日間之ヲ縦覽ニ供スヘシ

第十二條 選舉人名簿ニ異議アル者ハ縦覽  
期限内ニ證書書類ヲ添附シ整理施行者ニ  
之ヲ申立ツヘシ第十條第一項ノ申告後權  
利ヲ取得シタル者ニ付亦同シ

第十三條 整理施行者前條ノ異議ノ申立テ  
受ケタルトキハ之ヲ受ケタル日ヨリ起算  
シ三日以内ニ之ヲ決定スヘシ其ノ申立テ  
正當ナリト決定シタルトキハ直ニ選舉人  
名簿ヲ修正シ其ノ旨申立人關係人ニ通知  
スルト共ニ之ヲ告示スヘシ其ノ申立テ正  
當ナラスト決定シタルトキハ其ノ旨申立  
人ニ通知スヘシ

第十四條 整理施行者ハ投票時間ヲ定メ選

舉期日ヨリ起算シ少クとも七日前ニ之ヲ  
告示スヘシ

第十五條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行  
フ

投票ハ整理委員及補選委員ノ各選舉ニ付  
一人一票トス

投票用紙ハ整理施行者選舉ノ當日投票所  
ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付ス

選舉人ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ整理委  
員及補選委員ニ付被選舉人各一人ノ氏名  
ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ

投票ハ代人ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ  
場合ニ於テハ代人ハ本人ノ委任狀ヲ選舉  
長ニ提出スヘシ

第十六條 選舉人名簿ニ登載セラレザル者  
ハ投票スルコトヲ得ス

第十七條 整理施行者ハ所屬ノ官吏又ハ吏  
員ノ中ヨリ選舉長ヲ命スヘシ

選舉長ハ投票、開票其ノ他ノ選舉ニ關スル  
事務ヲ統轄ス

整理施行者ハ整理施行地區内ニ於テ選舉  
資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ  
選任シ投票及開票ニ立會ハシムヘシ

第十八條 有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以  
テ當選人トシ得票數同シキトキハ抽籤ヲ  
以テ之ヲ定ム

整理委員トシテ當選シタル者同時ニ補選  
委員トシテ當選スルモ補選委員タルコト  
ヲ得ス

土地所有者ヨリ選舉セラレ當選シタル者  
同時ニ借地權者ヨリ選舉セラレ當選スル  
モ借地權者ヨリ選舉セラレ當選シタル者  
ニ非スト看做ス但シ前項ノ規定ノ適用ヲ  
妨ケス

第十九條 當選人決定シタルトキハ整理施  
行者ハ其ノ旨當選人ニ通知シ其ノ氏名ヲ  
告示スヘシ

當選人前項ノ告示アリタル日ヨリ起算シ  
五日以内ニ承諾ノ通知ヲ爲サザルトキ  
ハ其ノ當選ヲ承諾シタルモノト看做ス

第二十條 當該選舉ニ於テ定數ノ整理委員  
ヲ得ザルトキハ其ノ不足ノ員數ニ對シ更  
ニ選舉ヲ行フ

前項ノ選舉ヲ行フ場合ニ於テハ當該選舉  
ニ關スル選舉人名簿ニ依リ之ヲ行ヒ選舉  
スヘキ員數及選舉期日ハ選舉期日ヨリ起  
算シ少クとも七日前ニ之ヲ告示スヘシ

第二十一條 整理委員又ハ補選委員第八條  
ノ被選舉要件ヲ缺クニ至リタルトキハ其  
ノ資格ヲ失フ

第二十二條 整理委員ニ關員ヲ生シタルト  
キハ得票數多キ補選委員ヨリ順次之ヲ補

充ス得票數同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ  
定ム

整理委員ニ關員ヲ生シ之ヲ補充スヘキ補  
選委員ナキトキハ整理委員及補選委員ノ  
補選選舉ヲ行フ

第二十三條 整理委員會整理施行者ノ指定  
スル期間内ニ意見ヲ提出セザルトキハ直  
ニ特別都市計畫法第五條ノ事項ヲ決定ス  
ルコトヲ得

第二十四條 本令ニ定ムルモノノ外整理委  
員會ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ  
定ム

第二十五條 特別都市計畫法第七條第一項  
ノ公共ノ用ニ供スヘキモノト爲リタル土  
地トハ特別都市計畫法第五條ノ土地區劃  
整理ノ施行ニ因リ新設又ハ擴張シタル道  
路、廣場、堤塘、溝渠、運河、河川、公園  
又ハ公共物揚場ノ用ニ供スヘキモノト爲  
リタル土地ヲ謂フ

第二十六條 前條ノ土地ハ國ニ於テ土地區  
劃整理施行ニ要スル費用ヲ負擔スル場合  
ニ在リテハ國ノ所有地、公共團體ニ於テ其  
ノ費用ヲ負擔スル場合(特別都市計畫法第  
二條ノ規定ニ依リ費用ノ一部ヲ負擔スル  
場合ヲ除ク)ニ在リテハ其ノ公共團體ノ所  
有地ニ編入ス

第二十七條 特別都市計畫法第八條第二項  
ノ公共ノ用ニ供スル土地トハ地目ノ如何  
ニ拘ラズ道路、廣場、堤塘、溝渠、運河、  
河川、公園又ハ公共物揚場ノ用ニ供セラ  
ル土地ヲ謂フ

第二十八條 特別都市計畫法第八條第一項  
ノ補償金ハ整理施行地ニ付第三十三條ノ  
告示ノ日ニ於テ所有權、地上權、永小作  
權又ハ賃借權ヲ有スル者及國有財產法第  
二十四條ノ規定ニ依リ土地ノ貸付ヲ受ク  
ル者ニ對シ之ヲ交付ス

前項ニ規定スル者ハ整理施行者ノ指定ス  
ル期間内ニ住所、氏名並權利ノ種別及其ノ  
目的タル土地ノ所在ヲ具シ整理施行者ニ  
申告スヘシ

第十條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ申  
告ニ之ヲ準用ス

登記ナキ權利ニ付第二項ノ期間内ニ申告  
ヲ爲サザル者ニ對シテハ補償金ヲ交付セ  
ス

第二十九條 特別都市計畫法第八條第一項  
ノ補償金ハ國又ハ公共團體ニ之ヲ交付セ  
ス

第三十條 特別都市計畫法第八條第一項ノ  
補償金ノ總額ハ整理施行前ニ於ケル其ノ  
地區内ノ宅地ノ平均價格ニ同項ノ規定ニ

依ル一割ヲ起ユル部分ノ面積ヲ乘シタル  
額トス但シ前條ノ規定ナシトセハ國又ハ  
公共團體ニ交付スヘキ額ハ之ヲ控除ス

第三十一條 特別都市計畫法第八條第一項  
ノ補償金ハ同法第五條ノ規定ニ依リ定メ  
タル配當割合ニ基キ補償審査會之ヲ定ム

第三十二條 公共團體ヲ統轄スル行政廳又  
ハ公共團體カ特別都市計畫法第五條ノ土  
地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ同法第  
五條ノ規定ニ依リ決定ヲ爲スニ付テハ内  
務大臣ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ  
ハ耕地整理法第三條第一項及第三十條第  
三項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ要セ  
ス

第三十三條 特別都市計畫法第五條ノ土地  
區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ行政官廳  
第三十七條若ハ耕地整理法第三十條第一  
項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シ又ハ内務大臣  
之ニ關シ前條ノ認可ヲ與ヘタルトキハ遲  
滯ナク之ヲ告示シ且行政官廳處分ヲ爲シ  
タル場合ニ在リテハ既登記ノ土地及建物  
ニ付登記ヲ囑託シ内務大臣認可ヲ與ヘタ  
ル場合ニ在リテハ其ノ旨管轄登記所ニ通  
知スヘシ

第三十四條 特別都市計畫法第五條ノ土地  
區劃整理ヲ施行スル場合ニ於ケル耕地整







任二十五人ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二百二十九號

(大正十三年九月二十七日)

國庫ハ精神病院法施行令第一條第一項ノ規定ニ拘ラス大正十二年九月ノ震災ニ基ク東

京府立精神病院ノ災害復舊費ニ對シ其ノ支出精算額ノ二分ノ一ヲ補助ス但シ二十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス  
前項ノ支出精算額トハ工事ニ伴フ收入又ハ工事指定ノ寄附金アルトキハ其ノ額ヲ控除シタルモノヲ謂フ  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

閣令

閣令第六號

(大正十二年九月十六日)

内閣恩給局長ノ管掌ニ係ル恩給、退隱料及遺族扶助料等ノ支給期日及證書贈本交付ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 大正十二年十月ニ支給スヘキ恩給、退隱料及遺族扶助料等ハ震災ノ際東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣又ハ靜岡縣ニ現住シタル受給者ニ限リ本人ノ請求ニ依リ大正十二年九月二十日以後之ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ恩給、退隱料及遺族扶助料等ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ恩給證書(贈本ヲ含ム)ヲ呈示シテ内閣恩給局長ニ之ヲ請求スヘシ  
第二條ノ規定ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ前項ノ請求ハ之ト同時ニ爲スコトヲ得  
第二條 震災ノ際シ恩給證書(贈本ヲ含ム)ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ本人ノ請求ニ依リ證書ノ特別贈本ヲ交付スルコトヲ得特別贈本ハ恩給證書ト同一ノ效力アルモノトシ之ヲ交付シタル

閣令第九號

(大正十二年十一月七日)

臨時物資供給令第一條第二項ノ規定ニ依ル物資ノ品目指定ノ件左ノ通定ム  
臨時物資供給令第一條第二項ノ規定ニ依リ物資ノ品目ヲ左ノ通指定ス  
一 薪炭  
二 木材

勅令第十號

(大正十二年十一月十五日)

震災ニ因リ焼失シタル戸籍簿除籍簿再製ノ爲第一回國勢調査申告書使用ニ關スル件左ノ通定ム

第一回國勢調査申告書ハ國勢調査施行細則第十一條ノ規定ニ拘ラス大正十二年九月一日ノ震災ニ因リ焼失シタル戸籍簿又ハ除籍簿ノ再製ノ爲必要ナル限度ニ於テ當該官吏シテ之ヲ使用セシムルコトヲ得  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕  
大正八年八月二日閣令第六號國勢調査施行細則抄錄  
第十一條 國勢調査申告書ハ統計上ノ目的ニシテ使用シ如何ナル場合ト雖之ヲ公表スルコトヲ得

ヲ得ス

閣令第十一號

(大正十二年十二月二十四日)

大正十二年閣令第九號臨時物資供給令第一條第二項ノ規定ニ依ル物資ノ品目指定ノ件廢止ノ件左ノ通定ム  
大正十二年閣令第九號ハ臨時物資供給令失效ノ日限り之ヲ廢止ス

省令

宮内省令

(大正十二年九月十八日)

恩給及遺族扶助料ノ支給期日ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 大正十二年十月ニ支給スヘキ恩給及遺族扶助料ハ震災ノ際東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣又ハ靜岡縣ニ現住シタル受給者ニ限リ大正十二年九月二十日以後之ヲ支給スルコトヲ得  
第二條 前條ノ規定ニ依リ恩給又ハ遺族扶助料ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ恩給又ハ遺族扶助料支給請求書ヲ内藏寮ニ差出スヘシ  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省令

内務省令號外

(大正十二年九月二日)

第一條 大正十二年九月二日勅令第三百九十六號非常徵發令ニ依リ徵發シ得ヘキ物件左ノ如シ  
一、食料品  
二、飲料  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三 亞鉛板及薄鐵板類

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年農商務省令第二號ハ之ヲ廢止ス

〔參照〕

大正十二年九月二十日勅令第四百二十號臨時物資供給令抄錄

第一條 政府ハ震災地ニ於ケル米穀以外ノ生活必需品並土木又ハ建築ノ用ニ供スル品、機材及材料ノ供給ヲ圖滑ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ當該物資ノ買入、賣渡、交換、加工若ハ貯藏ヲ爲シ又ハ他人ニ委託シテ買入若ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ物資ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
大正十二年九月二十日勅令第四百二十號臨時物資供給令第一條第二項ノ規定ニ依ル物資ノ品目指定ノ件ナリ

内務省令第三十三號

(大正十二年九月十七日)

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域ニ於ケル假設建築物等ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 大正十三年九月十六日勅令第四百十四號一項ノ地區ハ左記ノ區域内ニ於テ火災ニ罹リタル地區トス  
東京市 日本橋區 麹町區 京橋區 芝區 神田區 下谷區 本郷區 小石川區 淺草區 四谷區 麻布町 赤坂區 本所橋 深川區  
南葛飾郡 吾嬬町  
同 龜戸町  
同 大島町  
同 砂町  
北豐島郡 三河島町  
同 日暮里町  
同 豊多摩郡 淀橋町  
横濱市

第二條 大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第二項ノ建築物ハ左記各號ノ一ニ該當スル種類ノモノニ限ル  
一 罹災民救護又ハ避難ノ爲メニ建築スル應急的建築物  
二 震災善後ノ爲メニ要スル食糧品衛生材料建築物  
三 材料運搬用具等ナリ一時貯藏スル爲メノ建築物  
第三條 大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ハ階數ニテ超ユルコトヲ得ス  
大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ニハ市街地建築物法施行規則第一條乃至第四百七十七條ノ規定ヲ適用セス



地方長官ハ大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内務省令第一號

(大正十三年一月十一日)

大正十二年勅令第四百九號ニ依リ東京府及神奈川縣ニ於ケル府縣會議員ノ選舉人名簿ニ關シ府縣制第九條乃至第十二條ニ規定スル期日及期限左ノ通定ム

第九條第一項ノ選舉資格調査ノ期日ヲ二月十日、選舉人名簿送付ノ期限ヲ三月十日トシ同條第二項ノ選舉人名簿調製ノ期限ヲ三月二十四日トス

内務省令第十二號

(大正十三年四月二日)

特別都市計畫法施行令第二十四條ノ規程ニ依リ土地區劃整理委員會ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 土地區劃整理委員會ハ整理委員中ヨリ議長及副議長ヲ選舉ス

内務省令第十九號

(大正十三年八月二日)

防火地區建築補助規則左ノ通定ム

第一條 東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル大正十二年九月ノ震災ニ因リ火災ニ罹リタル地區ノ中甲種防火地區内ニ於テ市街地建築物法施行規則第四百三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者本令ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケムトス

内務省令第二號

(大正十三年一月十一日)

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十九區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ關シ衆議院議員選舉法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間左ノ通定ム

内務省令第十一號

(大正十三年一月十一日)

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十九區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ關シ衆議院議員選舉法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間左ノ通定ム

内務省令第九號

(大正十三年八月二日)

防火地區建築補助規則左ノ通定ム

第一條 東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル大正十二年九月ノ震災ニ因リ火災ニ罹リタル地區ノ中甲種防火地區内ニ於テ市街地建築物法施行規則第四百三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者本令ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケムトス

内務省令第八號

(大正十三年一月十一日)

地方長官ハ大正十二年九月十六日勅令第四百十四號第一項ノ假設建築物及同第二項ノ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

内務省令第七號

(大正十三年一月十一日)

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十九區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ關シ衆議院議員選舉法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間左ノ通定ム

内務省令第六號

(大正十三年一月十一日)

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十九區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ關シ衆議院議員選舉法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間左ノ通定ム

内務省令第五號

(大正十三年一月十一日)

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十九區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ關シ衆議院議員選舉法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間左ノ通定ム

内務省令第四號

(大正十三年一月十一日)

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十九區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ關シ衆議院議員選舉法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間左ノ通定ム

内務省令第三號

(大正十三年一月十一日)

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十九區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ關シ衆議院議員選舉法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間左ノ通定ム

内務省令第二號

(大正十三年一月十一日)

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十九區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ關シ衆議院議員選舉法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間左ノ通定ム

内務省令第一號

(大正十三年一月十一日)

大正十二年勅令第四百二十三號ニ依リ衆議院議員選舉區中東京府第一區乃至第十一區、第十三區乃至第十九區及神奈川縣第一區乃至第七區ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿ニ關シ衆議院議員選舉法第十八條乃至第二十條、第二十四條、第二十六條及第二十七條ニ規定スル期日及期間左ノ通定ム

階	別	用途	構造	坪數(床面積)	備考
第一階					
第二階					
第三階					
第四階					
第五階					
計					

添附書類

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ神奈川縣ニ付テハ別ニ施行期日ヲ定ム

本令施行前市街地建築物法施行規則第四百三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者本令ニ依リ補助金ノ交付ヲ受ケムトス

本令施行ノ際又ハ防火地區變更ノ際第一條ノ甲種防火地區内ニ於テ新築又ハ増築工事中ノ建築物ニ付テハ本令ヲ準用ス

(別記)

補助金交付願様式

防火地區建築補助金交付願

防火地區建築補助規則ニ依リ補助金交付認可相成度左記書類添付及出願候也

大正 年 月 日

住所

復興局長官 殿 建築主 氏 名

建物坪數計算

建築敷地ノ地名

市 區 町 番地



一市街地建築物法施行規則第四百三十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル申請書ノ副本  
補助金額變更願書  
防火地區建築物補助金額變更願書  
大正 年 月 日 號ヲ以テ補助金交付認可相  
受候處今般建物用途ノ變更アリタルニ因リ補助  
金額變更ノ義認可相受度左記書類添付及出願候  
也  
大正 年 月 日

復興局長官 殿 建築主 氏 名印  
住所  
補助金額變更計算  
建築敷地ノ地名 市 區 町 番地

階 別	用途	構造	坪數(床備考)	第一階		第二階		第三階		第四階		第五階	
				現在	變更	現在	變更	現在	變更	現在	變更		
計	現在												
	變更												

添附書類  
一設計變更ニ關シ市街地建築物法施行規則第四百三十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル申請書ノ副本  
大藏省令

大藏省令第十八號

(大正十二年九月二十六日)

震災救護義捐金出納事務規程ノ通定ム  
第一節 總則  
第一條 震災救護ノ目的ヲ以テ寄附ニ係ル現金、有價證券其ノ他ノ物件ノ換價代金並利子ハ本令ニ依リ之ガ取扱ヲ爲スヘシ  
第二條 臨時震災救護事務局義捐部專任委員ヲ主任出納官吏トシ北海道廳長官及府縣知事ヲ分任出納官吏トス  
前項ニ掲ケル者ノ外必要アルトキハ臨時震災救護事務局總裁ニ於テ分任出納官吏ト命スルコトヲ得  
第三條 前項ノ規定ニ依リ出納官吏タル者ハ當然義捐金取扱主任官及有價證券取扱主任官タル職務ヲ兼掌スルモノトス  
第四條 義捐金ノ保管出納  
主任出納官吏又ハ臨時震災救護事務局總裁ノ特ニ指定シタル分任出納官吏ニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス  
第五條 出納官吏義捐金ヲ領收シタルトキハ適宜ノ領收證書ヲ交付スヘシ  
第六條 義捐金取扱主任官ハ義捐金ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

部ニ預入ルヘシ  
第七條 義捐金取扱主任官ハ其ノ任地所在ノ日本銀行(本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ)ヲ以テ其ノ預金取扱店ト爲スヘシ  
第八條 義捐金取扱主任官義捐金ヲ預入レントスルトキハ其ノ資格氏名及印鑑ヲ日本銀行ニ届出ツヘシ  
第九條 義捐金取扱主任官預金ノ拂込ヲ爲サムトスルトキハ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ヲ日本銀行ニ拂込ミ預金部預金領收證書ヲ交付ヲ受ケヘシ  
第十條 義捐金取扱主任官ニ對シ毎土曜日ニ義捐金收支ノ現況ヲ報告スヘシ  
第十一條 義捐金取扱主任官預金ヲ隔地ノ出納官吏ニ送付スル必要アル場合ニ於テハ日本銀行ニ之ガ送金ヲ請求シ送金済通知書ヲ交付ヲ受ケヘシ  
第十二條 義捐金取扱主任官現金ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ出納官吏事務規程第三十一條及第三十四條ノ規定ニ準シ預金額ヲ限度トシテ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出シ支拂ノ手續ヲ爲スヘシ  
第十三條 本節ニ定ムルモノヲ除クノ外義捐金ノ保管出納官吏事務規程第一章、第三章、第六章及第七章ノ例ニ依ル  
第十四條 有價證券取扱主任官ハ有價證券ヲ其ノ任地所在ノ日本銀行ニ寄託スヘシ  
第十五條 有價證券取扱主任官有價證券ヲ寄託セントスルトキハ適宜ノ寄託書ヲ添ヘ日本銀行ニ送付シ受託證書ヲ交付ヲ受ケヘシ  
第十六條 有價證券取扱主任官ハ毎土曜日ニ有價

證券受拂ノ現況ヲ臨時震災救護事務局ニ報告スヘシ  
第十七條 臨時震災救護事務局總裁有價證券ヲ換價セムトスル時ハ有價證券取扱主任官ニ命シ時價ヲ以テ日本銀行ヲシテ之ヲ賣拂ハシムヘシ  
第十八條 義捐金取扱主任官日本銀行ヨリ有價證券賣拂代金ヲ預金額ニ振替整理濟ノ通知ヲ受ケタルトキハ關係帳簿ノ整理ヲ爲スヘシ  
第十九條 第五條、第七條及第八條ノ規定ハ有價證券ノ受拂ニ付テハ準用ス  
附則  
本令ハ大正十二年九月二日ヨリ之ヲ適用ス

大藏省令第二十三號

(大正十二年十月八日)

大正十二年九月一日ノ震災ニ因リ汚染又ハ毀損シタル無記名利札附屬證券ノ引換ヲ請求スル場合ニ於テ該國債證券ノ附屬利札中欠缺セルモノアルトキハ當分ノ國債規則第十四條第一項ノ規定ニ依リ欠缺利札ノ金額ニ相當スル現金ヲ納付セシメス當該利札ノ欠缺セル代證券ヲ交付スヘシ  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第二十四號

(大正十二年十月二十日)

大正十二年勅令第四百六號ニ依リ會計規則ニ對シテ特例左ノ通定ム  
第一條 左ノ場合ニ於テハ當分ノ内指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得  
一 震災救護ニ要スル物件ノ買貸借借付爲ストキ

二 震災地ニ於ケル工作物ノ修繕其ノ他應急工事ノ請負ヲ爲サシムルトキ  
三 借入ニ基ク應急ノ必要ニ依リ物件ノ買入若ハ借入ヲ爲シ又ハ加工ヲ爲サシムルトキ  
四 臨時物資供給令第一條ノ規定ニ依リ物資ノ買入若ハ賣渡ヲ爲シ、加工ヲ爲サシメ之カ貯藏ノ爲倉庫ヲ借入レ又ハ他人ニ委託シテ之カ買入若ハ賣渡ヲ爲ストキ  
五 震災地ニ於ケル同滑テ計ル目的ヲ以テ土木又ハ建築ノ用ニ供スル材料ヲ加工又ハ貯藏ヲ爲ス者ニ對シ震災地ニ於テ三年内ノ期間ヲ以テ國有地ノ貸付ヲ爲ストキ  
第六條 前條ノ規定ニ依リ又ハ震災地ニ於テ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトキハ會計規則第八十五條ノ規定ニ對シ相手方ノ提出スル請書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得但シ不動産ノ賣貸借付爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス  
第七條 前項ノ請書ニハ契約ノ目的、履行期限、保證金額、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危険ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載スルコトヲ要ス

第三條 震災ニ基ク特別ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ於テハ大正十三年三月三十一日限り會計規則第九十三條ノ規定ニ拘ラス工事又ハ製造ニ付其ノ既濟部分ノ全額迄ノ支拂ヲ爲スコトヲ得  
附則  
本令ハ大正十二年勅令第四百六號施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

大藏省令第二十六號

(大正十二年十月三十一日)

大正十二年勅令第四百三十三號第十四條ノ規定ニ依リ震災地ニ於テ大正十二年度ニ納付スヘキ地租所得稅、營業稅及相續稅ノ徵收猶豫方左ノ通り定ム  
第一條 大正十二年勅令第四百三十三號第十四條ノ規定ニ依リ納付スル地租所得稅ノ徵收猶豫ニ付テハ左ノ各款ノ規定ニ依ル  
一 震災被害者ノ所得稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年五月一日ヨリ大正十四年二月二十八日迄ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス但シ被害ノ事實顯著ニシテ所得稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テモ之ヲ猶豫スルコトヲ得  
二 荒地又ハ收穫皆無地トナラサルモ震災ニ因リ著シク收穫ノ減損スルニ至リタル田畑  
三 震災ニ因リ被害甚シニシテ別ニ指定スル市區町村内ノ宅地  
第三條 震災ニ因リ地租名寄帳ノ滅失シタル市區町村ノ大正十二年分地租ニ付テハ地租名寄帳改調後一年以内ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス  
第四條 大正十二年分第三種ノ所得ニ對スル所得稅ノ徵收猶豫ニ付テハ左ノ各款ノ規定ニ依ル  
一 震災被害者ノ所得稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年五月一日ヨリ大正十四年二月二十八日迄ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス但シ被害ノ事實顯著ニシテ所得稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テモ之ヲ猶豫スルコトヲ得



二 震災ニ因リ所得金額ノ不明トナリタルモノ  
ニ付テハ大正十三年十月一日ヨリ大正十四年  
七月三十一日迄ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト  
認ムル時期ニ代テ徵收ス

第五條 大正十二年分營業稅ノ徵收猶豫ニ付テハ  
左ノ各號ノ規定ニ依ル

一 震災被害者ノ營業稅ニ付テハ納稅義務者ノ  
申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年三月  
三十一日限之ヲ徵收ス但シ被害ノ事實顯著ニ  
シテ營業稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモ  
ノニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テ  
モ之ヲ猶豫スルコトヲ得

二 震災ニ因リ課稅標準ノ不明トナリタルモノ  
ニ付テハ大正十三年五月三十一日限之ヲ徵收  
ス

第六條 震災被害者ノ大正十二年度ニ於テ納付ス  
ヘキ左ノ租稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ  
被害ノ狀況ニ應ジ五年以内ノ延納ヲ許可スルコ  
トヲ得

大正十二年八月三十一日迄ニ終了シタル事業  
年度分ノ第一種所得稅

大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相續  
ニ對スル相續稅(延納年賦金)大正十二年度  
分年割額ヲ含ム

第七條 第二條、第四條乃至第六條ノ規定ニ依リ  
徵收猶豫ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ左ノ期限迄  
ニ所轄稅務署長ニ申請書ヲ提出スヘシ

一 如租、雜地租、第三種所得稅及營業稅ニ付テ  
ハ大正十二年十一月二十日限

二 宅地租第一期分並大正十二年十月三十一日  
迄ニ納期限ノ到來シタル第一種所得稅及相續  
稅ニ付テハ大正十二年十一月三十日限

三 田租ニ付テハ大正十二年十二月十五日限

四 宅地租第二期分ニ付テハ大正十二年十二月  
十八日限

大藏省令第五號

(大正十三年三月十四日)

大正十三年勅令第二十一號第二條ノ規定ニ依リ震

災地ニ於テ納付スヘキ地租、第一種所得稅及相續  
稅ノ徵收猶豫方左ノ通定ム

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル地租ニ付テハ納  
稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十  
三年十二月一日ヨリ同月十五日限之ヲ徵收ス但  
シ第二號ノ地租ニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ  
場合ニ於テモ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

一 荒地又ハ收穫皆無地トナラサルモ震災ニ因  
リ著シク收穫ノ減損スルニ至リタル田ノ大正  
十二年分田租第四期

二 大正十二年大藏省令第二十六號第二條第三  
號ノ規定ニ依リ指定シタル市町村內ノ宅地  
ノ大正十三年分宅地租第一期

第二條 震災ニ因リ地租名寄額ノ減失シタル市區  
町村ノ大正十二年第四期分田租及大正十三年第  
一期分宅地租ニ付テハ地租名寄額改調後一年以  
內ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵  
收ス

第三條 震災被害者ノ大正十三年四月一日ヨリ同  
年八月三十一日迄ニ納付スヘキ左ノ租稅(大正  
十二年勅令第四百十號第二條ノ規定ニ基キ徵收  
ヲ猶豫セラレタルモノ)ノ除クニ付テハ納稅義  
務者ノ申請ニ依リ被害ノ狀況ニ應ジ五年以内ノ  
延納ヲ許可スルコトヲ得

一 大正十二年八月三十一日迄ニ終了シタル事  
業年度分ノ第一種所得稅

二 大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相  
續ニ對スル相續稅(延納年賦金)ノ年割額ヲ含  
ム

第四條 第一條及第三條ノ規定ニ依リ徵收猶豫ノ  
申請ヲ爲サムトスル者ハ左ノ期限迄ニ所轄稅務  
署長ニ申請書ヲ提出スヘシ

一 田租ニ付テハ大正十三年四月十五日限

二 宅地租ニ付テハ大正十三年六月十五日限

三 第一種所得稅及相續稅ニ付テハ納稅告知書

ヲ受ケタル日ヨリ七日以内

田租及宅地租ニ付テハ前項ノ申請書ハ納稅地ノ  
市區町村ヲ經由シテ之ヲ提出スヘシ

第五條 前條ノ申請書ニハ納稅義務者ノ住所、氏  
名、稅目、被害狀況及左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 田租及宅地租ニ在リテハ大字、字、地番、地  
目、段別及地價

二 第一種所得稅ニ在リテハ當該事業年度ノ期  
間及稅額

三 相續稅ニ在リテハ相續開始ノ日被相續人  
ノ氏名及稅額

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第十六號

(大正十三年六月十二日)

大正十二年法律第五十五號第二條ニ依リ發行スル  
公債ノ發行交付ニ關スル規程左ノ通定ム

復興交付公債ノ發行交付ニ  
關スル規程

第一條 政府ハ大正十二年法律第五十五號第二條  
ニ依リ五分利公債ヲ發行ス

第二條 本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五年摺置キ  
其ノ翌年ヨリ向五十年内ニ額面金額ヲ以テ之ヲ  
償還ス

第三條 本公債初期ノ利子ハ補償金其ノ他ノ金額  
ノ支拂ヲ受クヘキ土地所有者其ノ他ノ利害關係  
人ノ權利ノ移轉消滅其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ金  
額ヲ請求シ得ヘキ日ヨリ之ヲ附ス

第四條 本公債ノ交付價格ハ別ニ之ヲ告示ス

第五條 土地所有者其ノ他ノ利害關係人ニ付テハ  
ヘキ公債ノ額面金額ハ之ヲ被交付者ニ通知ス

第六條 前條ノ通知ヲ受ケタル者公債ノ交付ヲ受  
ケムトスルトキハ請求書(書式第一號)ニ印鑑置

明テ添付シ大藏省ニ提出スヘシ

第七條 前條ノ請求アリタルトキハ公債交付通知  
書(書式第二號)ヲ交付ス

前項ノ通知書ヲ交付ヲ受ケタル者ハ領收證欄內  
ニ式ノ如ク記名捺印ノ上日本銀行ニ提出シ之ト  
引換ニ公債ヲ受領スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大藏省令第二十號

(大正十三年八月二日)

大正十三年法律第四號(震災被害地ノ地租免除等  
ニ關スル件)施行方左ノ通定ム

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ニ付テハ納  
稅義務者ノ申請ニ依リ被害ノ實況ニ應ジ宅地ニ  
在リテハ大正十二年ヨリ三年以内、其ノ他ノ土  
地ニ在リテハ大正十二年ヨリ五年以内内地租ヲ免  
除ス但シ大正十二年宅地租第一期分ニ付テハ此  
ノ限ニ在ラス

一 水路若ハ溜池ノ破壊又ハ井戸ノ湧水涸涸等  
ニ因リ灌漑又ハ排水ノ便ヲ失シ收穫ヲ減損ス  
ルニ至リタル田畑

二 地下ノ變動等ニ因リ水持チ害シ又ハ漏地ト  
爲リ收穫ヲ減損スルニ至リタル田畑

三 建物ノ過半力減失又ハ倒壊シタル宅地

四 地盤ノ變動又ハ交通ノ障礙等ニ因リ營業ノ  
狀況容易ニ回復シ難キ地方ノ宅地

五 其ノ他震災ニ因リ著シク利用ヲ妨ケラレタ  
ル土地

第二條 前條ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受ケムト  
スル者ハ大正十三年九月十五日迄ニ納稅義務者  
ノ住所、氏名、被害地ノ大字、字、地番、地目、段別  
地價及被害ノ狀況ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅  
務署長ニ提出スヘシ

第三條 左ノ市町村內ノ宅地ニシテ震災ニ因リ建

物ノ過半力燒失シタルモノニ付テハ前條ノ申請  
ナキ場合ニ於テモ其ノ地租ヲ免除スルコトヲ得

東京府 東京市  
北豐島郡 南千住町 日暮里町  
三河島町  
神奈川縣 橫濱市  
橫須賀市  
鎌倉郡 腰越津村 鎌倉町  
中 郡 秦野町  
足柄下郡 小田原町 真鶴村  
愛甲郡 厚木町  
千葉縣 安房郡 船形町

第四條 第二條ノ申請アリタル土地ニ付テハ被害  
調査中地租ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第五條 震災ニ因リ地租名寄額ノ減失シタル市區  
町村內ノ地租ニシテ地租名寄額改調迄ニ納期限  
ノ到來スルモノニ付テハ其ノ改調後一年以内ニ於  
テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス

第六條 震災被害者ノ納付スヘキ左ノ租稅(大正  
十二年勅令第四百十號第二條又ハ大正十三年勅  
令第二十一號第二條ノ規定ニ基キ徵收ヲ猶豫セ  
ラレタルモノ)ノ除クニ付テハ納稅義務者ノ申  
請ニ依リ被害ノ實況ニ應ジ五年以内ノ延納ヲ許  
可スルコトヲ得但シ大正十八年八月三十一日ヲ  
過クルコトヲ得ス

一 大正十二年八月三十一日迄ニ終了シタル事  
業年度分ノ第一種所得稅

二 大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相  
續ニ對スル相續稅(延納年賦金)ノ年割額ヲ含  
ム

第七條 前條ノ規定ニ依リ徵收猶豫ノ申請ヲ爲サ  
ムトスル者ハ納稅告知書ヲ受ケタル日ヨリ七日  
以内ニ納稅義務者ノ住所、氏名、稅目、被害ノ狀  
況及左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署  
長ニ提出スヘシ



一 第一種所得稅ニ在リテハ當該事業年度ノ期間及稅額  
 二 相續稅ニ在リテハ相續開始ノ日、被相續人ノ氏名及稅額  
 附則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 (參照)

大正十二年九月十二勅令第四百十號 震災被害者稅ノ減免等抄錄  
 二關スル件  
 第二條 政府ハ震災地ニ於テ大正十二年度ニ納付スヘキ左ノ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得  
 一 地租  
 二 所得稅  
 三 營業稅  
 四 相續稅  
 大正十三年三月二十勅令第二十一號 震災被害者稅標準算抄錄  
 第二條 政府ハ大正十二年勅令第四百十號第二條ノ震災地ニ於テ大正十三年四月一日ヨリ同年八月三十一日迄ニ納付スヘキ左ノ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得  
 一 地租  
 二 第一種所得稅  
 三 相續稅

大藏省令第二十一號

(大正十三年八月五日)

臨時國庫證券(七號)發行規程左ノ通定ム  
 臨時國庫證券(七號)發行規程  
 第一條 政府ハ國債整理基金特別會計法第五條ニ

依リ臨時國庫證券(七號)五千萬圓ヲ發行ス  
 第二條 本國庫證券ノ發行價格ハ左ノ區別ニ依リ  
 一 現金拂込ヲ爲スモノ額面金額百圓ニ付九十  
 三圓二十五錢  
 二 第十一條ノ規定ニ依リ國債代用拂込ヲ爲ス  
 モノ額面金額百圓ニ付九十二圓七十五錢  
 第三條 本國庫證券ノ元金ハ大正十八年六月一日迄ニ額面金額ヲ以テ償還ス  
 第四條 本國庫證券ノ利率ハ年五分トス  
 第五條 本國庫證券ノ大正十三年十二月一日以前ニ屬スル利子ハ額面金額百圓ニ付一圓三十二錢トス  
 第六條 本國庫證券ノ應募申込期間ハ大正十三年八月十五日ヨリ同十八日迄トス但シ時宜ニ依リ同十八日以前ト雖其ノ申込ヲ締切ルコトアルヘシ取投銀行ハ應募者ノ便宜ニ依リ大正十三年八月十五日以前ト雖應募申込ヲ受クルコトヲ得  
 第七條 本國庫證券ノ應募者ハ應募額及住所氏名ヲ記載シタル應募申込書ニ應募額百圓ニ付五圓ノ保證金ヲ添ヘ之ヲ取投銀行又ハ郵便局所ニ提出スヘシ但シ官廳又ハ公共團體其ノ他之ニ準スヘキモノノ應募申込ニハ保證金ヲ要セス  
 前項ノ保證金ニハ利子ヲ付セズ  
 第八條 本國庫證券ノ應募總額ヲ發行額ヲ超過スルトキハ各應募申込ニ對シ適宜募入額ヲ定ム  
 第九條 本國庫證券ノ應募申込ニ對スル募入額ハ大正十三年八月二十三日迄ニ之ヲ決定シ應募者ニ通知ス  
 募入外レト爲リタルモノノ保證金ハ提供者ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス  
 第十條 本國庫證券ノ應募者ニシテ募入ノ通知ヲ受ケタル者ハ左ノ區別ニ依リ募入額ニ對スル拂込金額ヲ應募申込書ニシテ取投銀行又ハ郵便局所ニ拂込ムヘシ但シ第一期拂込ハ保證金ヲ要セサルモノノ拂込ニ在リテハ之ヲ第二期ニ繰下

タ其ノ他ノ者ニ在リテハ保證金ヲ以テ之ニ充ツ  
 第一期 大正十三年八月二十三日  
 募入額百圓ニ付五圓  
 第二期 大正十三年八月三十一日  
 募入額百圓ニ付八十八圓二十五錢  
 前項ノ規定ニ依リ拂込ハ拂込期日以前ト雖之ヲ爲スコトヲ得  
 第十一條 臨時國庫證券(七號)ハ額面金額又ハ登錄金額百圓ニ付百一圓二十五錢ノ割合ヲ以テ本國庫證券拂込ノ現金ニ代用スルコトヲ得但シ大正十三年九月一日渡利札ノ欠缺セル證券ノ代用價格ハ其ノ額面金額ニ依ル  
 第十二條 前條ノ規定ニ依リ國債代用拂込ヲ爲スヘキモノノ應募申込書ハ決定及拂込其ノ他ノ事項ハ第六條乃至第九條ノ規定ニ依リ外左記各號ノ規定ニ依ル  
 一 應募申込書ニハ證券ヲ以テスルモノハ記名無記名ノ區別及其ノ額面總額ヲ、甲種登錄額價ヲ以テスルモノハ登錄番號及登錄金額ヲ附記シ之ヲ取投銀行ニ提出スヘシ  
 二 應募申込書同時ニ代用證券ノ引渡ヲ爲シ又ハ甲種登錄額代用拂込ノ應募申込書ヲ爲ス場合ニ於テハ保證金ヲ提供スルコトヲ要セス  
 三 甲種登錄額代用拂込ノ應募申込アリタルトキハ其ノ登錄額價ニ對シ實額設定ノ登錄請求アリタルモノト看做ス  
 四 全部募入外レト爲リタルモノノ引渡ヲ爲シタル代用證券ハ引渡ヲ爲シタル者ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス  
 五 全部募入外レト爲リタル代用甲種登錄額價ノ實額ノ登錄ハ募入決定ノ日ニ於テ之ヲ抹消ス  
 六 代用證券ハ大正十三年八月二十八日迄ニ應募申込書ニシテ取投銀行ニ之ヲ拂込ムヘシ  
 七 代用甲種登錄額價ハ大正十三年八月二十八

日ニ於テ之ヲ拂込ミタルモノト看做ス  
 八 證券代用拂込ノ應募申込ニ對スル保證金ハ本條第六號ノ拂込ノ時以後ニ於テ提供者ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス  
 九 代用國債ノ代用價格カ拂込金額ニ超過スルトキハ其ノ超過額ハ大正十三年九月一日以後領收書ト引換ニ之ヲ支拂フ  
 第十三條 本國庫證券ノ現金拂込ヲ延滞シタルモノハ拂込期日ノ翌日ヨリ現拂込ノ日迄拂込金額百圓ニ付四錢ノ割合ヲ以テ利子ヲ支拂フヘシ

喪失國債證券ニ對スル新證券交付手續

第一條 大正十三年法律第十四號第二條ノ規定ニ依リ無記名國債證券ノ滅失又ハ紛失ノ査定ヲ受ケタル者ハ新證券ノ交付又ハ元利金ノ支拂ヲ請求セムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル請求書ニ印鑑證明、査定及第二條ノ契約書ヲ添ヘ日本銀行ニ提出スヘシ  
 一 國債ノ名稱及總金額  
 二 證券ノ額面金額ノ種類及枚數  
 三 證券ノ記號及番號  
 四 證券ノ元金償還期及附屬各利札面ニ記載セル利子支拂期  
 五 提供スヘキ擔保ノ種類及數量又ハ保證人ノ住所氏名  
 六 請求年月日  
 七 請求者ノ住所  
 前項第二號乃至第四號ノ事項中不明ノモノアルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ  
 第二條 新證券ノ交付又ハ元利金ノ支拂ヲ請求セムトスル者ハ政府カ滅失又ハ紛失ノ査定ヲ受ケタル證券ノ存在ヲ知リタル場合ニハ證券ノ額面金額及支拂期ノ經過シタル利札ノ金額並ニ支拂ヒタル元金又ハ利子ニ對スル支拂日以後年五分ニ相當スル金額ヲ直ニ償還スヘキ旨ヲ約スルコトヲ要ス  
 第三條 擔保タル國債ノ處分ヲ要スルトキハ之ヲ公賣ニ付ス  
 第四條 擔保及保證人ニ關シテ國債規則第六十二條第二項、第六十五條乃至第七十條、第七十二條第七十四條及第七十五條ノ規定ヲ準用ス  
 第五條 國債證券ヲ保管シタル官廳大正十三年法律第十四號第十一條ノ規定ニ依リ新證券ノ交付又ハ元利金ノ支拂ヲ請求セムトスルトキハ證券

權利者毎ニ左ノ事項ヲ記載シ且官印ヲ捺捺シタル請求書ヲ主務大臣及大藏大臣ヲ經テ日本銀行ニ提出スヘシ  
 一 國債ノ名稱及總金額  
 二 證券ノ額面金額ノ種類及枚數  
 三 證券ノ記號及番號  
 四 證券ノ元金償還期及附屬各利札面ニ記載セル利子支拂期  
 五 證券保管ノ事由  
 六 證券ノ滅失又ハ紛失事由  
 七 請求年月日  
 八 請求者ノ官職氏名  
 前項第二號乃至第四號ノ事項中不明ノモノアルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ  
 第六條 日本銀行ニ於テ新證券ノ交付ニ代ヘ支拂フヘキ元利金ハ領收證書ト引換ニ之ヲ支拂フ  
 附則  
 本令ハ大正十三年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍省令第二十六號  
 今回ノ震災ノ爲左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル大正十年及其ノ以前徵集ノ兵卒ハ本人又ハ其ノ家族ノ願ニ依リ部隊長ニ於テ特ニ本年十月二十五日歸休除隊セシムルコトヲ得  
 一 震災地ニ住所ヲ有シ居リタル者ニシテ全戸倒壊又ハ燒失シ本人ニ依リニ非サレハ家事整理ヲ爲シ難キモノ  
 二 震災ノ爲本人ニ依リニ非サレハ家族自活シ能ハサルノ確證アル者  
 三 其ノ他前二號ニ準スヘキモノ  
 前項ノ願ヲ爲スニハ附錄様式ニ依リ願書ヲ作り市區町村長、憲兵又ハ警察官ノ奥書證印又ハ證明書ノ交付ヲ受ケ之ヲ提出スヘシ

大藏省令第二十二號

(大正十三年九月十五日)

喪失國債證券ニ對スル新證券交付手續左ノ通相定ム



附則 本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

別紙ノ事故(別紙ニ全戸倒壊、焼失又ハ家族自活シ能ハサル等)ノ事實ヲ詳記スルコト有之候ニ付本年十月二十五日歸休除隊相成度奉願候也

關東戒嚴司令官命令第一號

(大正十二年九月三日)

本年勅令第四〇一號施行ニ關シ警視總監、關係地方長官及警察官並郵便局長及電信局長ハ勅令第四〇一號施行地域内ニ於テ本司令官管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スヘシ但シ之ヲ施行ハ罹災者ノ救護ヲ容易ニシ不逞ノ輩ニ對シ之ヲ保護スルヲ目的トスルヲ以テ克ク時勢ノ緩急ニ應ジ宜敷宜シキニ適スルヲ要ス

一、警視總監及關係地方長官並警察官ハ時勢ニ妨害アリト認ムル集會若ハ新聞紙雜誌廣告ヲ停止スルコト

二、警視總監及關係地方長官並警察官ハ兵器彈藥等其ノ他危險ニ亙ル諸物品ハ時宜ニ依リ之ヲ検査シ押收スルコト

三、警視總監及關係地方長官並警察官ハ時宜ニ依リ出入ノ船舶及諸物品ヲ検査スルコト

四、警視總監及關係地方長官並警察官ハ各要所ニ檢問所ヲ設ケ通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノノ出入ヲ禁止シ又ハ時勢ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト

五、警視總監及關係地方長官並警察官ハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物、船舶中ニ立入検査スルコト

六、警視總監及關係地方長官並警察官ハ本令施行地域内ニ寄宿スル者ニ對シ時勢ニ依リ地境外ニ退去命スルコト

七、關係郵便局長電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ノ開誠スルコト

關東戒嚴司令官命令第二號

(大正十二年九月四日)

軍隊ノ増加ニ伴ヒ警備完備スルニ至レリ依テ左ノ事ヲ命令ス

一、自警ノ爲メ團體若ハ個人毎ニ所要ノ警戒法ヲ執リアルモノハ豫メ最寄警備隊、憲兵又ハ警察官ニ編出テ其ノ指示ヲ受クヘシ

二、戒嚴地域内ニ於ケル通行人ニ對スル誰何、檢問ハ軍隊、憲兵及警察官ニ限リ之ヲ行フモノトス

三、軍隊、憲兵又ハ警察官憲ヨリ許可アルニ非サレバ地方自警團及一般人民ハ武器又ハ兇器ヲ携帯テ許サス

關東戒嚴司令官命令第三號

(大正十二年九月五日)

本年勅令第四〇二號ヲ以テ戒嚴施行地域ヲ千葉、埼玉兩縣下ニ擴張セラレタルニ依リ關係地方長官及警察官並郵便局長及電信局長ハ勅令第四〇二號施行地域内ニ於テ本司令官ノ管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スヘシ但シ之ヲ施行ハ罹災者ノ救護並地方民心ノ安靜ヲ目的トスルヲ以テ能ク時勢ノ緩急ニ應ジ宜敷宜シキニ適スルヲ要ス

一、關係地方長官並警察官ハ時勢ニ妨害アリト認ムル集會若ハ新聞紙雜誌廣告ヲ停止スルコト

二、關係地方長官並警察官ハ兵器彈藥等其ノ他危險ニ亙ル諸物品ハ時宜ニ依リ之ヲ検査シ押收スルコト

三、關係地方長官並警察官ハ時宜ニ依リ出入ノ船舶及諸物品ヲ検査スルコト

四、關係地方長官並警察官ハ各要所ニ檢問所ヲ設ケ通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノノ出入ヲ禁止シ又ハ時勢ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト

五、關係郵便局長電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ノ開誠スルコト

本令ハ大正十二年十一月十六日ヨリ之ヲ施行ス

關東戒嚴司令官命令

(大正十二年九月三日)

本年勅令第四〇一號施行ニ關シ警視總監、關係地方長官及警察官並郵便局長及電信局長ハ勅令第四〇一號施行地域内ニ於テ本司令官管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スヘシ但シ之ヲ施行ハ罹災者ノ救護ヲ容易ニシ不逞ノ輩ニ對シ之ヲ保護スルヲ目的トスルヲ以テ克ク時勢ノ緩急ニ應ジ宜敷宜シキニ適スルヲ要ス

一、警視總監及關係地方長官並警察官ハ時勢ニ妨害アリト認ムル集會若ハ新聞紙雜誌廣告ヲ停止スルコト

二、警視總監及關係地方長官並警察官ハ兵器彈藥等其ノ他危險ニ亙ル諸物品ハ時宜ニ依リ之ヲ検査シ押收スルコト

三、警視總監及關係地方長官並警察官ハ時宜ニ依リ出入ノ船舶及諸物品ヲ検査スルコト

四、警視總監及關係地方長官並警察官ハ各要所ニ檢問所ヲ設ケ通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノノ出入ヲ禁止シ又ハ時勢ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト

五、警視總監及關係地方長官並警察官ハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物、船舶中ニ立入検査スルコト

六、警視總監及關係地方長官並警察官ハ本令施行地域内ニ寄宿スル者ニ對シ時勢ニ依リ地境外ニ退去命スルコト

七、關係郵便局長電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ノ開誠スルコト

本令ハ大正十二年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

軍令陸第二十號

(大正十二年十一月十五日)

東京警備司令官ハ其ノ警備區域ノ警備ニ關シテハ師團司令官條例第四條ノ規定ニ依リ第一師團長ノ職務ハ東京警備司令官ノ警備區域内ニ限リ同司令官之ヲ行フ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍省令第二十七號

(大正十二年九月三日)

第十九、第二十師團ノ部隊ニ屬スル現役下士及大正十年徵集ノ兵卒ハ當分ノ内其ノ服役又ハ在營ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ服役又ハ在營ヲ延期セラレタル者ハ除隊ノ日ヲ以テ其ノ延期ヲ解除ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

止スルコト

四、關係地方長官並警察官ハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り検査スルコト

五、關係地方長官並警察官ハ本令施行地域内ニ寄宿スルモノノ對シ時勢ニ依リ地境外ニ退去命スルコト

六、關係郵便局長及電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ノ開誠スルコト

關東戒嚴司令官命令第五號

(大正十二年九月二十日)

關東戒嚴司令官命令第二號中左ノ通り改ム

一ノ内「最寄警備部隊、憲兵又ハ」

三ノ内「軍隊、憲兵又ハ」

司法省令

司法省令第十二號

(大正十二年九月三日)

震災ニ因リ滅失シタル供託國債證券ニ對シ新證券供託請求等ニ關スル件左ノ通相定ム

第一條 供託ニ係ル無記名國債證券カ大正十二年九月ノ震災ニ因リ滅失シタルニ依リ交付セラル代ハ大正十三年法律第十四號ニ依リ交付セラルヘキ新證券ヲ供託ヲ爲サムトスルトキハ第一號書式ノ新證券供託請求書ニ通テ供託局ニ提出ス

ヘシ但シ官廳ニ對シ保認供託ナルトキハ當該官廳ノ認可書ヲ添付スヘシ

供託官吏必要ト認ムルトキハ請求者ナシテ官廳其入他ノ者ノ作成シタル證明書其ノ他ノ書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第二條 供託官吏前條ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ日本銀行ニ對シ新證券ノ交付ヲ請求スヘシ

供託官吏日本銀行ヨリ新證券交付ノ通知ヲ受ケ

タルトキハ新證券供託請求書ニ認可ノ與書ヲ爲シ其ノ一通ヲ請求者ニ交付シ之ヲ日本銀行ニ差出サシムヘシ

第三條 日本銀行新證券受入ノ手續ヲ了シタルトキハ新證券供託請求書ニ新證券ヲ表示シテ受入ノ與書ヲ爲シ供託局ニ交付スヘシ

大正十三年司法省令第六號第四條ノ規定ニ依リ供託局前項ノ規定ニ依リ日本銀行ヨリ新證券供託請求書ヲ交付テ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 第一條ノ國債證券ニ付供託原因ノ消滅其ノ他ノ事由ニ因リ還付又ハ取戻ノ請求ヲ爲シ得ヘキ者ハ直ニ新證券又ハ之ニ代ヘテ支拂ハルヘキ金錢ヲ拂渡テ請求スルコトヲ得此ノ場合ニハ第二號書式ノ拂渡請求書三通ヲ供託局ニ提出スヘシ

第五條 供託官吏前條ノ請求ヲ理由アリト認ムルトキハ日本銀行ニ對シ新證券ノ交付又ハ之ニ代ヘテ支拂ハルヘキ金錢ノ支拂ヲ請求スヘシ

供託官吏日本銀行ヨリ新證券ノ交付又ハ金錢ノ支拂ヲ通知テ受ケタルトキハ前條ノ拂渡請求書ニ通テ認可ノ與書ヲ爲シ之ヲ請求者ニ交付シ日本銀行ヨリ新證券又ハ金錢ヲ受取ラシムヘシ

第六條 供託官吏第二條及第五條ノ規定ニ依リ日本銀行ニ對シテ請求ヲ爲スニハ司法大臣ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ大正十三年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式 供託國債證券ニ對シ新證券供託請求書

一 供託番號

一 供託年月日

一 供託者ノ姓名住所

五分利公債證券額面金額

(記號番號枚數等明細トキハ記載スルコト)

關東戒嚴司令官命令第二號

(大正十二年九月四日)

軍隊ノ増加ニ伴ヒ警備完備スルニ至レリ依テ左ノ事ヲ命令ス

一、自警ノ爲メ團體若ハ個人毎ニ所要ノ警戒法ヲ執リアルモノハ豫メ最寄警備隊、憲兵又ハ警察官ニ編出テ其ノ指示ヲ受クヘシ

二、戒嚴地域内ニ於ケル通行人ニ對スル誰何、檢問ハ軍隊、憲兵及警察官ニ限リ之ヲ行フモノトス

三、軍隊、憲兵又ハ警察官憲ヨリ許可アルニ非サレバ地方自警團及一般人民ハ武器又ハ兇器ヲ携帯テ許サス

關東戒嚴司令官命令第三號

(大正十二年九月五日)

本年勅令第四〇二號ヲ以テ戒嚴施行地域ヲ千葉、埼玉兩縣下ニ擴張セラレタルニ依リ關係地方長官及警察官並郵便局長及電信局長ハ勅令第四〇二號施行地域内ニ於テ本司令官ノ管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スヘシ但シ之ヲ施行ハ罹災者ノ救護並地方民心ノ安靜ヲ目的トスルヲ以テ能ク時勢ノ緩急ニ應ジ宜敷宜シキニ適スルヲ要ス

一、關係地方長官並警察官ハ時勢ニ妨害アリト認ムル集會若ハ新聞紙雜誌廣告ヲ停止スルコト

二、關係地方長官並警察官ハ兵器彈藥等其ノ他危險ニ亙ル諸物品ハ時宜ニ依リ之ヲ検査シ押收スルコト

三、關係地方長官並警察官ハ時宜ニ依リ出入ノ船舶及諸物品ヲ検査スルコト

四、關係地方長官並警察官ハ各要所ニ檢問所ヲ設ケ通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノノ出入ヲ禁止シ又ハ時勢ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト

五、關係郵便局長電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ノ開誠スルコト

一 供託ノ原因タル事實

一 供託スヘキ法令ノ條項

一 裁判所其ノ他官廳ノ名稱及件名

右供託國債證券大正十二年九月ノ震災ニ因リ滅失シタルヲ以テ之ニ代ヘ大正十三年法律第十四號ニ依リ交付セラルヘキ新證券ヲ供託致度此段及請求候也

年月日 供託者 氏 名

供託局宛

年月日 供託者 氏 名

五分利公債證券額面金額

(記號番號枚數等明細トキハ記載スルコト)

一 供託ノ原因タル事實

一 供託スヘキ法令ノ條項

一 裁判所其ノ他官廳ノ名稱及件名

右供託國債證券何々ノ事由ニ因リ還付(取戻)請求可致處大正十二年九月ノ震災ニ因リ滅失シタルヲ以テ大正十三年法律第十四號ニ依リ交付セラルヘキ新證券(又ハ新證券ニ代ヘ支拂ハルヘキ金錢)拂渡相成度此段及請求候也

年月日 供託者 氏 名

供託局宛

右認可ス



年月日 供託局長 氏 名 厘  
 五分利公債證書 〇〇號金何圓券第何番  
 額面金何圓也 〇〇第何番マテ何枚  
 又ハ  
 一金何圓也  
 右受領候也

文部省令

文部省令第一號

(大正十二年九月一日)

各學校長ハ當分ノ内其ノ授業日數、授業時數及學生、生徒、兒童又ハ教員ニ關スル定員ノ制限ニ拘ラス必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得  
 學校長ニ於テ前項ノ措置ヲ爲シタル場合ハ運滯ナク之ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農商務省令

農商務省令第一號

(大正十二年九月七日)

大正十二年九月七日勅令第四百五號生活必需品ニ關スル暴利取締ノ件ニ依ル生活必需品指定ノ件左ノ通定ム  
 大正十二年九月七日勅令第四百五號生活必需品ニ關スル暴利取締ノ件ニ依リ生活必需品ノ品目ヲ左ノ通指定ス

- 一 食料品
- 二 炊器具及食器
- 三 薪、炭、油其ノ他ノ燃料及照明用品
- 四 船車其ノ他ノ運搬具及之ニ使用スル消耗品
- 五 建築材料(葺、疊、建具及家具ヲ含ム)及建

- 六 藥用具
- 七 藥品其ノ他ノ衛生材料
- 八 紙類
- 九 細包用材料
- 十 履物、雨具及掃除用品
- 十一 筆墨其ノ他ノ文具

農商務省令第二號

(大正十二年九月二十二日)

勅令第四百二十號第一條第二項ノ規定ニ依ル物資ノ品目指定ノ件左ノ通定ム  
 勅令第四百二十號第一條第二項ノ規定ニ依リ物資ノ品目ヲ左ノ通指定ス

- 一 魚介
- 二 綿毛製衣類及夜具類並其ノ材料
- 三 薪炭
- 四 木材
- 五 亞鉛板及薄鐵板類
- 六 釘及鐵線類
- 七 屋根葺材料及疊席類

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

逕信省令

逕信省令第五十八號

(大正十二年九月九日)

當分ノ内大正十二年九月ノ震災ニ依ル罹災者發私製藥書及ヒ特殊取扱ト爲ササル四角以内ノ第一種有封書狀ニシテ「罹災通信」ト表記シタルモノハ料金ヲ後納トシテ受取人ヨリ其ノ不納額ヲ徵收ス但シ内地以外ノ地ニ宛テ郵便物ハ此ノ限ニ在ラ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

逕信省令第六十號

(大正十二年九月十一日)

當分ノ内東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、及千葉縣ノ内一二等郵便局及電信局ニ郵便又ハ請求スル電報及電話通話ノ料金ハ現金ヲ以テ納付スルコトヲ得

附則

逕信省令第六十八號

(大正十二年九月二十五日)

大正十二年九月關東地方震災ノ爲汚損毀損シ又ハ效用ヲ失フヘキ郵便未使用ノ郵便切手、郵便葉書又ハ收入印紙ニシテ原形ヲ認メ得ヘキモノヲ所持スル者ハ別段ニ定アル場合ヲ除ク外大正十二年十月三十一日迄ニ東京逕信局又ハ同逕信局管内一、二等郵便局ニ郵便切手郵便葉書又ハ收入印紙ト引換方請求スルコトヲ得但シ郵便切手、郵便葉書又ハ收入印紙ノ相互引換ヲ請求スルコトヲ得ス前項引換ノ場合同價格ノ郵便切手、郵便葉書在ラサルトキハ他ノ郵便切手、同價格ノ收入印紙在ラサルトキハ其價格ニ應シ引換ヲ爲スコトアルヘシ

附則

逕信省令第七十一號

(大正十二年十月二日)

簡易生命保險非常取扱規則左ノ通定ム  
 簡易生命保險非常取扱規則  
 第一條 大正十二年九月一日以前ノ保險契約ニ對シテ本規則ノ定ムル所ニ依リ簡易生命保險ノ非常取扱ヲ爲ス

第二條 大正十二年九月東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣及千葉縣ニ於ケル震災ニ罹リタル保險契約者ニ對シテハ大正十二年九月一日ヨリ大正十三年三月三十一日迄ノ間ニ於テ保險料ノ拂込ニ關シ特別拂込猶豫期間三箇月ヲ設ケ

前項ノ特別拂込猶豫期間中ハ延滯料ヲ徵收セス  
 第一項ノ特別拂込猶豫期間中簡易生命保險規則第二十二條ノ拂込猶豫期間ニ先テ之ヲ適用ス  
 大正十二年九月一日ニ於テ簡易生命保險規則第二十二條ノ拂込猶豫期間中ニ在リモニ付テハ其ノ猶豫期間ノ始ニ過リテ特別拂込猶豫期間中ニ適用ス

第三條 保險金受取人ハ別ニ告示スル郵便局ニ於テ保險金ノ非常局待拂ヲ請求スルコトヲ得  
 前項ノ請求ヲ爲サントスルトキハ被保險者ノ戸籍謄本又ハ抄本ノ提出ヲ省略スルコトヲ得  
 簡易生命保險規則第二十六條ノ四ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四條 保險金受取人ハ別ニ告示スル郵便局ニ於テ簡易生命保險法第二十五條第一項ノ規定ニ依リ還付金ノ非常局待拂ヲ請求スルコトヲ得但シ契約ノ變更ニ因ル還付金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
 簡易生命保險規則第二十六條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ簡易生命保險法第二十四條ノ場合ニ於テ同法第二十五條ノ規定ニ依リ還付スヘキ金額ノ支拂ニ付テハ第三條ノ規定ヲ準用ス

第六條 本規則ニ依ル非常取扱ニ關シテハ前各條ニ規定シタルモノヲ除ク外簡易生命保險規則ノ定ムル所ニ依ル  
 附則  
 本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

逕信省令第八十一號

(大正十二年十月二十日)

臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則  
 第一章 總則  
 第一條 大正十二年十月勅令第四百四十七號ニ依リ郵便貯金郵便振替貯金保管證券又ハ郵便爲替(小爲替ヲ除ク)ニ關スル申告及確認ニ關シテハ本規則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本規則ニ規定スル罹災郵便局ノ局名ハ別ニ之ヲ告示ス  
 第三條 本規則ノ定ムル所ニ依リ申告ヲ爲サントスル者ハ別ニ告示スル所ニ依リ貯金局又ハ郵便局ニ出頭ノ上申告書ヲ提出シ第四十一條ニ規定スル郵便爲替金受取申告書ノ場合ヲ除ク外其ノ受領證ヲ受取ルヘシ  
 前項ノ申告書ニハ公共團體ノ場合ヲ除ク外各其ノ様式ノ定ムル所ニ依リ保證人ノ保證書ヲ添屬スヘシ  
 貯金局又ハ郵便局ニ申告者ヲシテ其ノ申告書ノ記載事項ニ付相當證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第四條 相續人、財產管理人又ハ法定代理人本規則ニ定ムル所ノ申告ヲ爲ス場合ニ於テハ戸籍謄本又ハ其ノ資格ヲ證明スヘキ相當官衙ノ證明書ヲ添屬スヘシ  
 第五條 本規則ニ依リ貯金局ニ於テ郵便貯金、郵便振替貯金、保管證券又ハ郵便爲替ニ關スル權利ヲ確認シ通帳又ハ證書ヲ發行交付スル場合ニ

於テハ其ノ交付ヲ以テ大正十二年十月勅令第四百四十七號第二條ニ依リ通知ニ代フ  
 申告者力權利者相續人財產管理人又ハ法定代理人ニ非サル場合ニ於テハ別ニ確認ノ旨ヲ通知ス  
 第六條 本規則ニ依リ申告ヲ爲ス者ハ申告書ノ記載事項中判明セザルモノニ對シ貯金局ニ於テ調査ノ上之ヲ補足スル場合アルヘキコトニ異議ナキ旨ヲ認メタル承諾書(第三號様式)ヲ申告書ニ添屬スヘシ  
 第七條 郵便貯金預金人、郵便振替貯金加入者又ハ郵便爲替ノ差出人若ハ受取人再度郵便貯金通帳、再度證券保管通帳、再度郵便貯金拂戻證書、再度郵便振替貯金拂戻證書、再度郵便爲替證書又ハ外國郵便爲替ノ第二爲替券若ハ拂渡認可書ノ交付ヲ受ケル場合ニ於テハ申告書受領證ニ相當事項ヲ記入シ且受領證印ノ上引換ニ之ヲ郵便官署ニ差出スヘシ  
 第八條 郵便貯金通帳、郵便貯金拂戻證書、證券保管通帳、郵便振替貯金拂戻證書、郵便爲替證書其ノ他ノ證明書類ニシテ毀損、汚損ノ爲判明トナリタル物ハ本規則ノ適用ニ付之ヲ失ト看做ス

第二章 郵便貯金  
 第九條 郵便貯金預金人ハ大正十二年九月一日以前發行ニ係ル左ノ記號ヲ付シタル郵便貯金通帳及亡失シタルトキハ郵便貯金領通亡失申告書(第一號様式)ヲ郵便貯金預金預高内課書(第一號様式)附屬書)ヲ提出スヘシ  
 一、る、き、れ、を、あ、い、ゆ、り、め、南  
 二、前記記號ニ「墨」臨「又」ハ「据」ヲ冠シタルモノ  
 三、軍本、外、野、功、勳、京、經(經ノ下ニ、ろ等ノ文字アルモノ)、臨經  
 郵便貯金預金人證券保管通帳ヲ所持スル場合ニ於テ郵便貯金通帳ト共ニ之ヲ亡失シタルトキハ同時ニ第二十五條ノ申告書ヲ提出シ又貯金通帳



亡失シタル保管通帳ヲ所持スルトキハ之ヲ  
郵便貯金通帳亡失申告書ニ添屬スルコトヲ要ス  
第一項ノ場合ニ於テ貯金預ケ人證券償還當籤遺  
知書又ハ證券償還通知書ヲ所持スルトキハ之  
ヲ添屬スヘシ

第十條 前條ノ申告書又ハ内譯書ニ記載スヘキ事  
項中預ケ人ニ於テ列明セザルモノアルトキハ通  
帳記號番號又ハ最初ノ預入局名、現在高、預ケ  
人ノ氏名、年齢、新舊住所、大正十二年九月一  
日ノ住所、職業、通帳亡失ノ場所、年月日及事  
由並大正十二年九月一日以降ニ於テ非常確認拂  
ニ依リ無通帳ニテ拂戻ヲ受ケタル金額ヲ除ク  
外之方記載ヲ省略スルコトヲ得

第十一條 第九條ニ掲グル記號ヲ付シタル郵便貯  
金通帳ニ依リ共同貯金ノ總代人其ノ郵便貯金通  
帳ヲ亡失シタルトキハ第九條ノ例ニ準シ申告書  
ヲ提出スヘシ此ノ場合ニ於テ貯入票ヲ所持スル  
トキハ之ヲ申告書ニ添屬スヘシ

第十二條 第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スル  
前項ノ場合ニ於テハ共同貯金ノ各預入者ハ其ノ  
預入金ニ付第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スル  
コトヲ得此ノ場合ニ於テ預入票又ハ預入金受領  
證書ヲ所持スルトキハ之ヲ添屬スヘシ

第十三條 海外貯金ノ預ケ人ハ第九條ノ例ニ準シ  
申告書ヲ貯金局ニ送付スヘシ

第十四條 公共團體、社寺、學校又ハ各種ノ法人  
若ハ團體ノ代表者及管理者又ハ規約貯金ノ組合  
代表者ハ預ケ人ニ代リ第九條乃至第十二條ノ手  
續ヲ爲スコトヲ得

第十五條 第九條ニ掲グル記號ヲ付シタル郵便貯  
金通帳ニ依リ郵便貯金ノ全部拂戻ヲ請求シタル  
預ケ人大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨ  
リ之ニ對シ郵便貯金拂戻證書ヲ送達ヲ受ケタル  
後之ヲ亡失シタルトキハ第九條ノ例ニ準シ申  
告書ヲ提出スヘシ

ニ掲グル記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ヲ郵便官  
署ニ提出シタルモ未タ之カ返付ヲ受ケス再度通  
帳ノ交付ヲ請求シタルモ未タ其ノ交付ヲ受ケサ  
ルトキハ預ケ人ハ第九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提  
出スヘシ此ノ場合ニ於テ通帳受領證書又ハ貯金假  
預り證書ヲ所持スルトキハ之ヲ添屬スヘシ

第十六條 第九條ニ掲グル記號ヲ付シタル郵便貯  
金通帳提出中又ハ其ノ再度通帳請求中罹災郵便  
局ニ於テ取扱ヲ受ケタル預入金ニシテ未タ其ノ  
通帳ニ記入セラレザルモノアル場合ニ於テ貯金  
假預り證書ヲ亡失シタルトキハ預ケ人ハ第九條ノ  
例ニ準シ申告書ヲ提出スヘシ此ノ場合ニ於テ通  
帳ヲ所持スルトキハ之ヲ添屬スヘシ

第十七條 第九條乃至第十六條ニ依リ申告書ヲ提  
出シタル第九條ニ依リ貯金通帳ヲ提出スル者  
ハ貯金預入申込書ヲ再調シ之ヲ添屬スヘシ

第十八條 第九條乃至第十六條ニ依リ前項ノ  
場合ニ於テ申告書ニ貯金現在高ヲ記載  
スル場合ニ於テハ左ノ方法ニ依リ之ヲ算出スヘ  
シ

一、未タ通帳ニ記入セラレザル元加利息又ハ證  
券利息若ハ貯金假預り證書ノ預入金ハ之ヲ  
現在高ニ算入ス

二、大正十二年九月一日以前貯金局發行ニ係ル  
貯金一部拂戻ニ對シ郵便貯金拂戻證書ヲ亡  
失シタルトキハ其ノ證書面金額ヲ現在高ニ算  
入ス

三、大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨリ  
證券ノ償還金及賣却代金ヲ貯金ニ組入レタル  
旨ノ通知ヲ受ケタルモ未タ通帳ニ之カ拂出及  
受入ノ記入ヲ受ケザルトキハ當該金額ハ之ヲ  
算入ス

四、大正十二年九月一日以降ニ於テ非常確認拂  
戻ノ場合ニ於テハ左ノ方法ニ依リ之ヲ算出スヘ  
シ

ニ依リ無通帳ニテ拂戻ヲ受ケタル金額ハ之ヲ  
現在高ヨリ控除シ別ニ郵便貯金預拂高内譯書  
ノ拂戻高額ニ記入ス

第十九條 第九條ニ掲グル記號ヲ付シタル郵便貯  
金通帳ニ對シテハ原簿所管署ノ通告又ハ別ニ告  
示スル所ニ依リ引上ヲ爲スモノノ外當分ノ内郵  
便局ニ於テ利子記入、檢閱又ハ現在高證明等ノ  
爲ニスル通帳提出ノ受付ヲ爲サス

第二十條 貯金局ニ於テ郵便貯金通帳亡失申告書  
ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタルトキハ無料  
ニテ新ニ貯金通帳ヲ發行交付ス但シ海外貯金ノ  
預ケ人ニ對シテハ其ノ現在高ヲ通知ス

第二十一條 貯金局ニ於テ郵便貯金通帳亡失申告書  
ノ記載事項及據置貯金ノ預ケ人ニ對シテハ當該貯  
金ノ記號ヲ付シタル通常貯金通帳ヲ交付ス

第二十二條 郵便貯金通帳亡失申告書ヲ提出シタル  
後原通帳ヲ發見シタル者ハ速ニ之ヲ郵便局ニ  
提出シ通帳受領證書ヲ受取ルヘシ

第二十三條 郵便貯金通帳亡失申告書ヲ提出シタル  
後原通帳ヲ發見シタル場合亦前項ニ同シ此ノ場  
合ニ於テハ新舊兩通帳ヲ提出スルコトヲ要ス

第二十四條 貯金局ニ於テ第九條ニ依リ貯金通  
帳ヲ引上ケ其ノ現在高ヲ確認シタル場合ニ於テ  
ハ通帳ノ記號番號ヲ更新シタル通帳ヲ發行シ現  
在記入欄ニ「金額確認」ノ記號ヲ付シ之ヲ交付ス

第二十五條 第九條ニ依リ新ニ通帳ヲ發行スル場合亦同シ  
預ケ人前項ノ通帳ヲ受領シタルトキハ通帳受領  
證書ハ申告書受領證書ニ新通帳ノ記號番號、現在  
高及其ノ受領ノ旨ヲ記載シ記名調印ノ上引換ニ  
之ヲ差出スヘシ

第二十六條 金額確認ハ郵便貯金規則第二十七條第  
一項ノ通帳檢閱ト同一ノ效力ヲ有スルモノトス

第二十七條 第九條ニ掲グル記號ヲ付シタル郵便  
貯金通帳ニ依リ貯金預ケ人大正十二年九月一日

以前ニ於テ貯金ノ拂戻ヲ請求シタルモ未タ其ノ  
貯金拂戻證書ヲ送達ヲ受ケザル場合ハ始メヨリ  
其ノ請求ヲ爲サザルコトヲ看做ス

第二十四條 第九條ニ掲グル記號以外ノ記號ヲ付  
シタル郵便貯金通帳ヲ以テ罹災郵便局ニ於テ大  
正十二年八月二十日ヨリ九月一日迄ニ郵便貯金  
ノ預拂ヲ爲シタル貯金預ケ人ニシテ現ニ貯金通  
帳ヲ所持スルモノハ此ノ際速ニ通帳ノ檢閱ヲ請  
求スヘシ但シ其ノ貯金通帳亡失シタル者ハ第  
九條ノ例ニ準シ申告書ヲ提出スルコト共ニ郵便貯  
金規則第三十一條ノ規定ニ依リ再度貯金  
通帳ノ交付ヲ請求スヘシ

第二十五條 郵便貯金預ケ人大正十二年九月一日  
以前發行ノ證券保管通帳若ハ證券ノ受領證書ヲ亡  
失シタルトキハ證券保管通帳亡失申告書(第二  
號様式)及保管證券現在高内譯書(第二號様式附  
屬書)ヲ提出スヘシ

第二十六條 前項ノ場合ニ於テ郵便貯金通帳ヲ亡失シタル  
トキハ同時ニ郵便貯金通帳亡失申告書ヲ提出シ  
又保管通帳ヲ亡失シタルモ貯金通帳ヲ所持スル  
トキハ之ヲ證券保管通帳亡失申告書ニ添屬スル  
コトヲ要ス但シ第九條ニ掲グル記號以外ノ記號  
ヲ付シタル貯金通帳ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 保管證券ノ賣却ヲ請求シタル預ケ人  
大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨリ之ニ  
對シ郵便貯金拂戻證書ヲ送達ヲ受ケタル後之  
ヲ亡失シタルトキハ前條ノ例ニ準シ申告ノ手續  
ヲ爲スヘシ

第二十八條 前項ノ申告ニ對シ貯金局ニ於テ調査ノ上確認シ  
タルトキハ再度郵便貯金拂戻證書ヲ發行交付ス

第二十九條 保管證券ニ關スル申告書ノ記載事項  
中證券ノ記號又ハ番號判明セザルモノアルトキ  
ハ貯金局ニ於テ調査ノ上左ノ方法ニ依リ之ヲ決  
定スルコトアルヘシ

一、證券記號判明ノモノニ對シテハ同一種類  
ノ證券ヲ充當ス

二、證券番號判明ノモノニ對シテハ同一記號  
ノ證券ヲ充當ス

三、證券ノ保管年月日不明ナルモノニ付テハ貯  
金局ニ於テ調査ノ上之ヲ認定スルコトアルヘシ

第二十八條 貯金預ケ人大正十二年九月一日以  
前ニ於テ證券ノ交付ヲ請求シタルモ未タ其ノ交  
付ヲ受ケザルトキハ又ハ證券ノ賣却ヲ請求シタル  
モ未タ其ノ賣却代金ニ對シ郵便貯金拂戻證書  
ノ送達ヲ受ケス若ハ郵便貯金通帳ニ賣却代金  
ノ記入ヲ爲スヘキ旨ノ通知ヲ付シタルトキハ當  
該金額ノ日付ヲ尺交付又ハ賣却請求書ヲ郵  
便局ニ提出スヘシ

第二十九條 貯金預ケ人第二十五條ノ申告書ニ記  
載スヘキ證券ノ現在高ヲ算出スル場合ニ於テハ  
左ノ方法ニ依ルヘシ

一、證券利子額ハ之ヲ證券現在高ニ算入セス

二、大正十二年九月一日以前ニ於テ貯金局ヨリ  
證券償還金ヲ貯金ニ組入レタル旨ノ通知ヲ受  
ケタルモ未タ通帳ニ之カ拂出及受入ノ記入ヲ  
受ケザルトキハ當該金額ハ之ヲ證券現在高ヨ  
リ算入ス

三、第二十八條ニ規定スル交付若ハ賣却未済ノ  
證券ハ之ヲ證券現在高ニ算入シ保管證券現在  
高内譯書ノ當該證券記入欄外上部ニ交付請求  
中又ハ賣却請求中ト附記スヘシ

四、償還證券ニシテ未タ償還金組入ノ通知ヲ受  
ケザルモノハ之ヲ證券現在高ニ算入ス

五、證券賣却代金ニ對シ郵便貯金拂戻證書ヲ  
亡失シタルトキハ之ヲ證券現在高ヨリ控除ス

第三十條 貯金局ニ於テ證券保管通帳亡失申告書  
ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ記載事項ヲ調査シ  
之ヲ確認シタル上無料ニテ新ニ通帳ヲ發行シ通  
帳表面及最終記載ノ次欄ニ證券枚數及金額ヲ記

入シ「證券確認」ノ記號ヲ付シ之ヲ交付ス第三十  
一條ノ規定ニ依リ證券保管通帳ノ引上檢閱ヲ爲  
シタル場合亦同シ

第三十一條 證券保管通帳ニ對シテハ別ニ告示ス  
ル所ニ依リ又ハ引上通告ニ依リモノノ外當分ノ  
内檢閱ノ請求ヲ受理セス

第三十二條 第九條乃至第十三條第十六條第二十  
一條第三項及第二十一條ノ規定ハ保管證券ニ關シ  
之ヲ準用ス

第三十三條 東京口座所管署所屬ノ郵便振替貯金  
加入者ハ郵便振替貯金現在高申告書(第四號様  
式)ニ大正十二年四月一日以降ノ振替貯金受拂  
通知票ヲ添屬シ之ヲ提出スヘシ但シ受拂通知票  
ノ全部又ハ一部ヲ亡失シ之ヲ取揃ヘ提出スルコ  
ト能ハサルトキハ申告書ニ其ノ事由ヲ附記スル  
コトヲ要ス

第三十四條 郵便振替貯金現在高申告書ノ口座現在高ニハ最  
近送付ヲ受ケタル受拂通知票ノ現在高ニ其以後  
ニ於テ加入者カ請求ヲ爲シタル受拂金額ヲ加除  
シタルモノヲ記載スヘシ

第三十五條 第一項ノ申告書ニハ缺除スル受拂通知票ニ記入  
セラレタル受拂金及第二項ニ該當スル受拂金ノ  
金額其ノ日附、相手方ノ氏名及口座番號又ハ住  
所ヲ成ル可ク詳細ニ記載シタル郵便振替貯金現  
在高内譯書(第四號様式附屬書)ヲ添屬スヘシ

第三十六條 代理署名人又ハ参加署名人ハ加入者  
ニ代リテ前條ノ申告ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 東京口座所管署所屬ノ郵便振替貯金  
口座ニ對シ大正十二年九月一日ニ罹災郵便局ニ  
拂込ヲ爲シタル金額ニシテ受拂通知票ニ計上セ  
ラレザルモノアルコトヲ電知シタル加入者、拂  
込人又ハ支拂人ハ郵便振替貯金拂込高申告書  
(第五號様式)ヲ提出スヘシ東京以外ノ口座所管  
署所屬ノ郵便振替貯金口座ニ對シ大正十二年九



月一日ニ罹災郵便局ニ込拂チ爲シタル金額ニシテ拂込先口座ニ受入未済ナルコトヲ覺知シタル加入者、拂込人又ハ支拂人亦同シ

第三十六條 罹災郵便局ヲ拂渡局トスル郵便振替貯金先口座ハ東京口座所管郵便局ノ振替貯金先口座ニ指定シタル拂出金ニシテ證書未達又ハ口座受入登記未済ノモノアルコトヲ知リタルトキハ當該拂出口座加入者又ハ當該指定受取人ハ郵便振替貯金拂出金未着申告書(第六號様式)ヲ提出スヘシ

第三十七條 罹災郵便局ヲ拂渡局トスル振替貯金拂出證書ヲ亡失シタル者ハ郵便振替貯金拂出證書亡失申告書(第七號様式)ヲ提出スヘシ

第三十八條 貯金局ニ於テ本章ノ規定ニ依ル申告書ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタル上其ノ旨ヲ通知シ又ハ無料ニテ新ニ振替貯金拂出證書ヲ發行交付ス

第三十九條 第二項第三項ノ規定ハ振替貯金拂出證書ニ關シテ準用ス

第五章 郵便爲替

第四十條 郵便爲替ノ差出人又ハ受取人左ノ場合ニ於テ再度證書又ハ爲替金ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ郵便爲替證書亡失申告書第八號様式ヲ提出スヘシ

一、罹災郵便局ニ於テ大正十二年九月一日ニ振出シタル通常爲替證書及其ノ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ

二、罹災郵便局ニ於テ大正十二年九月一日ニ振出シタル通常爲替證書又ハ電信爲替證書未着ナル場合ニ於テ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ

三、罹災郵便局ヲ拂渡局トスル通常爲替證書又ハ電信爲替證書及其ノ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ

四、罹災郵便局ヲ拂渡局トスル通常爲替證書又

ハ電信爲替證書未着ナル場合ニ於テ爲替金受領證書ヲ亡失シタルトキ

前項ノ場合ニ於テ爲替證書ヲ記載番號不明ナルトキハ申告書ニ之ヲ記載シテ略スル事ヲ得

第四十一條 郵便爲替ノ振出拂渡又ハ拂戻ニ關スル事實ヲ確認スル爲必要アリト認めル場合ニ於テハ郵便官署ハ郵便爲替ノ差出人若ハ受取人又ハ代金引換郵便物ノ受領者若ハ集金郵便ノ支拂人ノ郵便爲替金受領申告書(第九號様式)ヲ提出セシムルコトヲ得

第四十二條 貯金局ニ於テ第四十條ニ依リ申告書ヲ受ケタルトキハ其ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタル上再度郵便爲替證書ヲ發行交付シ又ハ郵便爲替金ノ拂戻ヲ爲ス

前項ノ再度證書及爲替金拂戻ノ請求ニ關シテハ料金を徴收セズ

第六條 外國郵便爲替

第四十三條 大正十二年八月二十七日以後同九月一日迄ニ罹災郵便局ニ振出テ請求シタル外國郵便爲替ノ差出人ニシテ外國郵便爲替金受領證書ヲ亡失シタル者ハ振出外國郵便爲替申告書(第十號様式)ヲ提出スヘシ

第四十四條 罹災郵便局ヲ拂渡郵便局トスル外國郵便爲替ノ受取人爲替券ヲ亡失シタル爲拂渡認可書又ハ第二爲替券ヲ請求セムトスルトキハ外國郵便爲替券亡失申告書(第十一號様式)ヲ提出スヘシ

第四十五條 貯金局ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ申告書ヲ受ケタルトキハ其ノ記載事項ヲ調査シ之ヲ確認シタル上爲替券、第二爲替券又ハ拂渡認可書ヲ發行ス

第四十六條 第四十一條ノ規定ハ外國郵便爲替ニ關シテ準用ス

附則

本規則ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

逓信省令第八十五號

(大正十二年十月三十日)

大正十二年九月一日震災ニ基ク火災ニ依リ焼失シタル郵便局ニ於テ預入シタル郵便貯金ノ即時拂請求ニシテ郵便貯金規則第七十七條ノ二ニ該當スルモノニ付テハ一等及二等郵便局ニ限り當分ノ内金額ニ制限ナク其ノ請求ニ應ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

明治三十八年逓信省第六十五號郵便貯金規則抄錄

第七十七條第一項

貯金預ケ人ハ貯金原簿所管郵便局ニ於テ第三十條第一項ニ依リ現在高證明ノ旨ヲ表示シタル金額ニ付テハ何レノ郵便局所ニ於テモ其ノ即時拂請求スルコトヲ得通帳ニ預入金ヲ記入シタル郵便局所ニ對シ其ノ請求ニ依リ拂戻金ノ假拂ヲ爲ス

第七十七條ノ二 前條第一項ノ規定ニ該當セザル場合ト雖貯金預ケ人ニ於テ正當本人タルコトヲ證明シタルトキハ郵便局所ハ一日三十圓以内同一月内百圓迄ヲ限り即時拂ノ請求ニ應スルコトアルヘシ

逓信省令第九十號

(大正十二年十一月八日)

臨時市內特設電話規則ノ通定ム

臨時市內特設電話規則

第一條 東京中央電話局及橫濱中央電話局所屬電話加入者ニシテ震災ノ爲其ノ加入電話不通ノ者ハ本令ニ依リ臨時市內特設電話使用ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第二條 臨時市內特設電話ニ要スル設備其ノ交

換機ヨリ電話取扱局ニ至ル線路ヲ除クノ外申請者又ハ使用者ヲシテ之ヲ施行セシメ其ノ維持及交換取扱ハ通信官署ニ於テ之ヲ行フ

第三條 臨時市內特設電話ノ施設ハ左記各號ノ制限ニ依ルヘシ

一、交換機ヨリ電話機設置場所ニ至ル距離ハ直徑三町以內トス

二、電話機數ハ一交換設備ニ付二十箇以上二百箇以下トス

交換機ヨリ電話取扱局ニ至ル回線數ハ所轄通信局ニ於テ之ヲ定ム

第四條 臨時市內特設電話ヲ使用セムトスル者ハ連署シテ申請書(附録書式)ヲ所轄通信局長ニ差出シ其ノ認可ヲ受ケヘシ

第五條 臨時市內特設電話ニ關スル料金ハ左ノ如シ

一、特別接續料

電話機一箇毎二年額(東京四十圓 橫濱三十圓)

二、通話度數料

市内通話一度毎ニ 二錢

同一臨時市內特設電話相互間ノ通話ニ對シテハ度數料ヲ課セズ

第六條 臨時市內特設電話ハ關係加入電話ノ全部復舊開通シタルトキハ之ヲ廢止ス但シ所轄通信局長ニ於テ必要アリト認めルトキハ其ノ使用期間ヲ延伸スルコトヲ得

第七條 電話規則第五條、第三十一條第二項、第三十六條、第三十九條、第四十五條第二項、第四十六條、第五十五條第一項、第五十七條第二項、第五十八條ノ二、第五十九條乃至第六十一條、第六十五條、第六十七條、第六十九條第二項、第七十條、第七十一條、第七十二條ノ二、第七十三條、第七十八條乃至第八十條、第八十

二條及私設電信規則第十二條第一項ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

逓信省令第九十七號

(大正十二年十一月二十六日)

郵便貯金、證券保管及振替貯金臨時規則ノ通定ム

郵便貯金、證券保管及振替貯金臨時取扱規則

第一條 大正十二年九月一日以前發行ニ係ル左ノ記號ヲ有スル郵便貯金通帳ヲ所持スル貯金預ケ人其ノ貯金ノ通常拂戻又ハ無餘白ニ因リ再度郵便貯金通帳ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ郵便貯金規則ニ依ルノ外其ノ通帳ヲ郵便局所ニ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ預ケ人證券保管通帳ヲ所持スルモノナルトキハ之ヲ貯金通帳ニ添屬スヘシ

一、あ、き、れ、を、あ、い、ゆ、り、め、南

二、前記記號「三」恩「臨」又「二」振「シ」タルモ

三、軍本、外、野戰、功、勳章、標(標ノ下ニある等)

臨繼

第二條 前條ニ掲グル郵便貯金通帳ヲ所持スル貯金預ケ人郵便貯金規則ニ依リ證券ノ購入保管、交付又ハ賣却ヲ請求セムトスルトキハ其ノ請求書ト共ニ證券利子、償還金等ノ記入ヲ受ケヘキ郵便貯金通帳及證券保管通帳ヲ郵便局所ニ差出スヘシ

第三條 貯金預ケ人前二條ニ依リ郵便貯金通帳又ハ證券保管通帳ヲ提出スル場合ハ貯金預入申込書ヲ再調シ之ヲ通帳ニ添屬スヘシ

第四條 大正十二年九月一日以前發行ニ係ル第一通帳ニ掲グル記號以外ノ記號ヲ付シタル郵便貯金通帳ヲ所持スル貯金預ケ人第二條ノ請求ヲ爲セムトスルトキハ其ノ請求書ト共ニ證券保管通帳ヲ郵便局所ニ差出スヘシ

第五條 本規則ニ依リ貯金預ケ人ヨリ通帳ノ提出アリタルトキハ貯金局ニ於テ臨時郵便貯金及郵便爲替貯金規則第二十二條ノ金額確認又ハ同規則第三十條ノ證券確認ノ手續ヲ了シタル上其ノ請求ニ係ル取扱ヲ爲ス

第六條 東京口座所管郵便局所屬ノ郵便振替貯金加入者ニシテ未ダ貯金局ヨリ臨時郵便貯金及郵便爲替貯金規則ヲ定ムル所ニ依リ貯金現在高ノ確認通知ヲ受ケサル者ハ大正十二年九月一日ノ口座現在高ヲ除キタル口座現在高ニ對シテノミ其ノ振替又ハ拂出ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第七條 大正十二年九月二日以降本規則施行ノ日迄ノ間ニ於テ郵便振替貯金加入者ノ振出シタル郵便振替貯金局特種拂出書ハ本令施行ノ日ニ於テ之ヲ振出シタルモノト看做ス

第八條 東京口座所管郵便局ニ於テ所屬郵便振替貯金加入者ノ請求ニ依リ賣渡スヘキ拂込書用紙又ハ拂出書用紙ニ對シテハ當分ノ内其ノ相當額ニ加入ノ口座番號及住所氏名等ノ印刷ヲ省略スルコトアルヘシ

附則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎訓令



内務省訓令

内務省訓令第二十四號

(大正十二年十一月二十二日)

北海道廳長官

本月十日時弊ヲ戒メ特ニ 詔書ヲ下シ賜ハル誠ニ 感激ノ至リニ堪ヘス...

内務省訓令第二十六號

(大正十二年十二月二十二日)

警務官及消防官服装規則ニ依リ正裝ヲ爲スヘキ場...

文部省訓令

文部省訓令第一號

(大正十二年九月十四日)

文部大臣官房會計課臨時救護費事務掛規程 第一條 救護費ノ經理ニ關スル事務ヲ掌理セシム...

文部省訓令號外

(大正十二年十一月十七日)

直轄學校長 公私立大學長 私立高等學校長

本月十日一般國民ニ對シ 詔書ヲ頒布シ給ヒ以テ 國民ノ精神ヲ振作シ國家興隆ノ基ヲ固クスルノ道...

告示

司法省告示第十八號

(大正十二年九月十五日)

東京區裁判所林町出張所ハ本年九月一日、同區裁判所ニ長町出張所ハ同月三日火災ニ罹リ同出張所...

文部省訓令號外

(大正十二年十一月十七日)

北海道廳長官府縣知事

本月十日一般國民ニ對シ 詔書ヲ頒布シ給ヒ以テ 國民ノ精神ヲ振作シ國家興隆ノ基ヲ固クスルノ道...

事務者ハ重ニ角回復スヘキ登記事項ヲ登記所ニ申出ツヘシ

司法省告示第十九號

(大正十二年九月二十二日)

東京區裁判所林町出張所ハ本年九月一日、同區裁判所ニ長町出張所ハ同月三日火災ニ罹リ同出張所...

司法省告示第二十號

(大正十二年九月二十二日)

横濱地方裁判所及横濱區裁判所本月一日燒失シタルニ付...

司法省告示第二十一號

(大正十二年九月二十八日)

東京市京橋區役所、日本橋區役所、神田區役所、芝區役所、深川區役所及本所區役所ハ本年九月一日、下谷區役所ハ同月二日火災ニ罹リ同區役所...

司法省告示

司法省告示第十八號

(大正十二年九月十五日)

東京區裁判所林町出張所ハ本年九月一日、同區裁判所ニ長町出張所ハ同月三日火災ニ罹リ同出張所...

三田松坂町、三田老増町ニ本籍ヲ有スル者ニ關スル届出、申請ヲ爲シタル者並シテ...

本年八月二十五日、同月二十七日、同月二十八日、九月一日ニ於テ同區長ニ戶籍ニ關スル届出、申請ヲ爲シタル者並シテ...

本年四月一日乃至九月一日ニ於テ同區長ニ戶籍ニ關スル届出、申請ヲ爲シタル者並シテ...

本年五月一日乃至九月一日ニ於テ同區長ニ戶籍ニ關スル届出、申請ヲ爲シタル者並シテ...

本年六月一日乃至九月一日ニ於テ同區長ニ戶籍ニ關スル届出、申請ヲ爲シタル者並シテ...

本年四月一日乃至九月一日ニ於テ同區長ニ戶籍ニ關スル届出、申請ヲ爲シタル者並シテ...

本年六月一日乃至九月一日ニ於テ同區長ニ戶籍ニ關スル届出、申請ヲ爲シタル者並シテ...



セラルコト  
 第四 尙申出テ爲スニ付キテハ區役所又ハ東京區裁判所ニ於テ便宜計ルヘキニ付詳細ハ同所ニ就キ承合スルコト

◎司法省告示第二十四號

(大正十二年九月二十八日)

横濱區裁判所本年九月一日火災罹リ同區裁判所ニ備ヘアリシ各種ノ登記ニ關スル帳簿及書類全部焼失シタリ  
 燒失シタル登記簿若ハ共同人名簿ニ登記テ受ケタル者又ハ同區裁判所ニ對シ登記ニ關スル通知若ハ囑託ヲ爲シタル官廳、公署ハ大正十三年四月一日迄ニ登記回復ノ申請ヲ爲シ又ハ其ノ通知若ハ囑託ヲ爲スヘシ  
 前項ニ定メタル期間内ニ不動産又ハ船舶ニ關スル登記ノ回復ヲ申請シ又ハ其ノ囑託ヲ爲スヘシハ登記シタル權利ハ仍前登記簿ニ於ケル順位ヲ有スヘシ燒失シタル共同擔保目録、工場財團目録、鑛業財團目録、組合原簿又ハ圖面ヲ差出シタル者ハ大正十三年四月一日迄ニ更正ニ付テ差出スヘシ  
 登記回復ノ申請ニ付テハ特ニ左ノ事項ヲ注意スヘシ

第一、登記回復ノ申請書ニハ登記簿添付スルル本則トスルモ登記簿添付ナキモノニ付テハ此際前主ノ登記簿、登記簿ノ謄本抄本、船舶登記簿、土地臺帳謄本、船舶原簿ノ謄本抄本、永代借地券又ハ其ノ謄本、市役所ノ證明書、他ノ登記簿ノ謄本抄本(共同擔保ノ一部ノ登記簿ノ謄本抄本等)等ヲ添付スルコト  
 登記ニ付テハ官報又ハ新聞紙ヲ添付スルコト  
 第二、前項ニ掲ケタル添付書類ナキ場合ト雖登記事項ノ證明アリト認ムルトキハ申請ヲ受理スヘキニ依リ隣地所有者又ハ權利上利害ノ關

係ヲ有スル者ノ證明書其ノ他有クモ證據トナルヘキ書類ハ之ヲ添付シテ申請スルコト  
 第三、前二項ノ證據書類ナキモノニ付テハ回復登記ノ申請ヲ受理スルコトヲ得サルモ登記所ハ出來得ル限リ回復登記ニ關シ便宜計ルヘキニ依リ當事者ハ兎ニ角回復スヘキ登記事項ヲ登記所ニ申出ツヘシ

◎司法省告示第二十五號

(大正十二年九月二十八日)

横濱區裁判所本年九月一日火災罹リ同區裁判所ニ備ヘアリシ確定日附簿全部焼失シタルニ付同區裁判所ニ於テ確定日附簿ニ關スル私書證書ヲ所持スル者ハ大正十三年四月一日迄ニ其ノ證書ヲ差出スヘシ

◎司法省告示第二十六號

(大正十二年十月三日)

神奈川縣横濱市役所及同久良岐郡日下村役場本年九月一日火災ニ罹リ同市役所及同村役場ニ保存スル戸籍簿除籍簿、其ノ他ノ書類全部焼失シタリ左ニ掲ケタル者ハ大正十三年三月三十一日迄ニ同市長又ハ同村長ニ大正十二年九月一日前ニ戸籍ニ關シ届出又ハ申請ヲ爲シタル事項ヲ申出又ハ同日前ニ送付ヲ爲シ又ハ受ケタル届書、申請書ヲ寫テ送付スヘシ  
 一同市又ハ同村ニ本籍ヲ有スル者ノ戸籍ニ關スル届出又ハ申請ヲ爲シタル者  
 一同市又ハ同村ノ戸籍ニ記載セラレタル者  
 一同市又ハ同村ニ本籍ヲ有スル者ニ關スル届書、申請書  
 一同市又ハ同村長又ハ同村長ニ送付シタル市町村長並同市長又ハ同村長ヨリ其ノ送付ヲ受ケタル市町村長  
 本年八月一日乃至九月一日ニ於テ同市長又ハ同

村長ニ同市又ハ同村ニ本籍ヲ有セサル者ニ關スル届出又ハ申請ヲ爲シタル者  
 市町村長ノ送付スヘキ戸籍ニ關スル書類ハ市町村役場又ハ區裁判所ニ保存スルモノニ付市町村長ノ之ヲ謄寫シテ送付スヘシ  
 戸籍ニ關スル事項ノ申出ニ付テハ特ニ左ノ事項ヲ注意スヘシ

◎司法省告示第二十號

(大正十三年四月二十九日)

第一、申出ハ口頭ヲ以テ爲スモ差支ナキコト  
 第二、申出人ニ於テ戸籍ノ謄本又ハ抄本ヲ所持スルトキハ申出ト共ニ之ヲ市役所又ハ村役場ニ提出スルコト  
 第三、申出人ハ申出ニ因リテ戸籍ニ記載セラレヘキ者ノ大正九年十月一日ニ於ケル居住ノ場所ヲ申出スルコト  
 第四、方面委員其ノ他戸口ヲ調査シタルコトアル向ハ可成其ノ調査書類ヲ市役所又ハ村役場ニ提出セラレルコト  
 第五、尙申出テ爲スニ付テハ市役所村役場又ハ横濱區裁判所ニ於テ便宜計ルヘキニ付詳細ハ同所ニ就キ承合スルコト

◎司法省告示第二十八號

(大正十二年九月二十一日)

大正十二年司法省告示第二十四號中(四月三十日)ノ(五月三十一日)ニ改ム  
 鐵道省告示  
 ◎鐵道省告示第七十八號  
 (大正十二年九月二十一日)  
 九月二十一日ヨリ當分ノ内左ノ各號ニ依リ震災地方ノ貨物ヲ爲ス  
 甲、救恤品  
 乙、食料品(飲料ヲ含ム)飼料、家畜、衣類、鞋

具及附屬品(タオル、手拭類ヲ含ム)並其ノ材料、諸建築材料、運搬具、燃料、藥品及衛生材料、小間物、荒物類、紙類、墨、文具及其ノ材料、炊事用具、食器類、諸工具、履物、雨具類  
 二、運送便ノ種類及取扱別  
 普通便ニ依リ貨切扱及特種扱中級外品第三種家畜  
 三、著 驛  
 沙留、河間及支線各驛(濱川崎、高島、小机、中山、長津田、横須賀、横濱港及熱海線各驛ヲ除ク)  
 秋葉原、田端、王子、三河島、隅田川、北千住及山手線各驛  
 飯田町與濱間各驛  
 錦糸町、龜戸及木更津上總港間各驛  
 四、荷送人及荷受人  
 限定セズ但シ救恤品ハ行政廳又ハ公共團體トス  
 五、運 賃  
 甲、救恤品 無賃  
 乙、其ノ他 普通運賃(最低運賃共)ノ五割減  
 六、取扱方  
 イ、荷受人カ到着ノ日翌日中ニ引渡ノ請求ニ應ゼサルトキハ荷送人ノ費用ヲ以テ之ヲ發驛ニ返還スルコトアルモノトス此場合運賃ハ往復共前號ヲ適用セズ  
 ロ、返還以外ノ處分ノ請求ニ應ゼズ  
 ハ、貨物引換證ヲ發行セズ  
 ニ、代金引換ノ取扱ヲ爲サス  
 ホ、取卸及到着通知ハ著驛ニ於テ口頭又ハ揭示ヲ以テ之ヲ爲ス  
 ヘ、貨車留置料、貨物保管料、貨物留置料ハ普通料金ノ三倍トス  
 P、引渡シタル貨物ノ引取ヲ爲ササルトキハ荷

主ノ費用ヲ以テ作業ノ妨トナラサル簡所ニ之ヲ移動スルコトアルモノトス此ノ場合移動ニ基ク貨物ノ損害ニ付テハ鐵道其ノ責任ニ任セズ  
 ナ、貨物ノ引渡ハ行政廳、公共團體及從來列取簿ニ依リ引渡ヲ承認シタルモノニ對シテハ列取簿其他ニ對シテハ貨物通知書甲片又ハ資力信用充分ナル者ヲ保證人トスル保證狀ニ依リ、其ノ他ハ一般規定ニ依ル  
 ◎鐵道省告示第八十一號  
 (大正十二年九月二十二日)  
 震災地ニ到著シタル救護材料ニシテ救護ノ目的ヲ達シ發送地ニ返還スルモノハ當分ノ内左記ニ依リ之ヲ取扱フ  
 一、荷送人及荷受人 行政廳又ハ公共團體  
 二、運賃 無賃  
 三、其ノ他 一般ノ規定ニ依ル

◎鐵道省告示第二百十號

(大正十二年十月四日)

震災地方著貨物ニ對シ左ノ各號ニ依リ運賃ヲ低減ス  
 大正十二年九月鐵道省告示第七十八號ハ本月十日限リ之ヲ廢止ス  
 一、品種  
 甲、寄贈救恤品(官公衙ヲ荷送人及荷受人トスルモノニ限ル)  
 乙、衣類及附屬品中古着及綿毛製衣類。織物中綿織物及毛織物。海藻類及其ノ製品中若布、荒布、鹿尾菜、棉布、昆布、家具中掃除具、炊事用具、食器。瓦煉瓦類中瓦。魚介類及其ノ製品中魚類、介貝類。金屬製品中炊事具、食器、菓盤、電鍍飯、鉢、釘、鏝。穀粉澱粉類。穀類。砂糖類中砂糖。動物中菓產、墨、表、墨、食鹽類。食用品類。書籍印刷物記録類

◎鐵道省告示第二百二十三號

(大正十二年十月十八日)

震災地方ニ送付スル救恤品其ノ他ノ鐵路ニ依リ運送スル目的ヲ以テ發驛積出港所在驛間鐵道ニ依リ運送スル場合ハ左ノ各號ニ依リ運賃ヲ低減シ十月



十一日ヨリ之ヲ施行ス  
大正十二年九月鐵道省告示第二百十二號ハ之ヲ廢止ス

- 一、品種、運賃及期間 大正十二年十月告示第二百十二號ニ依ル
- 二、其ノ他ノ取扱條件 寄附救恤品以外ノモノハ官公衛ノ證明アル者ニ限

告

諭

〔參照〕  
鐵道省告示第百八十八號ハ震災地ノ行政廳又ハ公共團體ニ交附スル木材運賃低減ノ件、同第百十二號ハ同件廢止ニ關スル件ナリ

ル其他ハ一般規定ニ依ル

關東戒嚴司令官告示論

(大正十二年九月三日)

今般勅令第四〇一號成嚴令ヲ以テ本職ニ關東地方ノ治安ヲ維持スルノ權ヲ委セラタリ本職下ノ軍隊及諸機關(在京都隊ノ外各地方ヨリ招致セラレタルモノ)ハ全力ヲ盡シテ警備救護、救恤ニ從事シツツアルモ此際地方諸團體及一般人士モ亦極力、自衛、協同ノ實ヲ發揮シテ災害ノ防止ニ努メラントコトヲ望ム  
現在ノ狀況ニ鑑ミ特ニ左ノ諸件ニ注意スルヲ要ス  
一、不逞團體蜂起ノ事實ヲ防大流言ヲ抑テ紛亂ヲ增加スルノ不利ヲ招カサルコト  
二、糧水缺乏ノ爲ニ糧水運搬ノ行動ニ出テ若クハ其ノ分配等ニ方リ秩序ヲ紊亂スル等ノコトナカラルヘキコト  
三、帝都ノ警備ハ軍隊及各自衛團ニ依リ既ニ安泰ニ近ツキツツアリ

關東戒嚴司令官告示論

一、今般ノ震害ニ就キ救護ヲ容易ニシ治安ヲ維持

スル爲メ東京府及神奈川縣ニ戒嚴令セラレタカ此度更ニ之ヲ千葉及埼玉縣ニ擴張セラレタ此擴張ハ別ニ新ニ恐ルヘキ事柄力起ツタ爲テハナイ、罹災者カ次第ニ此地方ニ入込ムニ從ヒ色色ノ虛報流言カ行ハレ人心ヲ不安ニスル事カアルヲ取締ルノト必要ノ場合ニハ軍隊ヲ以テ治安ヲ維持シ救護ニ從事スルニ便ナル爲テアル、地方民ハ決シテ流言ニ迷ハサルコトナク避難民ハ地方官公吏、警察官ニ信頼シテ不時ノ如ク落付イテ居ツテ軍隊ノ厄介ニナル様ナ事ヲシテハイケナイ  
二、戒嚴令セラレテモ直接ノ取締ハ地方警察官カ之ニ任スルコトヲ忘レテハイケナイ

文部省告示論第一號

(大正十二年九月九日)

今次未曾有ノ震災ニ因リ學校ノ破壞燒失セシモノ甚タ多ク當分罹災地學生生徒兒童等ノ修學上困難ナル事情懸カラサルハ洵ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ予ハ關係諸員ヲ督勵シテ出來得ル限リ之カ後後ノ方策ヲ講シツツアリ諸子ハ各自自其ノ健康ノ保

帝都復興院分課規程

(大正十二年十月十八日)

帝都復興院分課規程左ノ通定ム  
帝都復興院分課規程

- 第一條 總裁官房ニ左ノ二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
  - 一 總務課
  - 二 秘書課
- 一 總務課ニ屬スル事項
  - 一 人事ニ關スル事項
  - 二 總裁ノ官印及院印ノ管守ニ關スル事項
  - 三 公文書類及成案所有ノ審査、接受及發給ニ關スル事項
  - 四 公文書類ノ編纂及保存ニ關スル事項
  - 五 統計及報告ノ編纂ニ關スル事項
  - 六 他ノ局課ノ主管ニ屬セサル事項
- 第二條 計畫局ニ左ノ五課及一出張所ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
  - 一 總務課
  - 二 都市計畫上行政ニ關スル事項
  - 三 他課ノ主管ニ屬セサル事項
  - 第一技術課
  - 一 道路、軌道、鐵道、河川、運河、港灣其ノ他交通企畫上技術ニ關スル事項

臨時營繕局分課規程

(大正十二年十月四日)

大藏省ニ於テ今般臨時營繕局分課規程ヲ左ノ通定メ本月一日ヨリ施行セリ  
臨時營繕局分課規程

- 第一條 臨時營繕局ニ總務部、工務部及經理部ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
- 第二條 總務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 機密ニ關スルコト
  - 二 職員ニ關スルコト
  - 三 官印及局印ノ管守ニ關スルコト
  - 四 營繕計畫ノ統一ニ關スルコト
  - 五 營繕工事ニ關シ關係各局トノ協議ニ關スルコト
  - 六 文書ノ接受、發給、編纂及保存ニ關スルコト
  - 七 統計報告ニ關スルコト
  - 八 他部ノ主管ニ屬セサル事務ニ關スルコト
- 第三條 工務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 工事ノ計畫及設計ニ關スルコト
  - 二 敷地ノ測量ニ關スルコト
  - 三 工事ノ施行、監督及檢定ニ關スルコト
  - 四 工事材料ノ調査ニ關スルコト
  - 第五條 經理部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
    - 一 豫算決算及收入支出ニ關スルコト
    - 二 工事ノ請負契約ニ關スルコト
    - 三 物件ノ買付賃借其ノ他契約ニ關スルコト
    - 四 工事材料ノ檢收及其出納保管ニ關スルコト
    - 五 用度物品ノ會計ニ關スルコト

- 二 上水道、下水道及地下埋設ノ整理計畫上技術ニ關スル事項
- 第二技術課
  - 一 地域地區其ノ他ノ第一技術課ニ屬セサル技術ニ關スル事項
  - 一 都市計畫、都市ノ區域及組織其ノ他復興ノ經濟調査ニ關スル事項
  - 一 都市計畫其ノ他復興ノ制度ニ關スル事項
  - 一 橫濱ニ於ケル都市計畫ニ關スル事項
  - 第三條 土地整理局ニ左ノ三課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
    - 一 庶務課
      - 一 土地ノ收用及使役ニ關スル事項
      - 二 土地ノ買賣交換及賃借等ニ關スル事項
      - 三 土地整理ノ調査、登錄、整理及保管ニ關スル事項
    - 四 公用地ノ調査ニ關スル事項
    - 設計課
      - 一 土地ノ測量ニ關スル事項
      - 二 土地區畫整理其ノ他ノ土地整理ノ設計ニ關スル事項
    - 一 土地區劃整理其ノ他ノ土地整理ノ施業ニ關スル事項
    - 第四條 建築局ニ左ノ三課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
      - 一 庶務課
      - 一 建築ノ事務ニ關スル事項
      - 一 技術課
      - 一 建築ノ技術ニ關スル事項
      - 一 營繕課
      - 一 營繕ニ關スル事項

- 第五條 土木局ニ左ノ六課及五工部ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム但シ工部ノ分掌事項及管轄區域ニ付テハ別ニ之ヲ定ム
- 一 道路課
  - 一 道路、橋梁其ノ他土木事業ノ其事務ニ關スル事項
  - 一 道路課
  - 一 橋梁課
  - 一 河港課
  - 一 河港ノ技術ニ關スル事項
  - 一 水道課
  - 一 水道及下水道ノ技術ニ關スル事項
  - 公園課
    - 一 公園ノ技術ニ關スル事項
    - 第六條 物資供給局ニ左ノ三課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
      - 一 計畫課
        - 一 生活必需品其ノ他物資供給ノ計畫ニ關スル事項
        - 一 生活必需品其ノ他物資ノ買入、賣渡、交換及買入若ハ賣渡ノ委託ニ關スル事項
        - 一 用品課
        - 一 生活必需品其ノ他物資ノ加工及貯藏ニ關スル事項
      - 第七條 經理局ニ左ノ二課ヲ置キ其ノ事務ヲ分掌セシム
        - 一 主計課
          - 一 本院所管ノ豫算及決算ニ關スル事項
          - 二 本院所管特別會計ノ豫算及決算ニ關スル事項
        - 一 會計課
          - 一 本院所屬一般會計及特別會計ノ經理ニ關







第九編 震災に關する學術的記錄



## 大正十二年關東地方大地震について

理學博士 今村 明 恒

は し が き

【一】大正十二年九月一日關東地方を襲うた大地震は、決して本邦に於ける最も酷いものではなかつたが、その蒙れる災害の烈さを史上に求むれば、何れもその暴威によつて失はれた人命の數や、破壊された財産額の點では恐らくそれと匹敵するものは見出されぬ。それに就いて正確な科學的説明を與へることは、絶対に必要なことである。この仕事の最適任者は、故大森教授であつたらうが、不幸にして教授は時恰かも濠洲の汎太平洋學術會議に列席して居られ、歸朝後間もなく亡くなられた。その不在の間、教授は震災豫防調査會長及び幹事並に地震學教室主任の職務を私に託せられてゐた。而して自分は最も正確な公の調査を成就するために該調査會——その事務所は重要書類と共に焼失してしまつた——を再興することに最善を盡したと云つてもいと考へてゐる。かく自分はこの調査に關する事に就かねばならなくなつたが、果して満足にそれを爲し得るかどうか疑ふものである。

【二】上述の如く災害はその震度に比して極めて甚大であつた。

財産の損失の九十五パーセント以上は、最初の大地震に原因した火災の爲めであつた。自分の最も遺憾とすることは、吾々が地震學者として斯様な災害を軽減するために、何等の豫防策を講じ得なかつたことである。がしかし事實を語る間は讀者諸君の寛恕を請うて置く。大森教授は東京市民に對して水道鐵管の構造を改良せんことを屢々忠告したものであつた。水道鐵管が普通の強震にも無力になることは、過去に於いて屢々説明せられたところである。加ふるに自分は明治三十八年雜誌『太陽』を通じて、近き將來に東京は破壊的地震に見舞はれ、引續き一帯の火災となり、若し消防の組織や機關が依然改良されて居らない場合には、十萬或はそれ以上の人命を失ふ經驗を嘗めるのは有り得ることだといふ意見を發表して置いた。自分はこの意見を詳細に涉つて論じたのであつた。第一に東京地震の小史を説き、第二に大火災を伴つた破壊的地震の描寫をなし、第三に火災を伴はない破壊的地震の場合には、吾々は倒潰家屋十一軒に對して僅か一人の割合に人命を失ふものであるが、地震に續いて一帯に火災の起る場合には、この割合が三倍にも四倍にも増加するが如き日本の震災について統計的研究を示したのであつた。併し乍ら



世人は自分の此の言を信じようとしなかつた。事實或る有力な學者の如きは、その時もさうだつたが大正四年にも、それは又一般に恐慌を惹き起す様な風評に過ぎぬものとして、私の意見を非難されたものである。

【三】大森教授に反して自分の境遇は甚だ幸福であつた。自分はあの大地震の瞬間丁度教室に居つたので、地動を完全に感知することを得た。従つて半時間後には二十人以上の記者達に對して、地震勃發の正確な時刻や、震源地や、地動の性質や、罹災地の海陸に及ぼし相な影響について簡単な報告を爲し得たのであつたが、それらは今でも左程誤つてなかつた様に考へてゐる。

恐らく讀者諸君は、單一の地點のみで地震計観測をなす場合でも、さうした説明を確實なものと思し得るだらうが、諸君の中には自分が震原決定の方法を説明すれば、興味を持たれる方もあるだらう。御承知の通り震原が近距離である場合には、地震動は二つの異なる波から成り立つ。即ち第一は彈性波或は縱波であつて、第二は剛性波或は横波である。前者は後者——地動の主要部を形成してゐる——よりも傳播の速度では速いが、振幅では小さい。この二つの異なる波の先驅は、夫々一秒間に約七・五軒或は略ほその半分程の速さで傳播される。初動の器械観測は、震源の方向を物語り、又二つの異なる波の到達時間の相違——普通に初期微動の繼續時間と呼ばれてゐるもの——は震原と観測室との距離を物語る。かくして諸君はこれら二つの材料が震原決定の助けとなることが判るだらう。

【四】最初の震動後間もなく大學内の二箇所から發火し、一時間半内には我が教室は焔々たる炎と熱氣に包まれた。震動のために屋

根瓦が墜落してしまつたので、現在裸になつてゐる種蒔は燃え始め遂ひに三度迄燃え上つた。一滴の水もなく又外部から一人の應援もなく如何に自分が死者狂ひになつて防火に努め、同時に殘餘の人々を指揮して重要物件を安全な場所に持ち運ばしたかは、到底筆紙のよく盡すところではない。自分は夜の十時頃やつと教室や観測室が全く安全であつたことを知つた。

【五】教室内の地震計は大概破損したが、ただ二倍擴大の地震計のみは、通して観測を繼續してゐた。併し諸器械も間もなく修理されて、地震勃發六分後には左の地震計が動いてゐた。

- 一 二倍擴大の完全な地震計一組
- 二 實動を記録する完全な地震計一組
- 三 一倍半擴大の東西動地震計
- 四 (三)と同じ南北動地震計

これらの外にもう二つ自發型の器械が使へた。もつと高度に擴大する二三の器械は一兩日後動いた。

【六】震災豫防調査會は、純正地震學、地質學、氣象學、建築學、土木工學、水路學、測地學、力學、化學等の見地から夫々大地震を調査するべく種々な小委員を任命した。自分はそれらの完全な報告が間もなく世に現れるだらうと期待してゐる。本稿では自分は東京並に各地の測候所の器械の結果と、純正地震學の立場から見た二三の地震現象を語らう。

### 地動の諸観測

【七】本郷に於ける實際の感覺。自分は丁度地震學教室に著席してゐた。最初震動は寧ろ緩慢で微弱であつた。で自分はあんなに

も大きな震動の前觸とは思はなかつた。自分は例の通り初期微動を暗算し始め、出来るならば主要動の方向を確め様と心に決めた。が間もなく震動が大きくなつて、初發三四秒後には、全く非常に強い震動を感じた。七八秒經つと、家は酷く傾いたが、自分は之れをまだ主要部とは考へなかつた。最初から十二秒目を計へた途端に、極めて大きな震動がやつて來た。その瞬間自分はそれを主要部の始まりと思つた。さてその後の地動は何時もの様に次第々に減じないで、馬鹿に急速に強さを増してきて、四五秒後には一番強い處まで達した様に感ぜられた。此の間に瓦が屋根から墜落して大きな音をたてたので、自分は一體この建物が立つてゆけるかどうかを疑つた位であつた。自分は主要動の方向を明瞭に覺り、それらが西北か或は東南であることを知つた。引き続き十秒の間、運動は尙猛烈ではあつたが、いくらか次第に烈しさを減じてきて、その性質は段々一層緩慢な、だが一層大きな震動に變化してきて、次の數分間我々は風の強い天氣の日ボートに乗つてゐる時經驗する様な震動を感じて、時々烈しい餘震に脅かされた。初發から五分後私は立ち上つて器械観測の整理についた。

【八】器械観測。五倍擴大以上の器械は、すべて初期微動さへも完全に記録してゐなかつたが、初動の方向について重要な材料を與へた。二臺の地震計、一は二倍擴大のもの、他は自然大のものが地動を描いてゐて、初期微動を完全に記録してゐるが、それらの描針は二倍の東西動地震計が全體を通じて記録してゐる以外には、完全な観測は主要部の初發から六秒までである。(巻頭寫眞大震記象参照)従つてこの器械に依つて地動の跡を探り、必要な場合に殘餘の器械の示す材料で補足して行くのが、最も便利であらう。

本郷の初發時間は、十一時五十八分四十四秒であつた。これは教室にある役に立つすべての器械の示した時間の平均價値である。次に自分は震原に於ける初發の時間を示さう。

地動の初動も同様完全にすべての器械で観測した。それは三・二秒間に北二十六度東の方向へ一・五耗、而して上方向へ〇・五耗移動してゐた。即ち震原は反對の方向、南二十六度西の方向に當つてゐることを示してゐた。尙初期微動の繼續時間は十二・四秒であつたことを示してゐた。その事から吾々は、これに七・四なる係数を掛ければ、籽で震源距離を計るのである。

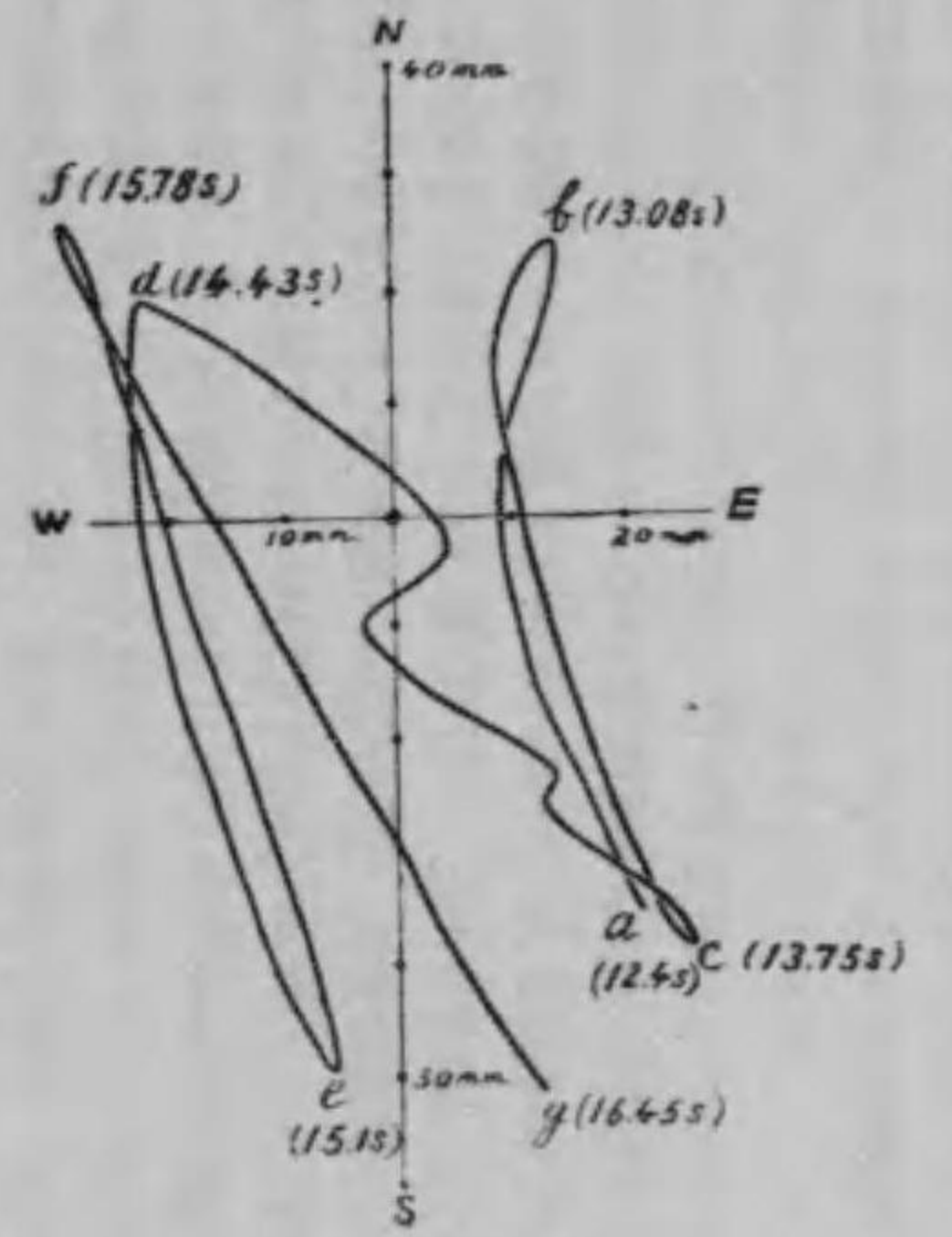
さて次に主として剛性波或は横波から成り立つてゐる主要部、或は又鈔くともそれによつて導かれてゐる主要部を描寫して行かう。地震現象に於いてその發端は、明らかにnの字で記した極めて大きい移動で判る。兩方の地震計を比較すると、南北動のものが他よりも一層顯著であることを知る。それはa b c, e d e, 及びe f gの三様の明瞭な波が各々周期が一・三・五秒であることを示してゐる。丁度此等の震動の終る頃に描針は畫面から外れた。第一圖は東西動のものも亦計算に入れて、此等三様の波に相應する合成的水平地動を示すものである。f gの震動の大きさは八・八六機で、それからして震力は重力の凡そ十分の一であつた事になる。即ち地上に立つてゐる總べての建造物が、その瞬間建造物自體の重量の十分の一に匹敵する側面力によつて揺り動かされた譯である。これは東京帝國大學敷地に於ける最強度の震動と見做さねばならない。この期間上下動地震計は一種程度を超えなかつた。

その時以後、震動は東西動地震計に記録されたに止まる。その圖並に同日午後二時廿二分に勃發し且つ最初の破壊的震動と震原が



極く近接してゐる餘震が現してゐる圖からして、後になつて震動は大きくなつたが緩慢になつたこと、且つ又恐らく振幅二〇厘の大に及び、時間亦二秒半乃至四秒に互る極めて大なる震動が存在してゐることが判る。最初の二分の間地動は極く顯著であり、次の八分之間に續いた。

第一圖 大正十二年九月一日大震の主要部發端に於ける合成的水平地動



地動の未だ終らない中に餘震が度々起つた、その中のあるものは半破壊的性質の域に迄達してゐた。従つて初震の終りの部分は屢々此等の餘震に蔽はれてをたつたので、終期部の正確な時間を計ることは困難である。午後二時廿二分に先立つて、極めて微少で緩慢な波動が感ぜられたが、恐らくこれは終りの部分の其の亦最後の部分に

相當するものだらう。で自分は全地動の繼續時間を二時廿分と推定する。

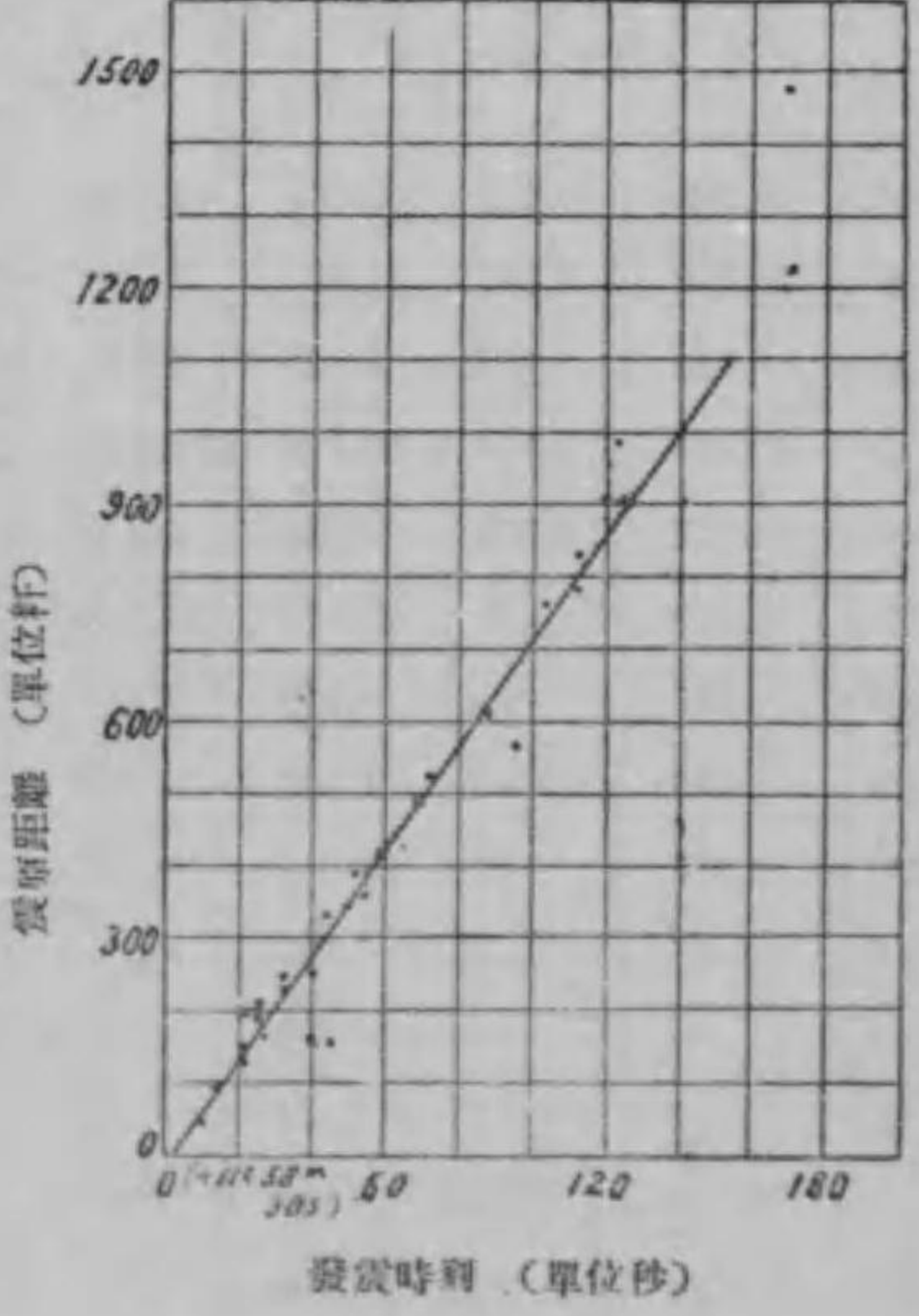
【九】以上の材料から自分は震原を述べる。即ち地震の始まつた場所は、東京本郷から南廿六度西の方向へ九十二軒離れた地點である。最初の水平動(一・五耗)と上下動(〇・二五耗)の半分とを結び付けて、吾々は震原の伏角十五度を得。次に震原の深さ十五軒を得る。

震原の座標は次の如きものとなる。  
 經度  $\lambda = 139^{\circ} 31' 08'' E$  緯度  $\phi = 35^{\circ} 36' 02'' N$   
 併し乍ら二三の観測者は、震原を相模の西部なりとなしてゐることを附記しなくてはならない。  
 【一〇】各観測所に於ける観測。左の表は各観測所に於ける観測の結果を示すものである。

場所	震原距離	發震時刻	初動の方向
		時分	
		秒	
東京	九二	四四	〔南五六度東〕
甲府	一〇七	四四	〔南六八度東〕
熊谷	一三〇	五一	北二六度東
筑波	一五五	五三	北七三度西
濱松	一五五	五三	南二三度西
前橋	一六〇	五三	南六〇度西
銚子	一六二	五七	南三度東
水戸	一八七	五六	南八三度西
			〔南一七度西〕
			〔北三八度東〕
沼津	四九	五八	〔南五六度東〕
布良	四三軒	一一	〔南六八度東〕
			西
大泊	一二八	六一	〔南五六度東〕
那覇	一四八〇	一九	〔南六八度東〕
			北二六度東
			北七三度西
			南二三度西
			南六〇度西
			南三度東
			南八三度西
			〔南一七度西〕
			〔北三八度東〕

右の表に現れた數字は、發震時刻と震原距離の間の關係について恰好な例を與へるものである。

第二圖 發震時刻と震原距離關係圖



第二圖の如くして得られた曲線は、實際上直線であつて、それは震原に於ける發震時として十一時五十八分三十二秒、而して震原附近に於ける彈性波の傳播速度として一秒につき七五軒となすものである。

初動の方向は、第一に震原を決定するに、第二に地震の活動の性質を推測するに極めて重要なものである。前者については布良、沼

長野	名古屋	高山	岐阜	高津	金山	新山	八木	大坂	神戶	仙臺	和歌山	石巻	水津	多度津	秋田	宿田	松山	函館	下関	福岡	鹿島	長崎	父島	鎮西	
二一六	二二八	二二二	二四四	二五七	三〇三	三三一	三五〇	三五〇	三六〇	三七七	三九〇	三九五	四二〇	四八九	五二二	五二九	五六五	六一九	七六一	七八一	八三九	九〇三	九一〇	九一七	九八七
五六	三	二	一〇	一〇	一四	二一	二一	二四	二六	二一	三〇	四〇	四二	六	六	五八	六〇	一三	二二	二二	二二	三六	三〇	三三	三三
北二六度西	南八四度西	南六七度東	西	北五度西	北四度西	北一八度東	北一八度東	南七度西	南五六度西	北一八度東	南五六度西	北	北一八度東	北四度西	北一八度東	北四度西	北一八度東	北四度西	北一八度東	北四度西	北一八度東	北四度西	北一八度東	北四度西	北一八度東



津、甲府及び東京に於ける観測、特に東京は最も精確な結果を與へてゐるが故に最も重要である。で自分は既述の震原の座標は何等訂正を要しないものと見てゐる。地震の活動の性質については、半徑百七〇軒の圓の中に四つの違つた扇形の存在することを注意しなくてはならない。即ち第一は沼津、布良及び銚子、第二は東京、第三は熊谷及び前橋、而して第四は甲府を包含してゐる。此等の中、第一と第三の扇形は震原への「引き」を示し、第二及び第四はそれからの「押し」を示してゐた。尙又父島を除く他のすべての場所に於いては、地動は「押し」に始まつた、ことも注意しなければならない。従つて地震の活動は、深層に沿うた壓力は北及び西に向ひ、反動は「引き」を示した扇形に沿うて上方に起つたと云つて妥當であらう。

### 海陸に及ぼせる影響

【一】 災害統計及び地震強度の分布。 次の表は各縣に於ける災害数を示すものである。

自分は最も酷く打撃を受けた市町村に於ける災害数及び震災前の家屋数を示す別の表を用意してゐる。この表は省略するがその結果を掲げて置く。倒潰家屋の百分比分布圖は地震強度の分布の概要を示すに役立つ。此等の材料は等震線を決定するに有用である。

【大地震に因る災害數】

縣名	死亡	負傷	行方不明	家屋				合計 牛壊を除く
				全壊	半壊	燒失	流失	
神奈川	29,065	56,269	4,002	62,887	52,863	68,569	136	131,592
東京	23,440	42,053	3,183	11,615	7,992	58,981		70,496
千葉	540	982	125	8,300	2,500	3,500		11,800
埼玉	68,215	42,135	39,394	20,179	34,632	377,907		398,080
群馬	59,065	15,074	1,055	3,886	4,230	306,262		370,148
茨城	1,335	3,426	7	21,186	14,919	648	71	31,904
栃木	316	497	95	9,208	7,577			9,263
群馬	20	116	—	1,761	4,994			1,763
山梨	375	1,243	63	2,298	10,219	5	661	2,964
長野	5	46	—	517	631			517
群馬	—	—	—	45	176			45
群馬	—	3	—	16	2			16
群馬	—	4	—	167	170			167
合計	99,331	103,733	43,476	129,266	126,238	447,128	868	576,262

【二】 震度に關して何等かの具體的材料を手にする爲めに、自分は最も災害の酷かつた地方に赴いて建築物、橋梁、高低種々の柱狀物體等を研究した、而して主要地動の方向については特に注意するところがあつた。次に二三の實例を示さう。

國府津では、一軒の極めて、簡單な木造平屋（面積十六平方米）が、北廿五度東の方へ九十一度だけずつてゐた。小田原では、面積四十平方米の木造二階建家屋が、北十三度東の方へ三十五度、同じく面積一〇〇平方米の家屋は、北十度東の力へ百三十度、（第三圖参照）而して同じく面積四十九平方米の他の家屋は、北十度東の方へ七十五度だけずつてゐた。此の町では家屋は、原則として南方へ崩潰し、大概焼失してゐた。唯頂部輕き平家の中類焼を免かれたものの中數軒は、今述べた様になつたのである。此等の異



第三圖 小田原の家屋、130度の移動

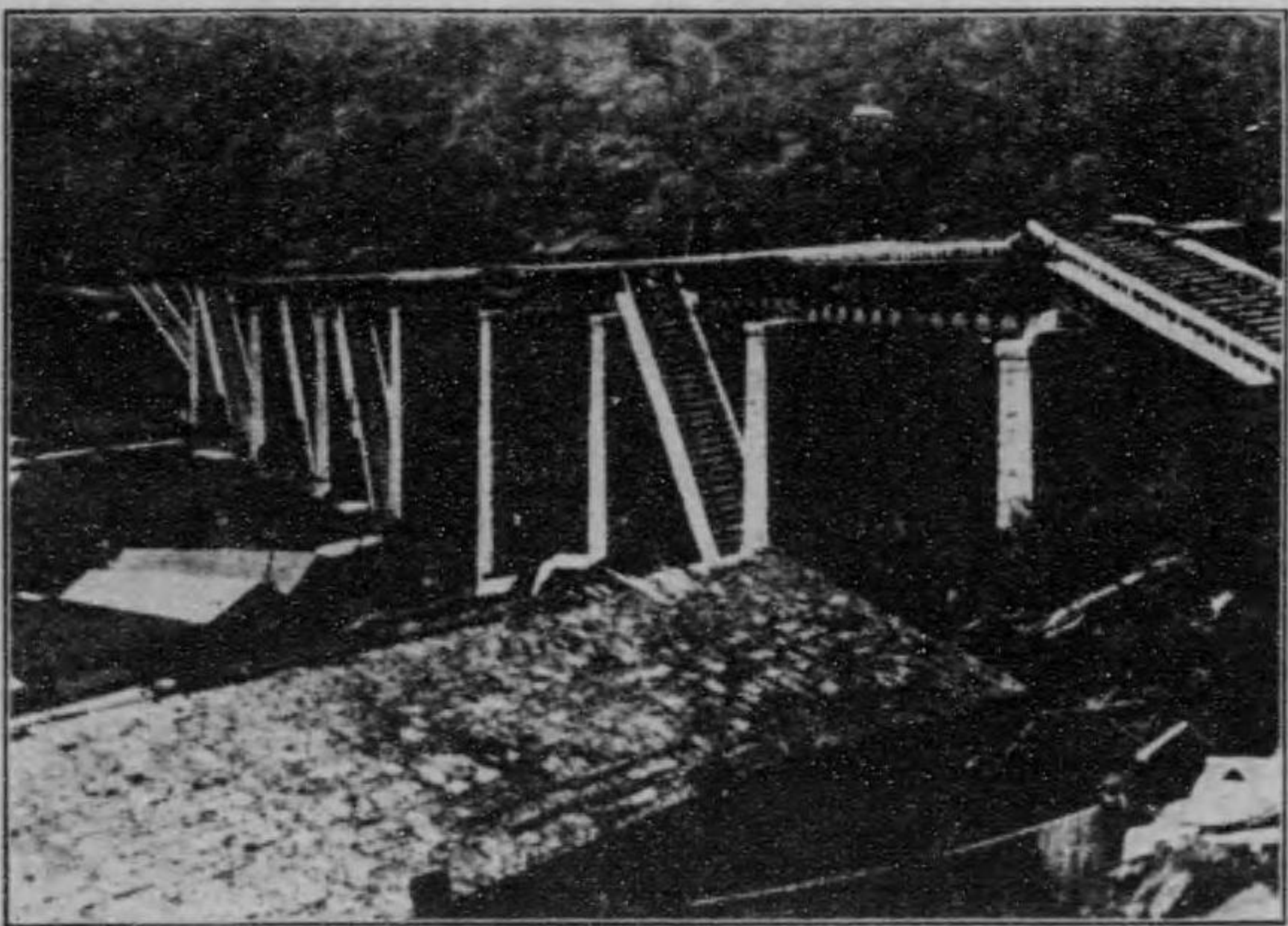
常な移動は、或る場合には唯一回の地動でなつた様に、又他の場合には幾度も重つた地動でなつた様に思はれる。かやうな現象は、あつた強い水平動に大きな垂直動が附隨した（上下動に夫々南北動が附隨したものである）と假定することによつて説明し得る、例へば水平加速度が重力の二分の一で、垂直加速度が重力の四分の一と云ふ風に、かくして小田原では、地震の強度は嘗つて本邦で経験した最高限に達した様に思はれる。石橋村にある鐵道橋梁は複線になつてゐるが七本の桁を有し南十五度西の方向になつてゐるが、何れも南方に移動し、従つて北端が落下して梯の様に他の端に引懸つてゐた。橋脚の中には土臺が破砕されてゐるものもあつたが、上部は各橋梁の西端近くの軸の周りに時針と逆に扭れてゐた（第四圖参照）併し鐵橋の被害の最も酷かつたのは、馬入川の鐵橋であつた。此處では、煉瓦造の橋脚が全部水點近くで折れてゐて、下流の方へ、即ち一層精確に云へば、平均南廿八度東の方へ縦に顛覆してゐた。此處から藤澤迄の場所は重力の三分の一或はそれ以上の震度を示してを、その震動の方向は東京のそれと略々平行してゐた。

鎌倉では、震度は、その場所の地質的構造如何によつて場所々々で違つてゐた、即ち最高度海沿岸近くの沙地で重力の五分の二程の震度だつたらしいし、最低度は第三紀層の地であつた。大佛は南十五度東の側で四十五度だけ沈下し且つその沈下した方へ、三十度程ずつてゐた。山門は反時計の方向に十度廻り、且つ北十五度西の方へ二十度ずれてゐたが、光明寺のそれは北三十五度西の方へ五十度程ずれてゐた。自分は二臺の地震計を据えつけた。即ち二臺の地震強度を比較するために一臺は、神奈川縣師範學校の運動場に——第三紀層の代表地——而してもう一臺は島津公爵の別荘に——沙地の代



表地——据えつけてみて、驚くべき結果を観測して来た。即ち近距離地震の場合には、相互の距離が二、三軒に過ぎぬに拘らず、後者は前者よりも五倍乃至八倍程震動することを。

第四圖 伊豆石橋の鐵道橋梁



房總半島では、北條近傍の沙地地方は、鎌倉の同地質の地と殆んど同じ程の最高震度を示してゐた。此處では移動現象が二三の簡單な家屋に見られたが、三十軒を超えてゐなかつた。主要地動の方向は

半島の大部分を通じて南東——北西であつたらしい。

【二三】 東京市の地盤も亦震度の相違を示してゐた。嘗つて自分は東京に於ける震度分布圖を作製したことがあるが、これは安政二年の破壊的地震及び明治二十七年の半破壊的地震の場合に経験した結果や、地質構造や、住宅地としてのその構成史並に市内或は市の近傍の異なる四箇所での地震計による研究を参考にして作製したものである。今回の大震災後間もなく自分は、この問題を再び捉へ焼失區域をも容れて市内の建築物に及ぼした地震の影響による震度分布を調べて見た。のみならず、市内三十二箇所の地震計観測による比較によつてその現象を研究し始めた(第五圖参照)。これは大變厄介な仕事である、で自分僅か二三の興味ある結果を記するに止める。第一に震度の分布は震動の性質、特に地動波の震動週期によつて異なること、第二に沖積層地特に埋立地は、木野の様な洪積層の地の全く三倍の強さで震動すること、而して第三にこの震度の相違は地動の振幅の相違のみならず、震動の週期の相違——一般に下町の沖積層地の方が一層堅い洪積層地より時間が短い——によることである。

### 火 災

【二四】 既に述べた通り、損害は火災のため受けたものが最も甚かつたのである。東京、横濱、横須賀、小田原及び其他の繁盛な都市は、斯うして破壊されたのである。此の問題に關する統計に付いては、讀者は上掲の災害表によつて討究されたい。

次に自分は、東京の大震災に就いて書き進んで見よう。表に示されてゐる通り家屋の全焼は、東京市内だけで三十六萬六千二百六十

二戸の多數に上り、これが焼失區域は三千八百三十萬平方メートルに達してゐる。而して消防部の調査によれば、大火を引き起すに至つた火元は、總數二百七十五箇所である。最も出火と同時に完全に消し止め

大きな混亂を引き起し、そして防火を殆んど不可能ならしめたのである。而して出火箇所の地理分布は、地震の激烈さの地理的分布と甚だよく一致してゐるのは、面白い現象であつて、即ち火元の多い地域は又甚しく震害を被つた地域なのである。又化學藥品のために出火した數も、決して少くはなかつたことは、特筆すべきことであつて、少くとも全數の五十件はこれがための出火であると當局者は言つてゐる。

第五圖 東京に於ける震度分布圖



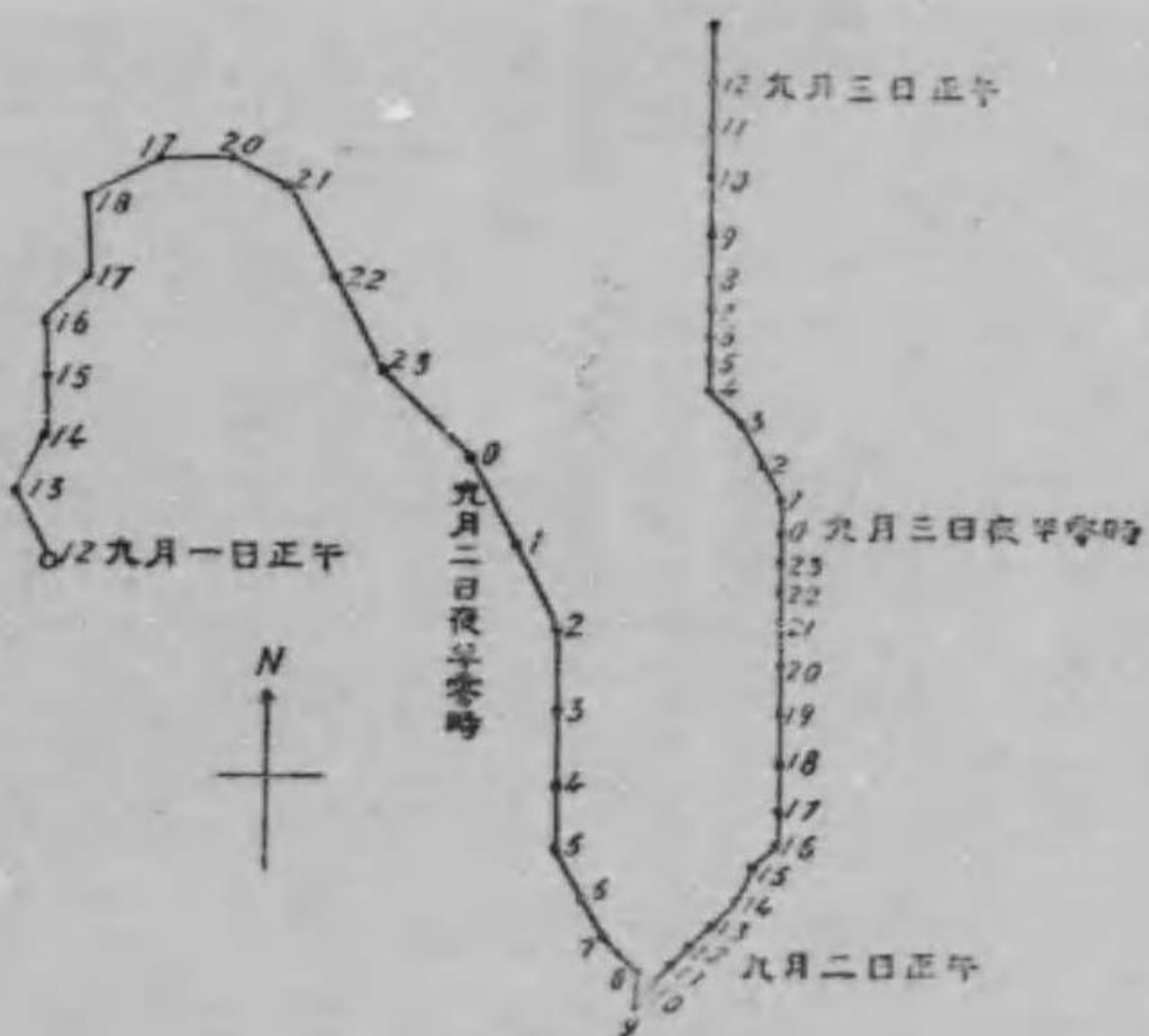
た四十箇所はその數から除いてである。此等火災の或るものは、出火時間に於いて不規則であり間隔があるのであるが、二百七十五箇所は大震後三十分以内に發火したと言はれてゐる。斯して人々の心に

いて記述せねばならない。それは大震災に依つて破壊せられし結果、露出の状態となつた無数の家屋は、甚しく耐火力を失つたといふことである。完全に耐火的であると信ぜられてゐたビルディングすら



も、屋根瓦が落ちたり、又は薔及び外壁が粉碎したりした隙間から侵入して来る火に對しては、その耐火上の安全性を失つたのであつた。市内に於ける倒壊家屋の總戸數は、一萬戸程である。従つて直接

第六圖 大東中東京に於ける風向及風速



圖の一釐は一秒二十米風速を表はす

地震によつて死亡したるものは千人を餘計越えることはかつたらうと思はれるのである。然るに此の數は、此の大震災のために殆んど百倍少くも五六十倍に増加したものであつた。倒壊家屋の大部分は

「最も不幸な且つ凄惨な此の種の慘劇は、現に有名な場所即ち本所に於ける元陸軍の被服廠跡に於いて頗る劇烈且つ廣汎に亘つて現出したのである。此の地は六萬平方メートルの廣さの純粹の空地であつた。さうして附近には、僅か街路一つ隔て、富豪安田氏の庭園が約四萬平方メートルの宏大な地域を持つて存在してゐたのである。」

斯くて、十萬平方メートル即ち二百五十エーカーの土地が此處隅田川の東岸に横はつてゐた譯である。人々は自分等の生命と財産を保つたがために、四方から此處に集まつた。自分等の上に懸て蔽ひ懸る所の災禍も知らずに、此處に避難所を求めたといふことは、人々とつて何と云ふ悲しむべき運命であつたらう。見渡したところ、空所といふ空所は、男、女、子供及び彼等の諸道具で身動きも出来ぬ程一杯になつたのであつた。

九月一日午後四時、火は三方から迫つて来て、只川に面接せる一方を残すのみであつた。窒息さす様な煙と恐しい火焔とは不幸な人々を威脅して、彼等の上に雨の様に火粉を降り注いだのである。突然彼等は、地上の音とも思はれない或る音が、自分等に近づいて来るのを聞いた。天は暗黒となつた。而して凡ゆるものを空中に掃きけ、總ゆるものを火中に掃き入れながら、荒狂ふ旋風が、地を掃つて来るのを見た時、彼等は恐怖と戦慄の極に達したのであつた。旋風は地上を一過した。その時に後に残されたものは、そも何であつたらう。哀れ黒焦となつた三萬五千人の残骸であつた。『此等慘死者の正確な數は、三萬八千五百人だと言はれてゐる。而して僅かに約二千人が此の廣場の南隅に居た爲めに生残つたのであるが、何れも甚しく火傷を負つたのである。』

【二五】地震の強弱の變化は、横濱に於いても同様に觀察され

人々を多數にしたまゝ焼失したのであるが、此の種の死者は決して表に示された様な莫大な總數に達し得る可能性はないものである。次に、自分は市の異つた方面に於いて如何にして多くの人々が死亡したかを明らかにしよう。

先づ第一に地震と火事のために多くの橋が墜落し、避難民をして火焔から逃れしめることを、甚しく困難にしたといふことを記したい。燒失區域に於ける橋梁の總數三百五十三に達する。而して此等の中僅かに六十七が災害を免れ、残りの二百七十七即ちその約八十分パーセントは破壊せられたのである。尙ほ此等の橋の中二百五十六橋は、その橋の上に置いてあつた避難者の家財道具に延焼した火によつて燒失破壊されたのである。此のために數千の人々は、水中に向つて逃れるの餘儀なきに至り、そこで彼等の多くは溺死したのであつた。

大災の勃發後直ちに比較的危險の少ない地域に居た人々は、燒失しつゝある區域の空に當つて怪雲の渦巻き上るのを觀察したのであつた。此の怪雲は氣象學者が呼ぶ所の積雲の一種である。斯かる積雲は陣風を導き、或は旋風を惹起する原因になると言はれてゐる。事實旋風が各所の町々に於いて觀察せられたのであつて、それがために火焔をして益々勢を増さしめ、さうして避難民の間に此處彼處悲しむべき光景を惹き起したのであつた。これが最も著しい一例は、最初市の北隅、隅田川の右岸に於いて現出したそれである。此の旋風は隅田川の西沿岸を一掃して、兩國橋附近で川を横切り、そこに世界が未だ嘗つて經驗しなかつた慘憺たる光景を呈出したのである。自分は今此處に、汎太平洋俱樂部の會合の席上に於いてなされた中村清二教授の演説を引用することは敢へて不當ではあるまいと思ふ。

る。伊勢崎町の如く低地にある部分は、震動の程度は重力のまゝにまで達したのであるが、山の手の洪積層の所では重力の $\frac{1}{10}$ から $\frac{1}{20}$ にしか達してない。柔い地盤に於ける損害の大きいのは、又その地の不規則な沈下に基づくのであらう。

【二六】最後に、第三紀層に依つて被はれてゐる房總、三浦、伊豆等の半島に於いては、其地が非常に震源地に接してゐるにも拘らず震度が比較的弱かつた——重力の $\frac{1}{10}$ 乃至 $\frac{1}{20}$ ——と云ふ事實は注意すべきことで、鎌倉に於ける相異つた二つの地震觀測所が、觀測の結果示してゐる様に、岩石層は地震波に對して甚だ抵抗力のあることが了解されるのである。

【二七】陸地及海底の地形變化。三浦及び伊豆半島、又房總半島の南部及び相模の西南山間に無數の甚しい山崩れがあつた。而してその中最も怖ろしいのは、伊豆の東部に位してゐた根府川全村を埋没したところの山津浪である。(第七圖參照)然しながら此の種の最も顯著な現象は、被害地域の海岸に沿つて示された土地の隆起である。陸地測量部によつてなされた水準測量は、次の結果を示してゐる。

- (1) 東京市に於いては、五柳位の降下が隅田川の西部にあり、東部に於いては三十八、二十八又は三十五厘の降下である。
- (2) 房總半島に於いては、一般に隆起を生じ、即ち船橋に於いて八厘、千葉附近に於いて十一厘、八幡附近に於いて十五厘、木更津附近に於いて三十二厘、富津附近に於いて六十九厘、佐貫附近に於いて九十一厘、竹岡附近に於いて百二十一厘、勝山附近に於いて百三十四厘、北條附近に於いて百五十七厘、九重附近に於いて百八十二厘、鴨川に於いて九十九厘、小湊に於いて五十一厘の隆起である。



る。  
(3) 東京の南部に於いては、隆起は川崎附近に始まつて、次の如く續いてゐる。横濱附近十種、藤澤附近七十五種、鎌倉に於いて八十

第七圖 (根府川の山津浪) 上流より根府川村立地を望む 鐵道橋脚一基淋しく残る



五種乃至九十種、三崎の油壺檢潮所に於いて百三十九種である。  
(4) 藤澤から西部、又更に海岸に沿つて西南地方は、土地隆起は次

の如くである。茅ヶ崎に於いて百五種、大磯に於いて百八十二種、梅澤附近に於いて二百一種、國府津附近に於いて百八十八種、小田原附近に於いて百二十一種、眞鶴附近に於いて七十二種、熱海附近に於いて十種、網代附近に於いて十四種、伊東に於いて五種である。  
上述の結果は、陸地測量部の構内に於ける基準點が何等の變化を受けなかつたといふ假定の下に論述せられたのである。然し若し油壺の檢潮所に於いて示された高度を標準的のものとして見るならば、それは約五種の降下を受けてゐる様である。

【一八】 陸地の斯様な隆起に比較して、全く驚異に價するものは、海軍水路部の精密な測量に依つて發見せられた相模灣海底の變化である。降下の面積及び容積は夫々七百平方軒及び五十立方軒に達し、隆起の面積及び容積は夫々二百四十平方軒及び二十立方軒に達してゐる、而して此の結果は、東は銚子より西駿河灣に至り、北は東京灣より南三宅島に亘る間の地域に於いて、八萬三千二百八十六箇所で測定されて得られたものである。又これ等は殆んど大正九年の一年間に於いて行はれた前の測定の結果と比較して得られたものである。時日の相違から来る潮流、及び氣象上の擾亂に就いては勿論注意して訂正されたのである。然し此の結果に就いては更に一層の精査が必要であらう。

【一九】 最後に、自分は斷層線に就いて數言を費さねばならぬ。相模灣の中心海底に一大斷層が出来たであらうといふことは、未だ發見されたのではないが、肯定し得る事である。これとは別に二つの第二次の小さい斷層が發見されてゐる。一は三浦半島の長澤附近に於いて北六〇度西の方向に走つてゐるもの、他は房總半島の那古附近に於いて東微南の方向に走つてゐるものそれである。(第八

圖参照)その斷層は各々約二軒に亘つてゐる。然し最高頂の地之りは、僅かに一米に過ぎない。(山崎教授は横濱附近に他の一つの斷層を發見したと云はれてゐる。)

第八圖 房州郡古附近に於ける稻川の斷層



【二〇】 津浪。嚴正な科學的意味に於ける津浪は、日本の太平洋岸にのみでなく、太平洋の彼方に於いても亦觀察されたのである。然しながら津浪によつて惹起された災害は、左に示す通り相模灣に面する二三の海岸地方に止まつてゐる。

・熱海(高サ十二米)、伊東(高サ八米)、網代(高サ八米)及び相の濱(高サ九米)である。これ等の地方に於いては、津波によつて幾何かの家屋、船舶が洗ひ流され、幾何かの人命と家畜とが失はれた。大島の北岸、三浦半島の南岸、鎌倉江之島間の海岸等、夫々約八米、六米、四米の高さの津浪に襲はれたのであるが、甚しい損害は受けなかつた。館山觀測所の觀測によれば、第一震後數分にして、浪は退いて前の水準より約六米程も低下し、更に五分後には、前の水準面よりも二米程上騰し、次の十五分間には再び三米低下の退潮となり、更に十五分後には一米の高さの上潮となり、斯くして浪は次第々々に少くなり、午後二時以後は遂に觀測することが出来なくなつた。茲に第一震後間もなく新しい水準は、前の水準よりも一六米程低下したといふ事實は、注意すべきことである。

津浪の高さは、一直線形の海岸では左程大きなものではない。然し津浪が次第に淺瀬に近づき、そしてV形に入込んだ港灣に入るに従つて増大するものである。池田理學士の觀測によれば、熱海に於ける津浪は、あの半島の兩方の岬に於いては、高さ僅かに一・五米であつて、北側の岬と熱海港の隅との中間に於いては、三米であつたが、隅に於ては、實に十二米の高さに達したとのことである。同氏は又網代、相の濱の兩港に於いても同様の觀察をされてゐる。

【二一】 池田學士の更に興味ある一研究は、浪の膨張して行く方向に就いての研究である。熱海では、津浪は東北東より押寄せて来て、東南東に退いたのである。即ち同地方の南部を除いて、津浪は主に反對の方向に退いたのである。網代港では北東より押寄せて、東方に退いたのであつた。相の濱は西方から押寄せて来て、その北部では反對の方向に、その西部では南方若しくは西南方に退いたので



あつた。これ等浪の膨脹の姿を海底の變化の地圖と比較して見ると、津浪が何處から押寄せて来たかを知ることが出来ると共に、その附近の海底に著しい隆起の起つた地域のあることを知る事が出来る。斯くして今回の津浪は、海底の隆起若しくはその傾斜の度合に基づくものであつて、それ等の著しい低下は、津浪を起すといふ點から見ても、單に元の水準以上に水嵩を増すに過ぎない様に思はれるのである。

大島に於ける或る住民は、その西岸に於いて第一震後間もなく二つの津浪が一は北から、一は南から押寄せて来て、互いに正面衝突をしたのを見たのである。これは伊豆と大島の間の海峡を横切つて、北部に起つた隆起と南部に起つた低下とを示す上記の地圖に照らして見ると、容易に了解され得ることである。

### 震原と震動地帯

【二二】 自分は已に地震の諸現象に就いて論述して来たが、其の關係上更に問題として、地震の起る實際の原因を考へて見よう。相模灣の中心に於ける海底の甚しい隆起と降下とは、此の地域がその附近に於いて或る程度の激動のあつた位置であることを示すものである。既に上述した如く、隆起と低下の地域の境界に沿つて、若しくはそれを横切つて生じたと思はれる一斷層線は、その中に震動の中心點を含んでると云へる。歪力の方法に就いては、既に自分の見解を述べた通りであるが、其以上は更に達識な人によつて、此の問題に關する更に合理的な説明の發表せられんことを望んでゐる。

【二三】 今度は此の大地震が起つた地震帯に就いて考察して見よ

う。大正十二年九月一日、元祿十六年十一月二十三日、大正十二年九月一日に起つた三大破壊的地震の中心地域は、それ等自身一つの連續的を構成地帯を構成してゐるのであつて、此の地帯は明らかに日本の太平洋岸に沿つて起つてゐる大地震帯の一部を爲してゐる様である。或る地質年代本州は、現今富士火山脈の横はつてゐる線に沿つて東南から水平動を受けたことは、明かに認められるのである。従つて此の線を横切る地震帯は、北方に向つて壓迫を受けたものである。

### 副原因と前兆

【二四】 此の地震に伴つて起つた副原因と前兆とは、次に擧げることが如く實に多數である。即ち井戸水の減退、多くの間歇泉の異狀の噴出、北東日本に於て北陸道から金華山方面に沿つて現はれた低氣壓及び震域の北部に現はれた副低氣壓の進展及び其他である。

【二五】 又一つの注意すべきことは、災害の起る以前に於いてその根本的原因が存在してゐたことを示す幾何かの證據があつたことである。一は此の所屬地震帯の近來非常に活動的であつたといふこと、他は此の地震帯に徐々になつて起つてゐた隆起である。

前者に就いて論述することとして、先づ同地帯に起つた多くの大地震を列擧して見よう。それは即ち次の通である。

### 大平洋地震地帯に於ける近來の大地震。

NO	大正年月日	震源地	注 意
1	7. 9. 8.	沖 鳥 島	津 浪 を 伴 ぶ
2	8. 5. 3.	沖 陸 津	
3	10. 6. 2.	沖 南 岸 津	
4	10. 6. 22.	沖 南 津	
5	10. 10. 12.	沖 南 津	
6	12. 2. 2.	沖 南 津	津 浪 を 伴 ぶ
7	12. 3. 22.	沖 南 津	津 浪 を 伴 ぶ
8	12. 4. 14.	沖 南 津	
9	12. 4. 7.	沖 南 津	
10	12. 4. 27.	沖 南 津	
11	12. 6. 2.	沖 南 津	

最後に記録した地震は注意すべきものである。此の地震は十二の前震を伴つた地震であつて、その震動の全振幅は本郷に於いて六・六種に達した程の強震であつた。さうして九月一日の此の破壊的地震の位置から、二百五十軒の距離に於いて同じ地震帯にその震原を持つてゐたのである。

今回の地震には著しい前震はなかつた様に思はれる。單に數回の震動が八月中に本郷で観測されたのみであつて、それは次の通りである。七日に無感二つ、十七日に無感二つ、さうして二十四日に微震

一つである。而してこれ等は全部相模灣附近に震原を持つてゐたものである。

【二六】 土地の漸進的隆起は、三崎の油壺に於ける檢潮所の記録に明かに示されてゐる。此處に於いては、一年間の平均した海面水準は、大正九年から十二年に至る間漸進的に低下して居つた。然るに陸前鮎川、能登輪島、紀伊串本に於いては反對に動き、而も此等三箇所互いに平行する状態にあつた。これは油壺附近に於いては、土地が三崎と串本との兩檢潮所で測られた結果に見てその差だけ隆起したことを意味するものである。而してその差は十二種に達する。

更に昨年度に於ける月々の平均も亦同様の傾向を示してゐる。即ち災害前二箇月間に約八種の隆起を示してゐるのである。然しながら此の結論は氣象學上の原因といふ點から見れば、幾何かの訂正が必要である。

### 餘 震

【二七】 これまで種々の調査方法によつて研究された餘震は、震域狭小で簡單な場合のみであつた。然しながら今回の場合は全然異つてゐる。地震の中心地域は非常に廣かつた。のみならず、又同じ地震帯に屬するも一つの獨立した大地震が翌日起つた。さうして兩者の餘震が各々混合し合つたのである。故に自分は地震地方を次の三つの地方に分つたのである。(第九圖参照)

- イ、主なる地域として相模灣及び相模地方を含む地域。
- ロ、房總半島及び其の東西方。
- ハ、利根川流域。
- ニ、東京地方。



斯うした分類は次の様な理由に基くのである。  
 (1) 九月一日と九月二日午前十一時四十七分の破壊的地震は、その大きさは殆んど同等であるが、その震源地は全く異つてゐること。

(2) 餘震の分布は、房州系と相模系とは地理的に全然明かであること。

(3) 主要餘震の分布は、二系統とも時間上に於いてもよく判明してゐること。

(4) 利根川流域に發生した地震は、嚴正なる意味に於いては、餘震とは云へないけれど、自分は便宜上廣い意味から見て餘震と見る。

(5) 大正三年より十一年に至る東京附近に起つた地震の地理的分布は、非常に今回の餘震の地理的分布と類似してゐる。而して此の關係は多分其の舞臺の地質上の構造に基づくのであらう。

(6) 東京附近のは極めて局部的のもので、程度が他のものと全く違つて居る。  
 終りに附加した二つの表は上述の見解に基づいて作製されたものである。

自分は、餘震の變化曲線は其勢力の變化を表はすものとして取扱はるべきものと思ふのであるが、その研究をする時間を有しなかつた。暫く他の機會を待つことにし

關東地方に於ける破壊的地震と其の主なる餘震  
 (東京に於ける観測)

番 號	月 日	發震時刻 時分秒	繼 續 時 間			最 大 動		震 原 地	
			初期微動	主要部	總震動	大サ	週 期	經 度 東	緯 度 北
1	9.1	2 58 44	12.4	10	140	88.6	1.35	139 21.8	34 58.6
2	1	3 01 49	9.7	5	?	69.7	2.0	139 28.7	35 10.7
3	1	3 17 47	13.0	1.5	5	4.8	2.4	139 17.7	35 02.7
4	1	3 21 00	7.2	1.2	7	48.0	1.2	139 19.0	35 25.0
5	1	3 30 20	6.5	0.2	1	8.5	0.5	140 00	35 50.0
6	1	3 35 48	7.4	0.5	2	7.5	2.0	140 05	35 54.0
7	1	3 40 20	9.1	3	8	39.4	2.0	139 31.7	35 03.8
8	1	3 48 03	13.3	3	20	57.6	2.0	139 23.4	35 09.7
9	1	4 58 32	12.8	2.5	30	6.1	1.7	140 20.2	40 00.5
10	1	5 22 49	12.9	3	60	21.2	1.5	139 32.1	35 07.5
11	1	7 38 21	12.0	3	15	59.3	4.0	139 00.0	35 20.0
12	2	2 46 55	13.2	4	100	69.7	2.3	140 23.0	34 45.0
13	2	5 10 21	6.4	1	20	9.1	1.2	140 00.0	35 32.7
14	2	9 27 04	11.3	3	20	57.6	2.6	140 32.0	35 27.6
15	2	9 49 02	12.0	3	20	9.1	2.3	140 37.5	35 23.8
16	2	13 09 29	17.0	2.5	30	45.5	4.6	139 42.2	34 07.0
17	2	14 16 46	12.3	2.2	20	9.1	1.5	139 27.5	35 14.1
18	2	8 24 03	15.0	3	80	23.0	2.3	139 28.3	34 40.7
19	10.3	15 54 29	11.1	1.3	30	10.2	0.8	139 04.6	35 18.6
20	5	13 05 46	9.3	3	30	3.7	0.8	139 07.3	30 24.6
21	11.4	20 45 51	7.0	1	20	15.0	0.5	139 20.0	35 31.8
22	2	2 33 52	8.8	2	10	7.8	0.8	139 29.4	35 15.4
13年									
23	.14	20 50 24	10.2	4	60	59.0	1.8	139 16.5	35 23.2

第九圖

大正十二年九月東京に記録せられたる地震及び主なる餘震の震原分布圖



よう。



東京本郷に於て感じたる大震後毎一日の地震數

地方 震度 期間	A (相模方面)				B (房總半島方面)				C (利根川流域)				D (東京附近)			計
	III	II	I	計	III	II	I	計	III	II	I	計	II	I	II I	
1	26	41	119	186	1	5	16	22	2	2	7	11	2	16	0	237
2	2	0	13	15	2	6	45	53	0	1	4	5	0	18	0	91
3	0	2	11	13	0	0	15	15	0	0	2	2	1	34	0	65
4	0	0	10	10	0	0	12	12	0	1	3	4	0	9	2	37
5	0	0	12	12	1	0	10	11	0	0	0	0	0	7	1	31
6	0	0	8	8	0	0	5	5	0	0	1	1	0	11	0	25
7	0	1	5	6	2	0	8	10	0	0	1	1	0	12	0	29
8	1	0	3	4	0	1	9	10	0	0	1	1	0	10	0	25
9	1	0	6	7	0	0	7	7	0	0	0	0	1	10	0	25
10	0	0	1	1	0	0	5	5	0	0	1	1	0	6	0	13
11	0	0	4	4	0	1	4	5	0	0	0	0	0	7	0	16
12	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	0	0	0	4	0	9
13	0	0	2	2	0	0	5	5	0	0	0	0	0	7	0	14
14	0	1	1	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	3	0	7
15	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	1	1	0	4	0	9
16	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	0	0	0	5	0	10
17	0	1	0	1	0	0	2	2	0	0	1	1	0	4	0	8
18	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	9
19	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	3	0	9
20	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	4
21	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	4	0	6
22	0	0	1	1	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	0	5
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
24	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
25	0	0	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	3	0	6
26	1	0	5	6	0	0	1	1	0	1	1	2	0	3	0	12
27	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	7
28	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	4
29	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
30	0	0	1	1	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	5
計	31	46	224	301	6	13	171	190	2	7	24	33	4	190	3	721

備考 震度……IIIは全振幅三耗以上 IIは同一耗以上 Iは同一耗未満の有感震度  
 期間……九月一日正午を起點とし以後二十四時間毎に一日を區畫す

# 大正十二年關東大地震

## 序論

この地震に就ては世間に種々の名稱が起りました、或は大正大地震とか、關東大地震とか、或は相模洋大地震とか稱へられましたが、私はこれを大正十二年の關東大地震又は略して關東大地震と申し度いのです。その理由は後に述べますやうに、この地震は關東地方に大關係を有つて居りまして、相模洋の地變は寧ろその一部分と考へ度いのであります。又大正大地震と申しますと、今後大正年代に大地震が無いと云ふ事でありませば差支へありませんが、望ましい事ではありませんが、彌長く榮え行く大正の聖代に大地震がこれ切り起らないとは云へませんから、大正大地震と云ふ名は遠慮しなくてはなりません。そこで私は關東大地震と申して置きます。

この大地震は、不幸にして今まで經驗された大地震中一番に文化の中心に起つたと申して良からうと思ひます。勿論昔は大地震が大都會を襲つた事は度々ありましたが、今回の如く科學的に武裝された地方に於て起つた事は珍らしい事でありませぬ。従つて地震の起した被害に至つては、申すまでもなく多大でありましたが、同時に地震の眞相を明かにするには稀に見る好機會であ

理學博士 中村 左衛門太郎

つたと思ひます。それ故私共はこの際一人でも多くの人がこの地震に就て記して置いて下さる事を望むと共に、事情の許す限り多くの地震研究者の出つる事を祈る次第であります。

斯かる大地震の眞相を傳ふる事は一朝一夕の業ではありませんから、今日私はその眞相を述べる等と申す野心を起す事は致しません。單に今日私が考へて居る處、今日私が知つて居る處を述べさして頂かうと思ひます。

今日まで私が書きました事と、この文中の事と若し相反する事がありましたならば、この文中の方が新しい考へでありまして、又今後に於て書く事がこの文中にある事と違つたならば、それだけ私の考へが又變つたのであると考へて頂きます。これは今日研究の半途にあるのですから止むを得ません。

【大震災の前兆】 從來大地震後の問題は、人々の注意が深くなるので記録されたものが多數ありますが、大地震前の事は充分の調査がありません。又あつても多くは記述が不確でありまして、大地震に必然的に伴つた事件であるか何うかを確める事が困難であると云ふ事と、一にはそれらの所謂前兆と地震とを結び付ける理窟を考へ



る事が、六箇敷いと云ふ事の爲めに、古い記録は兎角學者間に閑却されて居つた傾がありました。

然るに今回の地震に於ては、地震に先つてその前兆を記録し得たと云ふ事を特筆し得る事は、喜びに堪へない事でありませう。

即ち七月下旬に於て、品川の獵師町で井水が急に濁れたが、大地震の前兆ではないかと云ふ端書を私自身受取りました。

當時私が今日の様に地震に就て切な考へを持つて居りましたならば、或はこの事に就て多少の警告を發し得たかも知れませんが、當時私は燒岳の噴火を調査する事に没頭して居りました爲め、井水に關しては同僚田代氏に依頼して調査して頂きました。

その結果井水の濁れたのは獵師町の一部であるとの報告を得ましたので、局部的に地下水の變化が起つたのであらうが、原因が解り兼ねて居りました。

當時直ちに公表致しましたならば、一時人心に悪影響を及ぼすと云ふ様な非難を受けたかも知れませんが、必ずや以下述ぶる様な事實が相次いで各方面から報ぜられ、幾分か事の真相に接近し得て危険の豫知が不可能で無かつたと残念に思つて居ります。

即ち地震後の調査によりますと、この井水に變化があつたと相前後して、東京近郊即ち龜戸、瀧の川等の地方でも井水の濁つた處がありました。又前記の井戸から西方數町を距つた品川町の中で、御殿山の下にある春雨庵と云ふ寺の井水もその頃から臭氣を帯びて來まして、飲料とならなくなりました。

又鎌倉町でも、厚木附近でも同様な事があつたと云ふ事です。この外更に著しい現象は、甲州山中湖の水が又六七月の頃から濁り始め、十月頃まで濁つて居たと云ふ事です。

此等の事件は或は偶然の一致であるかとも思はれますが、品川の井水は地震後直ちに湧き出しました、山中湖の如きは翌大正十三年一月十五日の地震に際しても前日その水面四分の三位濁りました。更に地震前日に至りまして、熱海では間歌泉(大湯)が常の二倍以上も永く噴出しました。これは確實な記録がありますから最も信頼し得る事でありまして、同温泉は地震後數分にして急に大噴出を始めた。

地震當日朝に成りまして、箱根堂ヶ島の湯も濁りました。又東京附近で蒲田では池で魚が澤山に獲れたと云ふ話もありました。山中湖でも同様でした。又地震の前に深海魚の浮游を見た人もありました。

何れにしても珍らしい事が東京以西相模方面で相次いで起つて居ります事は、注意すべき事實です。

【地震前の地變】地震の前兆らしき以上の様な事件は、既に地下に於て二箇月位以前から變化が著しく成つて來て居た事を示すのでありませう。これらの變化は起震力の蓄積を示したのでありまして、その起震力とは何う云ふものであらうかと云ふ事は、容易に決定し難い事ではありますが、次に述べる事實はこの問題に多少の曙光を投ずるものと思ひます。

相州及び房州沿岸の人々は、近事潮位が高まり海濱が次第に蠶食されて行つた事を談つて居ります。小田原町役場にある明治十年の地圖によりますと、現在防波堤のある附近は町の中でありまして、その外に一條の道路が畫かれてあります。

更に明白な事は、三崎の油壺にある陸地測量部の驗潮儀の記録であります。それによりますと、年々の潮位は次の如く次第に高まつて來て居ります。

潮位 144 155 178 62 54 87 61 51 59 29 31 9 13 5 5 14 22 31 38 27 44 5 17 22 64 43 20 14

年治 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 正 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

即ち潮位は次第に高く、従つて陸地は次第に低下しつゝあつたのであります。

然るに地震の後に於ては此等の地方は一時に皆隆起しました。房州富崎村にある古圖では、元祿十六年の地震前には、海岸が今より約二十尺も低く今住宅地のある附近に港があつた事にたつて居ります。その地形は今日でも明かに見えまして、陸地がこの他にも屢々段階を爲して隆起した痕跡を認められるのであります。

又伊豆山温泉は地震後一時止まりましたが、それは水位が下つた爲めでありました。

その爲めに湧出口を切り下げました處、下の方から古い種材料かと思はるゝ松板を發見したさうです。

これは恐らく古い湧出口の高さを示すのでありませう、若しさうとすれば、伊豆山の湯は地震前には次第に増加して來たのでありませう。それが地震と共に又減少したと考へられます。

又熱海の間歌泉は次第に弱くなつて近年は殆んど死滅に近かつたのでありましたが、地震と共に噴出し始めました。その後次第に衰へて行きます。

これらの事實を綜合して見ますと、一口に云へば地震の時と平時とは、地盤の變化が逆であると云ふ事になります。

須田琬次氏は、この度の地震では餘震と本震とに及ぼす氣壓の影響が反對であると云つて居られますが、これ等も同様の事を裏書

して居るのでは無いかと思ひます。

【地震の模様】扱前記の如き地變が既にその極限に達しました時に於て、地殼はそれ以上の變形を受くるに堪へなくなつたものと思はれます。

遂に大正十二年九月一日午前十一時五十八分三十五秒頃小田原野の中間附近に於て先づ破綻を起しました。而してその深さは約六十六尺よりは浅くあつたらうと思ひます。

この破綻が起ると共に、その破口は上方及び南東方へと進んで、遂に相模洋中に表はれて來ました。然し地表に所謂斷層が露出したかと申しますと、それは海底の事で分りませんが、大正二年頃までの測量と地震後の測量とを比べて見ると、大體に於て相模灣北東岸に近い處は浅く成り、相模洋中央部から南部は深く成つたと云ふ事が發見されました。その浅くなり或は深くなつた高さは大きい處では二三百メートルに達しました。

勿論この思掛けの變化の中には、明かに傾斜地に起つた地盤であらうと思はれるものも多いが、それらを取り除いても尙ほ五六十メートルの變化は認められます。

然しその變化は、それだけの斷層として現はれたので無い事は前述の通りで、僅かに地面が傾斜したに過ぎないのであります。

この地變の影響を受けて相州及び房州一帯の地は多い處で二メートル位隆起しました。

それと同時に、温泉や井戸水に變化が起つた事は勿論で、熱海の間歌泉はその後一週間位噴出を續けましたし、熱海ではその他に清



左衛門の湯、青木湯附近其他に澤山の新湧出口を生じて湧出を續けて居ります。伊豆伊東にも新しい湯が湧出しました。又湯河原、古奈、長岡等の湯も一般に増加致しました。又山北の北方にある畑温泉も温度を増しました。

然るに大正十三年の初め頃に成りましては、次第にその状態は復舊しました。又井水等は關東一般各地に於て、異常の減水を來しました。勿論雨量が少なかった事も一の原因ではありますが、地震の影響も多少はあつたかと思ひます。

地震の被害に關しては、今これを省略しますが、今回の地震による死者は約十萬人でありまして、その大部分は焼死者でありました。

この死者の内實際の壓死者が何程かよく分りませんが、假りに東京、横濱等大火災區域の壓死者のその都市總人口に對する割合が、その各府縣の他の部分に於けるものと同じであると假定しますと、大體一萬五千人乃至二萬人が全壓死者となりまして、焼死者は八萬人乃至八萬五千人となります。

【津浪の害】この地震の現象が主として相模洋底に現はれた結果として、津浪がそれに伴うて起りました。

先づ海底の北東部が上つた爲め、三崎から房州方面の水は遠く引き去りました。その反對に伊豆方面では、外洋から陥没區域に注入する水と、房州沿岸から引いた水とが、一時に襲來して、先づ僅かな津浪となりました。この津浪は大島の西岸元村沖で相衝突したとの事でありまして。

この波は熱海伊東以南の沿岸を浸して北上し、小田原附近にて東へ折れ、鎌倉附近に襲來しました。小田原、大磯邊では、單に砂濱を

浸したに過ぎなかつた津浪も、鎌倉附近では著しく浸水して被害が起りました。

伊豆方面でも鎌倉方面でも、第一に襲來した津浪は、餘り高くなかつたが、それが引いた後第二に來たものは遙かに大きく、被害はこの第二のものに因つて起されたのであります。

古來津浪の來る時には必ず先づ水が引くと云ひ傳へられて居りますが、さうとは限らない事であつて、現に大磯や伊東では明かに第一に小津浪が來てその次に水が引いたのです。

この事は今回に限らない。明治二十九年の三陸大津浪の時にも、北海道や三崎等で觀測した結果は、さう成つて居ります。これは海底の運動の模様によるのですから、津浪の前に水が引くと盲信する事は宜しくないと思ひます。

東京灣内でも先づ水は灣口から土地の變動の少なかつた灣の奥へと動いた爲め、東京附近では地震後暫時にして水位が高まり、これに反して横須賀では下つたのです。

今回の地震に於て最も不思議な事は、地變の大きかつた事に比べて津浪が小さかつた事であつて、これを如何に説明すべきかは目下の問題であります。

その一つの説明方法は、測量の結果現はれた相模洋の地變は、今回急に起つたのでなく、地震以前に緩かに起つて居たと考へるので、第二の説明方法としては、地震と共に起つたとしてもそれが餘り急に起つたので無いと考へるのであります。

この内第二の説明方法の適不適は、未定であるが、第一の説明方法は多少都合のよい點もあります。尙ほこの點は後に詳しく述べる事にして各地の津浪の高さを左に掲げます。

津浪の高さ	場所
8.1	州崎濱
7.1	浦賀
0.6	葉山
0.8	坪濱
0.5	海東
5.4	取崎
7.1	子阪路
8.0	
6.5	
4.3	
3.6	
4.6	
0.2	
0.3	
0.1	

【山津浪】俗に山津浪と云ふのは、山崩の泥土が遠方まで移動するものであつて、今回は片浦村、米神及び根府川ではその爲めに多数の人家を埋没せられ或は押し流されました。

根府川のは、その初めには餘り水分は含んで居なかつたやうに思はれるが、根府川での目撃者から聞く處によると、地震後盛に鳴動して數分の後山の方から龍巻の様に砂煙が上り、小さい小舎が吹き上げらるゝを見たとあります。

この人は家が地震で潰れ、(鐵道の橋はこの時川上の方へと落ちたさうです)その下に妻女が潰されて居たので、それを出す爲めに家屋の上に登つて居つた處へ、妻の兄が駆け付けて協力して居りましたが、これを見て妻の兄は避難を奨めて先づ逃れましたが、この人のみは家上に居つて見て居たとの事でありまして。

その内に山津浪が近づくと共に、砂煙で全く暗黒となり、暫くの間何も分らなくなりました。

やがて砂煙の淡らぐと共に、今日見るやうな惨狀は既に現出して居たとの事でありまして。その後三回許り僅かに川底を水多き泥流の押し流るゝを見たとあります。

假りに山津浪の襲來が地震後十分位の後とすれば、平均一分間四百五百「メートル」の速さとなるのであつて、小舎が吹き上げられたのは、この泥流が前進するに隨つてその前方の空氣を排除する爲めに

突風を起した爲めせう。

泥流は白糸川と云ふ川に沿うて下つたのですが、その流れ方は必しも川の流れと一致して居ません。常に川を左右に斜に横斷して流れて居つて、對岸へ衝突した處では、數十尺或は百尺位川底より高く泥土を造して居りますが、その反對の岸では僅かに十數尺の高さに過ぎないのです。

山津浪の小さいものは、この他にも眞鶴驛附近にも起りましたが、幸に遠方までは及ぼしませんでした。

【山崩地域】この外山崩は各所に起りましたが、時に目立つた山崩は、眞鶴附近から箱根山の中央を通つて小山御殿場の中間を經、甲府谷村附近へ引いた一線を西の境界とした箱根及び丹澤山塊西部に多かつたのです。

特に所謂西丹澤と稱する丹澤山塊西部は、至る處山崩を以て覆はれて居りますが、この附近は元祿十六年の大地震にも同様であつたと傳へられて居る處を見ると、この山崩地帯こそ相模洋大地變の北方への連續でありませう。

三浦半島及び房州に斷層線の如き地割が現はれましたが、これらは相模洋大地變に附屬した第二次的のもので、主要なものではないと思ひます。

【地震の強さと震域】地震の強さはこれを記録したものは少ないので、倒れた物等から推定するのであつて、その強さは物體に働いた水平の力をその物體の重さで割つた比を以て示す事にすると大約次の様に思はれます。



地震の強さ	場所	地震の強さ
0.24	天津附近	0.27
0.29	天津附近	0.27
0.24	天津附近	0.28
0.28	天津附近	0.27
0.27	天津附近	0.28
0.27	天津附近	0.15
0.28	天津附近	0.30
0.15	天津附近	0.29
0.30	天津附近	0.34
0.29	天津附近	0.27
0.34	天津附近	0.27
0.27	天津附近	0.15

【地震の強さに就て】注意すべき事は、箱根から伊豆への富士帯火山帯を境として、西方では地震が非常に弱く成つて居る事で、これは今回の地震の性質を知る上に大切な事實でせう。

今回の地震部では○・四位の強さと思はれるが、大凡地面が全く自由に落下したとしても、その垂直に働く加速度は、重力と同じですから、水平の強さが○・三以上となると云ふ事は、先づ地震としては極限で無くとも、極限に遠く無いものであつて、今回小田原附近に起つた位の強さは、今後の耐震の目標とすべきでありませう。

而してこの大地震の時に起るべき最大震度(地震の強さ)は、その地震の震域の大小に依らず可成小區域のものでも、中心では相當強い事があり、又廣區域に互るものでも必ずしも中心の強さが、非常に強いと云ふのでは無いやうです。

次にこの地震が遠方で何の位の感じたかと云ふに、關東南部は烈震であつた事勿論ですが、強震區域は、北は福島附近、西は名古屋附近に及んで居ります。弱震の區域は、西は瀬戸内海中部まで、北は宮城、秋田附近に及んで居り、四國、南部九州、盛岡以北では感じませんでした。須田氏の計畫によると

烈震區域 一八〇〇方里 強震區域 四〇〇〇方里  
弱震區域 七五〇〇方里 微震區域 三七〇〇方里

となつて居ります。

【發震時】この地震の起つた位置は、何處かと云ふ事は後に精しく論ずる事として、前に述べたやうに小田原と秦野の間から先づ起つたと考へ、各地の發震時からこの地震の起つた確な時刻を出して見ると、左表の様になります。

地名	震源距離	發震時	震源に於ける推定發震時
沼津	四五	一一、五八、三九	一一、五八、三三
東京	六〇	四四	三五
熊谷	九〇	四六	三八
筑波	一二五	五三	三六
銚子	一五五	五七	三五
水戸	一六〇	五六	三四
長野	一七四	五六	三二
高山	一九九	一〇	三六
高田	二一五	〇三	四〇
岐阜	二二五	〇二	三一
新潟	二八八	一四	三四
大坂	三五四	二四	三五
神戸	三八〇	二六	三三
石巻	三八〇	三〇	三七
多摩	五〇〇	四二	三三
松山	六〇〇	四二	三三
函館	七一〇	五八	三六
福岡	八一〇	一一、〇〇、一三	三六
鹿兒島	八九〇	一一、〇〇、一三	三六

から、その間に相模洋及び相模灣沿岸には大きな変化があつたと考へられぬ事は無いと思ひます。

その後も餘震の震源の分布と横須賀の潮位とに多少の關係はある様に思はれるから、今直ちにこの事を否定してしまいたくはありませぬ。

【餘震】大地震後に餘震を伴ふ事は既定の事で、不思議でも無ければ恐ろしくも無いのですが、これに就ては注意すべき事があります。

それは従来局部的大地震の時に於て、往々強い地震が二回起る事がありました。今回の地震では一日の地震後、二日の略同時刻に九十九里沖に起つた地震に就て一寸この現象に似たやうな模様を示し、又大正十三年一月十五日朝丹澤山塊東部に起つた地震も異常なものでした。これらは勿論二回以上強い地震が對立して起つたと考へる程では無いのであつて、大體から云へば餘震の一種であつたと思はれますが、從來の考へから見るとその強さと云ひ、震源の位置が餘り距つて居る事と云ひ特筆すべき事件と思ひます。

大地震が起つた後、或る一箇所で感ずる地震の数は故大森博士の研究に依る時は

$$N = \frac{K}{k + t}$$

と云ふ式で示されます。この式の中でkとtとは常數で實測から定むべきものです。Nは時刻を示すのであつて普通に大地震の起つた時からの時間で表はし、都合によつて一時間とか一日とか一週とか任意の間隔を單位として數へます。NはNと云ふ時刻に於て單位時間に起る地震回数であります。

地震後の模様

【地震直後の地盤の変化】地震直後沿岸一帯各地では潮位が急に變つたのは勿論ですが、この潮位は各地共約一週間位で幾分復舊したと云つて居ります。即ち潮位の低く成つた處では幾分高くなり、高く成つた處では幾分降つたと云ふのです。これは地震後の天氣が偶然不定に陥つた爲め、氣壓や風の變動が大きくなつた爲めかも知れませんが、各地同様であるとすれば多少考へて見なくてはならぬ事と思ひます。

海軍水路部では、九月中旬以後斯かる變化はないと發表されたままですが、不幸にして地震直後一週間位の潮位記録は横須賀だけです



今回の地震に就て東京で人の感じた程度以上の地震、即ち有感覺地震の總數に就てkとhとを計算して前式へ入れて見ると

$$y = \frac{96.41}{a + 0.091}$$

と成ります。但しaは九月一日大地震から十日宛を單位として測り、その第一の十日間を零としたのです。この式の計算値と實測とを比較して見ると次の様に成ります。

期 間	a	實測値	計算値	差
9 1-9 11	0	1063	1059	+4
9 11-9 21	1	83	86	+3
9 21-10 1	2	33	46	-13
10 1-10 11	3	30	31	-1
10 11-10 21	4	19	24	-5
10 21-10 31	5	18	19	-1
10 31-11 10	6	19	16	+3
11 10-11 20	7	14	14	0
11 20-11 30	8	16	12	+4
11 30-12 10	9	14	11	+3
12 10-12 20	10	4	10	-6
12 20-12 30	11	10	9	+1

これは地震の強弱に關係なく一回は一回として同等の取扱をしてありますが、實際に於て地震の微弱なものは譬へ澤山に起つても、何等生活に關係はないのですから、強い地震が何回起つたかと云ふ事を定めなければ成りませぬ。それには前記の地震を強さで別けて調べれば宜しいので、その結果は大體左表の様に成ります。

期 間	強震(弱き方)以上	弱震以上	弱震(弱き方)以上	有感覺總數
自九月一日	七	三三	一六八	一〇六三
自九月十日	一	七	二六	一五六
自十月一日	一	五	二〇	一一四
自十月十一日	九	四五	二二四	一三三三

右の回数を各期間に就て有感覺總數を、一〇〇と考へた割合即ち百分率で示すと

期 間	強震(弱き方)以上	弱震以上	弱震(弱き方)以上	有感覺總數
自九月一日	〇・六六	三・一	一五・八	一〇〇
自九月十日	〇・六四	四・五	一六・七	一〇〇
自十月一日	〇・八八	四・四	一七・五	一〇〇
自十月十一日	〇・六八	三・四	一六・一	一〇〇

右表の如く強震(弱き方)以上、弱震以上、弱震(弱き方)以上、の回数は有感覺總數に對して何れの期間でも略同様な比率を保つて居ります。更にこれらの各階級以上の回数が、順次如何なる比を以て減少して行くかを見ると、九月一日より十二月三十日までの總期間に就て次の如くに成ります。

有感覺總數に對する弱震(弱き方)以上の比	〇・一六一
弱震(弱き方)以上)に對する弱震以上の比	〇・二一〇
弱震以上に對する強震(弱き方)以上の比	〇・二〇〇
これ又略一定して居ります。	

それ故大森博士の式を更に擴張して次の形にする事が出来ます。

$$y = \frac{ke^{-at}}{a+h}$$

この式中a、k、hは前の式と同様ですが、Kとaとは新しい常數で實測から定むべきものであり、eは自然對數の根即ち二・七一八と云ふ數であります。又Iは數へ上げた地震の強さ(震度の最低限を示し、微震を最低限とした時即ち有感覺總數を考へる時には一とし、弱震(弱き方)以上の時には二とし、順次一宛増して行く事にします。その場合にはaは何時でも大凡一・〇から一・五に近い數に成るやうです。而してKはIには關係しません。この式が成り立つものとしてKa及びhを定めて前式へ入れて見ますと

$$y = \frac{423a - 1.541}{a + 0.0873}$$

となります。一月十五日の餘震後、私は極度に恐怖して微弱な地震にも恐れを爲す人々の爲めに、一月十五日の地震程のものは今後餘震としては起るまいが、それより弱く一寸驚かざる位のもは大正十三年中尙ほ數回はあるかも知れない故、それだけの覺悟を爲て極端に危険な家屋や築造物に注意するが宜いと話しましたのも、この考へに依つたのでした。この考へは大體實際と一致したと思ひます、不幸にして右の物語は「一月十五日位の地震數回あらむ」と語つたと傳へられ、一時反つて無用の恐怖を起させたのは、全く自分の不行届の爲めで申譯ないことでした。

扱て前式で計算した結果を實測と比較すると次の様に成ります。

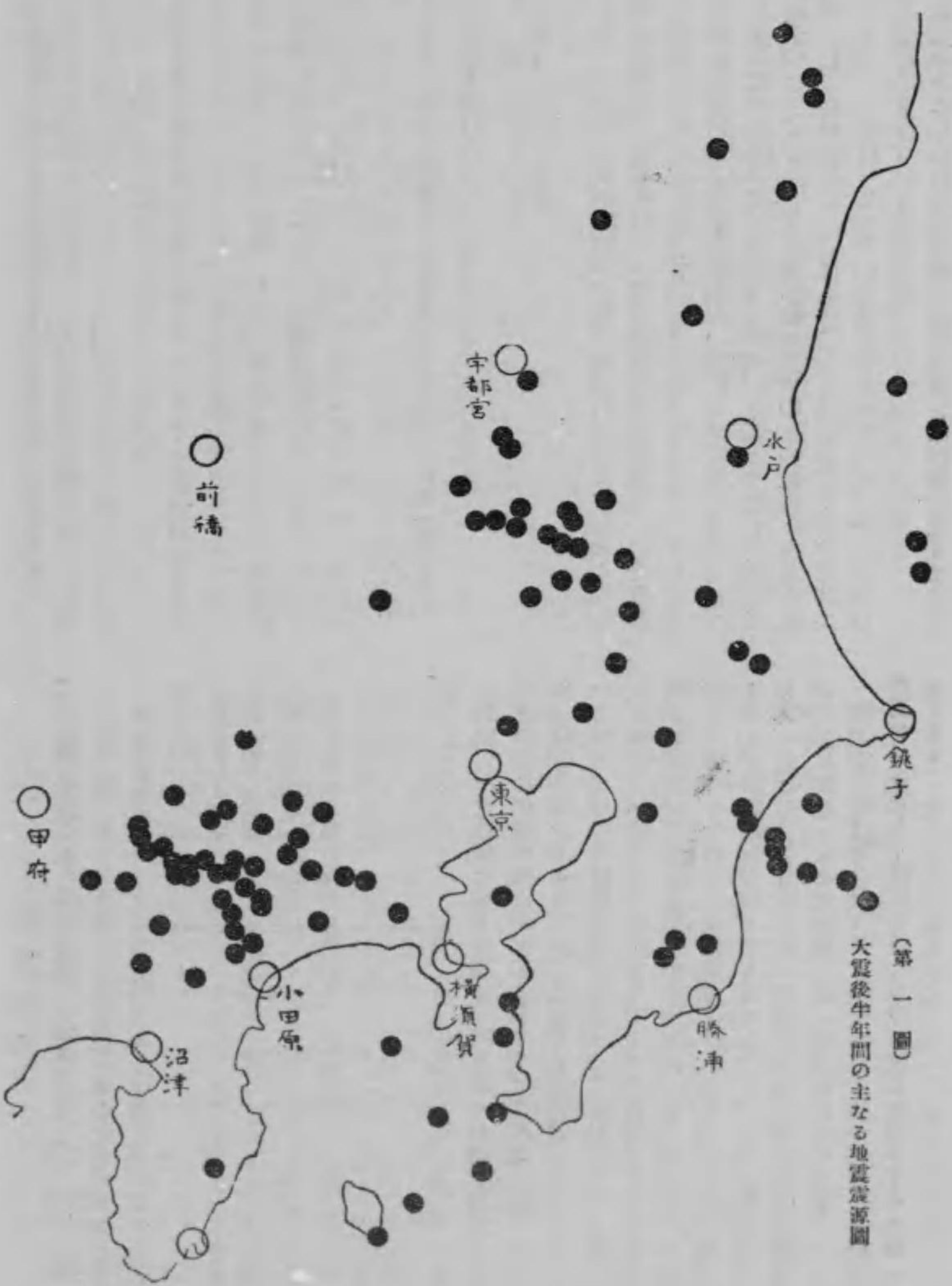
y (震 回 數)

期 間	強震(弱き方)以上	弱震以上	弱震(弱き方)以上	有感覺總數					
9 1-9 11	7	10	33	50	168	159	1063	1063	
9 11-9 21	1	1	4	10	16	88	83	83	
9 21-10 1	2	1	0	3	9	38	46	46	
10 1-10 11	3	0	1	1	7	6	30	31	
10 11-10 21	4	0	0	1	2	4	19	24	
10 21-10 31	5	0	0	1	2	3	18	19	
10 31-11 10	6	0	0	2	3	3	19	16	
11 10-11 20	7	0	0	1	1	3	14	14	
11 20-11 30	8	1	0	2	1	4	2	16	12
11 30-12 10	9	0	0	0	0	1	2	14	11
12 10-12 20	10	0	0	0	0	1	2	4	10
12 20-12 30	11	1	0	0	0	2	2	10	9

此處に一言注意を要する事は、以上述べた處で弱震とか強震とか云ふのは如何程度強いかと云ふ事です。これは名稱が宜しく無いから一般の誤解がありますが、此處で云ふ弱震と云ふのは、被害が無いと云ふだけで普通には強い地震として時計が止つたり、氣の速い人々は戸外へ逃げ出す位のもです。又弱震(弱き方)と云つても相當の地震です。強震(弱き方)と云へば、既に物が倒れたり棚から物が轉け落ちる位の事も或は起る位のものに成ります。若し單に強震と云へば家屋に被害のあるものであつて、古い家等は時に潰れるかも知れません。今回の地震で東京の山の手等は強震と烈震との間で、まあ烈震へ入れて置かうかと云ふ位のもです。

次に大地震後六箇月間に關東地方に起つた主なる地震の中で、震源を割合止しく決定し得たものゝ分布を圖示すると第一圖の様に成ります。





【第一圖】大震後半年間の主なる地震震源圖

【第二圖】潮位異常と地震



【潮位變化と地震】 地盤が大地震で變化したと云ふ事は前に述べましたが、その後の地震に伴つて地盤に變化があるか何うかと云ふ事が問題ですから、横須賀の潮位と地震との關係を前掲の地震中九月乃至十一月に起つたものに就て調べて見ました。その結果は潮位を最も變化させるものは氣壓で、風も影響する事が分ります。それ故に潮位と地震とを比較する事は、不都合である事が知れました。若しさう云ふ様にして關係を求むれば、寧ろ地震と氣壓との關係を調べる事と同じに成つてしまひます。

そこで氣壓や風の影響を出来るだけ除いた残りを潮位の異常と名付づけ、これと地震との關係を出して見ました。その結果の一は、第二圖に示すもので、斜線を施した部分からは横須賀の潮位異常が正の時、即ち氣壓や風の影響を考へても尙ほ潮が高すぎる時に地震が起り、その他の區域からは潮位異常が負、即ち潮が低すぎる時に地震が起つて居ります。黒點は震源を示したのです。

この圖で見ると、横須賀で潮が高過ぎた時、即ち三浦半島が低下した時は、關東平野南部附近から地震が起り、これに反した時、即ち三浦半島が隆起した時には、酒匂川流域相模洋及び九十九里濱鬼怒川流域等の様な有力な地震帯から地震が起つて居ります。然し實際何程以上とか以下とかに潮位が成つた時に地震が起ると云ふ様な簡単な關係はありません。この關係は潮位に對する氣壓や風の影響が大きく且つそれを取り除く事が困難な爲め、一回一回の結果に多くの信用を置く事が出来ないのは残念です。

【地震と氣壓傾度】 大震後の地震に就て氣壓の影響を調べて見ましたが、その結果は氣壓傾度（即ち地面に沿うて氣壓の變化して行く模様）との關係が可也密接である事を知りました。



即ち相州から相模洋で起つた地震は、氣壓が北西の方へと高く成つた時に大部分起つて居て、その他の場合に極めて小なく、僅かに全體の七分の一に過ぎません。房總半島でも同様の傾向がありますが、鬼怒川流域の地震に就ては、これと直角に南西へ向つて氣壓が高くなる時に多いのです。

これは地質構造と關係して居るのでせうが、未だ明瞭に分りません。  
**【地震の原因】** 俗に震源と云つて居るのは、地震の勢力の源と云ふ漠然とした考へでせうが、然しそれは遠方で見られた話であつて、見當も付き難いやうな大きな地震の勢力が一點から出て來たと考へる事は悪いに定つて居ります。これが外國に居て見た時震源は日本近海であると云ふ様な事を云ふ時には差支へないとしても、現在破壊せられた地帯の上に居つた者に向つて、震源が相模洋であるとか丹澤山であるとか云ふ事は馬鹿氣な事です。

測量の結果東京附近や小佛峠の上までも地盤に多少の變化が現はれて居る處を見ると、それらの地方も地震の源の一部を爲して居たと考へないで宜しいでせうか。現に所謂餘震の或るものは、九十九里沖からも起り、東京附近からも起り、甲州笹子附近からも起つて居ります。この點から考へて震源を單に相模洋とか丹澤山とか小田原附近とか云ふのは當つて居りません。

即ち震源は九十九里、笹子、伊豆大島を含む大凡三角形の地帯であつたらうと思ひます。  
 その内に最も多く地震の勢力を出したのは、多分相模洋の海底であつたと思ひますが、尙ほ小田原から山北、笹子へ引いた一線の附近が地震が強くあつた事と、各地の地震計の記録から第一波動の出た

と思はれる點を出して見ると、その平均點は小田原の稍北東の地に當る事と、餘震がその邊から澤山に起つた事から考へて、笹子から大島の東方沖へ引いた地帯が地震の源として最も有力なものであつたと考へられます。

この一帯には、酒匂川の流域左岸即ち國府津、松田間の東海道線鐵道に沿つた東側の斷崖がありまして、その延長線は遙かに相模灣及び相模洋を斜に横斷して、相模洋の最深所の東側に急斜面を作つて居ります。房州の西、三崎の南方沖にある沖の山(又は沖の瀬)と云ふ淺瀬等は、この急斜面の上部の一部であります。

即ち地形上明瞭な一の斷層線であらうと思ひますが、尙この斷層線を逆に北方へと進んで見ますと、八ヶ岳山麓から諏訪を経て松本平に入り、姫川の流域に連り、糸魚川に續く大斷層線に續きます。

思ふに今回の地震は、この大斷層線の一部が活動したと考へて宜いでせう。この大斷層線は、本邦北部と西部とを兩斷するものであつて、日本の地質構造上重大なものでありますから、若しこの斷層線が眞に今日でも活動するものなれば、その消長は本邦地震活動の基準となるべきものであつて、他の地方の小活動とは自ら異つた自主的の點が有つて然るべきであります。

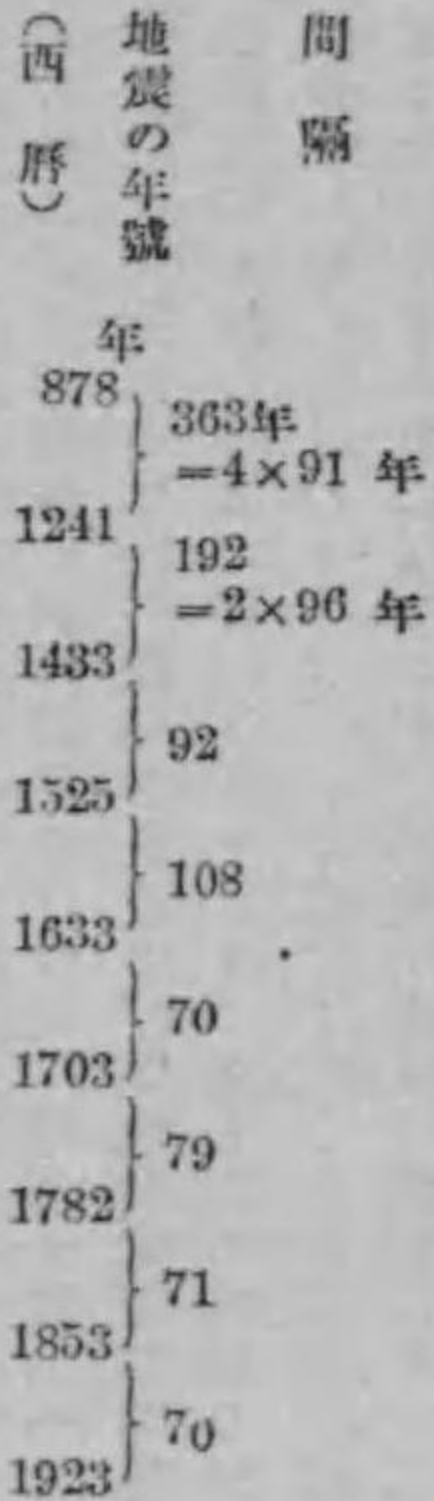
私はこの點を確むる爲めに歴史上この地帯の大地震と思はるゝものを索して見ました結果、次の九回を得ました。

- 一、元慶二年九月二十九日(西曆八七八年十一月一日)
- 關東諸國地大に震ふ、相模武藏特に甚し云々
- 二、仁治二年四月三日 (西曆一二四一年五月二十二日)
- 鎌倉地震強く、海嘯あり山北濱八幡宮拜殿壞る
- 三、永享五年九月十六日 (西曆一四三三年十一月七日)

相模會津大地震、大山三王頭落つ云々

- 四、大永五年八月二十三日 (西曆一五二五年九月二十日)
- 相模國地震強く、鎌倉山北濱の江河埋没して平地となる
- 五、寛永十年一月二十一日 (西曆一六三三年三月一日)
- 小田原地大に震ひ、死者百五十人あり
- 六、元祿十六年十一月二十三日(西曆一七〇三年十二月三十一日)
- 武藏相模安房上總の諸國大に震ひ云々
- 七、天明二年七月十五日 (西曆一七八二年八月二十三日)
- 小田原地震強く云々
- 八、嘉永六年二月二日 (西曆一八五三年三月十一日)
- 小田原地強く震ひ云々
- 九、大正十二年九月一日 (西曆一九二三年九月一日)
- 關東大地震死者約十萬

これらの地震の間隔は次の如くに略一定して居ります。



この間隔は、初め二回は他の場合の大凡四倍及び二倍に當つて居りますが、古い事ですから間に記録漏れがあるのかも知れません。若しさうとすると、八七八年の地震を零番と算へれば、一二四一年のは四番、一四三三年のは六番となり、以下今回の地震が十二番に成ります。この番號を $\alpha$ で表はし、 $\beta$ 番の地震のあつた年號を $\gamma$ で表はすと、 $\gamma$ は大約次の式で示す事が出來ます。

この式で計算した年號と實際のものとを比較して見ると、次の様になりまして、

地震年號	0	4	8	7	8	9	10	11	12	
年	實際	878	1241	1433	1525	1633	1703	1782	1853	1923
計算	871	1239	1440	1527	1613	1694	1777	1856	1933	
實際年號と計算年號の差		7	-18	-7	-3	20	7	3	-10	

最大二十年の差はありますが、大體一致した結果になると云ふ事は、この地震帯の活動が餘り他から影響されずに自主的活動をする事を示して居るのでせう。斯くの如く規則正しい活動をする地震帯は、先づ少ないと思ひます。

次にこの地震帯が日本の主なる活動の一であるならば、この地震を挾んでその前後に起る他地方の地震に何等か規則がありはしまいかと思はれます。この點も多少の規則を發見し得るのであつて、例へば東北地方に於ては常にこの地震の二三十年前に活動が最も盛んに成り、その後活動の衰へる傾向を示して居り、これに反して東海道方面や關西方面は、この地震前に於ける活動より後に於ける活動が盛になる傾向を示して居ります。

この關係は、日本と云ふこの島列が外から受けて居る力やそれ自身に有する性質に歸すべきでせう。

更に相模洋の地變に就て考へると、その大きが餘りに大きいと云ふ感がありますが、尙この點に就ては目下研究中であつて明瞭には云へませんが、その變化の中可成の部分以前の測量、即ち大正一年から地震直前までに起つた變化であるかも知れません。若しさうとすれば、地震前に三崎の土地が低下したのは、相模洋中央部の永年



に互る低下の影響であつて、その低下が極限に達し最早相州沿岸地方を引き下ぐるには、それを結びつけた地盤の強さが充分で無く成つた爲め、地盤の一部が引き切れて、相州沿岸は舊位置の方へ降り、相模洋の底は更に餘計に低下したのでありますまいか。この時陸地は一時引き下ぐべき力が無くなり且つ前よりは低下すべき地帯との連鎖がなくなつた爲め、舊位置以上に隆起する事も可能でせう。この考へは事實の根據が尙ほ薄弱ですから、確實とは云へません。

又潮位と大震後の地震の關係を見ると、潮位の低下即ち地盤の隆起が酒匂川流域の地震に伴つて居ります。而もその地盤の變化の方が幾分前の様に思はれます。さうして見ると、この所謂餘震は、地盤の低下の前に来る事になります。酒匂川流域に地震のあつた翌日の潮位は、實際低下の傾向を示して居るので、この餘震は必しも大地震の活動の餘勢とのみ考へる理のものでなく、或はこの大地震に因つて起つた變化の續きでなく、大震前にあつたやうな永年の變化の初めであるかも知れません。

【震源の模様】 今回の地震の震源の模様は、大體前に述べましたが、尙ほその事を少しく述べて置きたいと思ひます。

地震計は、今回の地震では多く用を爲さなかつたのですが、地震の始まつた時の運動の方向だけは分ります。それによるとその方向は、大約相模灣北岸に近い陸上を指して居て、東京ではその附近から外へ押された事に成つて居り、水戸、銚子、熊谷等では引かれた事に成つて居ります。又沼津は引かれた事に成り、それ以西では押された事に成つて居ります。

これを説明するには、東京の方の側では、下の方から上の方へ地盤が動いたとし、沼津の方の側では、その反對に動いたと爲れば宜

しいのです。

さうすると東京の様な上の方へ動いた側で震源に近い處では、下から押され、沼津の様に下の方へ動いた側で近い處では、下の方へ引かれる事に成ります。然し少し遠い處では震波が上の方へ彎曲する爲め、震源の底の方からの波動を観測する事に成りますので、水戸や銚子では東京と逆に成り、濱松以西では沼津と逆に成るのです。然し問題は更に複雑で、この上の方へ動いた處と下の方へ動いた處との境界面は、垂直では無く少しく傾いて居て、東京の側は上へ動くと共に、少しく南西の方へ重なり合ふやうに動いたかと思はれます。以上述べた運動は、地震波の初めに現はれたものであつて、その波は恐らく震源の中で一番初めに動いた處から出たのでせう。この理由で私はこの地震計で出した震源を始震點と命名しました。前に掲げた大震後の地震の震源分布圖中の震源は、皆この始震點の意味です。

然るに地震の主なる條件は、この始震點許りから起るのでも無く、又その點を中心にして起ると許り限りません。例へば池の面に張つた水が割れるやうに、その内の一點から割れ始めて、その龜裂が割合に緩かな速さで順次一方へ擴がつて行くやうな事が地震の場合にも起り得る筈です。その場合に龜裂の最も大きな處は、割れ初めの點以外にあるかも知れません。

今回の場合は恐らくその一例であつて、東京の觀測によると、始震點までの距離は、初期微動の繼續時間から出すと八十九キロメートルと成りますが、初震點の位置の水平距離は、六十キロメートルに過ぎませんから、始震點の深さは六十六キロメートルとなります。この深さは震波の進行する途が彎曲する事を考へますともつと淺くなります。恐らく地殻の最低部に近い處から割れ目を生じ、南東上方へとその運動が傳はつて、相模洋の地震と成つたのであらうと思ひます。

## 大正十二年大震火災當時の天候状態

震災當時の天候に關しては中央氣象臺刊行關東大震災調査報告氣象編に詳説あり  
本篇は岡田氣象臺長の諒解の下に右報告中より摘要したるものなり

理學博士 藤原 咲平

大正十二年九月一日關東附近の天候の大勢は、黎明に先立ち低氣壓性の降雨あり、此低氣壓は支那東海に發生したる弱低氣壓の餘波にして、同午前中に本州中部を通過し去りたり。次いで此低氣壓に屬する不連續線が十六時頃東京附近を通過したり。此頃火災は漸く勢を増し、不連續線に伴ふ突風旋風の爲に一層猛烈となり、更に所在に旋風を發生し、就中本所被服廠跡にて最も猛烈にして大慘事を發生せり。又此日火事の爲に急激なる上昇氣流を起し、爲に大白雲塊を生じ翌日に及びり。二日は全市の砂煙の爲に白日暗く、正午頃黄昏の思あらしめたり。火事の消滅は三日午前二三時頃にして、餘煙は尙數日繼續したり。旋風は東京以外に於ても火災の起りたる都市村落に於て多く其發生を見たり。例へば横濱小田原等なり、故に旋風は當時の天候にも原因を有すれ共、火勢が是を助くるに最も力ありしを知るなり、今項を分ちて其等の大體を述べべし。

### 一 震災當時の天氣の變遷

【颱風】は比較的弱性のものにして、其發達の次第は大正十二年九月の氣象要覽に詳なり。今其要點を擧ぐれば八月二十七日沖繩島と

石垣島の間で發生し、次第に成長し、三十日夜鹿兒島附近にて示度七百三十八耗に降り、多少の風害を起し、瀬戸内海に入り、三十一日夜は内海東部にあり、一日朝若狹灣に出で本州を横斷して三陸沖に去りたり。本邦中部を通過せる際は示度七百四十八耗の程度にして、殆ど颱風と名くるを得ず、地勢の影響を受くる事大にして恰かも常に新中心を作りて跳躍的進行をなすの觀あり。即加賀の海上より越中沖に出づるに當りては、中心は尙加賀の西方に存するにも拘はらず、富山灣口にV狀低壓部を秩父方面に副低氣壓を生じ、是等は次第に發達して本低氣壓となり、加賀のものは次第に衰弱し去りたり。

【副低氣壓と不連續線】 今十時の天候圖に依れば、颱風は佐渡の南方に移り、秩父附近に於て不連續線の結核を生じ、稍副低氣壓に發達せんとす。示度は七五〇耗に下る。  
正午に至りては、主低氣壓は新潟の東に通過し、秩父の副低氣壓は、益々其形體明瞭となり、示度は七四九耗に降り、所澤にては南々東の烈風、熊ヶ谷にては南東の和風、前橋は東北東の和風、甲府は北西の和風にして、沼津は南々西の疾風なり。即所謂サイクロニツクの旋回顯著なり。此時不連續線は東北より南西に走り主低氣壓



の尾を形成し、此尾は前橋の西に於て南の走向を取りて副低気圧に入る。此時所澤に烈風吹く。

十六時に至りては、主低気圧の東漸と共に、主不連続線は次第に東南に移動したるも、尙所澤を通過せず、水戸も館野も尙南寄の風にして、是によりて判断するに不連続線は東京を北西に距る尙三十軒の所澤、大宮、杉戸等を通過する一線上に在りしもの、如し。十六時四十五分に至りて東京の風向及び温度稍急變す。不連続線より南側の風は疾風又は強風にして南寄りなり。北側の風は軟風又は疾風にして北又は西寄りなり。

十八時に至りて、主不連続線は、水戸の少しく北より筑波又は其少しく南を通過し、館野の少しく北方にて二分し、一線は尙舊の如く所澤の北を西に走るも、勢力は大に衰へ、是に代る新線は谷田部附近より南々西に東京灣を縦走し、爲に東京、品川、横須賀等は風向西南西となる。茲に注意すべき事は、横須賀に於ては最低気圧十六時頃に起り、其後は氣壓は次第に上昇する一方なりき。是によりて見るに、不連続線は十六時頃より例の跳躍的進行を始めたるもの、如く、抵抗小なる東京灣に沿うては、上層に於ける變化に伴うて、既に不連続線が形成しつゝあるに拘はらず、所澤の北の不連続線は、地上に癒著して進行を停止し、只次第に勢力を失ひたるものと見るべし。是に依りて見るに、午後四時乃至五時頃隅田川に沿うて起りたる旋風は、不連続線の通過に伴ひて起りたる現象なるを知る。

二十二時に至りては、主低気圧の尾は、銚子の北を西南西に通過し、東京灣に沿ひて屈曲し相模灣より伊豆を横斷して再び西南西に走り、此爲に東京及附近の風向は北乃至西に轉ぜしとは雖も、品川及所澤は和風にして、青梅及館野は無風なり、只東京のみ北々西の烈

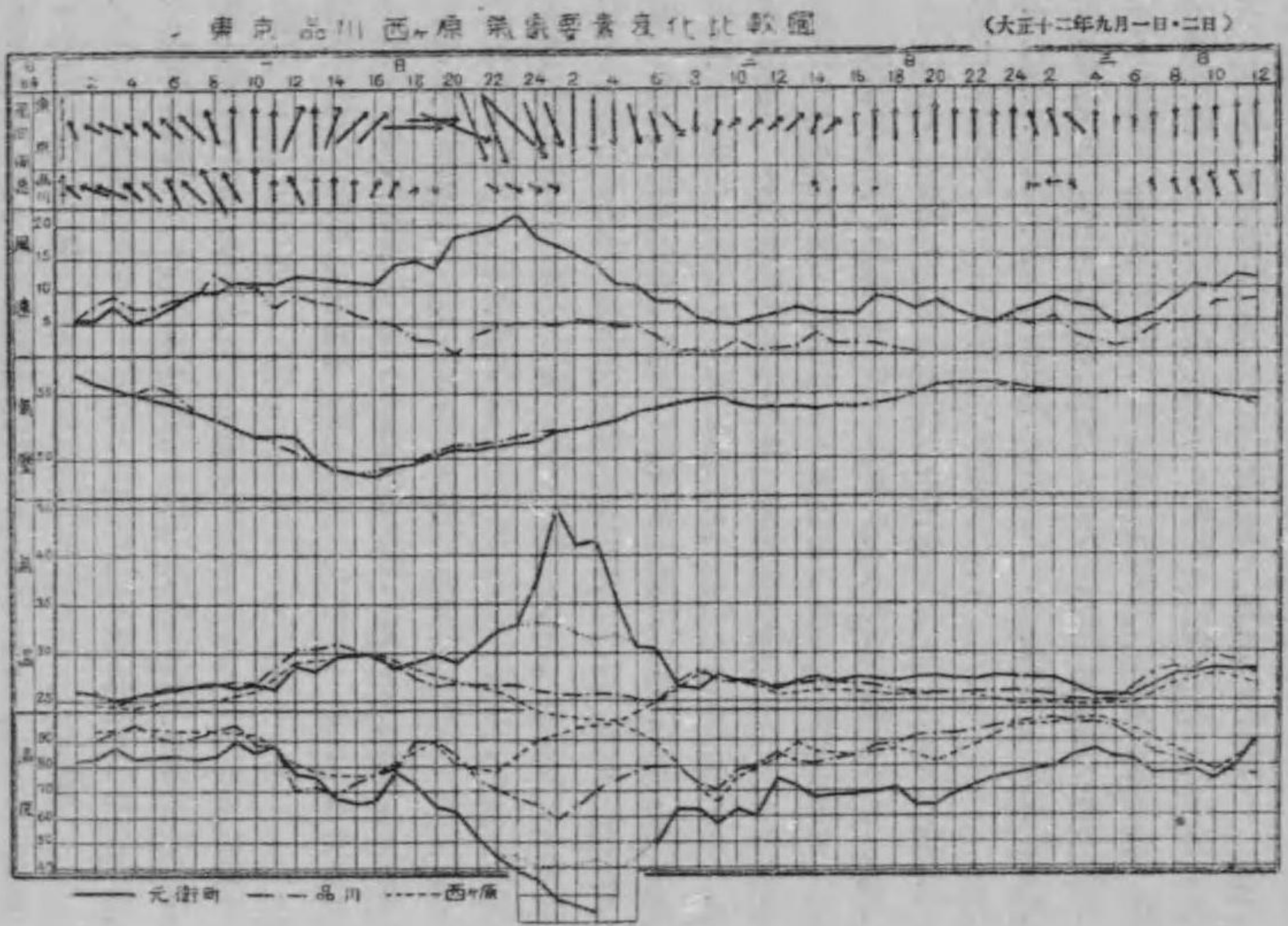
風なり。此の如きは明に局部的のものにして氣温の如きも附近の二十五度内外なるに對して三十一度を示したり。

### 二 東京に於ける天氣の變遷と

#### 火事の影響

【東京に於ける天氣の變遷】前記低気圧の影響の爲めに九月一日は午前中時々少雨あり、今本報に於て觀測したる降雨の状況を摘記すべし。微雨の始まりは、午前二時五十五分にして三時二十分に強雨となりしも五分間に於て弱り、五時三十分に至りて一旦止み、七時五分再び細雨始まり、八時五十四分に至りて粉塵雨となり、間もなく風強くなり微雨は斷續して正午に及べり。十時頃一回稍々著しき驟雨ありたり。午後は雨は全くなし。又氣壓氣温風等の狀況は附圖に依りて詳に知るを得べし。

東京に現はれたる不連續的現象の概要を見るに、先づ読み取りたる毎時の氣壓によれば、十時に小低あり、十六時に最低あり、七四八・六に達し、其後次第に増高したるも尙十八時二十一時二十四時に小低ありて稍々急激なる上昇を伴ひたり。是を自記氣壓計の記録に見るに、八時九時十時等に小低あり、十四時より十六時迄最低にして十六時少しく過ぎに稍々しき小低あり、急昇を伴ひ所謂雷雨の鼻形をなし、其後次第に上昇す。二十二時頃及二日二時頃にも幾分曲線の上昇の鈍りたるあり。讀み取りたる氣温に於ては、右の氣温の變化に對應するものとしては、十時と十一時との間に下降あり。又十七時頃二四度の急降あり。其後は火事の影響甚大にして、一般氣象上の變化は明ならず、是を品川の曲線に見るに、八時前及十時少



しく前に氣温の急降ありしも、次第に上昇し、十四時頃普通の日變化の極大に達し下降を初めしも、十六時過頃に至りて下降一時阻まれたる感あり。小石川駕籠町第五中學の觀測に於ては十七時頃に氣温の極大あり、是南風の影響なるべし。二十二時及二日午前二時に於て小極小あり。風向風力の變化を見るに一日朝頃南東なりし風向は次第に南に轉じ、十時頃正南となり、十二時に南々西となれり。是に依りて見るに十時頃小低氣壓東京の北を通過したる狀況を示す。品川に於ては此頃風速最大に達したり。元町に於ては其後次第に南西に轉じたるも、十七時急に南に轉じ、又急に西に轉じたり。是明に氣温及湿度の急變とも一致するものにして、元町に於て十七時頃陣風の現象ありたる事は確實なれ共、品川に於ては氣壓にも氣温にも殆んど現れず、只温度に於て十八時、十九時に不時の上昇あるを見る。西ヶ原農事試験場に於ても同様なり。是に依りて見れば、元町に於ける十七時の陣風現象は、急性にして顯者なるものなりしも、比較的範圍小なりしものと思はる。恐らく被服廠の旋風と關係あるものにして、或は是の餘波なりしやも知る可らず、被服廠旋風は四時始まり五時半頃終る。十七時以後元町に於ては、火事の影響甚大にして、是に依りて一般的氣象變化を知り難し。依りて品川、巢鴨、西ヶ原等に於ける狀況よりして判断すべし。勿論是等各處に於ても、多少の影響は被りたり。温度の曲線を見るに、品川に於ては火事の影響として二日午前一時頃六〇%に低下し、西ヶ原に於ては之に反し午前六時八十%に於て極大を示す。故に西ヶ原に於ても幾分の影響は受けたりとすも、殆んど云ふに足らずとするを得可し。但し二日の日中に氣温の上昇少なく、從て温度の下降平日に比して少かりしは、火事の爲に曇天を起したる間接の影響なりと



見るを得べし。西ヶ原の氣温の變化を見るに、一日晝間及夜間は通常の日變化をなし、只二日晝のみ比較的低温にして、夜間より三日に亘りては復常態に復せり。氣壓の變化も別に異状なく、低氣壓通過後次第に増高したり。二日午前中の曇天は異常に暗黒を來し、十二時前に既に夕暮と思ひたるは一兩人に止まらず、時計を見て驚きたる程なり。

【氣象に對する火事の影響】 附圖に示すが如く、九月一日東京元衛町に於ける氣象要素は、皆二十時頃より特に著しき異常を示せり。中に就て最も顯著なるは氣温の急昇と風速の激増にして、氣温は最高四十六度四に達し、風速極大は二十一・八米秒に達したり。此中氣温は常識よりするも火事の影響なること明なれ共、風は果して火事の爲なりや否やは研究を要す。其當時品川に於ては、和風以下にして風向も西乃至北西なり。然るに麴町區元衛町に於ては北の烈風なり。單に此二者の比較のみに見る時には、品川が局部的のものか元衛町が局部的のものか明ならざれ共、其當時巢鴨、西ヶ原、中野其他近郊に居りたる人に聴くに何れにも元衛町に於けるが如き烈風は無かりし由なり。故に此點より見て此風は火事の爲に起りたる局部的のものにして、方向が其時の附近の主風の方向と稍近かりし爲に、特に著しくなりたるものと考ふるを得可し。

火事の爲に風向及風速の變化せるは他にも證據あり。東京帝國大學理學部教室にて寺田博士の觀測せられたる結果を聞くに、同所に於て十四時には南風にして、十四時半西に向ひて轉じ始め、十五時五十分北西となり、十七時北となりたり。元衛町にては十四時南々西、十五時、十六時南西、十七時南、十八時西となりたり。是に依りて見るに、神田方面の火勢の爲に麴町元衛町は、尙未だ南々西

なりし間に、本郷に於ては既に北寄りの風となりたるものなり。是に於てか吾人は對流作用に關して一の重要な材料を得たるが如く思考す。又東京市内の局部的風向は、既記火事の前進状況によりても略看取するを得べし。

次に著しきは温度なり。中央氣象臺に於ける氣温が九月一日夜間昇温せるは、全く火事の爲にして、夫れも數間乃至數丁を距つる附近の火事の爲なり。普通の場合には數丁の近所の火事の爲に昇温するは多くは一度に滿たず。大正二年二月神田大火の當時氣象臺に於ての氣温の上昇は、僅かに〇・二度乃至〇・七度に過ぎざりしが、氣象集誌第三十二年一一頁、此度は五度乃至七度の高温を示せり。此點に關しては品川信號所、西ヶ原農事試驗場、巢鴨に於ける第五中學校觀測等の値を比較し、又前後數日間の氣温を比較して疑なき所なり。即ち普通の場合ならば、火事の爲に起る強風は、周圍の冷所より火事場に集注し上昇氣流となる故に、比較的周圍に對しては熱の影響なく、又強風の場合に風下に於ては、幾分地面に沿うて流るゝ熱せられたる氣流を生ずるも、渦亂流の爲に間もなく周圍の冷氣と混合し、爲に温度の影響を生ずる事小なり。然るに此度は熱原面積が大にして、如何に渦亂流によりて攪亂せらるゝも、尙高温を持續するに充分なりしものと考へらる。

氣象臺の燒失の際火中の温度は、眞鍮は融け、銀は柔軟になり、金銅及鐵は大なる變形なかりき。故に約攝氏九百五十度と推定するを得、而して此火焰を去る事十三・六米にして木質の焦け始むる温度となりたり。約三百度なるべし。四十五・六米の距離に在りし百葉箱内に於て、最高寒暖計は四十六度四を示したり。而して此後午前三時頃迄は四十度以上の氣温を持續したり。而して代官町に於ては當り。

時の氣温は三十度七分なり。

次に此大火の爲に上昇氣流を生じ特種なる雲を生じたり。火事の雲の高さは、寺田博士其他の推算によるに多くは四籽、五籽、六籽の程度にして、稀に八籽程のものありたり、其形狀は普通の積亂雲に髣髴たれ共、其特長は渦性極めて著しく葡萄狀とも見らるれ共、其粒々が成長し又移動し、雲塊は極めて迅速に上昇旋回及亂流をなし、其日光を受けて輝くや銀白色を呈し壯美を極む。輪廓最も鮮鋭なり。此際所謂スカーフ(領巾雲)又は襟巻雲と稱へらるゝ笠雲の出現は特に注意すべきものなり。此雲は雷雨の際に生じ或は偽巻雲と呼ばれ、以前積亂雲頂の水滴が日射によりて蒸發し、更に上層にて凝結して生ずるものゝ様にも考へられたりしが、此度の經驗に依れば、日光の直射せし所には出來ず、却て中層陰翳内に生じたり。是に依りて見るも、蒸發説は非にして矢張りウェゲナーの説が如く稍安定なる氣層が上昇氣流を阻み、幾分押し上げられ、其部に笠形の薄き雲霧を生ずるものなるべし。此故に一旦上昇流に押し破らるゝ時には、間もなく氣層原位置に復するものと見えて笠雲は消失し、積雲は益上昇し、稍暫くして更に下方より上昇する積亂雲頭が此層に達すれば、又復び笠を生ず。雷雨の場合には此種の現象多くは六籽、高き時は八籽に於て起るも、此度は凡そ四籽程度にてのみ發生したり。中央氣象臺にて測定したる風速は、十一時頃極大二十一・八米秒に達せり。此風は明に火事の所産にして既に説明したる所なり。今一般風を北西の七米と見る時は、火事の爲に約十五米の風が之に加はりたりと見るを得べし、故に火事の東南方面にては、風向逆にして相殺し、凡八米の南寄の風となりて可なり。品川に於ては火原より遠き故、其影響殆ど現はれず、只一般的北西の五米に止まりた

西ヶ原方面にても、火事の影響小にして寧ろ只一般の風のみ存したるが如し、概算斯の如しと見れば、氣温十五度の上昇によりて十五米秒の風を生じたる譯なり。此風は品川等に於て風の弱かりし事より想像するに、火事による上昇氣流の補充として北西よりのみ補充せられたるものゝ如し。従て火は芝、京橋、深川方面に急速に擴張したり。即ち全體に於て一種の陣風現象にして、火事の爲に局部的に發達したるものならん。主低氣壓の尾は此頃既に東南東に通過し去りたれども、是に平行なる第二次の不連續線が丁度東京を通過する際火事の前線と合致し、其エナジーを吸收したるものと見做し得べし。二次の不連續線は平常經驗する所にして、此日も十八時及二十二時の天氣圖に認むるを得。

### 二 被服廠跡旋風

被服廠跡の旋風は他の場合と異なり、其證據總て多くは燒失して材料の微すべき所なし、但し遭遇者にして生存せるものなきに非ず、彼此調査の結果なる結論は次の如し。

#### 【被服廠旋風に對する小結論】

- 一、被服廠旋風の始まりは午後三時三十分乃至四時頃なり。
- 二、此旋風は番場町南端にて顯著となりしものが大體南進したるも



のなれ共、被服廠北端にては二回西より来り、更に東より引き返しもありたり。

三、旋風の初期に於ては一般に強烈なる南風始まり、南側に於ては此風は其儘相當長く繼續したるも、北側にては北風となり、中程にては北東の風もありたり。

四、旋風の始まる前一般に暗くなり、雨模様の様思はれし程なり。北より黒くなり来り、旋風中も暗し。

五、旋風は突然起り逃避する邊なかりき。旋風前は渡邊金三氏調査に依れば、寧ろ冷氣有りて人々は安心し居りしが如し。

六、旋風は大體に於ては時計と逆、即ち低氣壓的旋轉をなしたり。(されども小局部には其逆向きのものもありしやも知れず)又大廻轉中急激なる小廻轉を數個含み居たるもの、如し。小廻轉は幾度も繰返す。

七、旋風中最強風の強さは大正六年颯風の時よりも強し。(其場合には品川に於て秒速四十二米を計りたり)故に恐らく毎秒五十米或は其以上ありしなるべし。

八、旋風の扛上力は、自轉車や荷車を家屋以上の高さへ上げ、又人間をも卷上たり、依りて之が上昇氣流に依るものとして其速度を計算するに毎秒三十乃至五十米を得たり。

九、火事は旋風に依りて招來せられたり。其れ迄は安全なりし荷物が火事となりて人を焼きたり。

十、此旋風は被服廠安田邸及附近及び以北に起りたるは確なるも、以南にては其れ程激烈ならず、御藏橋及其袂の建物は無事なり、故に南進したりとするも弱きものなりと思はる。恐らく大體は此邊にて終熄したりと見るべきものならん。

十一、旋風の収まりしは五時半頃なり。(五時五十分萬歳を稱ふ)

十二、死亡したる原因は勿論多くあるも、重なるものを舉ぐれば窒息及失神なるが如し、燒死する前に既に窒息し又は失神して燒殺せられたるもの多きが如し。其他直接に燒かれたる者、負傷して逃避の自由を失ひ燒殺されたるものもあるべし。又落下物(主にトタン板自動電話の筒、荷車)等に打たれて死したるものもあり。

されど重に負傷なり。馬や人に踏み殺されしもの有りとも云ふも、恐らく矢張り重傷失神等の結果燒殺されしもの、如し。但し水底に踏み込まれし者、低地にて人の山の下の敷となり窒息死したるものは多し。通信倉庫に有りたるピツチ罐が破裂し、迸出したるピツチの爲に火傷したるもの有り、暴風は人を吹き倒すに充分の力あり、此爲に怪我したるものも勿論澤山ありたるが如し。

十三、窒息の原因をなせしは、煙よりも寧ろ炎なりしが如く、炎を數回吸入すれば皆死し、一回二回位吸ひしものは或は助かり又は翌日翌々日頃に至りて死せしが如し。此炎は恐らく一酸化炭素の炎なるべし、石炭瓦斯にては絶對になし、何人も臭氣を嗅がず。

十四、炎は地面上一二尺以上の處をはひまはり、爲に立ちしもの又は頭を擡けたる者は、是を吸入して斃れしもの多し。地にへばり付いて居つたものは割合に助かりたり。

十五、何によらず用ひて頭を保護する事有效なりしが如く、生殘者中にはトタン板布團等を用ひて保護せしもの多し。又水を用ひしものは割合に助かりたり。逃げまはりて助かりたるものもあり。

勿論多少の火傷等は免れず、是は場内にも割合に旋風の弱き所ありたるが爲なり。

十六、死人の最も濃密なりしは、東に面したる石垣や石塀の根本、旋風が火事に伴ひて諸方に起り、又何回も繰返し、殊に二日間相互したるが如きは著しき點なり。

泥溝の中等なり。石垣等の根本にては、風の爲に吹き飛ばされて、此處に集り重なり合ひて、火炎で燒かれたるものなるべく、又溝等は却つて死骸にて平地より高くなり居りしと云ふ。水を求めて集まりしものゝ如きも平地より高くなりし理由は不明なり。或は逃げまどひ躓きて上に倒れしものか。

### 四 一般旋風に関する調査

右被服廠旋風、水戸邸旋風、下谷方面旋風、横濱旋風、小田原旋風等を調査したる結論は次の如し。

一、當時の旋風は一日にも二日にも起り、總て火事のありたる處又は其の附近にのみ起りたり。

二、氣象不連續線の通過せる頃のもの、特に強暴を極めたり。

三、地形の影響は明瞭ならざるも、東京に於ては大川に沿ひて主に起りたり。又被服廠及水戸邸は、地形相似して大川に連る枝堀の北側空地に生じたり。然るに深川區清住公園も多少類似の地形なりしが、旋風起らず、是恐らくは區内溝渠滿ち又園内に大池あり、又幾分大川に遠かりし爲ならん。又小學校運動場等廣き空地に起り易く、小田原に於ても寺院境内の比較的廣き空地には特に強かりき。隈田川の兩國に於ける屈曲は、被服廠旋風を助長するに幾分の關係を有せしものゝ如し。

四、火事盛なる場所にては、旋風盛ならざりし所多し。(日本橋方面神田方面)

五、在來の記録にある旋風現象以外特別なる現象は起らざりしも、

八、旋風の旋回の方法は、柱になるものとならぬものとあり、徑數十間の圓を畫いて旋回運動をなすものにして、其儘水平に移動するものあり、幾分斜上方に軸を有するものあり、柱となるものは中心附近にて極めて急激なる旋回運動あり、此大きく巻くものと、小さく急に巻くものとは區別あるが如く、被服廠に於けるが如き大旋風において、大巻きの中に數本の小さき急なるものを含む



しに非ずやと考へらる。

九、旋風の範囲を出づれば急に穩となる。(今泉氏厩橋上、倉木氏吉野橋後の経験) 旋風に巻き上げられ、上空に於て夫れより外れたるトタン等は、うなりを生じて落下し来る。水平の風で飛ばされたるトタンとは危険の度がちがふ。

十、火を含みたる旋風は、燃焼力強大にして、其れに觸るゝもの皆燒くの概あり、是恰かもドラフトを加へたる煙筒の如き作用をなすが爲なるべし。(例へば本所外手町、横濱野毛等)

十一、旋風に伴ひて地を匍ふ炎あり、或は強く或は弱し、強きものは瞬間にして、數丁の距離に同時に點火し、弱きものは桃色の柔らかき炎にして地上二尺位の高さに流るゝも、其の下に伏し居る人を燒かさざりしことあり。

十二、火を含みし旋風を避くるには、地を匍ひて逃ける事比較的安全なる場合あれども、全く地に付きある旋風もある故一概に云ひ難し、地の凹處に伏するも一方法なり。水に入るは最も宜敷又トタン、布團等の如きにて身を保護するは大に效あり、水を併用すれば更によし、小旋風ならば逃避するを得。

以上及前掲一般及東京氣象狀態を參考するに、此度の旋風は火事の爲に起り、火事なければ其大多數は起らずに済みしものと考へらる。但し被服廠跡旋風の如きは、當時の氣象狀態が旋風を誘ひ易き狀況にありしを以て、火事なくとも或は發現したるやも知れざるも、其場合には遙に劣勢のものなりしに相違なし。旋風の規跡は殆ど追跡するを得ず、是實際局部的に多數起りしが爲か、又は火事の爲に痕跡を失ひたるが爲に見出し得ざる爲か決定しがたし。被服廠跡は三方火に圍まれ、最後に北方より旋風となりたるより見れば、例令

ば淺草觀音の如きも、一時に三方より火に包まれるれば、或は旋風となりしやも知るべからず。觀音境内は初め北隣を燒き、續火後次第に西南東等を燒きし故に、旋風の起るに機を與へず、從て安全なるを得たるものと考へらる。

尙詳細を知らんと欲せらるゝ諸賢は中央氣象學部報告氣象編に就て見られたし。

x

x

x

x

# 大正大地震と火災

理學博士 中村 清 二

## 一、調査の目的と方法

私は、震災後第一に開かれた文部省震災豫防調査會の委員會の議決に従つて火災の調査を行ひました。調査の目的とする處は、火が燃え擴がつて行く狀況即ち動態を明かにすることにあつた。これが明になると發火地點の分布、河流、廣場等の影響、燒失區域の限界、燒け止まりの理由等の調査が自然に其の中に含まれる譯である。この調査の方法としては、現場に就いて主として次の二つの質問を試み、其の答を整理して行くのである。

(一) 此の地點に於いては何れの方向から火が攻めてきたか、其の流れで行つた道筋即ち「火流」を調べるためである。附録の地圖では其の火流は火元(丸い赤い圓)から赤い線で示し、其の火流の終り即ち燒け止まりは矢で示してある。

(二) 此の地點に於いて火は何時に始まつたか。これは火の流れを一つの物理的現象として觀察して、火の押寄せて來る一番前面の形、「火陣」が、如何なる形に進んで行つたかを調

べるためである。同一の時刻に燃え始めた地點を連ねた曲線——圖では黒色の曲線で示してある——即ち同時刻線は、「火陣の曲線」と稱ぶ方が一層適當である。尙此の曲線に時刻を傍記してあるが、之には二十四時間制を採用して夜半を零時とし、正午を十二時としそれから午後一時、二時を十三時、十四時と數へて行くのである。又日を區別する爲めに時刻の數字の右肩に一二三をつけてあるが、それは九月一日、二日、三日を意味するものである。で例へばBは九月一日午後六時、Dは九月二日午前六時を示すが如きである。相隣れる二つの火陣が違ければ火足が速く、近ければ遅いのであるから、火流と火陣と二つの曲線で火の動態が明になるのである。

それから火元は赤丸飛火は赤の三角で表はしてある。さて以上の様な方法で調査に當つたのであるが、此の現場調べに従事したのは、東大理學部内物理學科生の中の有志三十七名で、九月下旬から十月中旬まで延人員二百五十人の手間を要したのである。

## 二、火 元



火元の数は、自分で出した火が八十四で、其中に少し不確のが四つある。飛火の方は到底其数は調査し得ない。これらの火元の種類には平常の火災と異つた點がある。地震後に起る火事の特徴として、殆んど同時に諸々方々から出火すると云ふことも勿論一つの特色ではあるが、其の火元の性質に平常と異なるものがある。即ち化學藥品から火事が出た事である。學校、研究所或は藥品問屋の藥品で燐、加里、ナトリウム、石油或はベンジン等自ら發火する藥品、火災を助長する藥品があつて災を來したのである。かうした化學藥品による火元の数を調べると、本當に火になつたものは約二十、消し止められたものは同じく約二十であるが、これと飲食店から出た火元の数が三十以上三十五六なのに、消し止められた数が僅か三乃至四つしかないのとを對照すれば、可成りの興味を覺ゆる。この原因については、淺草や神田にある飲食店は、家屋の構造が粗末であり、一寸火のついた油が床に零れても大きな火に成り易い點も一つの説明であるが、私は主な原因として、兩方に住んで居る人間の教養の程度によるものと説明したい。併し將來は化學藥品の保管については餘程の注意を要することと思ふ。

尙興味あることは、私共の調査の中には湯屋の火元が殆んどないことである。又鮮人騒ぎや爆彈等も私共の調査の中には何もないが、「ボン／＼」爆發したのは、壓搾空氣或は壓搾瓦斯だつたらうと思ふ。

次に火元の地理的分布について一言したい。火元の密集して居る所をよく觀察すると、之は地盤と非常に密接な關係を有してゐることが判る。例へば神田神保町邊は牛ヶ淵と連なつて地盤の悪い處である。淺草も餘り地盤が宜くない。赤坂の溜

池附近も宜くない。かうした新しい土地は、發達が非常に早いので、先づ以て粗悪な家屋が並び、其處へ大勢の人が集まるので、大地震には忽ち被害を受け、従つて火元になり勝ちなのである。之に反して日本橋區、京橋區等は割合に地盤が宜いので、火元も餘りなかつたのであるが、唯不幸にして建物が高大なのであつた結果になつたのである。

### 三、延焼

火が大きく擴がつて行くのは、一つは風力であつて、風が極めて強いと唯一方に縦に進むのであるが、風向が或角度内を往復變化すると横に陣形を擴げる。九月一日は朝から天候が悪く、初め南風であつたのが、西北の風になり、更に北風になつたので非常に強い風となつた。斯様に風が變つたことが火を大きくすることに非常に影響を及ぼしたのである。即ち初めは火が北に向ひ、其後北から北東に火の粉を蒔き散らして火陣を擴げ、揚句の果ては強風で之れを南に吹き付けたのである。日本橋區本石町、本町の火或は本所區菊川町二丁目の火は、初め北に向ひ午後五時頃から方面變換して猛烈な勢で南下したのである。尙延焼を助長するに有力なものは、大層高樓であつて、遠方から飛んで來る火の粉を捉へて燃え出し、自身に火がつくと燃草が豊富であるから、強い火勢が永續して遠方へ火の粉を蒔き散らすのである。例へば京橋區八官町の火が飛火々々で築地から月島に擴がつた如きである。

又今回の大火災に於いて延焼した原因として、普通の火事に見ることの出來ない特性があつた。即ち家屋が耐火性を失つたことである。例へば土藏の如きは、地震で以て先づ屋根瓦を振落されて、

屋根を裸に露出したのである。かくして家屋の耐火性は失はれたのである。従つて大都市計畫の上から云ふと、家屋を耐火性にすると共に耐震性になければならないことは明かである。尙極く些細なものが火を擴げる原因となつた二三の例について述べて見る。

當時空氣の温度は極めて高く、中央氣象臺の百葉箱中の寒暖計は攝氏の四十六度(華氏の百十四度)を示してゐた。而かも之は熱を遮斷した空氣の温度であるが、若しそれが遮斷してない火に直面して居る所では、燃えて居る所からの「レイデイエイション」輻射で恐ろしく高い温度に上つた筈である。此の輻射熱の爲めに總べての可燃質のものが、直ちに爆發的に燃え出す様な温度になつて居るに相違ない。例へば虎の門の女學館から琴平町に飛火したものの如きは、物干の着物に火が付いて燃え出した。此の如き些細なものは、若し小さい火ならば空氣も高温度にならず、輻射熱も著しくならないので大事になる譯はないのであるが、大火事の時には問題になつて來るのである。

### 四、焼失系統

焼失地域は、一面の廣大な野原となつたが、實は多數の互いに獨立した火事の系統が集合して成つたのである。今回の大火には六十一箇の火系があつた。次に六十一火系を面積の大きさに並べて、最大のものから面積一百万平方メートル以上のもの十二系を列挙する。

番號	火元	面積(平方メートル)
第一	日本橋區本石町三丁目日本町三丁目	三四九二〇〇〇

第二	本所區菊川町二丁目	三四八八〇〇〇
第三	京橋區八官町	二七一〇〇〇
第四	下谷區入谷町	二六一六〇〇〇
第五	赤坂區田町、新町	一八九九〇〇〇
第六	京橋區靈岸島鹽町	一八七〇〇〇〇
第七	淺草區高等工業學校	一八六五〇〇〇
第八	神田區猿樂町二丁目	一四三〇〇〇〇
第九	深川區東大工町	一四二五〇〇〇
第十	麹町區帝室林野管理局	一一九五〇〇〇
第十一	深川區東六間堀町	一一八二〇〇〇
第十二	深川區門前東仲町	一〇四八〇〇〇
焼失地域總面積		三八三四六〇〇〇
即ち第一、第二は總面積の各十分の一に近い大火である。		

### 五、火足の速さ

火の進行して行く速さは地形、建物の性質、風力等で支配せられるが、速い方の例は、

深川區木場	九月一日午後七時—八時	毎時八百二十メートル
深川區千田町	同上	毎時六百五十メートル
京橋區月島	九月一日午後九時—十時	五百メートル
日本橋區高砂町	九月一日午後八時—九時	四百メートル
芝區愛宕下町	九月二日午前零時—一時	三百メートル
等である。遅い方は焼け止まりの所では勿論速度が零になるのだが、之は別として二三の例を挙げると、		
淺草區神吉町	九月二日午前六時—午後四時	毎時三十メートル



麩町區平河町 九月二日午前十時—午後五時 二十メートル  
 淺草區猿屋町 九月一日午後四時—夜半 十八メートル  
 等である。此の如く遅い火を數時間勝手放題に燃えさせて之を消さなかつたのは如何にも残念である。

### 六、交通不能となつた橋

多數の橋が交通不能となつた爲めに、消防隊の活動が阻止せられ、避難者の財産、生命を危くした。直接地震の爲めに破壊せられたのは、極少數で殆んど全部焼失したものと云つて宜い。此等の橋の數の正確な數を擧げることが困難であるが、淺草區の小溝渠に架した橋や深川區木場、千田町等にある小橋を省くと、  
 交通不能となつた橋 二百四十七  
 交通可能の橋 百〇二  
 焼失地域に於ける橋の總數 三百四十九  
 であるから全體の七割が損せられたのである。

### 七、防火線

火流の曲線を見ると、大道路、鐵道線路、川筋等が火系の境界を爲した。即ち防火線の役を爲したことは明かである。火流が此等の防火線に直角に來れば、火は之れを突破するが、少しく角度を爲して居ると、火流は漸々防火線と平行になつて之れを越すことはない。風の弱いのには火が此等の線を越したのは、線路上にあつた避難者の荷物、車輛等を媒介として向側に燃え移つた場合が多い。區劃整理、防火地域の設定は一日も忽かせにすべからざる大切の問題である。

### 八、消防

今回の震災には、案の條水道は役に立たなくなつた。で外に求めるものは井戸、濠の水、池の水、或る場合には下水の水までも使用して之に唧筒をかけることより外に方法がない。従つて井戸を潰す様なことも今から考へれば、甚だ間違つたことであつた。衛生的見地から云へば、井戸水を飲むことは危険であることは本當で、井戸を埋めた方が宜いと云ふのは筋道の立つた議論ではあるが、不幸にして火災の方から云へば、井戸は大切なものである。例へば富士見町や橋場通り等の焼け止まりは、僅かな井戸の水で消し止めた好例である。池や濠の水を使用するに際しては、消防隊は非常に苦心をした。何故ならどんな唧筒でも水の表面から三十尺以上どうしても吸上げる譯には行かない。衛戍病院前の濠の水は到底吸上げる事が出来ないで、遠く櫻田門の方や清水谷公園の池の水等を順送りしに唧筒數臺を並べて水を呼んだのである。眼前の御濠の水を使用出来ないと云ふのは何と云ふ皮肉だらう。今後都市計劃をやる人は慎重に考へねばなるまい。之れに對する消防署の人の解決法は、甚だ簡單で誠に結構なものである。即ち其の水を使用するには唧筒が之れに接近して行くことが出来る程に堅固な道路を作つて呉れば宜いと云ふのである。帝國ホテル前の池は右の條件を巧みに利用したものと稱して宜いだらう。

更に水の皆無な時は消防をどうするかと云へば、舊幕時代の破壊消防が随分有効である。今度の火事でも諸方が試みて成功してゐる。本郷弓町、下谷車坂町角の如きは好例である。就中後者の例では、坂本署長の指揮の下に僅かに繩一挺と細引とで火を喰止めたと云ふ

ことである。昔からあつた刺股とか鳶口とか或は鉞とか云ふものがあつたらば、一層有効であつたらうと思はれる。是なども大都市計劃に於ける施設の一つの問題となるべきものだらう。例へば交番にさうしたものを備へ付けて置くが如きである。此時に公共の爲に破壊せられた家屋に對する辨償に就ては、平素から特別の審判機關を設けて置いて相當なる辨償を公平にしてやることにして置きたい。

### 九、避難者の心理状態

今回の震災には、避難者の心理状態の爲めに随分大損失を蒙つた。何人も胸に浮ぶのはあの本所の被服廠の例であらう。皮肉に云へば、あれ程の廣場があつてさへあれ程の慘事を惹起したのであるから、都市計劃として大公園を置く必要が何處にあると云ふ様な議論も萬更成立しないこともない。併し避難者が皆荷物を持つて行て燃草を一杯に並べて其間に挟まつて居たので、全く廣場の目的に反した使ひ方をしたのである。若し荷物が無かつたら、そしてあの恐るべき旋風がなかつたら、あれ程迄に被害を蒙らなかつたらう。何しても不斷の訓練とか教養とか云ふことからして、あゝした慘事を避けねばなるまいと思ふ。

尙橋の焼け落ちたのは、皆荷物を置いたからである。上では荷物が燃える、下から火の付いた船が來る、可成り堅固な橋でも燃えざるを得ない筈である。是れ亦平生からの注意が肝要である。地震當時官内省では、平河門を開けて民衆を收容して下さつたが、荷物等に飛火したら如何なる大事を惹き起したか、考へるだに恐れ多い次第である。今後は平生から荷物の置場所を指定し、其處に消防の設備をして貰ひたいものである。

淺草の觀音の助かつたのは、主として傳法院の僧侶中に偉い人があつて、最後迄も荷物を持つて入ることを防いだ爲だと云ふことである。又新大橋の助かつたのも、西平野署の一巡査部長が敢然として荷物の持込みを拒んだ爲めだと云ふことである。神田和泉町の助かつたのは、奇蹟の様に云ふ人がいるが、私は決して奇蹟と思はない。此處には極めて有利な條件が具はつてゐるのである。南の方には神田川があり、風は北風で南に向いてゐたから完全防げた。北の方は真正面から火が來たが市村座、郵便局、三輪石廠の研究所が並んで防火壁を爲してゐたので、是等の建物自體は焼けしたが、其の南の和泉町は救はれたのである。其の他東北の角、東側西側共に有利な條件が具つてゐるのである。それ以外に此の邊は、傳統的に昔の火事でも焼けなかつたと云ひ傳へがある。土地の若い者が必ず喰止めて見せると云ふ堅い信念で消防に死力を注いだ故も確かにある。

### 十、結語

要之、地震は吾々の制禦し得ざるものであるが、火事は制禦し得る。而かも其の災害は火事の方が遙かに大きいと云ふことを考へると、都市計畫として防火方法を慎重に考へ、再びあゝした慘事を招來せざる様努めねばならないのは、吾々自身の爲め許りでなく、吾々の子孫に對する大きな義務であらうと思ふ。例へば吾々の祖先は、神田の柳原に川に沿つて防火地帯を作つて置いたのを、何時の間にかやら吾々はなくしてしまつた。又明暦の大火に鑑みて中橋廣小路と云ふ様な防火地帯に拵へて置いたのを、何時の間にかやら唯車車の停留場の名のみ残つてゐる許りである。かうして馬鹿けたことを、吾々の賢明なる祖先に對して爲した吾々は、誠に愚かなる子孫である。若し今度の復興事業に於いて、百年後の大計を考へた大計劃をやらずに、目前の小利害に捉はれて悔を残す様なことをすれば、吾々の子孫は吾々を目して愚かなる祖先と云ふであらう。かゝる事のない様に、繰り返し私は希望するものである。



# 大震災と建築

工學博士 佐野利器

## 序

數百年かゝつて建設した我々の帝都は一朝にして破壊し盡されま  
した。日露戦争の犠牲者と略同数の、しかも老人から赤兒迄が一瞬  
時に奪ひ去られました。實に我々の國土は呪はれたるものです。家を  
建てようとするとき、地鎮祭などと云ふ風習のあるのも祖先來此呪  
はれたる國土に苦しみ抜いて來た證據だらうと思ひます。遠い昔の  
事はさて置き、徳川三百年の幕政時代に、地震に依て潰滅に歸した  
家屋の數が、日本全土に於て凡そ四十萬戸もあらうかと推定せられ  
て居りますが、大正十二年の激震は一舉にして關東の野に約六十萬  
戸を或は潰し、或は流しそして多くは焼き盡しました。斯くの如き  
大惨事は、此の呪はれたる國土に於ても實に未曾有の事です。ノア  
の洪水は知らぬこと、ポンペイの埋没などと云つた所で、範圍もせ  
まし、都も小さし、云はば知れたものでした。一六六六年のロンドン  
の大火は全市を烏有に歸したなど、歴史的に有名になつて居るとは  
云ふものゝ、その時のロンドン人口は僅に約八萬との事です。明治  
三十九年の米國桑港の大震災は正に實に慘憺たるものでしたが、

大正大震災火災の東京丈けに比べても、焼失面積に於て約四分の一、  
死者に於て約十分の一に過ぎませんでした。實に大正大震災火災の慘  
害は世界歴史のレコードであります。  
民族の安らけく憩ひ育つ所と云はんよりは、永久に神の試練に供  
せられて居る國土かしらとさへ思はずには居られません。され、我  
等は新なる移住者ではありません。此の國土生拔きの民族です。神  
も試さば飽まで試せ、祖先來續りに練つた負けず魂もある。我等の  
工夫に依て獲得し得た科學でふ新なるそして偉大なる力もある。我  
等の負けず魂により、我等の新なる科學の力により、今度と云ふ今  
度こそは笑つて試練を迎へ、永遠に安らかに、神の試練を嘲り返す  
べきではありませんか。

ますが、順序として震度と云ふことに就てのみは述べて置く必要が  
あると思ひます。  
震度とは一地點に於ける激しさを表はす所の數字でありまして、  
○・一とか○・二などと云ふのです。一割とか二割とか、或は又十  
分の一とか十分の二とか云つても同じことです。此の標準を以て大  
正大地震の激しさを表はすと、先づ東京に於ては、山の手の高地、  
即ち地質の比較的硬い所で○・二五前後でありましたらう、下町では  
日本橋邊の様な割合に硬い所と三崎町、三輪、小梅邊のやうな甚だ  
軟かい所とあつて、自ら一様ではありませんが、○・二乃至○・三程  
と推定されます。横濱市内の地質も軟硬相交つて居る爲めに不同で  
すけれど、○・三五前後位でありましたらうか。更に震源地に近く  
相模灣の周圍即ち熱海、小田原、鎌倉、逗子、横須賀等は地質の殊  
に軟硬錯雜した所ですから殊に一樣ではありませんが、○・四前後の  
激しさと思はねばなりません。最も根府川村邊、山津浪のあつた  
やうな場所は特別で、こんな標準數では推せません。

震度と被害情況——建築物破壊作用は元より其の規模、材料、構  
造及び震幅(即ち地の實動)震期(即ち揺れ方の速さ)地質等に依て  
著しく異なるのでありますが、是等を一括し單純化するのには、震度  
の大小に對照することが最も便利であります。即ち以下、是に依て  
被害の状況を簡單に記述させよう。震度○・一の邊即ち東京府下西  
北邊に於ては、木造家屋の全潰せるものがないと云つてよい位です  
戸障子が外れたり、塗壁が落ちたり、瓦が滑つたり位のものでした  
但し煉瓦煙突の破壊は多くあります。  
震度○・二即ち東京山の手及び下町の一部に於ては、木造家屋の軸  
部即ち柱や梁の接合を破壊して、歪んだり傾いたりしたのも多數

ありまして、中には潰れたものも少くありません。然し割合にする  
と僅かなもので不用に歸したものは、百戸に一戸強です。但し煉瓦  
造は大半大龜裂又は崩潰しました。煉瓦造の工場煙突は全部破壊で  
す。震度○・三即ち東京下町の軟地に於ては煉瓦造の大部分は全潰  
しました。木造家屋でも傾斜、移動、倒潰等數知れませんが、殊に小  
梅、三輪、根津、三崎町邊では百戸に五戸位は全潰したやうです。  
然し全體を通ずれば百戸に三戸位のものでしたらう。而し鐵筋コン  
クリート造に至つては、百棟に一棟も潰れませんでした。震度○・  
四即ち神奈川県下激震地各村に於ては、家屋全潰せるもの五十乃至  
八十プロセントに及んで居ます。  
總じて木造家屋は揺れる割合には潰れませんが、かなり丈夫なもの  
です。其の規模餘り大きくない限りは之を耐震的ならしむるのに左  
程の困難は有りません。その最も手近な道は、壁といふ壁に盡く筋  
違を置くことです。即ち柱と柱との間に斜な材料を取り付けて、四  
角な面を三角に割る事です。手法簡單にして其效蓋し甚だ大なる事  
です。但し木造家屋を押し潰さうとする力の元となるものは、主と  
して屋根の重量ですから之を軽くすることも亦有効です。斯くの如  
して、木造家屋は二階建位迄ならば、心配はありませんが、茲に注  
意すべきことは、木造家屋の強度は年と共に衰へると云ふことです  
造り立てには如何に強固であつても、年經つに従つて骨組が緩みま  
す。場所に依ては腐りもすれば、白蟻も付きます。絶えず修繕を怠  
らざるに非れば強度を維持することは困難です。  
木造家屋に關して更に考へねばならぬことは、震動に基づく火災  
です。實に東京、横濱の慘害と云ふものは火災です。東京、横濱が  
木造の集團で成立つて居つたが爲です。地震が震動だけで終つた例



は寧ろ少ない。殆ど常に火を發して災を激増して居ます。安政、濃尾、桑港等皆夫れです。斯くの如くして、震災とは微動に始まり灰燼に終るものと考ふべきであります。木造家屋が立所に焼き盡さるべきものである以上、即木造家屋は震災に堪へずと云つても良くは無いでせうか、此の意味に於て私は木造家屋は耐震的ならずとして仕舞ひたいのです。我等は被服廠跡に白骨の山を築く様な事を断じて再びなすべきではありません。即ち木造家屋をして断じて再び大集團たらしむべきではないのです。如何に防火用の水が有らうが、ポンプが數多く用意されて居ようが、百箇所からも燃え上る時には、遂に是等に依頼することが出来ません。自己即ち建物自らが焼けないと云ふことのみが、始めて最後の完全な頼りに外なりません。煉瓦造は全然我が國土に合はないことが證據立てられました。日本の煉瓦造は元來外國より其の工法を輸入したのであります。地震國たるの故を以て、是等木家本元に比ぶれば、耐震的に餘程改善せられて居つたのです。即ち諸外國に於ける工法と、我が國の工法には、多大な差異があつた譯であります。而もなほ遂に效を奏することが出来なかつたのです。其の規模小さく、高さも低く、平家、又は二階建位で、地質の堅い所に在ると云ふ工合に、總ての事情が宜しければ、之を耐震的にすることも出来なない事ではないが、併し全體としては斯の如く風土に合はざる構造方式に、多大な骨折をして工夫を廻らすにも及ばぬことです。

鐵筋コンクリート構造は、非常な好成绩を表しました。東京市内には、六百餘の鐵筋コンクリート造家屋がありました。地震と火事とによつて潰滅に歸したものは、百分の五に過ぎません。鐵筋コンクリート造は耐震耐火的であるべしと云ふことは、災前既に研

究され宣傳されて居つた事ですが、豫期通りの成績であつた事が誠に我が風土に最も適當したものであることを實證するものであります。此の實證に依つて、我々は我が市街地の建築を形成すべき方針を確定し得た様に考へます。但し災に依つて非常に感じましたことは、工事の不眞面目と云ふことに對する戦慄です。鐵筋コンクリート造にして崩潰の厄に會つたものの大部分は、其の設計の不備と云はうより、寧ろ工事の不眞面目に歸せなければなりません。此の事は、鐵筋コンクリートに關して、我々の頭を刺戟した最重大なことの一個でありました。

之を要するに、我々は未來永劫斯くの如き災害を断じて再びせざるべきです。是れが爲には水も緊要であり、大公園も大道路も必要であるが、最も必要なものは、木造家屋をして大集團を成さしめざることと、鐵筋コンクリート造の耐震耐火的なるに依頼することと。而してその工事に於て、土工の末に至る迄眞面目を期さなければならぬことです。

神の試練に供せらるゝ、此の國土に在つて、我々の祖先は、只身を以て對抗して來ました。我國の木造家屋は、耐震的に昔から精練發達して來てゐると云ふものがありますが、決してさうは思はれません。地鎮の神にのみ信頼して來た様なものです。而かも遂にその信頼し得べからざる事を、くりかへしくりかへし實證されて居ます。我々の信頼し得べきは只科學の外ありません。科學は、如何にせば耐震的であり得るか、如何にせば耐火的であり得るかを明確に致して居ます。

## 地震による地變

理學博士 井上禧之助

關東大地震は、其名の示す如く關東八州を其震域とし、被害は尙ほ信濃、駿河、伊豆等に及んで居る。此大地震の結果、土地の龜裂、崩壞、低下、隆起を致し、斷層を生じ、地下水及温泉に變化を及ぼし、海嘯を起し、建築物の倒潰、破損、山林、道路、田畑、港灣、堤防等の損害が多であつたばかりでなく、火災を起して、實に名狀すべからざる慘狀を呈したのである。是等の夫々専門の學者により調査研究せられた。私は地質學上の見地から、主に地形の變化に就て記述するが、其前に地震地域の地質を略述することが必要である。

### 震災地の地質一般

震災地最古の地層は上部古生層で、主に粘板岩砂岩から出來て、甲州街道笹子峠の兩側に稍廣く分布し、之に次ぐは主に凝灰岩、角礫岩より成る所謂御坂層で、甲、相境界山地の兩側と富士山北方の御坂峠より東西に亘る山地を占め、廣く房總半島及三浦半島の主要部を構成し及び御坂層を圍みて、足柄地方より東方大山に達し、之から北に向ひ、更に西に轉じ甲、相の境界を過ぎ、大月から河口附近まで連なつて居る。第三紀層は頁岩、砂岩、凝灰岩、凝灰角礫岩等であ

る。箱根から伊豆の處々に火山岩に被はれて小區域に露出して居る。第三紀層は、凝灰岩、角礫岩が主な岩石である。相、武、上、相の臺地の下に僅かに露出して居る第三紀層は、主に粘土、砂礫で、第三紀の最新のものである。洪積層は相、武、上、總に亘る廣き臺地を構成し、澁峠、粘土、砂礫等である。沖積層は平地及砂丘をなすので粘土、砂礫等である。

火成岩で稍廣い區域を占めて居るのは石英閃綠岩で、笹子峠から北及南西に亘る山脈及甲相の境界から東に亘る山脈を構成し、玢岩、輝綠岩、蛇紋岩等は小區域に露出して居る。安山岩其他の火山噴出物は、足柄及箱根以南の地に廣く分布し、此外安山岩岩脈をなし小區域に露出して居る。

震災は全く地質の如何によるので、地質の鞏固な第三紀及其前の岩石並に閃綠岩及安山岩の地方には災害少なく、洪積層の地方にも亦少ないのである。其最も甚だしかつたのは、沖積及埋立地並に脆弱な火山噴出物の推積した地方であつた。御坂層、第三紀層、閃綠岩、安山岩の地方で崩壞が激甚であつたのは、是等の鞏固な岩石が崩壞したのではないので、之は崩壞を記述するときに説明する方が便利



であるから茲に記さぬ。

### 土地の隆起

土地の隆起は、今回の地震で最も著しい現象で、鞏固な基盤全部に變動を及ぼしたのである。此現象は海岸で甚だ明かであるが、潮汐があるから幾尺隆起したかは正確に分らぬ。陸地測量部で一等水準點の測量の結果を公にせられたから、此點文は正確であるが、全般に互つて居らぬ。依て之と各處で調査した結果とを綜合すると次のやうである。

房總半島 土地の隆起は南西海岸に甚だしく、夫から次第に減ずるのである。即ち南西海岸の平砂濱、富崎村等では、約八尺で、富崎村の布良及相ノ濱の漁港が浅くなり、満潮でなければ漁船の出入が出来ぬやうになつた。南端の野島崎が約六尺、其東の乙濱では約五尺で、該漁港は布良等と同一の運命に陥つた。七浦村亦五尺で白間津の漁港へは干潮時に漁船の出入が出来ぬやうになつた。之から北に次第に減じ千倉で約四尺、和田で三尺餘で、該漁港亦用を爲さぬに至つた。其北の鴨川で三尺、勝浦で一尺となり、之から北東に減じて遂に隆起を認めぬのである。東京灣方面では南の方から北條邊までは約六尺、館山沖の鷹ノ島では約七尺で干潮時には砂濱が續き、徒歩で行くことが出来、其東の沖ノ島では八尺であつて兩島の間に三小島が海上に現はれた。北條の北の那古、船形では五尺で船形の漁港は用をなさぬやうになつた。北條から東海岸に至る街道では、五尺一二寸から東に減じて四尺未滿になるのである。船形から北には次第に減じ、勝山で四尺五寸、湊町で四尺未滿、富津で二尺、木更津では一尺で、之から次第に減じて殆んど認められぬが、陸地測

量部の測量では東京に至るまで僅に隆起し東京の方に次第に減じて居る。

漁港は斯く用をなさぬに至つたが、此等の地方は皆第三紀の岩石であるから鑿岩機を使用し、岩石を破碎し浚渫して現在では漁船の出入が出来ぬやうになつて居る。

三浦半島でも亦南部に甚だしいのである。即ち南端の三崎附近では四五尺であるが、之から東京灣に向ひ横須賀邊までは二三尺で、横須賀では二尺であるが、金澤では一尺となり、横濱では分らぬ程度となるのである。三崎から北の方の相模灘沿岸では油壺で四尺六七寸で、北に次第に減じ、小田和灣沿岸で四尺未滿、葉山堀内で三尺餘、鎌倉で三尺未滿となり、之から西に次第に甚だしくなるのである。

鎌倉以西から伊豆半島では二ノ宮の西の山西が最大で、六尺六寸餘である。之から東西に減じ、東の二ノ宮で六尺五寸、大磯で五尺七寸である。馬入川を渡れば更に減じ、茅ヶ崎南淵で三尺五寸、南に突出した江の島の島で約四尺である。二ノ宮から西に亦次第に減じ、國府津で六尺餘である。之から南に減じて小田原で五尺餘、眞鶴で四尺であるが、東に突出せる三ツ石では、六尺も隆起したやうで、三ツ石は高く海上に現はれ、岬端と干潮時には連續して居るやうに見える。其南の吉濱では約二尺餘に減じ、熱海では五寸未滿となり、遂に隆起を認めぬに至るのである。

土地の隆起で漁港は損害を被つたが、其他には影響はなかつた。土地の甚だ隆起した房總半島及三浦半島の南部で第三紀層は隆起はしたが、變動を受けて居らぬ。其上に建築した家屋も殆んど災害を被つて居らぬ。

土地隆起の結果陸地が増加した、隆起が甚だしくない爲め其面積は狭い。最も廣いと思ふ房總半島の太平洋沿岸では、海水に被はれて居つた第三紀層が海上に現はれ、廣い處で其幅が一町位ある。砂濱でも亦同様で、平砂濱で一町位、北條海岸で一町乃至一町半位である。三浦半島では三崎附近から葉山邊までが比較的廣いのであるが、房總半島よりは概して狭い。

小田原以南は絶壁が多く、殆んど陸地となつた處はないのである。要するに狭小ではあるが、海岸線が長いから、陸地増加の面積は相當廣いのである。

房州の太平洋沿岸、三浦半島の三崎及葉山附近では、今回の隆起と同一の隆起が過去に二三回乃至五六回はあつたことが明かに分る。之は地震に伴ふ現象であるか否か、記録がないから、判然せぬが地震を想像することが至當と思ふ。殊に元祿の地震の時隆起した土地は、現に南房では利用せられて居る。斯く土地の隆起を伴ふ地震は、房州では土地の増加を致し、其面積は過去のものを加ふれば餘程廣く、太平洋沿岸町村の住民の大部分は、之に住居し此地域を耕作して居る。

### 土地の沈降及低下

土地の沈降は之を證するに難く、沈降したと認むべき海岸はないのである。陸地測量部測量の結果によると、王子から東京の西の落合中野、代々幡等を経て南の碑衾、大崎、品川等に至る附近は、最大一二寸沈降して居る。未だ公にせられぬから明かでないが、東京から甲府に至る街道上に沈降した處があり、特に八王子から西に最大であるとのことであるが、其程度は隆起に比して遙かに少ない

のである。

土地の低下は處々に之を見る、其幾尺低下したかは甚だ知り難いが、大抵二尺位を限度として居る、之は沖積地又は埋立地の如き柔軟なる土地が締まる爲めに起る現象で、基盤には關係はないのである。江戸川口から東京を経て横濱に至る東京灣沿岸の沖積地及埋立地は、甚だ柔軟で、本所、深川等では二尺も低下した處があると云はれ、六郷川口の埋立地で一尺、横濱でも一尺低下した處があると稱せらる。横須賀や鎌倉、小田原等の埋立地も低下したのは事實であるが、其區域と低下の程度は明かでない。甲府盆地では笛吹川と平等川及釜無川との合流點附近の田畑が低下したと云はれて居る。此外田畑の低下したところは處々にあるが、皆局部的の現象である。併し田畑、道路、家屋等に災害を與へたことは勿論である。

### 土地の龜裂及斷層

龜裂は地質の柔軟なる沖積地及埋立地に激甚である。土地の崩壊には多くは龜裂を伴ふが、之は崩壊の章に記するから茲には省く。房總半島では北條、館山、那古の平地に甚だしく、其大なるは海岸に平行したもので延長約一里、幅十餘尺、深さ六尺乃至十尺ある。之に並行して數條あるが、皆之より小である。之に直角即ち東西のもの數多斷續して東海岸に達して居るが、亦皆小である。獨り那古の南から東して正木の南を過ぎ府中、番場から延命寺に達する龜裂は甚だ大で、略東西に走り番場、延命寺間では南方に數段に七落し、落差五六尺、深さ八尺乃至十尺ある。延命寺からは第三紀の丘陵に入り幅六尺、深さ七尺で、南方に七落し落差は三尺である。之から東は平地に入り、更に第三紀の丘陵を通過し、豊田村に至る二



里餘の間之を追跡することが出来る。是等丘陵地では表土が厚く六尺から八尺ある。龜裂は上部の表土のみで第三紀層には變化がないと思はるゝ處もあるが、第三紀層の露頭で龜裂を生じ小落差のある處を檢し、及沖積層、第三紀層を通じ殆んど東西に一直線に走つて居ることは、他の沖積層其他で檢する龜裂とは異なつて、斷層と稱すべきであると思ふ。此南に之と並行して沖積層及第三紀層を通過するものがあるが、之より小である。此兩斷層は共に概ね南方に走落して居る、南西の海岸平地の神戸村、太平洋に入る加茂川の沿岸にもあるが、著しくない。東京灣に入る小糸川、小櫃川及養老川沿岸にあるものは、之より大きいので道路、河岸又は堤防に並行し、延長は五六間から百間以上で、二三百間斷續して居るところがあり、上流數里まで之を檢するのである。幅は多くは二尺以下、深さは三四尺時に六七尺のがある。其他處々に小なるものがある。

三浦半島で著しいのは、下北浦村長澤から高田に至る三條の龜裂で、沖積層及第三紀層を通じ東南東から西北西に走り、延長は七町乃至十町で、二十餘町の間に在る。三條の内、東の二條は南に、西の一條は北に走落し、幅、落差ともに一尺乃至六尺である。之は房州に於けるものと同じく斷層であるが、彼に比して小である。鎌倉、浦賀、横須賀等の埋立地及沖積平地には海岸、道路に沿ひて龜裂があるが、延長も短く且つ之に比すれば小である。

横濱の南なる久良岐郡日下村難色の丘陵臺地の耕作地にあるものは、延長約二百六十間の間に一尺乃至三尺の落差で南方に走落し其兩端は陥落して居る。陥落部は深さ四五尺、幅四十二三尺、延長二十二三間ある。走向は略東西で南に彎曲し臺地及臺地間の小溪を横斷して居る。

關東平野では江戸川平地、相模川平地、酒匂川平地に甚だしい。此外の河流の沿岸、平地特に埋立地に激甚な處もあるが、概して前記三平地ほどではないのである。

江戸川平地には江戸川の外古利根川、元荒川、星川、庄内古川等が流れて居る。龜裂は特に古利根川の沿岸に激甚である。其利根川に會する附近の栗橋では甚だしくないが、川に沿ひ斷續して居る。久喜の東の栗原からは沿岸に二三條又は五六條の龜裂が斷續して居るが、北葛飾郡戸崎村まで十二三里の間追跡せらるゝのではある。特に粕壁附近は甚だしく、延長千間、幅約三尺、深さ二尺のものがある。之に次ぐは元荒川で、星川を合する附近の篠津村及磯瀬村に稍著しいものがあるが、一度斷絶し、再び岩槻の北なる掛から始まり、大袋村三野村までは甚だしくない。之から越ヶ谷に至る約一里の間及越ヶ谷附近は川の右岸に五六條又は其以上の龜裂が出来、東の方古利根川に會するまで龜裂はあるが減じて居る。元荒川と交叉する見沼代用水の沿岸萬蒲附近のものは北西から南西に走りて尚星川に沿ひ、延長約三十町に亘り、五六條並走して居る。粕壁の南武里村にも約一里の間數多の龜裂が出来、床内古川沿岸では北の方は川邊魚沼で認め、江戸川に會するまで五六里の間之を追跡するを得、其數は多きも四五條で斷絶する處多く、前者に比すると小である。江戸川沿岸では北は座右沼の西なる築比地から松戸まで五六里の間斷續して居るが、前者より尙小である。

相模川沿岸の沖積平地の龜裂は激甚で、河口から上流約五里の厚木の北まで斷續してあるが數條の龜裂を追跡すべく、是等は相並んで或は階段狀に走落し、或は中央部が陥落して居るものがある。就中河口附近では沿岸約八町の間數條並走し、延長約三百間、處々陥落

し、段落し、須賀附近の馬入川の堤防では四條が東方に段落し、落差約二尺のがあり、十五間の間幅約五尺、深さ約二尺陥落して居る。河口から約一里半の大野村の厚さ約五寸の鐵網混凝土の相模川の堤防は破壊し、東即ち河に向ひ數尺押し出し高さ二十一尺のものが八尺乃至十尺に低下した。相模川の西に殆んど之と並走する玉川及澁田川沿岸にも甚だしいものがあるが、相模川に比すると小である。此他此沖積平地の水田、道路、分水等に沿ひ多數の龜裂がある。厚木から南の神田村に至る縣道は特に甚だしく、處により二尺乃至六尺陥落し、又は水田に押し出し、殆んど舊態を認めることが出来ない程度に破壊せられて居る。

配匂川沿岸沖積平地亦相模川に劣らぬので、其河口から上流四五里の沿岸には數條斷續し、堤防は殆んど全部破壊せられ、河水は處々に砂礫と共に水田に浸入し、耕作の不能となつたものがある。其國道と交叉する附近四五町の間は中央に縱斷龜裂が出来、處々決潰した。此外水田、道路、分水に沿ひ龜裂が澤山出来、殊に曾我村では延長約二町、幅一尺、深さ一二尺、岡本では延長三町、幅一尺、深さ三尺のものがある、此程度の龜裂は尙地にもある。支流の狩川沿岸にも數多の龜裂が出来、堤防は破壊せられ處々低下したが本流程甚だしくはない。

以上の最も激しい三大沖積平地の外相模灘に入る境川、引地川、小出川、花水川、葛川等の沿岸沖積平地にもあるが前者に比すると小であるが、元にも相當に大なる龜裂があり、被害は大であつたのである。龜裂は河に沿ひ、道路に沿ひて出来て、隨て大部分は南北に走つて居る。

以上舉げた河流の上流地方は、沖積平地狭く龜裂も急に少なく、

小流沿岸も亦同様なものである。

東京、横濱間で東京灣に入る河川は、北のもの程龜裂が少なく、且つ小である。只其河口附近は埋立てられ、爲めに大なる龜裂を生じた處がある。即ち東京では芝浦から洲崎に至る埋立地に數多の龜裂が出来、横濱では市内を縱横に通ずる河の沿岸道路は甚だしく破壊せられ、舊態を存するものなく、或は階段狀に走落し、或は中央部陥落する等種々の状態を呈し、一部は河中に押し出し或は崩壊して居る。此外六郷川から横濱に至る埋立地にも澤山の龜裂が出来、小田原では特に埋立地たる漆の附近が甚だしいのである。

甲府盆地では笛吹川の沿岸に甚だしく、石和附近から斷續して蓋無川との合派點に達し、之から富士川の沿岸に連り、歐澤まで五六里の間追跡が出来、笛吹川に合流する平等川、荒川、蓋無川では其合流點から上流へ一二里の間龜裂があるが、處々斷絶して居る。龜裂は段落し、一部分陥落し、落差一二尺で、四五尺のものもある。開口の幅は一二寸で、六七寸から一尺二三寸のものもある。堤防は爲めに川に押し出され、又決潰したところは應急修理をしたが、釜無川西方の堤防は五十間決潰し、南湖村の東西約一里、南北二十町の地域は濁水に浸され、更に九月十四日及十五日の大雨で決潰箇所が二三百間に擴大し、浸水は五明村に及び、其面積は東西約一里二十町、南北三十町となつた。

忍野盆地は山中湖の北にある。此盆地の龜裂は延長は大でないが、落差數尺、開口一尺以上のもの數多あるのである。

第三紀層、洪積層又は火山噴出物から成る臺地又は丘陵地の邊縁にも龜裂を生じたが、其數は沖積平地及埋立地に比して少ない。古生層、第三紀層、閃綠岩、火山噴出物等から成る山地にも龜裂が出来



て、其後の大雨で崩壊した。以上は崩壊を伴ふ場合が多いから、後に記述する。而して山地、丘陵地、臺地、特に傾斜地を通過する道路等には龜裂があつて、陥落するもの、階段状に下落するもの、又は崩壊するものがある。之は多く盛土で出来た部分で、基盤の岩石のあるところには之を見ることはないのである。

土地の龜裂は道路、堤防等を破壊し、山林、田畑を害し、家屋の倒潰、損傷を致すのである。

### 土地の崩壊

土地の崩壊は山地、丘陵地及臺地の各所に之を見るが、山地に最も激甚で、甲、相に跨れる山地及酒匂川以南の山地に見る通りである。之に次ぐは秦野の南部並に房總半島の丘陵地で、洪積臺地に於ける被害は少ないのである。

房總半島では第三紀層の崩壊したのはいくつか、多くは第三紀層と表土との境から崩壊し、又は第三紀層の分解したものが崩壊した。概して南部に多く北方に軽い。館山から神戸村に通ずる縣道の真倉切割の北から神戸村の上藤原に至る兩側の丘陵には數多の龜裂があつて、多くは種々の馬蹄形をなし、一部分は崩壊して居る。之は表面の五六尺の塊層に生じたもの、やうである。房總國境の鋸山の切石場及其海岸の絶壁には表土と第三紀層の分解した岩石、切石の廢石が崩壊し一部分は通路を破壊した。之が此地方の大なるもので、此外に丘陵及臺地の邊縁の處々に小崩壊を見る。

三浦半島は房總半島と略同様の状態である。横須賀、浦賀、葉山、北下浦等にあるものが甚だしいのである。横須賀漆町のは高さ約四十米、幅百間の地域の分解した第三紀の岩石、塊層、表土が崩壊し、

尙其南に殆んど連續して、高さ約十五米、幅三十餘間の區域崩壊し、道路を越えて海軍の倉庫に達し、當時通行中の約百五十人及車馬を埋没するの大惨事を呈した。葉山大崩では崩壊は高さ約六十米の處から起り、幅は二百五十間に互り縣道は全く破壊せられた。北下浦津久井の崩壊は長澤斷層の西端に起つたので、高さ約四十米、幅は百間以上で、數戸の家屋を埋没したが、幸に人命には及ばなかつた。此外丘陵及臺地の邊縁、特に鐵道、道路、海岸の斷崖に多數の崩壊がある。

相、武、上、相に互る臺地には舉ぐべき崩壊はない。特に東京以北及以東は然りである。以南には邊縁にあるが小である。東京では臺地の邊縁部處々に小崩壊がある。之は皆盛土の部分で崩壊したので洪積層の最上部の塊層すら崩壊して居らぬ。東京で大なるは御茶水驛の西即ち神田川の南岸鐵道線路に於けるもので、崩壊した石垣の石及土砂は神田川を越えて對岸に達した。崩壊箇所は高さ約三十米、幅四五十間、崩壊したのは盛土の塊層で、恰も洪積層と盛土との境から起動して崩壊して居る。横濱附近の崩壊も盛土の部分が多い。横濱から西特に高座郡では臺地の邊縁に龜裂を生じ、之から崩壊した處がある。之から八王子に至る間にも崩壊した處がある。概して臺地は絶壁の高さが低いのと、多くは塊層の部分のみであるから、大規模のものなく、龜裂も亦塊層の部分のみの様である。

秦野以南即ち秦野盆地並に相模川及酒匂川兩平地に圍まれた丘陵は崩壊甚だしく、丘陵中での隨一である。此區域は厚い塊層で被はれ大なる河流はないが小河、小溪の兩側は多くは急斜し、龜裂、崩壊は小河、小溪の兩側溪頭又は臺地の邊縁に出来て一定の方向はないが、甚しい處は東西に並んで居る様である。最も激甚なのは秦野の南

西約半里の中井村で、境原、組原等の部落では其數甚だ多く、至るところに之を見る。最も大なるは境の丘陵臺地の小溪に沿へる邊縁部にあるので徑約千尺の馬蹄形をなして南方に起動崩壊し、對岸を押し、爲めに二箇の小池が出来た。大なるは面積約二千六百坪、小なるは七八百坪である。境のものに次ぎ、塊層の泥流七八十間に及び、小池を作り、境、岩倉間の岩倉川に崩壊の爲め三箇の小池が出来るのである。境の西の臺地には北々東に向ひ馬蹄形をなして三十餘尺に落ち、中井村の西に隣れる上中村之に次ぎ、特に高尾、赤田に甚だしく、中井村に於ける如く各小溪の兩側には龜裂、崩壊を見ざるなく、北に面するところ特に激甚である。秦野の南東なる土澤村更に之に次ぎ早田、琵琶、矢澤等に甚だし、此區域では溪頭に於ける崩壊が特に著しい。以上地域より南には龜裂崩壊は減少する。

小田原以南の海岸から箱根一帯は安山岩、集塊石、火山灰砂、ラピリ等で、廣く塊層で被はれ、最下部には凝灰岩、凝灰角礫岩等が成層して居る。箱根以東小田原、眞鶴間は崩壊甚だしく、此地域は山側の傾斜が甚だ急である上に鐵道や道路を修築したから更に急となり、露出して居る岩石は風化齟爛し裂罅が多いから破碎し易く、火山灰砂、ラピリ等の如き粗鬆の岩石が層状をなし、上には柔軟な塊層が被うて居るのであるから、沿海岸は殆んど崩壊の厄に罹り、鐵道線路は全部破壊せられたと云うて差支なき状態に陥つた。而して緩傾斜地並に安山岩及集塊岩の部分は崩壊して居ない。龜裂は山側の處々に存在し、大雨の爲めに其一部が崩壊した。其中で著しいのは根府川驛附近で、此附近の民家は四五十間の下方に土地と共に起動し、家屋は倒潰し土地は崩壊移動し驛は海に入った。崩壊したのは七八十間で、海岸まで二百一三十間の間の丘陵臺地は耕

作せられて居つたが、起動崩壊して、凸凹を生じ、歩行するも困難の状態となり、海岸は四五十間も海に押し出し耕作地は全く破壊せられた。

小田原以南の地で最も著しいのは山津浪である。即ち地震の爲めに崩壊した土砂が上流から非常な勢で流出し、家屋を埋め、鐵道、道路、家屋等を破壊し、多數の人命を奪つたので、根府川のが最大である。之は白糸川の約二里の上流から起つて、安山岩塊、火山灰砂、塊層等が非常な勢で流れ出して海岸に達し、鐵道の鐵橋、道路を破壊して海に運び、三四十戸の家屋と人畜とを埋没した。川の兩岸は削るが如き絶壁となり、上流では千間も殆んど一直線の處がある。片浦村米神のは之に比すると小であるが、溪流半里の上流から流れ出し鐵道線路附近では流れ出した塊層が凸凹を呈し、鐵道及道路を埋めたのみでなく、二十戸内外の家屋を埋めたが海に達して居らぬ。此外にも溪谷約一里の奥から二三箇所に小なる山津浪があるが、部落まで達して居らぬ。兩岸の絶壁をなすことは白糸川と同一である。眞鶴のは驛に近い小溪で、溪頭に切石場がある、崩壊したのは廢石風化した安山岩片、火山灰砂、塊層で、溪頭から約二百五十間南へ流れ出し線路に達して居らぬが、縣道を破壊し二三の家屋を埋没した。山上には數多の龜裂がある。吉濱のは銀治屋の澤にあるので三箇所にある。銀治屋の部落に近いのは小溪で、高さ約四十米の崖地の一方が崩壊して對岸に達し、下流即ち東へ少し押し出して居る。此處も切石場で塊層等と共に廢石が非常に多く、蜜柑畑を埋めた。他の二箇處は部落から一里餘の上流幕山の東と北にあるので、東のは馬蹄形をなし、約四百五十間流出した。北にあるのは主に二小溪に起り、遠きは八百餘間押し出し、其内の一は安山岩塊岩片で、溪



頭から溪谷を閉塞し、茲に大き約千坪の池が出来たのである。箱根、足柄では緩斜の裾野には少ないが、足柄峠附近は上に富士のラビリを被り、龜裂が非常に出来て、急傾斜の處では崩壊して居る。箱根で甚だしいのは早川、須雲川の急斜面及大涌谷で、須雲川の兩岸は最も甚だしいと稱せられて居る。須雲川の兩岸は急斜で薄い表土と其下の風化霽爛した岩石とが龜裂を生ずると共に崩壊し、爾後の大雨で更に崩壊したので、上流から下流まで岩骨が露出した。大涌谷も亦同様である。早川の兩岸では上部の礫層と安山岩火山灰砂、ラビリ等が崩壊したので、基盤の岩石の崩壊したのは少ない。其甚だしいのは銚子の口から湯本迄で電車線路や道路は全く破壊せられ、大涌谷の出口では、小なる山津浪を起し、數家屋を埋め、小池が出来たが直ちに口が開いて池はなくなつた。銚子の口の風致は全く破壊せられ、宮ノ下、底倉、堂ヶ島等は爲めに家屋は多數倒潰の厄に罹つたのである。龜裂は甚だ多く、大雨で崩壊し災害を大ならしめたのである。

甲、相の山地では神奈川縣津久井、愛甲、中、足柄四郡から山梨縣南北郡留、東八代三郡に跨る廣大な區域に災害があつた。此地方は前に述べた通り主に古生層、御坂層、第三紀層及石英閃綠岩であるが、其表面は風化霽爛して破碎し易く、且つ礫層やラビリや表土で被はれて居り、山側の側斜は急で溪谷は多くは狭い。九月一日の地震で表土やラビリや礫層が崩壊し、又は龜裂を生ずると共に一部は壊崩し、更に九月十四日及十五日の大雨で龜裂から崩壊し、甚だしい處は山津浪となり、山骨は裸出した。神奈川縣では有名な大山、丹澤山は崩壊して赤裸と云はれる位甚だしいのである。大山は甚だしく急斜で、九月十四日及十五日の大雨の爲め龜裂から崩壊

し、表土と大小の岩塊、岩片等が山津浪となり襲來し、大山町を殆んど全滅せしめた。大山の南なる東奈野の養毛亦大雨により襲來した礫層、ラビリ表土、岩塊等の山津浪の爲め、多數の家屋が流失及埋没せられた。山梨縣では丹澤山から連る甲相境界山脈から南郡留郡に入る急峻な一帯の山地が特に激甚と思ふ。南郡留郡東桂村の急斜の山地では表土が基盤の凝灰角礫岩塊、岩片等を伴ひて崩壊流出し、倒壊家屋十七戸、半潰家屋十三戸を出した上、水田百餘町歩を埋めた。茲はラビリはない、明見村では主にラビリが流出し、田畑を埋めたが被害は甚だしくない。忍野村及中野村の山地は御坂層と石英閃綠岩で厚きラビリで被はれて居る。山津浪となり平地に流出したのは兩地ともにラビリのみで、上流に至り岩塊、岩片等を見るのみである。忍野村では田畑約三百八十町歩、中野村では百餘町歩が之で埋められた。北郡留及東山梨の二郡は南郡留郡より被害が稍少ない。而して石英閃綠岩の地方は地形が急で崩壊が他の岩石の地方より多いやうである。

### 水及砂の噴出

斯く崩壊は比較的柔軟な表面の部分に激甚で、基礎をなす新鮮な岩石には影響は少ないか、又はないと考へらるゝのである。而して其結果は田畑、道路、鐵道、家屋等を破壊したのは勿論、山林に對しては特に災害が激甚である。之が復舊には地質を考慮することが必要と考へる。

以上挙げた龜裂からは水及砂を噴出することが多い。房總半島に於ては北條、館山及那古附近の龜裂に著しく、噴水の高さは一尺乃至四尺に及び、砂は時に低き小圓錐形を呈し、中部に噴出孔あるこ







とがある、其直径は五尺、噴孔の深さ五寸を大とす。古利根川等の地方の龜裂には水及砂の外浮石及腐木を噴出し、噴出した水の量多く附近一面が五寸乃至一尺の水を被つた處がある。噴出した砂は種々の形をなして堆積し、大なるは高さ一尺三寸に及び立派な圓錐形をなし、噴孔を有して居るものもある。川崎の日本銅管會社では水と共に噴出した砂は、大なるは高さ一尺三寸、座積の長徑六尺四寸の小丘をなした。此外に噴孔の橢圓形、瓢箪形等のものがある。相模川、酒匂川流域の龜裂にも同一の現象がある。甲府盆地の富士見村の數多の龜裂からは盛に水と砂とを噴出し、加ふるに水路に故障が出來、地震後一時間を経ぬ内に村内に濁水が充ちて膝を溲するに至つた。花輪村及南湖村も同様であつて、田畑には噴出した白砂が見へるのである。其他の龜裂にも亦同様の現象があつたが、之より小で且つ少ない。

### 井水及温泉の變化

井水は地震と共に多くは混濁した。併し直ちに清澄したのもあり、一週後、一箇月後に清澄したのもあつて、一樣でない。又井内から砂を噴出して井底を埋め用を爲さぬに至つたのがある。箱根温泉は土地の崩壞の爲め埋没せられたのはあるが、温泉には變化はない。伊豆山温泉は一時閉止したが、直ちに少量湧出し、其後次第に増加し舊態に復したとのことである。熱海間歇温泉は非常に増加し、四六時中噴出したのみでなく、町内數箇所新に温泉湧出し其勢が强かつたが次第に衰へ、間歇温泉の噴出が四回となり二回となり、舊態に復せんとするの状態にあるとの報がある。伊東温泉は北部の松原及猪戸では増湯し、掘鑿中ノ井及龜裂から温泉が湧出したが、

南部の政須美では之に反して減少した。

安房北條の南西約一里半の西岬村濱田の海岸に温泉がある。之は現在汀線に近く地震前には五尺餘の海水を被つて居つたから、此温泉が地震の爲めに湧出したのか、今回海面上に出て發見せられたのか明かでない。温泉は第三紀頁岩の龜裂から湧出し無色透明である。海水が浸入するから能く分らぬが、鹹味を有し温度は攝氏二十一度であつた。近時此温泉が無くなつたと傳ふる人があるが眞偽を知らぬ。

### 海嘯及音響

海嘯は局部に襲來した、相模灘沿岸に就て見ると、三崎では海嘯でなく波が押し寄せた程度であつたが、其北の長井村大木根では三四尺、武山村小田及鹿島で六尺、葉山で十尺餘、逗子から鎌倉、片瀬で二十五尺の高さであつて、鎌倉で七百三十戸、片瀬で三百八十餘戸の家屋が流された。片瀬の西から大磯、小田原等を経て伊豆山に至る海岸には十尺内外の海嘯があつたが、被害はない、熱海以南に再び高く、多賀灣で二十三尺、宇佐美、伊東で二十尺餘の海嘯が襲來し、熱海で百五十餘戸、宇佐美で百三十餘戸、伊東で三百五十餘戸の家屋が流された。其南には次第に低く、小室では七十餘戸流失した。

太平洋沿岸では房總半島の南西端の西岬村洲ノ崎及南海岸の富崎村布良に高さ二十尺内外の海嘯が襲來したのみで、前者では燈臺の家一戸、後者では約七十戸の家屋が流失した。東京灣には海嘯はなかつた。

音響は房總半島で之を聞くが、其方向は北部では南西、北條附近



では西方、最南部では西微北である。三浦半島では甚だ稀れで、其方向は南である。其他には之を注意しないのである。

### 家屋の倒潰

家屋倒潰の多いのは沖積地及埋立地で、洪積地にあるもの之に次ぎ、第三地層及其以前の土層、石英凝岩、安山岩等を基礎とした家屋には倒潰したのは稀である。即ち倒潰家屋の多寡は前に述べた龜裂の多寡に正比例するのである。房總半島では北條、館山及那古の西海岸から東海岸の千歳、南三原に至る地方が激甚で、倒潰率は七割以上である。之から南北に減じ、特に南部は第三地層上にある家屋が多いから、急に減じ、全く倒潰家屋の無いと稱する白濱の如きがある。北部の太平洋方面では隰川以北の天津、湊等では殆んど被害なく、東京灣方面では次第に減じ、保田で倒潰家屋二割となり、姉崎、千葉では僅少である。只溪谷の廣い小糸川、小櫃川、養老川の中流に比較的被害の多い處があつて、此附近には龜裂のあることは前に記した通りである。

武蔵では江戸川、古利根川沿岸沖積平地に最も多いのであるが、北足立郡新田村の三割五分、幸手の三割三分、武里の三割二分等の倒潰が最大で、被害は一般には輕微と云ふべきである。東京では埋立地と新しい沖積地の上の家屋は倒潰したが、山の手は概して無事で全部の倒潰率は低いのである。

互相の地では、相模川及酒匂川流域が激甚で、家屋が殆んど全部倒潰した部落多く、倒潰家屋九割以上の町村があつて、北條附近に比すべきである。相模川沿岸の厚木町は倒潰と焼失で殆んど全滅し、酒匂川流域の小田原は倒潰家屋九割以上と稱せらるゝ上に、火災に

罹つたから慘状は更に甚だしいのである。此他河流の沿岸にある部落で被害の甚だしい處があり、局部的に災害を被つたと考ふべき處がある。而して臺地、丘陵地にあるものは一般に被害は少ない。箱根で比較的被害の多かつたのは土地の崩壊により破壊埋没せられたのと、盛土の崩壊龜裂によるのである。沿海岸の鎌倉、横須賀、浦賀、横濱、六郷川口の町等は近年埋立せられて建築したる家屋多く、隨て被害は比較的多い。

甲州では甲府盆地に稍多數の倒潰家屋があるが、最多の富士見村、花輪村でも二割に充たない。山中湖畔の中野村にも倒潰家屋あるが亦一二割に過ぎぬ。

倒潰家屋は以上諸州の外隣接の邦國に之を見るが、其数は少ない家屋の外幕障其他工作物で倒潰したのが多々あるが之を擧げぬ。

火災は家屋の倒潰から起るので、隨て倒潰家屋の多かつた市町村には火災があつたのである。家屋の倒潰は地質に關係することが多いから、火災は地質に關係が深いとも考へらるゝのである。

以上は今回の地震から生じた地變を地質上から觀察した概要である。要するに地質が良好で地盤が鞏固であれば、大地震に際しても災害を被ることがあつても輕微であることが、以上の事實で明かである。而して今回の地震が、如何にして何れに起つたかと云ふことに就ては、種々の議論があり、甚だ六かしい問題である。又相模灘の海底の變化と云ふことに就ても同様である。茲に私は私の觀察した地變のみを記するに止めて擧げする。

## 東京を襲へる歴史地震

理學博士 今村 明恒

五、慶安二年(一六四九年)六月二十日午前三時

此の地震は建府以來始めて經驗した大地震で、市内に於ける死者の数は數百人に及んだであらう。此の時江戸市中の家の瓦葺のものは皆損じ、之に反して柿葺のものは被害が輕かりしを以て、令して此後瓦葺を禁じた。然れども令は嚴に行はれざりしか又は直に解かれたか、何れにしても確實には實行せられなかつた様である。上野大佛の頭は此の時にも落ちた。

六、寶永三年(一七〇六年)九月十五日午後十一時

七、延享三年(一七四六年)三月二十日午後八時

八、安政二年(一八五五年)十月二日午後十時  
之れが所謂安政の江戸大地震である。震源は本所の東龜井戸村、下總市川村の近傍を中心として此の邊から四里四方には家倒れ、人死し、所々に土地の割裂を生じた。又十三里四方の地にも家屋に多少の損害を生じた。江戸に於ける被害は、全潰家屋一萬七千四百四十四軒、此の外火災に罹つた所は凡そ十四町平方の面積を埋められる。死者の数は町民四千六百二十六人、諸士二千三十一人、合計六千七百五十七人であつた。火災は初め六

最近三百年間に於て、大震を最も頻繁に記録したのは東京地方である。幕府の時代に多くの地震が起つたのは、政治の中心であるが爲めに、此の地方のみが記録全く完備せるにはあらずるかを疑はれもするが、今日の器械觀測に依て、一地方に偏することのない時期に於ても、亦最も多いのを見れば、之を疑ふ餘地がないやうに思はれる。東京の市街に最も近い震源地は、東京灣から北に向つて龜井戸市川邊を通過し、稍々北西に方向を轉じて略々荒川筋に沿へるものであつて、此處に起つたものゝ好例は、安政二年江戸の大地震と明治十七年の東京地震とである。常陸地方に起るものは、近時にも多くあるから從來もあつたのだらうけれども、多くの歴史地震に就て之を識別する程の材料がない。此等の地方に起つた江戸の大震は次の様である。

(1)

- 一、元和元年(西曆一六一六年)六月一日正午
- 二、寛永七年(一六三〇年)六月二十三日午後十二時
- 三、寛永十二年(一六三五年)一月二十三日午後一時
- 四、正保四年(一六四七年)五月十四日午後四時



十箇所に起り、次いで數口合併したる結果三十八箇所となつた。  
 九、安政三年(一八五六年)十月七日午前八時  
 (2) 震源が太平洋底にあつたもので、江戸が大損害を受けた例は次の様である。

十、元祿十六年(一七〇三年)十一月二十三日

此の地震は其區域、震動の強さ、津浪の程度と分布、陸地の隆起等種々の點に於いて大正十二年の關東大地震に酷似して居る。因つて此の地震の概念を得るには、それと大正大地震との相違を擧げる方が捷徑である。

發震時刻は冬の最中の午前二時頃と云ふのであるから、無論方々から火が起つた。然し乍ら大正年度の様な化學藥品からの發火とか、其の他西洋文化の輸入に起因した被害等は之なく、又各自に消防能力があつたので、災害は大正震火災から火災を減じたものと見るべきである。小田原が最激震地であつたこと今回と變りはないが、當時は現在の横濱、横須賀兩市がなかつたことも顧慮しなければならぬ。武相、房總、伊豆に於ける死者合計五千二百三十三人は恐らく大正震火災から火災を減じた被害に近いであらう。

第二の著しき相違は、震源が大正の場合よりも稍々東南に偏し、寧ろ安房の南東沖にあつたことであらう。之を證據立てる材料として、第一は土地の隆起區域である。即ち房總半島は土地の隆起今回よりも稍々著しく、安房の相濱に於いては、二十尺も隆起し、現在の野島崎燈臺所在地は其前までは海中の岩礁であつたが、此の土地一帯に隆起して陸続きとなり、斯かる状態は上總の東岸にまで擴がつに拘らず、湘南一帯又は三

浦半島には、大正年度の如き土地隆起を認めなかつた。次に今一つ記すべきことは、津浪の分布であるが、其の東京灣又は相模灣の沿岸に波及した状態は、前後の大震に於いて別段の相違なきも、房總半島の東海岸に於ける波及状態に著しき相違がある。即ち大正の大震災に於いて、房總半島に於ける津浪の被害地は、房州の南西相濱の一箇所のみであるが、元祿の場合に於いては、天津、小湊、御宿等は云ふに及ばず、九十九里濱にまで及んで居る。されば以上の二點を除き、元祿の大震災は種々の現象が大正年度の場合に酷似して居ると云つても良いのであつて、此は兩者が同一の系統に屬し、而も相隣接して起つたことによつて生じた關係であらう。

十一、安政元年(一八五四年)十一月四日午前九時

(3) 次の地震は地震帯不明の部に屬する。或るものは利根川東京灣地震帯に屬するらしいが、他のものは相模より房總に互る地震帯に屬するものらしい。

十二、慶安二年(一六四九年)七月二十五日午後一時大地震。竹橋附近の家屋及び雜司ヶ谷藥園の茶室等破損し、川崎驛の人家は百軒程崩れた。

十三、元祿十年(一六九七年)十月十二日午後一時鎌倉大地震

十四、天明二年(一七八二年)七月十四日夜半小田原大地震

十五、文化九年(一八〇七年)十一月四日午後二時江戸及び近國大地震

以上十五回の大震に於て最も激烈であつたのは、慶安二年、元祿十六年及び安政二年の三大震である。共に夜間に起り何れも數百乃至數千の人民を亡ぼした。

(4) 明治に入つてからは(東京に於ける地震の器械觀測は明治八年を以て始まる)

十六、明治十三年(一八八〇年)二月二十二日横濱地震。震源は東京灣内で、兩岸特に横濱附近は強く感じ、家屋の破損、煙突の顛倒若しくは大破を生じた。

十七、明治二十二年(一八八九年)二月十八日東京地震。震源は東京灣にあつて、東京では家屋に些少の破損を生じたが、横濱以南三浦半島及び安房上總に於ける損害は却て大きかつた。

十八、明治二十五年(一八九二年)六月三日東京地震。此の地震は東京灣近傍の地に於いて最強烈に感じ、殊に東京の下町に於いては破損家屋五、破損土蔵二十四、煙突崩壊二、橋梁破損一、塀破損一を生じ、佃島邊に於いては海水の異狀を呈した。

十九、明治二十七年(一八九四年)六月二十日東京地震。此の地震は東京帝都が始めて経験した大震で、安政三年後斯の如き大震は此の地方には嘗て起らなかつた。震源は東京の東北を過ぎて北西に向へる長帯であつて、其の震波傳播の状態等は極めて能く安政大震に類似して居る。東京府下に於ける被害は倒潰して使用に堪へざる家屋九十、破損せるもの四千八百三十二、倒潰煙突三百七十六、破損せるもの四百五十三、牆壁破損二百六十二箇所、延長千五百六十二間、橋梁の破損は三箇所で延長百四十間、其の他地盤の裂罅、陥落夥しく、人命の損害は死者二十四、重傷者三十四、輕傷者百二十三に及んだ。

二十、明治二十八年(一八九五年)一月十八日常陸地方地震。利根川の下流沿岸を震盪せる地震で、此の地方に於ける強さは前年六月二十日東京に於いて感ぜるものよりも、稍々小なりしも其の

區域は頗る大きかつた。東京に於ける死者一、傷者三一、家屋の内全潰八、半潰一一、破損一二九二、牆壁破損四五、煙突の倒潰一五、破損六八を數へた。

x x x x x



# 震災と東京府下の先史・原史時代の遺跡

文學博士 鳥居龍藏

## 第一編 東京府下の部

### (一) 東京府の地形と有史以前の遺跡

東京府下は、東京市を始め荏原、豊多摩、南多摩、北多摩、西多摩、北豊島、南足立、南葛飾等の郡から成立つて居るが、是等の地方を地理學的に大別すると二つとなる。一は洪積層の臺地即ち武藏野、他の一は沖積層の臺地所謂水郷の武藏野である。

これらの二地方を詳言すると、市の一部、荏原、豊多摩、南多摩、北多摩、西多摩及び北豊島などの或る部分は、洪積層に屬し、市の一部即ち下町方面、南葛飾、南足立、北豊島、荏原等の或る部分は、沖積層に屬して居る。昔、これらの土地は、洪積層の臺地の方では、鬱蒼たる森林で、沖積層の武藏野は當時海の侵入が多かつたであらうと思はれる。

此處に最初来たのはアイヌであつて、久しく住んで居つたのである。此のアイヌを人類學(Anthropology)考古學(Archaeology)の上から細く観ると、其の土俗學(Ethnography)の事實に於て二つに區別

される。一は海岸居住のもの、一は山の手居住のものである。

此の海岸居住のものは、主として當時の海岸線若しくは此の海岸線に流れ込んで来る川筋、その水源である湖の畔などに棲息して居つて、考古學的に云へば、所謂薄手派土器を製作使用した者が之れに屬する。今之を假りに薄手派と云つて置かう。これらは主として漁業を以て生活の方法とし、且つ貝塚を遺して居る。第二の方は、當時の海岸線を離れて少しく奥の方の北、或は山の手へかけて住み森林内に狩を業として生活して居つたのであつた、此の分布は、遠く甲州、信州までも及んで居る。考古學上、厚手派土器の製作使用者が之れに屬する。これも茲に假りに厚手派と云つて置かう。斯ういふ風に當時の民衆は、石器時代の境遇にあつたのであつて、同じアイヌの内でも、海の近處に居て漁業を事とするものと、山の手にて狩獵生活をするものがあつた。

これらのアイヌの遺跡は、東京府下の各郡に互つて存在して居る。其の漁業の民は、荏原、豊多摩、北豊島及び市の高臺等に互つて、彼處此處に貝塚を遺して居る。其の時分、水郷の武藏野は多くは海水の浸入場處であり、若しくは水澤の地であつた。ここには民衆が

住んで居なかつたと云ふと、さうではない。例へば南葛飾の立石村の如きには石棒が現存し、市の本所區龜戸附近にも會て石棒があり(江戸鹿子に據る)又薄手派土器を發掘したことがあつた。かういふことから見ると、此の附近はアイヌの棲息當時、既に彼方此方に砂洲が出来、それらの間に丸木舟など浮べて往來したのでらう。兎も角、彼等がかやうに漁業と狩獵とにて生活して居つたのである。當時彼等の文化は、石器や骨器を使い、土器を製し、堅穴に住んで居つた。

以上はアイヌのことであるが、次に吾々の祖先はどうであるかといふと、彼等は、アイヌの石器使用時代の中期若しくは後期の頃に此の武藏野に到着したのであつて、彌生式土器乃至はその石器なども存し、彼等が生活して居つた堅穴の跡も各處に遺つて居る。其の最も著しいのは北豊島郡の高臺である。その外、武藏野の高臺の各地に存在する。然るに吾人祖先は、當時石器時代の境遇からだんだん進歩發達して、遂に原史時代を形成し、その時分になると、古墳を造り初め、人が死ぬとここに葬つたのである。古墳には二種あつて土饅頭の形をした土墳と、第三紀地層を横に掘つて作つた横穴とがある。(荏原、南多摩等は洪積層に)東京府下の各郡に互つて此の二種の古墳が存在する。

更に之を土墳の方から云ふと、之には都合二つの形式があつて、一は内部に石櫛を設けたもの、他の一は無石櫛のものである。東京府下では、石櫛のある古墳は、無石櫛のものに比して割合に少ない。此の存在では、玉川上流の上沼部、北多摩の日野附近が著しい。芝の丸山にあつた小さな古墳の内部には簡単な石櫛が設けられてあつた。府下に多く存するのは無石櫛のものである。これらは今日で

は石櫛が見られないが、もと人を葬る時には、木椁に納めてあつたのが腐朽して全く無櫛の状態になつて了つたのかも知れない。兎も角、無石櫛の古墳の多いのは東京府下の特徵である。事によると、土墳に石の組合せ石棺などの設けられた例がある。鴻の臺の古墳が之れを説明して居る。此の組合せ石棺が古墳の最上部にあるとすると、或る場合に上方の土が削られると無くなるわけであるから其のために無石櫛となつたかも知れない。此の事も考へる内に入れて置かぬばならぬ。

古墳の外部の構造は、圓塚と竪穴型(前方後圓)とがある。瓢箪のものは、芝の丸山、青山練兵場内、日枝神社、上野の摺鉢山、駒込富士、淺草の眞土山の如きは其の例であつて、その他、武藏野の各郡に存在し、圓塚は大小にかかはらず多く諸所に散在して居る。尙ほ方形の古墳もあつて、其の例は管内ではないが、埼玉縣の入間郡の摺鉢井附近にある。これらの土墳は、多く埴輪土偶、土馬、其の他の樹物が周圍にたつて居つたもので、之等が出て来る武藏野の古墳は、その構造と、その遺物等に據て時代的色彩も判り、當時の風俗をも知る事が出来る。現今日本中で斯くの如き多くの埴輪土偶などを有つ古墳は他に比し珍しいと思ふ。古墳内から劍、太刀、小刀子、首飾の曲玉、管玉、切子玉、硝子玉、腕輪、其の他土器の類等が出る。これらは當時の文化として觀るべきものである。

之れに由つて觀れば武藏野は、當時人も住み、彼方此方に聚落のあつたことが判る。此の遺存する古墳は、聚落の人々の奥津城である。斯かる古墳は武藏臺地ばかりではない。南葛飾郡中川の沿岸の立石からも埴輪が出たし、淺草から葛飾の方へ掛けて古墳も多数にあり、住居の跡も残つて居る。南葛飾郡立石附近に原史時代彌生式



土器を出す所がある、これらを見ると、當時低地にも彼方此方に小さい沖積堆土が出来、其の上に人も住み、又其の奥津城もあつたと判る。これらを総合すると東京府下各郡の原史時代は可なり濃密に村落などがあつたやうに思ふ。

更に歴史上から考へると、武蔵野に二國があつて、一は秩父、一は武蔵である。秩父といふは今の秩父を中心として其の附近の各郡がこれであつて、或は東京府下の西多摩、北多摩の如きも秩父國の管轄であつたらうかと思ふ。秩父は今では極く偏鄙の地であるが、當時は上州に接近せる關係や政治上の都合もよく、相當に文化を有つて居つたことは、兒玉、秩父附近に分布してゐる百墳の文化が語つて居る。武蔵の方は大宮を中心として、南足立、北足立、北豊島、荏原、豊多摩、南多摩の諸郡、東京市の高地等が之れに屬するやうに思ふ。東京府及びその附近の古墳其の他の遺跡は、此の二國に關係を有し、殊に東京府は多く武蔵の方に關係あることは之れによつて知ることが出来る。

(二) 有史以前・原史時代の遺跡と震災

乃では等の有史以前及び原史時代の遺跡、遺物が今回の震災によつてどういふ状態になつたかと云ふと、私はさう多くを見ないが、さのみ變化は無いやうである。古墳が地震で破壊したといふ事實も見ず又そうした話も聞かない。又アイヌの有史以前(石器時代)の遺跡貝塚が地割れして散亂したことなども見聞せない。要するに今回の震災ではあまり影響を蒙らなかつたやうに思はれる。

伊豆諸島、殊に大島の如きは三原山の噴煙が今回の地震でどうなつたかと云ふと、此の島の西岸にアイヌの有史以前の遺跡があつて、

昔三原山の噴火の時、熔岩流を流してこの民家を全滅させたものと思ふ。此は遺跡の上に熔岩流の岩石が層を成して居ることによつて判り、大なる惨劇であつたことが想像される、古代の大災害について事實がかやうに證明して居るが、今回は大島は難を免れて居る。かかる遺跡はどうなつたか未だ實地を調べないが、遺跡を覆ふた熔岩が崩れて一大變化を呈したといふ話も聞かない。これは特に注意すべき事である。

第二編 東京市とその附近

(一) 震災と東京市

今回の震災にて最も惨害を蒙つたのは東京市内であり、殊に市内は震災に火災を伴つた爲めに非常に甚しい惨状を呈したのである。是等の災害が東京市の有史以前、乃至原史時代までは歴史時代のものに對して如何なる状態を呈したかと言ふに、場所によつては殊に甚しい損害を蒙つて居る。乃で私は東京帝國大學理學部に奉職中、災後直に私が主宰する人類學教室員たる同理學部助手小松眞一君、同教室員木川半之丞君等と共に之れが調査に著手した。這是其の當時でなくては出来ないことで、私としては時機を得たものであつて此の結果は大に參考となることが出来た。

今回の震災は實に大なる不幸にして悲しむべき極ではあるが、一方から觀れば此の高い犠牲が學問上大なる結果を與へたのである。即ち東京市に於て是迄人家が建列つて居た爲、其の附近の見えなかつた地形遺跡のよく見える様になつた場所がある。殊に下町の總てが燒失して目に遮るものない關係上、沖積層一帯の平野は言ふに



墳古山天辨内院寺草茂 (圖下)

墳古山土眞 (圖上)





探尼龜草淺(圖下)

探馬鞍草淺(圖上)